東日本大震災等における

平成 29 年度

東京都支援活動報告書

～7 年目の記録～

平成 30 年 3 月

東京都

はじめに

東日本大震災の発生から７年が経過しました。

被災地では、住まいの再建をはじめとする復興まちづくり事業や、道路等の公共インフラ事業が着実に進展しています。また、原発事故の影響の大きい福島県内においても帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除されるなど復興・再生に向けた動きが本格的に始まっています。

一方、未だ全国に７万人を超える被災者が避難生活を余儀なくされており、生活再建等においてきめ細かな対策が求められるなど、復興はいまだ途上にあります。

都は、発災後直ちに被災地へ医療救護班や保健師、応急給水のチーム、警察・消防職員等を派遣し、応急復旧を支援しました。

震災直後の応急復旧の段階から本格的な復旧・復興に移行した後は、職員派遣のほか、風評被害払拭や風化防止のための取組、スポーツ・文化を通じた支援など、被災地の復興を幅広く後押ししてきました。

平成 29 年度は、東日本大震災の被災３県、熊本地震並びに九州北部豪雨の被災地である熊本県・福岡県に対し、専門技術や行政経験、被災地支援への高い志を持った延べ約 90 名の職員を派遣し、復興を支援して参りました。

本書は、被災地で多岐にわたる復興事業に従事した派遣職員が、この１年間に携わった業務の内容や成果を報告しつつ、直面した困難を乗り越えるための苦労や工夫を紹介しています。

また、今回は平成 29 年８月に任期を終了した「一般任期付職員」が５年間にわたり携わった業務の報告や被災地での体験談なども収録しています。

本書を通じて、都の被災地支援の取組について理解を深めるとともに、都政の幅広い分野で被災地での経験や教訓を活用いただければ幸いです。

平成 30 年３月

総務局復興支援対策部

本報告書は、被災地支援の業務を通じて、派遣職員が直に体験し、考えたことを原則としてそのまま掲載しています。

INDEX 目次

職員派遣
（東日本大震災）
P.1~

職員派遣
（熊本地震・
九州北部豪雨）
P.181~

管理団体職員派遣
P.287~

任期付職員派遣
P.201~

現地事務所
P.303~

技術系職員

道路・河川等 …… 2
港湾施設 …… 25
漁港施設 …… 34
区画整理 …… 38
復興公営住宅 …… 43
公共建築物整備 …… 46
水道事業 …… 50
下水道事業 …… 61
治山事業 …… 66

事務系職員

復興計画等 …… 70
用地取得 …… 87
土地収用 …… 111
産業再生等 …… 114
税務 …… 160
避難者支援 …… 169
遺児孤児支援等 …… 173
医療復興等 …… 176

【表紙の写真について】

①再生可能エネルギー産業フェア
（愛称リーフふくしま）
②平成29年10月に行われた鍬ケ崎・
光岸地地区まちびらき（宮古市提供）
③復旧工事の進む熊本城
④渓床荒廃状況確認作業の様子
（福岡県朝倉市）
⑤菖蒲田浜海岸完成写真（七里ヶ浜町）
⑥換地処分が完了した野田村城内地区
（野田村提供）

東日本大震災等における

平成29年度
東京都支援活動報告書

～7年目の記録～

第1部

職員派遣
東日本大震災

技術系職員

道路・河川等
港湾施設
漁港施設
区画整理
復興公営住宅
公共建築物整備
水道事業
下水道事業
治山事業

事務系職員

復興計画等
用地取得
土地収用
産業再生等
税務
避難者支援
遺児孤児支援等
医療復興等

道路・河川等

岩手県沿岸広域振興局
土木部 河川港湾課

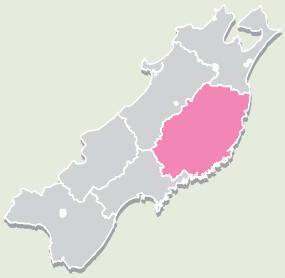

業務概要

岩手県の沿岸部である釜石市及び大槌町内の県管理の河川、砂防、急傾斜、ダム、港湾、海岸の維持管理及び工事を行っている部署です。

○河川砂防チーム

洪水・津波・高潮による災害を防ぐと同時に、人々が川や海に親しめるような施設づくりを行っています。

・津波・高潮災害の防止

東日本大震災に係る海岸災害復旧工事により、小白浜海岸の防潮堤・水門等を整備しています。

・洪水災害の防止

洪水を安全に流下させるため、護岸・築堤・河道掘削等の工事を実施しています。

また、工事を行う際は、人々が水辺に親しむとともに、多種多様な動植物の生息空間となるよう「多自然川づくり」を実施しています。

・河川・日向ダムの維持管理

住み良く快適な河川環境を維持し、洪水時にダムが正常に機能するために、日頃から河川維持活動とパトロール・点検を行っています。

・がけ崩れ災害及び土石流災害の防止

急傾斜地の斜面に崩壊防止の工事を行う他、「がけ崩れ危険箇所」からの住宅の移転について補助を行っています。また、土石流を防止するため、砂防えん堤を整備しています。

○港湾チーム

釜石管内にある港湾局所管海岸、釜石港の港湾施設及び港湾区域を管理しています。平成 29 年度は、下記の事業に加え、大阪府から無償譲渡されたガントリークレーンの設置工事に取り組んでいます。

・釜石港の災害復旧

東日本大震災に係る釜石港の港湾災害復旧工事を行っています。

・津波・高潮災害の防止

東日本大震災津波に係る海岸災害復旧工事 (釜石港) により防潮堤等を整備しています。

鵜住居川 (中村地区) 台風 10 号被災直後　H28.9.1 撮影

応急対応完了　H28.9.7 撮影

釜石港 (防潮堤、ガントリークレーン等 整備状況) H29.8.27 撮影

岩手県

道路・河川等

沿岸広域振興局土木部河川港湾課

牧　浩隆（建設局）

1　担当業務の概要

昨年度に引続き、岩手県釜石市の南側に位置する「小白浜地区海岸」の災害復旧工事監督に従事しています。防潮堤整備をメインとした土木工事、水門・陸閘のゲート操作のための機械設備工事の工事監督に加え、今年度は建築工事（水門操作室）の監督や遠隔操作設備工事及び安全周知設備工事との設計・工程調整、国交省との重変協議対応、防潮堤の盛土材に使用する土砂の調達先調整、水道事業との調整を担当し、平成29年度中の工事概成へ向けて事業を進めました。

2　苦労したこと・工夫したこと

施設の運用を見据え、設計を変更する作業は苦心しました。昨年度までは、メインの施設である水門、防潮堤、陸閘本体の対応が主な業務でしたが、今年度は道路の構造、排水側溝及び転落防止柵の規格など、付帯構造物の設計内容を見直す機会が増えました。

特に、釜石市との工事調整を経て、復旧市道の構造変更に対応したことは、当初の計画よりも時間を要してしまい、現場では工程の変更も必要になりましたが、管理者にとっても納得のいく結論へ導けたため、禍根を遺すことなく整理できて安心しています。

設計計算上の都合だけでなく、今後活用していく地元の人達にとって便利で、安全を確保するためのものとして十分な施設であるよう、柔軟な対応が必要であることを学ぶことができました。

3　印象的なエピソード

「牧さん、私のことわかりますか～？ ^^」ええ、存じ上げておりますとも。職場バレー部の飲み会へ顔を出した時のこと。にこやかに声を掛けてくださったお姉さまは、紛れも無く地元漁協に勤められている職員さんでした。仕事でも話す機会のない方ですが、私の印象について語ってくださいました。

担当している工事現場は、鮭の遡上数が県内でも他の地区より多い河川であるため、地元漁協との調整は欠かせません。工事説明や車両通行止めの調整、河川内や河口部での作業など、足繁く通い、組合長や参事など関係者の方々と打合せを重ねてきました。実務関係者としか話す機会は無かったのですが、漁協内では背筋がピンとした険しい表情の人として、周りの方々にも顔を覚えられていたようです。また、電話や打合せの姿勢が低いことも話題になっていたようで、飲みの席とのギャップに笑われてしまいました。工事のために漁業の調整をお願いする立場という意識が表情や声や姿勢に現れていたようですが、相手方から良い印象で捉えていただけていることが判明してほっとしました。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

平成29年6月、福岡県にて大規模な豪雨災害が発生し、釜石勤務をしていた福岡県からの応援職員の方が、8月末に急遽引き上げることになりました。担当されていた震災復興の業務を期間一杯全うし、滞りなく引継ぎを行い、9月からは福岡で災害対応に従事されている姿勢に刺激を受けたところです。引継いだ岩手県側も本庁や他公所を交えて業務を再分担し、工事完了へ向けて進めています。

技術系職員

災害は突発的に発生することが多く、また想定外の対応を緊急で求められる事態は起こります。通常業務に加え、災害対応にも即座に順応できるよう、常に先を意識して業務に取り組む姿勢が重要であることを体感してきたとともに、東京でも豪雨災害、震災、噴火等の大規模災害は起こりうる事象であると、改めて意識しながら今後の業務に取り組んでいく心構えができました。

被災前全景

水門被災前状況

被災後全景

水門被災状況

現場全景 平成 29 年 12 月時点

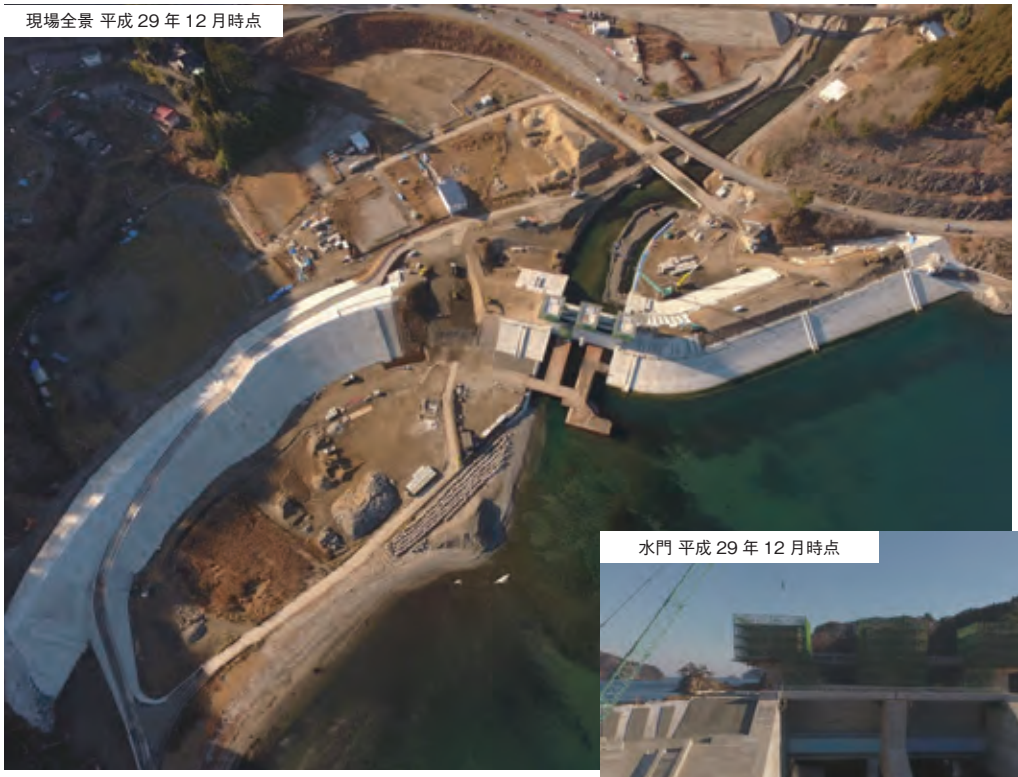

水門 平成 29 年 12 月時点

道路・河川等

岩手県沿岸広域振興局
土木部　復興まちづくり課

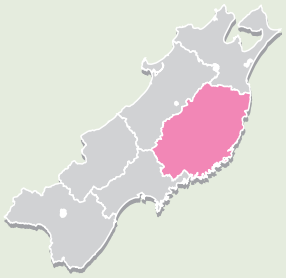

業務概要

岩手県沿岸広域振興局は岩手県沿岸南部に位置する釜石市に所在しており、北は田野畑村から南は陸前高田市まで９市町村を所管している。このうち土木部は釜石市、大槌町の道路・砂防・急傾斜・河川・海岸・港湾・公営住宅事業の実施及び管理、指導等のほか、土木センターで所管する土木行政事務の総括を行っている。我々が所属する沿岸広域振興局土木部（以下、「沿岸土木」と称する。）は、東日本大震災津波による被災前は 33 名の職員で業務を行っていたが、現在は、臨時職員も合わせると 83 名（H30.1 時点）近くとなっている。この中で、自治法派遣職員は東京都５名、静岡県６名、福岡県２名（途中帰任）計 13 名、岩手県採用の任期付職員は９名（1 名退職）となっている。沿岸土木の平成 29 年度予算額は概ね 270 億円であり、震災前の約７倍となっている。釜石市は人口約 3.5 万人、面積約 440㎢。大槌町は人口約 1.1 万人、面積約 200㎢。岩手県内では比較的温暖な気候で積雪量は少ない。リアス式海岸が連なる特有の地形を有している。

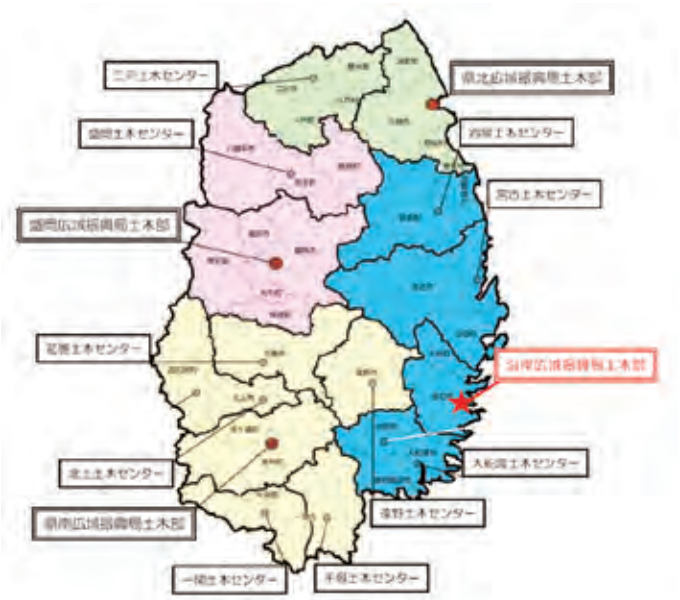

（岩手県土木事務位置図）

岩手県東日本大震災津波復興計画に基づき、現在は第３期（H29-30 更なる展開への連結期間）として「いのちを守り　海と大地とともに生きる　ふるさと岩手・三陸の創造」の旗印のもと、復興事業を迅速確実に進めている。また、平成 31 年９月に始まるラグビーワールドカップでは、東北唯一の開催都市となる釜石市内の津波防護機能を発現させるため、困難課題にも精力的に立ち向かい事業推進している。

岩手県シンボルキャラクターたち

こくっち（二戸・久慈・県北エリア）、とふっち（盛岡・八幡平・県央エリア）、おもっち（平泉・花巻・遠野・県南エリア）、うにっち（宮古・釜石・大船渡・沿岸南部エリア）
そばっち（岩手県のメインキャラクター。いわずと知れたわんこそば）
※岩手県は漆生産量日本一、雑穀生産量日本一

岩手県

道路・河川等

沿岸広域振興局　土木部　復興まちづくり課

奥平　周示（建設局）

1　担当業務の概要

私は宮城県、福島県派遣を経て岩手県派遣となった。東北５年生である。福島県で自分の良き相棒となり活躍してくれたプロパー職員との別れ。複雑な思いを胸に、東京に帰る距離と同じだけ北上し岩手県釜石に向かった。途中最初にお世話になった宮城県気仙沼を通過して。

沿岸広域振興局で私は復興まちづくり課に所属し、プロパーチームの一員として、静岡派遣チーム、設備チームとともに釜石市・大槌町にある４水門と海岸防潮堤の復旧・復興を進めるのが主たる業務である。

2　苦労したこと・工夫したこと

赴任した際、やはりこれから自分を支えてくれる中堅プロパーが会うなり「何でも気軽に聞いてください。」と言って会釈してくれた。福島県で相棒を失った思いで来ただけに、某ゆうちょ銀行のコマーシャルに登場する「ゆうちゃん」に出会えた気分だった。お陰ですんなり業務を開始できたし、今でも彼の手腕に助けられている。

実は、宮城県で河川堤防の工事発注に躍起になっていた頃、岩手県の着工ペースが早く恨めしかった。ところが、それから４年近く経った割に進捗が芳しくないように見受けられた。「半分も終わっていない？感じ・・・。」という印象を受けた。

これは、岩手県の復旧施設は特に規模が大きい。その大きさゆえコンクリートの供給限度が段取りに影響をあたえることや、土を盛りたくとも、土砂の供給が追いつかない。水門を支える杭は長さ 50 m近くにもなり、本数は 1,000 本を超える（水門、防潮堤の整備高さ TP+14.5m。４階建ての建物に相当）等の事情があった。

ところで釜石といえば鉄の街であり、ラグビーの街である。平成 31 年の夏にラグビーワールドカップ(以下、「ワールドカップ」と称する）が開催される。釜石は東北で唯一の開催地である。ラグビー誘致条件に、防災の最たるものとして津波防護機能の発現が挙げられた。建設中のワールドカップ会場は鵜住居（うのすまい）地区であり、我らが鵜住居川水門、片岸海岸防潮堤からなる津波防護ラインの目と鼻の先。また、釜石中心市街地に予定するファンゾーン（関連イベントゾーン）の津波防護ラインには我らの甲子（かっし）川水門が一翼を担う。よってワールドカップ開催までに効用を発現させなければならない。ただ、ファンゾーンの存在や甲子川水門がワールドカップに関係することが判明したのは、今年度に入ってからのことである。

事務引継ぎの際、以前より工程前倒しを迫られていた鵜住居川水門でさえ、「もう間に合いそうにない。打つ手がない」といった様であった。またしても工期短縮か？、しかし施設規模が大きいので小細工で太刀打ちできるものではない。

早速、工程会議で各現場の施工業者（建設 JV）とすり合わせを行う。「ん？工程が大幅に後方まで伸びている」短縮話をしても業者はどこ吹く風。例外がワールドカップ会場直近の鵜住居川水門施工業者で、すでに戦闘モードにあった。しかしファンゾーンを防護する甲子川水門の施工業者は「今さら言われてももう無理。なんで去年なにも言わなかったのですか？」と閑古鳥の構え。

大槌町の大槌川水門・小鎚川水門はワールドカップこそ無関連だが、「ほー、東京オリンピックにも間に合わない？」。本来住民が戻る前に復旧すべき施設。まちづくりの方がはるかに速い。だのに伸びきった工

程表案を示し無表情。何を言っても不動の拒否体制。全て大手の建設 JV 陣。戦艦大和はそう簡単には曲がれないし曲がらない。

まずは１００%アウトな甲子川水門（最終的に８か月の工期短縮が必要）。若手プロパー、静岡県派遣のベテラン、中堅からなる俗称「チーム甲子」メンバーで、策がひらめく度に JV 事務所に押しかけ工期短縮協議。またしても始まるあの手この手の短縮案を投げつける。私の思考回路が限界を迎える頃、静岡県派遣メンバーが更にひと押し畳みかけてくれる。施工業者は冷め顔なれど、さすがは大手、ならばと代案を返してくる。実現可能案は直ちに準備依頼。この繰り返し。

着任後すぐに植えた工期短縮の種は、半年を経てそろそろ芽が出て来る頃である（短縮効果４か月）。

「早くいでよ！」。さらに2か月は土木で短縮したいが、さすがに案も出尽くした。そこで今度は水門設備チームとの合わせ技で約４か月短縮する種を植えようと画策。手順を大幅に変え、土木と設備を並行して同時作業する。実現すれば、この種は平成 31 年度に苗になり収穫できる。

事業費も数十億円というオーダーで不足している。ここで若き担当プロパーが頑張ってくれた。年々増額が難しくなるご時世の中、必要性を訴え続け無事確保見込みとなった。

甲子川水門（12 月時点）
川の左岸２門を完成、サケ遡上中に締切内を水没させ台船を浮かべて中作業を行う。

一方、戦闘モードの鵜住居川水門は施工業者である JV 所長が陣頭指揮をとる。通常、施工業者は安全側で確かな工程を示すが、当該施工業者はワールドカップに間に合う工程を会議で示す。自ら鞭を打つ気概で臨んでいる。この現場は余計なことを言わない方が良い。よって現場が動きやすいように発注者側が速やかに調整、指南し側面支援に徹することとした。どうか無理しすぎて事故らないように。

こちらは任期付きプロパーが機敏に動いてくれる。工事道路の借地が必要となれば数日のうちに交渉、契約。土砂が必要となれば土砂が発生する情報を得次第、確保すべき土質か現地に走る。障害や押さえどころがあればそこに私も加わる。

なかなか曲がりそうにない戦艦大和は大槌町の大槌川水門、小鎚川水門である。赴任時には地上に工作物が何もなかった。東京オリンピックさえ間に合わなかったら目も当てられない。しかしこの両水門は、なんと工事中、河川を切回すことが可能だったため、川を半分ずつ締切って工事をするのではなく、全部締切って作っている。

「一発逆転劇を起こせるかも」問題は両水門の間に防潮堤を復旧するが、土を盛ると沈下する柔らかい土地だった。鵜住居川水門隣で、既にだいぶ盛り上がっている片岸海岸防潮堤は、同様の沈下で想定外に時間を弄していた。宮城県時代の経験から地盤を徹底的に改良した方が結果的に速いことを認識していたため、

鵜住居川水門（10 月時点）
川の右岸２門を完成、上屋は後に回して直ちに締切を左岸に切替える。サケ遡上前の締切替えを目指す

ここで請負業者とも即見解が一致した。ただ、以前自身が苦労したが、コストは大幅増となり災害査定の重要変更について国の了解を得なければならない。ここで「ゆうちゃん（と呼びたいところ）」こと中堅プロパーと静岡県派遣のベテラン、若者からなる俗称「チーム大槌小鎚」が粘り強く膨大なる資料を作成、幾度となく修正し、東京へ出向いて国の了解を取り付けてくれた。かくして、東京オリンピックは美しく迎えられそうである。

大槌川水門（手前左下）
小鎚川水門（中央奥上方）いずれも河川を切回し、川幅全てを締切り施工。両水門の間にクリティカルとなる防潮堤を今後施工。（H30.1 時点）

幹部陣も請負業者やコンサルタントの本社、支社幹部を呼んで工期促進を要請。組織の要請であることを明確に伝えるなど環境的な後押しをしてもらうことができた。
まだ諦めない。皆がいれば必ず成せる。

３　印象的なエピソード

年始に実家から喜ばしい連絡が入った。福島県時代に私を支えてくれたプロパー職員から、私と家族皆大好きだった酪王カフェオレ（郡山産）が届いたとのこと。帰省の際は７，８リットル買って帰るのが、一家団欒の鍵だった。後日お礼の連絡をすると、実は一家に飲んでもらおうと、お歳暮で送るつもりがお年賀になっちゃったとのこと。おっちょこちょいなところが彼の良さでもあるのだが、今回は賞味期限が・・・。岩手で指をくわえる私を後目に、配分が増え大喜びな私の家族ちゃんであった。

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

宮城県は一本のシンメトリーな大杉をイメージさせた。知事あるいは仙台を軸に整然と枝葉が伸びた印象。福島県は街や地域が個々に華を咲かせる。一見とらえ難いがパノラマ的に花が咲き誇る森といった印象。岩手県は銀河。宮沢賢治著作の「銀河鉄道の夜」の舞台でもあり、透き通っていてどこか哀愁漂う美しさがある。個々は小さくともたくましく光り、全体として雄大。

これらの印象は地域の特色、且つ行政の特色として私なりに感じていることである。では東京は。首都、先進性、にぎわい、１００万ドルの夜景・・・。都行政もそういう特色の組織だろうか。そんな視点から東京を見つめてみると新たな発見があるかも知れない。

釜石にドイツの大学やカナダのテレビ取材陣が視察に訪れている。世界は被災の大きさと復興の状況を注視している。県のプロパーは今なお、長い復旧・復興事業と粘り強く向き合い戦っている。復興五輪を掲げる東京都としてもここは踏ん張りどころである。

岩手県シンボルキャラクター「そばっち」
（わんこ兄弟のメインキャラクター）
※岩手県は漆生産量日本一

道路・河川等

宮城県　気仙沼土木事務所
河川砂防第一班

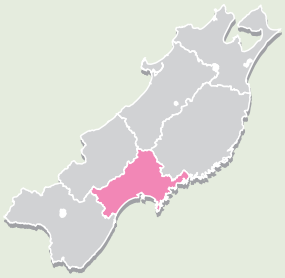

業務概要

＜事務所の目標＞

平成 29 年度は「宮城県社会資本再生・復興計画」における「再生期」の最終年となることから、先進的な防災・減災機能を備えた県土づくりを目指す時期「発展期」を見据え、河川・海岸等災害復旧事業の一部を完成させ、事業の進捗を図る。また、大島架橋や大谷地区海岸などの復興事業を着実に推進し、地域の方々が復旧・復興の加速を実感できるような成果を上げる。

○地域の方々が、復旧・復興の加速を実感できる着実な事業の推進

○復興まちづくり事業と連携した安心で快適な生活基盤の確保

○地域の発展を支える社会資本整備事業の加速的な推進

＜主要事業及び取組＞

○災害復旧事業・復興事業の推進

・粘り強い県土構造への転換に向けた河川及び海岸堤防事業の推進（24 海岸・17 河川）

・道路の災害復旧事業の早期完成（24 箇所）

○復興まちづくりとの連携

・志津川及び伊里前地区の災害復旧事業及び復興道路事業の着実な推進

・復興まちづくり計画と連携した大谷地区海岸災害復旧及び復興事業の推進

○地域防災道路ネットワーク整備の推進

・平成 30 年度完成を見据えた大島架橋事業の着実な推進

＜事務所の取組姿勢＞

○我々気仙沼土木事務所こそが、復旧復興の最前線であり、「気仙沼地域の復興や発展を引っ張って行くのだ」という誇りと自信を持って業務を遂行する。

○「報・連・相」を徹底し、職場のコミュニケーションを密にし、職員間の意思疎通を図り自治法派遣職員等を含めた「チーム気仙沼土木」が一丸となって復旧・復興を推進する。

○職員の「心身の健全」と「生活の充実」が伴ってこそ、復旧・復興を成し遂げたといえるということを念頭に置き、より良い職場環境の育成に努める。

＜事務所組織体制及び派遣職員数＞　（平成 30 年 1 月末時点）

●プロパー職員：76 名（うち土木職員 42 名）

●自治法派遣職員：21 名（うち土木職員 9 名）

●土木職員派遣元内訳：東京都 3 名、徳島県 4 名、埼玉県 1 名、鹿児島県 1 名

＜河川砂防第一班組織体制＞

●プロパー職員：5 名（班長 1 名、副班長 1 名、担当 3 名）

●宮城県任期付職員：1 名

●自治法派遣職員：4 名（東京都 2 名、徳島県 1 名、埼玉県 1 名）

復興途上の気仙沼市街地（平成 29 年 12 月撮影）

宮城県

道路・河川等

気仙沼土木事務所　河川砂防第一班

磯島　磨（建設局）

1　担当業務の概要

河川・海岸事業における災害復旧工事

河川事業　⇒　鹿折川河川外災害復旧工事（工期　平成 26 年 7 月～平成 31 年 3 月）別添写真参照

海岸事業　⇒　岩井崎地先海岸防潮堤工事（工期　平成 28 年 2 月～平成 30 年 3 月）別添写真参照

2　苦労したこと・工夫したこと

初めての他県での業務、初めての河川・海岸事業を担当することとなり、あらゆる単語（ワード）が理解できず転勤当初は非常に戸惑った。

また、建設局の工事課は、測量担当、工務担当、設計担当、工事総括担当、工事担当（監督員）、事務所によっては環境対策担当、渉外担当と基本的に業務がしっかり分担されているが、宮城県ではこれらすべて（測量委託、設計委託、積算、企業者調整、各関係機関との協議、住民対応、設計変更、工事監督、その他すべて）をたった一人で行わなければならない。加えて用地交渉にもたびたび同行を求められ業務量の多さに戸惑った。

さらに、これは派遣職員ならではの苦労として、ほぼ 1 年交代で業務を引き継ぎしているため、過去のデータや資料を探し出すのに無駄な時間を要し大変苦労した。

3　印象的なエピソード

私は、平成 28 年度、29 年度の 2 年間自治法派遣を経験した。平成 28 年度末、派遣期間が 1 年延伸となったことを仲のいい宮城県職員、現場代理人や工事関係者、顔見知りとなった地元住民、協議相手である所轄警察や気仙沼市の担当者へ伝えたところ 2 年目も担当してもらい大変心強い、ありがとうなどと感謝の言葉を掛けられたこと。

仕事では、どちらの工事も目眩がするほど課題や未調整事項が山積していたが、「現場を止めない·動かす」ことを第一に考え、解決する優先順位を決め、これまでの経緯を取りまとめ、各種打合せに必要な資料作成を連日連夜請負業者と行ったこと。その成果として、鹿折川河川災害復旧工事は進捗率が着任時約 20%を約 70%とすることができ、岩井崎海岸防潮堤工事は今年度末にいよいよ完成する。

個人的なエピソードとしては、平成 29 年 1 月、右肘にあった瘡蓋（かさぶた）を剥がした箇所から細菌感染したらしく 2、3 日放置しておいたら右腕が太もも位に腫れてきて痛みで眠れない。翌朝病院に行ったら、緊急手術、そのまま入院 10 日間、リハビリ通院 7 回の苦い思い出は一生忘れないだろう。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

初心忘れるべからず。災害査定、保留解除、重要変更等々聞いたことはあったが詳しくは知らなかった。私の入都（平成 4 年度）後だけでも、阪神・淡路大震災、三宅島の噴火、新潟県中越地震など災害派遣の機会は何度かあった。当時は経験不足や家庭の事情等の理由で手を挙げることができなかった。

今回の派遣にあたっては東北出身（青森県八戸市）ということもあり、災害の経験は無かったが東北の復

技術系職員

旧復興に向けて微力ながら携わりたいという強い「信念と勇気」を持って自ら手を挙げた。忘れかけていたこの思いを今回の派遣で再認識することができた。今後どの部署に配属されても、技術職として首都東京、強いては日本のインフラ整備を着実に推進していく。「信念と勇気」を持って。

鹿折地区（被災後）

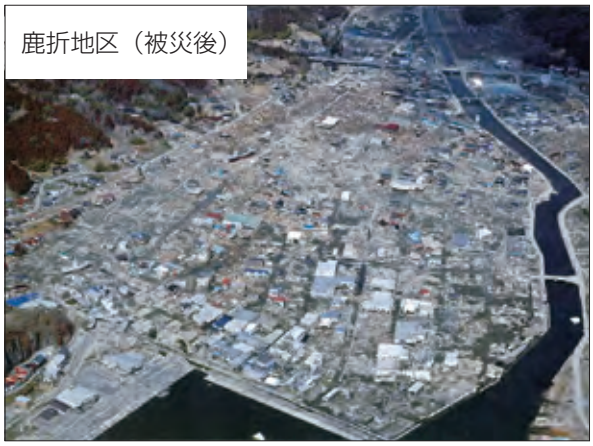

鹿折地区（平成 29 年 12 月撮影）

岩井崎地区（被災後）

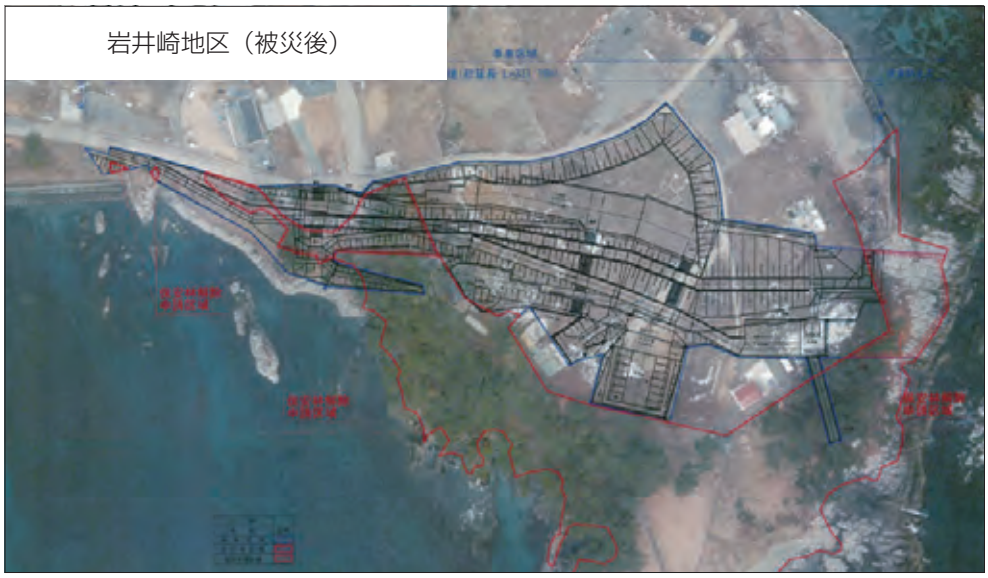

岩井崎地区（平成 29 年 11 月撮影）

宮城県

道路・河川等

気仙沼土木事務所　河川砂防第一班

小俣　吉弘（建設局）

1　担当業務の概要

私は河川・海岸を担当している河川砂防第一班の担当者として、班において所管している河川・海岸のうち、河川については、気仙沼市内中心部を流れている二級河川大川水系の大川とその支流である神山川の河川災害復旧事業、海岸は、市南部に位置する片浜地区海岸、杉ノ下地区海岸の２カ所の海岸災害復旧事業を担当した。

大川・神山川については、契約済みの工事１件、委託２件の監督及び工事未発注箇所における地権者を含む関係機関との調整業務を行った。片浜地区海岸については、工事監督業務、杉ノ下地区海岸については、工事発注に伴う関係機関との事前調整及び設計業務を行った。担当した業務についてそれぞれ色々な苦労はあったが、業務の大半の時間を割いた大川・神山川の河川災害復旧事業について報告する。

市中心部を流れる大川（H29.12）

完成間近の片浜地区海岸（H29.12）

2　苦労したこと・工夫したこと

担当した大川・神山川での災害復旧工事については、現在のところ３件の工事が発注され契約している。その中の大川外河川災害復旧工事（その３）の担当になった。当該工事は平成 26 年度に契約になったものの、用地買収、関連事業との調整に時間がかかっていたことから、赴任した平成 29 年４月現在の進捗率が約 13%（堤防整備延長 L=2.8km のうち着手箇所が 0.15km）という状態であり、まずは工事の進捗を図るため、着手に必要な工事受注者及び関係機関との調整に没頭した。また、進捗を管理して行くにあたり、施工延長が長いため、便宜的に７工区に分割し、それぞれの工区毎に問題点を（沿川各地権者との高低差立会い等）ひとつひとつ解消していくことで、平成 29 年４月時点で工事着手していた２工区に加え平成 29 年 12 月時点で４工区（全６工区）に着手することが出来た。

大川上流部の工事着手前（H26.12）

大川上流部の工事状況（H29.12）

3　印象的なエピソード

工事箇所である 7 工区のうち、神山川の既設堤防に地元の方達が植えた約 60 本の桜並木がある箇所があった。平成 27 年での地元説明会で工事に伴う伐採について了承されたが、翌年に桜を残して欲しいとの署名（約 4,700 名分）が提出された。この署名を受け、県では、平成 28 年 8 月に地盤隆起（平成 29 年 2 月国土地理院発表）を踏まえた整備区間を再検討することで、数本の桜を残すことが可能になるかもしれないとの説明会を開催した。この説明会を受け、赴任直後より、平成 29 年 2 月国土地理院発表の広域地盤隆起の結果を踏まえ、整備範囲の検討を行い、県庁、気仙沼市との調整を進めた。

平成 29 年 6 月に説明会を開催し、地盤隆起結果を踏まえると整備範囲が下流側へ 190 m移動することになり、結果として約 17 本の桜を残すことが可能になった説明を行った。しかし、県の案に基づいた堤防の早期整備を望む住民と桜を伐採せずに堤防整備を望む住民とに意見が分かれたため、再度、堤防構造の検討を行い説明会を実施することとなった。この結果を受け、桜を伐採せずに施工可能な堤防構造の検討を行った。翌月の 7 月に再度説明会を開催し、4 案の堤防構造について丁寧に詳細な検討結果の説明を行い、当初より示している県の案において了承を得ることが出来た。

神山川の桜については、新聞やテレビニュース等にもたくさん取り上げられ、県の河川事業の中でも注目を集める結果となった。いずれの説明会においても、常に住民の方達にわかりやすく、懇切丁寧な説明になるよう心がけた過程について、一部の新聞で「県が最後まで住民に寄り添い合意を得る」との報道があり、担当者として合意を得ることができたこととあわせて、やりがいを感じることが出来た。

大川上流部の工事着手前（H26.12）

大川上流部の工事状況（H29.12）

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東日本大震災が発生してから７年が経過している。実際に担当した大川･神山川災害復旧事業においては、関連事業との調整等に時間がかかり、事業に遅れが発生してしまっている。

災害復旧事業は、スピードが一番重要である。これは、時間が経過したことにより、住民等の考え方等にも変化が生じ、いったんは合意形成が図られた内容についても再検討の必要性が出る場合が考えられるからである。このため、短い期間において結果を出す必要があり、地域の状況にあわせた適切な方法をとることが重要であると考える。

今回の派遣を通じて感じたことを、東京都において大災害が発生した場合にも第一線で生かしていきたいと思う。

最後に、１年間に渡って一緒に仕事をさせていただいた、宮城県土木部気仙沼土木事務所、また、支援をいただいた、総務局復興支援対策部、東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所、建設局総務部の皆様にあらためてお礼申し上げます。

道路・河川等

宮城県　気仙沼土木事務所
道路建設第二班

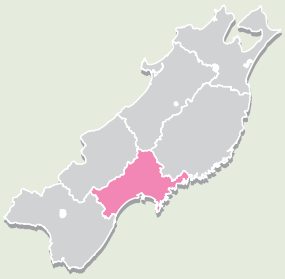

業務概要

1　平成 29 年度　気仙沼土木事務所　目標と主要事業（道路）

1）目標

○地域の方々が、復旧・復興の加速を実感できる着実な事業の推進

○復興まちづくり事業と連携した安心で快適な生活基盤の確保

○地域の発展を支える社会資本整備事業の加速的な推進

2）主要事業（道路）

○災害復旧事業の推進

・道路の災害復旧事業の早期完成（（国）398 号長清水等 24 箇所））

○復興まちづくり事業との連携

・志津川及び伊里前地区の災害復旧及び復興道路事業の着実な推進

○地域防災道路ネットワーク整備の推進

・平成 30 年度完成を見据えた大島架橋事業の着実な推進

2　執行体制等

1）気仙沼土木事務所

○職員数：97 名

・上記 97 名のうち派遣職員 22 名
（派遣元：北海道、埼玉、東京、神奈川、鳥取、徳島、福岡、大分、鹿児島）

・上記 97 名のうち土木系職員 44 名（うち派遣職員 9 名）

○対象市町村：気仙沼市、南三陸町

2）道路建設第二班

○職員数：7 名

・プロパー職員 6 名（うち任期付職員 1 名）、派遣職員 1 名

○対象市町村：南三陸町

進む復興（南三陸町・志津川）

宮城県

道路・河川等

気仙沼土木事務所　道路建設第二班

軽部　哲男（都市整備局）

1　担当業務の概要

主として、下記３つの工事における工事管理、設計変更、工事調整（隣接工事、ライフライン各社、南三陸町など）を担当した。

①戸倉復興道路外工事（その６）

②戸倉地区海岸外災害復旧工事（道路災害復旧分）

③折立橋災害復旧（上部工）工事

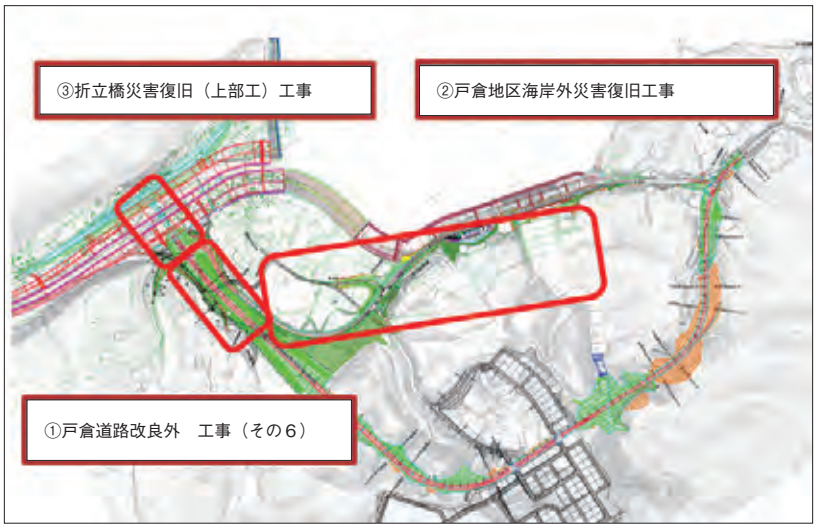

2　苦労したこと・工夫したこと

（苦労したこと）

・これまで、工事管理はもちろん、設計等に関する業務経験も無かったため、理解できない言葉（方言のためではない）が多く、同じ班のメンバーや工事受託業者等にも迷惑をかけてしまった。

・これまでの資料の所在や経緯を調べるのに多くの時間をとられてしまうことに苦労した

（工夫したこと）

・たまたま、隣席に新人が配属になったため、事務的なルールだけでなく、土木に関する基本的な知識

についても共有させてもらい、対応するようにした。
・過去の経緯を把握する職員にアドバイスをもらいながら、探すべき場所や範囲を絞り込んだうえで、効率的に探せるよう対応した。

3　印象的なエピソード

・工事現場近くの戸倉中学校（現在は公民館）は、海よりもかなり高台に立地しているが、校舎の１階屋根付近まで津波が押し寄せた記録が残されていて、驚かされた。
・工事が進捗していくスピードが非常に早く、それを把握するためにドローンで撮影された写真が、有効に活用されている。
・担当する工事の車両が、土曜日の休日作業中に、電線を切断し、約 800 世帯の停電を引き起こす事故を発生させ、翌日曜日から月曜日にかけて、対応に奔走した。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

・設計から工事管理・工事調整まで、幅広く担当させてもらい、これらの業務を経験したことは、非常に貴重な経験であった。
・課題はいくつか残されているにしても、とにかく前へ進めるにはどうすれば良いかという考えで業務を進めることの必要性を感じた。

道路・河川等

福島県　いわき建設事務所
復旧・復興部道路・橋梁課

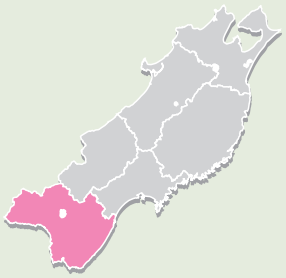

業務概要

福島県いわき建設事務所は、県南東部に位置するいわき市を所管し、道路・河川・海岸・ダム・砂防・地すべり・急傾斜地・都市計画・住宅等、その事業は多岐に亘り、事業の実施及び維持管理を行っている。

いわき市の面積は、約 1,232 ｋ㎡（県の約 9%）、人口約 35 万人（県の約 18%）であり、比較的温暖な気候で、きらめく太平洋や豊かな森林と中小河川がつくる渓谷美、さらには国宝「白水阿弥陀堂」等、美しい自然と歴史、文化を有している。

いわき建設事務所の 29 年度予算額は、42,683 百万円であり、県土木部予算に占める割合は 14.7%となっている。

今年度は、職員数が 175 名（他県等派遣職員は 17 名）であり、復旧・復興部は 2 課 6 係で構成され、職員数 29 名、このうち、6 自治体等派遣職員 12 名（北は青森県から南は鹿児島県）が在籍している。（平成 29 年 4 月 1 日時点）

〔平成 29 年度主要な業務〕

津波被災地における着実な事業の進展と積極的広報

・「津波被災地における復旧・復興事業完了見通し」に基づく **12 箇所の完成と前倒し完了への最大限の努力**

〔H29 迄累計完成：26 箇所、65%　→　前倒し完了含む目標　約 80%〕

（H29 完成箇所内訳：河川 3 箇所、海岸 4 箇所、道路 3 箇所、防災緑地 2 箇所）

・**現在の沿岸部状況**が、**わかりやすく伝わる広報活動**の展開

【具体的な取り組み】

◇ 関連事業や地域住民との綿密な調整による工事実施

◇ **厳格な工程管理**と遅延に対するリスクへの事前対応・**課題への迅速な対応**

◇ **県内外**に対し、主な動画や写真を用いた**積極的な広報**を実施

「福島県復興シンボルキャラクタ
キビタンファミリー」

福島県

道路・河川等

いわき建設事務所　復旧・復興部道路・橋梁課

春　和則（建設局）

1　担当業務の概要

私は、いわき建設事務所では橋梁係長として係員２名（福島県職員と神奈川県派遣職員）との３名体制で、海岸及び河川堤防の嵩上げ工事に伴う橋梁の架替工事及び道路改良工事を担当した。

昨年度迄に全ての工事発注が完了しており、今年度は、事業完了を目指し、工事調整及び工事監督が主な担当業務であった。工事箇所は、東舞子橋、蛭田（びんだ）橋、諏訪橋、蔭磯橋の４橋であり、北部から南部までの約 40㎞の間に点在している。

今年度は、昨年度迄に示された進むべき道、その道のうえに多々あるであろう見えない障害物をなるべく早く見つけ、ひとつひとつ丁寧に、かつ速やかに取り除きながら、公表している事業完了時期よりも１日でも早い完了を目指していくことを念頭に業務を進めていった。

各橋梁の主な諸元及び工事内容は、以下のとおりである。

【東舞子橋】橋梁形式：ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ方式 PC2 経間連続箱桁橋　橋長：113.6m、幅員：14.0m

二級河川仁井田川に新橋を架設し、その後に旧橋撤去、前後の取付道路約 1,100m の道路改良工事、新橋の橋台に接続する海岸堤防及び旧橋撤去後の河川堤防の嵩上げ工事を行う。

【蛭田橋】橋梁形式：単純非合成箱桁橋　橋長：50.5m、幅員 11.0m

二級河川蛭田川に新橋を架設し、その後に仮橋及び迂回道路撤去、前後の取付道路約 160m の道路改良工事を行う。

【諏訪橋】橋梁形式：ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ方式 PC 単純ﾊﾞﾙﾌﾞ T 桁橋　橋長：48.2m、幅員 14.0m

二級河川諏訪川に新橋を架設する。なお、CM（construction management 略）による委託施工であり、平成 28 年度迄に桁架設が完了していたことから、上部工事に関する工程管理及び調整等が主な業務であった。平成 29 年 10 月中旬に供用開始した。

また、蔭磯橋は、平成 29 年３月下旬供用していたことから、完了検査及びその後の事務処理が主な業務であった。

2　苦労したこと、工夫したこと

東舞子橋及び道路改良工事では、４月の第２週目に両受注者と顔合わせを兼ねた合同工程会議を開催したが、はじめから何か雰囲気悪いなと思いつつ、ガチンコ勝負？となりそうな感じでした。思ったとおり、橋梁工事の受注者から「こんな時期に工事は、終わりません。」とのいきなりの一言がかなり効いた。原因は、県が公表している供用開始時期より１年間の前倒しの工期設定となっていたが、既に下部工事の遅れにより現場着工が出来ず、当初の１月上旬の着工予定時期よりも３ケ月の遅れが発生しており、４月の第１週目にようやく現場着手したばかりであり、この時点でも完了時期を変更しないままでの工事工程の管理となっていた。

東舞子橋（陸側より望む）

東舞子橋（張り出し架設）

また、道路改良工事では、工事範囲が国有保安林、民有保安林に位置づけられており、保安林解除の手続き真っ最中であり、今後どれだけの手続きが必要で、いつ本解除の手続きが完了し、いつ頃から工事着手出来るかという暗中模索状態の課題も合わせて抱えており、当然の事ながら道路改良工事の受注者から「いつになったら工事出来るのですか。」の一言があり、いきなりのダブルパンチは、相当効いた。

だが、１日でも早い完成を目指すため、改めて、工事工程を組み替えつつ、他に課題はないのか再精査した。新たな課題として、河川内での工事時期を渇水期施工及び漁業共同組合等からの要望を踏まえ鮭の放流及び遡上時期の工事回避等、工程表を何度も何度も見直し、県が公表している完了時期より約６ヶ月前倒しで新橋と暫定道路での供用開始、約３ヶ月の前倒しではあるが早い段階での事業完了までの新たな工事工程を作成し、部内及び両受注者からの了解を得ることが出来た。

保安林解除の事務手続きにおいても、係員と足しげく国森林管理署、県農林事務所に通い、ほぼ一から全ての資料を作成し、極力、ワンデーレスポンスに努め、約５ヶ月をかけ、やっと解除、現場着手に辿り着いた。現時点では、両方の保安林解除もされ、漁業協同組合、地元の皆さまへの工事情報発信等、全てが順調に進められ、今では両受注者と良好な関係が築けているかなと思っている。（一方的な個人の感想）

東舞子工区（海側より望む）

東舞子工区（取付道路）

この状況のなか、一番苦労し頑張って頂いているのは、日々、過酷な環境で着実に工事を進めている両受注者のおかげであり、感謝したい。今では、様々な課題にも積極的な提案があり、復旧・復興のための使命感に溢れる姿勢に更なる感謝である。

一方、蛭田橋では、平成29年度内に必ず工事完了という命題が課されていた。この課題解決に向け、昨年度迄に様々な工期短縮策が検討されており、今年度は、まず、この工期短縮策の実施に向け様々な検討を始めたが、結果、全てが契約変更及び重要変更、技術的課題等の壁に阻まれた。この調整のため、本来の工事着工時期も遅らさざる得ない状況となり、逆に３月末の工事完了に間に合わない状況に一時陥った。

結果として、当初計画通りでの施工が現段階での最善策であり、改めて工程表を作成し、日々管理を行うこととした。また、取付道路に接する宅地との高低差処理についても当初案では工事日数を要してしまうとともに最終調整に時間を要することが懸念されたため、抜本的な見直しにより、地元から了解が得られ、工期内に収まる修正案に大幅変更した。

蛭田橋（G2 桁送り出し架設）

蛭田橋（G1 桁相吊架設）

両現場ともに、完了時期が示されており、なおかつ１日でも早い事業完了に向け、受注者と発注者が一丸となり事業を進められたことは、お互いに１年間を通じ汗水を流し苦労した結果だと思う。

３　印象的なエピソード

４月に着任し、課内職員 14 名のうち８名が他県等派遣職員であり、県職員も昨年度から残ったメンバーは、係長級が２名と係員１名の３名であり、ほぼ総入れ替え状態であったことに驚いた。

着任後から課内のコミュニケーションを円滑にするために県職員の方々が昼夜・土日問わず、公私に亘るフォロー、バックアップは非常に有り難かった。このため、早い段階でコミュニケーションの充実が図られ、メリハリの効いた何でも相談できる職場環境が築かれていた。

福島県職員の皆さん、ありがとうございました。

また、５月中旬には、いわき建設事務所において復旧・復興事業で初の会計検査を受検することとなり、まず、膨大な資料捜索・整理に始まり、抽出された案件の内容チェック等、なんとか無事に実地検査を乗り切った際には、より一層の団結力、チーム感が生まれた瞬間だったと思う。

最後に、着任時に「地図にも残り、歴史にも残る構造物をつくり上げて下さい。」という御言葉を頂いた。これは、私が都庁に入都する際の目標でもあり、福島県で東京都と同じ使命感を思い描きながら仕事が出来ることは、最大のやりがいにも繋がった。

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

これまでにも、期限が迫った完了間近な事業及び完了後の事務処理に携わることが多々あり、自分自身では、「チーム○○」とか「しんがり部隊」と称しているが、そのような職場では、職員が同じ１つの目標に向かって、一丸となり、確実に成果を上げてきた。

派遣先も同様であるが、「目標と期限」は明確であったことから福島県職員及び他県等自治体派遣職員、発注者支援業務委託会社、受注者の皆さんと「いわき地域の復旧・復興」に向け、一致団結して頑張れた。

今回の他県等自治体派遣職員 17 名のなかで唯一、私は、係長（主任主査）であり、チーム（係）のまとめ役でもあった。自分自身が復旧・復興のために一役担え、自負出来るものは何かと考えた。「何をしたか。何処でしたか。誰としたか。」一番に自負出来るもの大事なものは、「誰としたか。」でした。

今後の都政においても、どのような職場、仕事内容であっても「目標と期限」は、必ず決まっている。だからこそ、「誰とするか。」を大事にしつつ、「自分が動いているから周りも動きやすくなる。周りが動いているから自分も動きやすくなる。」といったチームプレイが出来る職場環境を作り出していきたい。

引き続き、福島県の復旧計画実現が１日も早く完了することを願っている。

福島県

道路・河川等

いわき建設事務所　復旧・復興部道路・橋梁課

九里　卓巳（建設局）

1　担当業務の概要

津波の被害を受けたいわき市沿岸部の復旧･復興事業では、河川･海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、道路･橋梁、土地利用の再編など、従来の海岸堤防のみであった「一線防御」から、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による防災力の高いまちづくりを進めています。

私が担当した防災緑地は、復旧・復興事業の中でも特に新しい取り組みであり、全国でも例を見ない事業です。嵩上げした海岸堤防の裏に、更に高く盛土をするとともに防災林としての機能を果たすクロマツなどの樹木を植えることで、防災機能の向上だけでなく、普段は地域の方々の憩いの場となるよう多目的な機能を創出します。

いわき市内では７地区で整備を進めており、そのうちの２つ、四倉地区・豊間地区の盛土・園路・植栽工事設計、監督業務を担当しています。

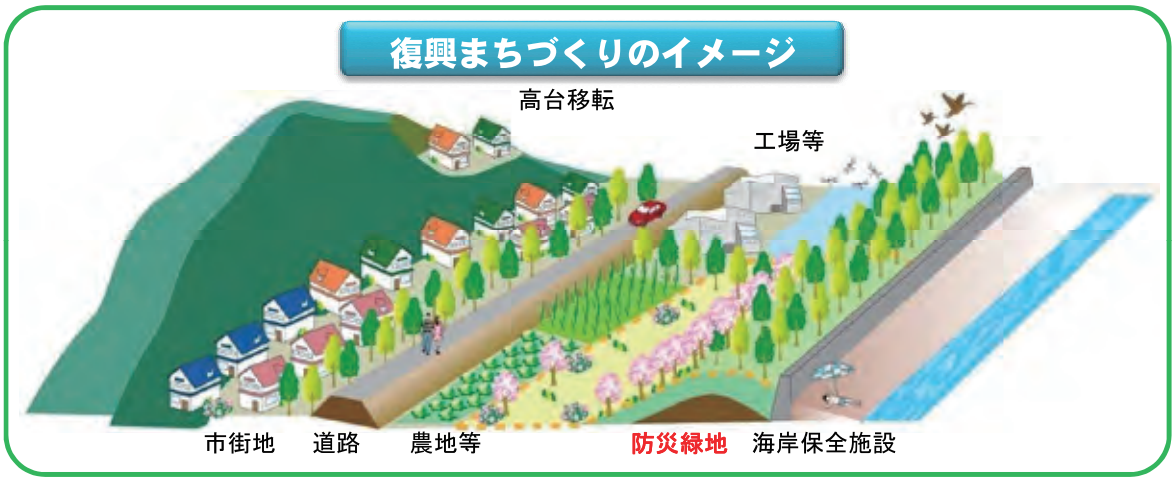

海岸堤防だけでなく、複数の手法を組み合わせ「多重防御」を形成する

2　苦労したこと、工夫したこと

私は入都から７年間、道路に関しては多くのことを経験してきたと思いますが、いわき建設事務所に赴任して担当となった、いままで全く耳にしたことのない「防災緑地」という事業は、これまでの経験とはかけ離れた未知の世界でした。

防災緑地に植える樹木は、海側には耐潮性の高いクロマツを、陸側にはもともと地域に自生していたクヌギ・コナラなど、10 種類以上の広葉樹を混ぜることとしており、福島県産材であること、他樹種を駆逐する恐れのある外来種は植えてはならないこと、などを学識経験者からの意見聴取で決めています。しかし赴任して早々に、この福島県産材の苗木が確保できない問題が発覚し、改めて樹種の選定と意見聴取が必要となりました。他にも、植栽樹種に関する要望が地元から次々と上がっていること、通常の施工が困難な急勾配法面箇所での施工方法、さらには防災緑地工事全般の施工管理基準がそもそも明確に定まっていないこと、

と４月の時点で課題が山積みとなっており、先行きの見えなさに不安ばかりが大きくなっていきました。

しかし私だけではなく、当然ながら県職員の方々にとってもこの事業は初めてのことです。懸案事項は防災緑地全地区で共通であるため、すべての受注者を集め会議を開き、地元造園業者の知恵を借りながら、ひとつひとつの懸案事項を防災緑地係各担当で分担し、皆がそれぞれ責任感を持って解決していくことができました。

公園施設も防災緑地の一部

急勾配箇所の対応は、「編柵 (アミシガラ) 工法」に決定

３　印象的なエピソード

私が担当した２地区のうちの１つ、豊間地区は全７地区で最大の施工面積を誇る地区です。それは、裏を返すとそれだけ津波の被害が大きかった地区ということです。大規模な区画整理が行われていますが、まっさらな土地には、かつて多くの民家が建ち並び、多くの人々が生活を営んでいたことを考えると、震災の残した爪痕の大きさ、復興の難しさを思い知らされました。

平成 29 年度は、隣接する薄磯地区・沼ノ内地区がいわき市沿岸で初めてとなる復旧・復興事業の完了を迎えます。しかし、本当の「復興」はまだまだこれから、ようやくスタートラインだと感じました。

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

福島県職員の方々、全国の自治体から集結した派遣職員の方々と様々な交流や意見交換ができたことは、とても貴重な経験になりました。これまでよりも柔軟な考えを持つことができるようになったと感じています。東京都に戻ってからも、この考えや経験を忘れずに活かしていければと思います。

最後に、微力ではありましたが、同じ日本人として東北の復旧・復興事業に携わったことを誇りに思います。

大規模な区画整理が進む豊間地区

いわきの復興はクロマツの成長とともに

港湾施設

宮城県　仙台塩釜港湾事務所

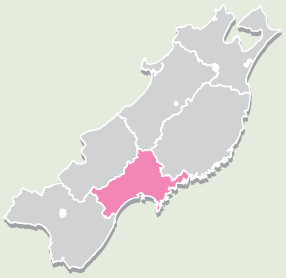

業務概要

（1）組織の目的

宮城県には、下記のとおり計８つの港があります。

・国際拠点港湾：仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区）

・地　方　港　湾：気仙沼港、女川港、雄勝港、荻浜港、表浜港、金華山港、御崎港

派遣先である仙台塩釜港湾事務所は、仙台塩釜港の仙台港区、塩釜港区及び松島港区の施設整備と管理を行っています。

（2）組織の規模、業務概要

事務所は、所長、総括担当（2 名）及び総務班、港政班、工務班で構成されています。

総務班　（ 4 名）：所内の経理会計事務、工事等の入札及び契約等、物品の出納及び管理等

港政班（14 名）：港湾施設等の使用許可・使用料の調定、水域占用・臨港地区内行為届出の許認可、船舶の入港に関する事務処理、港湾統計調査等

工務班（14 名）：工事・調査等の設計・積算及び監督、港湾施設・海岸施設等の維持管理、許認可に関わる技術的審査、災害の復旧等

合計 35 名

他自治体からは、大分県 1 名、埼玉県 1 名、東京都 1 名の計 3 名が工務班に所属しています（上記人数に含む）。

宮城県

港湾施設

土木部仙台塩釜港湾事務所工務班

川越　学／小野　正弘（港湾局）

1　担当業務の概要

私は平成 29 年 8 月・9 月の 2 ヶ月間、事務所の工務班に在籍しました。そこで都に任されている仙台塩釜港（塩釜工区）の災害復旧工事（2 件で約 16 億円）に対し、重要変更協議、設計変更業務及び現場監督業務を行いました。両現場とも震災で損傷や沈下した防潮堤の復旧工事を軸に関連施設の復旧を行う工事です。（が、それらの現場背景は異なっていました。）一つ目の現場は私が赴任したころは防潮堤の整備は目途が立ち、背後のエプロン・臨港道路の工事が始まるところでした。その施工内容が重要変更に該当するため、現地での詳細計画と並行して重要変更協議の資料作成を行いました。二つ目の現場は2年9ヵ月工期の終盤であったため、最終変更契約のための資料作成を主に行っていました。（川越　学）

私は平成 29 年 10 月から 12 月の 3 ヶ月間、工務班に在籍しました。私の派遣期間中に、工務班全体では約 40 件の工事が動いており、東京都が担当する工事はそのうち以下の2件でした。

①代ヶ崎清水防潮堤外災害復旧工事

工事内容：防潮堤約 710m の改良、物揚場・船揚場・桟橋の復旧を行うもの。工期は、平成 27 年 7 月 4 日から平成 30 年 3 月 23 日まで。

担当した業務：現場監督、重要変更協議（災害査定時と比較し、設計条件の変更等により施工断面・工法が大きく変更となる場合に国の査定官と協議するもの）の資料作成、最終の変更設計書の作成。

②栄地区東（B,C）護岸災害復旧外工事

工事内容：防潮堤約 430m の復旧（嵩上げ等）、臨港道路約 730m の舗装等を行うもの。工期は平成 29 年 3 月 30 日から平成 30 年 3 月 30 日まで。

担当した業務：現場監督、変更設計書の作成。

（小野　正弘）

2　苦労したこと、工夫したこと

派遣先では、どなたも感じる事ではあると思いますが、業務の進め方の違いや、引継ぎ資料の把握に戸惑いました。私の場合、現職場でも工事監督を行っており、業務内容としては派遣先と同じです。しかしながら決裁書類のゲタ判の押印方法から、決済のための持ち回り方法までまるで違うため、一つ、一つ周りの方に聞きながらの作業となり、思うように業務が進みませんでした。そのため、仕事の期限を現職場での感覚より余裕をもって設定するように心がけることで対応しました。

引継ぎについても、限られた時間での事前引継ぎで把握できる内容はわずかであり、大半は着任してからの把握になります。このため単純な業務でも想像以上の時間を費やすことになり、業務の遂行上大きな時間的ロスがストレスに感じました。そのため、着任中は、監督業務と並行して引継ぎ資料を作成し、その資料の場所をわかりやすく整理するように心がけました。（それでも、後任の方にはご苦労をかけていると思いますが、、、）（川越　学）

３ヶ月という短い派遣期間の中で成果を出すために、まず始めに業務スケジュールを作成し、それを日々頭の中や紙面上で更新しながら、毎日の業務内容と業務量の調整を行いました。

１つ目の工事で苦労するだろうと予想した（また、実際に苦労した）事項は以下の点などです。

・２年間での膨大な変更点や追加点（協議書や指示書）の整理
・使い慣れない積算ソフトを活用した最終設計書の作成

まず着任早々に、最終設計書の完成期日が 12 月上旬であることを確認しました。その最終ターゲットに向けて、以下の点に留意して業務を行いました。

・全ての協議指示文書の詳細内容確認、予算上の仕訳、前回の変更設計で見込んだかどうか等をリストにより視覚化
・使い慣れない積算ソフトの使用を最小限にするため、一端は表計算ソフト等で変更設計の概要をつかんだ上で予算仕訳・項目等を確定し、その後、積算ソフトへの入力を行うことによりトータル時間を短縮化

最後は請負会社の現場職員３名を総動員して図面数量をとりまとめ、また、工務班の県職員の方々の多大なるご協力のもと、何とか業務を完了させることができました。

２つ目の工事は、今年４月から始まった工事であり、その点では内容を把握しやすいはずでした。しかし、予算の種類と施工エリアの関係が複雑であり、その整理に苦労することが予想されました。

そこで、以下の３点に留意して業務を行いました。

・前任の方が、予算とエリアの関係をよく整理して頂いていたため、その整理は一端後回しにする。
・１つ目の工事の業務量が膨大であることが予想されていたため、その作業量のピークを迎える前に、着任して２週間以内で請負会社・コンサルタントとの３者で変更事項等について共有し、図面や数量計算書の期日を現場進捗に合わせて設定し、３者にて管理する。
・工事全体の鳥瞰図作成、変更事項のナンバリングを行うことで、変更事項名称や場所、イメージ、番号を３者で共有することができ、電話やメールによる意思疎通を容易にする。

２つ目の工事の変更設計書の作成は、１つ目の工事の最終設計書を完了させた後に間髪入れずに取り組みました。それまでの準備もあり、赴任期間中に業務を遂行することができました。　（小野　正弘）

３　印象的なエピソード

私は民間施工会社の出身なのですが、前職時代に阪神淡路大震災と、新潟県中越地震の復興に施工会社として関わることが出来ました。どちらも、発災の初期段階での緊急復旧工事を行っていましたが、特に阪神淡路大震災では、約２年間埋立地の岸壁復旧を主に行っていました。東日本大震災の復興工事には携わる機会がなく微妙な後ろめたさをもって入都したため、いつか東北の復興に携わりという思いが私のなかにあったため、今回の東北派遣は非常にうれしいことでした。また、施工会社・行政側両方の視点で震災復興に携わったことは、貴重な体験であったと同時に土木技術者としてのやりがいを実感するこが出来ました。（川越　学）

赴任直後に今後３ヶ月間での業務内容を想像した時、「果たして本当に終わらせることができるのだろうか？」と不安を感じずにはいられませんでした。しかし、県職員の方々や他県からの応援者、請負会社、コンサルタントの協力のもと、何とか業務を遂行できて達成感を味わうことができました。

また、震災復興に携わる機会を頂いて、東北の復興に少しでも寄与できたことは、土木技術者としてのやりがいを感じました。

特に印象的だったのは仙台塩釜港湾事務所の明るい雰囲気です。業務量が膨大であるにも関わらず、皆、下を向くことなく前向きに取り組んでいる姿勢に感銘を受けたとともに、私が業務を進める上での後押しにもなりました。この場を借りて感謝申し上げます、ありがとうございました。　（小野　正弘）

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私の人生のなかでは、おそらく最大級であろう震災の復興業務の経験は、今後起こるであろう首都圏での震災対応に間違いなく役に立つと思います。また、他の地方公共団体の方たちとのつながりが出来たことも、私の財産になりました。土木はよく経験工学といわれますが、それは、技術的な面だけだなく、行政側の対応方法も経験による向上があると思います。震災はそうそう発生するものでもありませんので、今回のような復興業務の経験は貴重であり、今後もこの経験を大切に都政に生かしていきたいと思います。
（川越　学）

総合建設会社に約 20 年弱勤めた後、昨年度東京都に入都しました。前職では、海外も含めて長い間現場を経験しておりましたが、公務員としての現場業務は今回が初めてでして、その点だけでも、大変よい経験となり、勉強となりました。

また、派遣期間中に受講した研修にて、災害廃棄物の処理や、災害に強いまちづくり宮城モデルの構築についてなどを学びました。今後いつ起こるともしれない首都直下型地震の際に、今回の経験を大いに活かしていきたいと思います。
（小野　正弘）

写真 -1　代ヶ崎清水防潮堤外災害復旧工事　工事中 (H28.5) と現在 (H29.12)

写真 -2　栄地区東 (B,C) 護岸災害復旧外工事　着工前 (H29.3) と現在 (H29.12)

港湾施設

福島県
相馬港湾建設事務所建設課

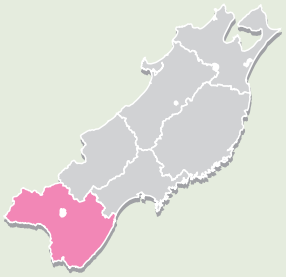

業務概要

（組織の目的）

相馬港港湾計画に基づき、背後に広がる経済圏への物流拠点港湾として、商港的機能に重点を置き、災害に強いふ頭の整備をはじめ港湾機能の充実を図るとともに、緑地等の環境整備を進め、市民に親しまれる港をつくることである。

（組織の規模）

総務課、企画管理課、建設課の３課があり、職員数は計 50 名程度である。

（業務内容）

管内の港湾・漁港・海岸の各施設について、災害査定決定額約 497 億円、災害関連事業約 98 億円、計約 595 億円の復旧事業が中心である。

（相馬港の概要）

重要港湾相馬港は、福島県浜通り北部の相馬市及び新地町に位置し、地元相双地方はもとより県都福島市を中心とする県北地方、さらには宮城・山形両県南部を包含した広域経済圏の海の玄関口として、また、背後地の工業開発を目指した相馬地域開発の拠点港としての役割を担っている。

相馬港は古くは「北湊」または「原釜港」と呼ばれ、江戸時代には藩租米や塩の積出港として栄え、明治以降は、金華山沿岸の漁場をひかえた漁港として利用されてきた。

その後、昭和 35 年に地方港湾「相馬港」の指定を受け、翌年から本格的な整備が始まった。昭和 45 年に供用開始されると、その背後地への重要性が認められ、昭和 49 年には重要港湾に指定された。さらに、昭和 56 年には全国初のエネルギー港湾としての指定を受け、相馬地域総合開発とあわせた整備が進んだ。

福島県

港湾施設

相馬港湾建設事務所建設課

平山　遼／桑原　琢弥／藤井　貴弘／大嶋　祐史／鈴木　雄作／松村　裕太（港湾局）

1　担当業務の概要

（大嶋 祐史）

釣師浜漁港海岸における災害復旧工事（護岸、橋梁及び臨港道路等）の監督業務を行った。具体的には、福島県職員や他県の派遣者と連携しながら、受注者との打ち合せ、現場立会、検査、変更設計資料作成等を行った。

また、水産庁の査定担当者が来所した際には、災害復旧工事として発注された工事について、当初査定時との工種内訳の違い等について説明した。

[釣師浜漁港海岸について]

釣師浜漁港海岸は、東日本大震災に伴う津波の影響で海岸堤防が決壊し、甚大な被害を受けた。現在、相馬港湾建設事務所を中心に、近隣の自治体等と連携しながら復旧工事等を進めている。

海岸堤防の高さは、被災前より 1.0 m高い T.P.+7.2m としている。また、海岸堤防の背後地には防災緑地の整備を予定している。

（藤井 貴弘）

私が配属された港湾復旧班では、松川浦漁港海岸の復旧事業を遂行している。私は松川浦漁港緑地公園と尾浜海水浴場背後にある遊歩道の整備を担当した。松川浦漁港海岸の復旧事業については、これまで継続的に東京都からの派遣職員が担当してきた。今回の派遣でも前任の方々が計画・設計した案件を私が工事監督員として引継ぎ、工事が円滑に遂行できるように監理及び設計変更業務を担当した。

2　苦労したこと、工夫したこと

（大嶋 祐史）

他県からの派遣者は、比較的長期間（１年以上）現地での業務を経験する職員が多い一方、東京都から本事務所への派遣者は３ヶ月という短期間で交替することが多いため、ほとんどの案件で、まるで運動会のリレー競技のように各担当者間でバトンパスを行わなければならない。このため、各引継の重要性が非常に大きいと共に、十分な引継が行えなかった場合、後任者が円滑に監督業務を行うことが難しい状況に陥りやすいといえる。

実際、私も現地で業務に取り掛かった際、分からないことが数多くあることに初めて気づき、前任者に何度も連絡を取り質問をすることとなった。

この反省を生かし、私から後任者への引継の際は、時間を出来る限り長く確保し、自分が躓いた箇所を丁寧に説明するとともに、実際の業務の場面をイメージしながら、出来る限り詳細に伝えることを心掛けた。

（松村 裕太）

工事の監督業務を進めていくなかで、設計と現場が異なることが多々有り、その都度施工の進め方を決定する必要があった。発注者から受注者への指示が遅れると、工事の進捗に影響を及ぼすため、なるべく早めに結論を出すことに努めた。しかし、場合によっては、慎重な判断が必要とされることもあり、その場合は

係長やほかの職員と相談しながら業務を進めた。

私が着任したときにはすでに担当する工事は全て契約になっており、施工が着々と進んでいる状況であった。そのため、まずは、それぞれの工事の中身を理解する必要があった。しかし、変更設計の期限や、竣工検査が間近に迫っているなかで、仕様書や基準類を参考にしつつ、迅速かつ正確な事務処理を進めていけるようになるまでには苦労した。

（鈴木 雄作）

私の担当現場である釣師浜漁港海岸は、海岸・河川堤防、橋梁、臨港道路などの復旧・復興工事がひしめき合っており、相馬港湾建設事務所だけでも計６件の工事が動いている。各工事の工程が複雑に絡み合い、ひとつの工事のひとつの工種の遅れが他のすべての工事に影響することがあるなど、工程管理が非常に厳しい現場であった。

そのため、同じく釣師浜漁港海岸で担当工事を持っている福島県と京都府の職員と協力し合い、互いに担当工事以外についても状況を把握し、それぞれの担当工事で問題があったら相談し合うなど、個々人ではなくチームとして業務にあたり、工程に遅れが生じないようにすることを心掛けた。

（藤井 貴弘）

担当の工事は原形復旧を基本方針としており、被災した箇所をすべて撤去してから新設するのではなく、まだ再利用できるものについては極力流用材として使用し、元の形に戻すことになっている。以上の理由により、通常の新設工事と比べて工事監督員による現場での立会頻度が非常に多い。建設コンサルタントにより現地調査した上で設計されているが、実際に現場に足を運んで、この材料は再利用できる、この部材は撤去新設といった現場での判断が多いので、上司と常に相談しながら進めるようにした。

３　印象的なエピソード

（桑原 琢弥）

私が主に担当した業務は、松川浦漁港の緑地整備であった。私自身、東京都では設計担当として２年間経験していたが、工事監督をするのは初めてであり最初はそういった面でも不安があった。しかしながら、事務所のプロパー職員をはじめ、他自治体からの派遣職員の方のサポートもあり無事に勤め上げることができた。

東京都での２年間は主に防潮堤・内部護岸整備に携わってきたが、緑地整備はそういったものと違い、住民の方が直接利用するということもあり、より細かい部分に気を配ることが必要であると感じた。例えばベンチ１つを設置するにしても、種類や位置、方向について、利用者が座ったときにどのようなことを感じるか、またどのような景色であれば喜ばれるか。そういった視点を踏まえながら進めていく大切さを学んだ。また、自分の担当ではないが、かつて東京都からの派遣職員が整備を担当した緑地を実際に住民の方が利用されているのを見ると、こうして１つ１つ復興というものが進んでいくということが感じられた。

（平山 遼）

私は、釣師浜漁港における工事監督業務を担当しました。工事監督業務は初めての経験であったため、慣れないことや分からないことも多々ありましたが、事務所職員のサポートの下、精力的に業務に取組みました。釣師浜漁港は今年度、防潮堤、緑地、臨港道路及び橋梁等、複数の工事が行われています。事務所から現場まで比較的近い位置にあることから、積極的に現場へ足を運びましたが、訪れるたびに刻々と状況が変化していく様子を見て、業務に対するやりがいを強く感じました。

また、業務を通して印象強く覚えていることは、係員が急用のため自分の担当とは異なる工事検査を監督

員代理として担当したときのことです。検査の際は、検査項目の意味や機器の使用方法等分からないこともありましたが、率直に受注者に質問し、無事検査を終えることができました。その後、係員から感謝された際は、微力ながらも福島県への貢献を感じることができました。

（松村 裕太）

私の派遣期間３ヶ月間の間に、担当している工事３件のうち、２件の工事が竣工となった。担当している工事箇所はいずれも津波により被災した箇所であり、工事着工前は、舗装が壊され、柵等が流されていたり、土砂がかぶったりしている状況であった。工事自体は複雑な工種はなかったものの、設計と現場が異なっていたことや、設計変更の必要な状況が発生するなど、様々な案件をひとつひとつクリアしていく必要があった。これらをひとつひとつこなしていくことは大変だったが、同時にやりがいを感じながら進められたと思う。担当している工事は、東京都職員が代々引き継いで監督してきたが、３ヶ月ごとで交代してしまうゆえの大変さがある一方、様々な困難を乗り越えて工事の竣工を迎えられたことに大きな達成感を得られた。

H29.8 撮影　施工前

H29.10 撮影　施工後

（鈴木 雄作）

私は３年前にも相馬港湾建設事務所へ派遣されており、今回は３年ぶり２回目の派遣であった。前回は相馬港が担当現場であり、ふ頭内の岸壁と野積場、臨港道路の復旧工事に携わっていた。震災の爪痕が各地に残るなか急ピッチで進められる復旧工事に、福島県や他府県の職員と協力して取り組んだことを覚えている。

今回、３年ぶりに現地を見て回り、当時復旧・復興の半ばであった相馬港の発展ぶりに大きな驚きを覚えることとなった。そして、当時の担当現場が本格的に供用されている光景を目にすることで、相馬港の発展に少しでも力になれたことが誇らしく思え、同時にうれしさを感じることができた。

今回の担当現場である釣師浜漁港海岸は、海岸・河川堤防、橋梁、臨港道路などの復旧・復興工事がひしめき合う、とてもやりがいのある現場であった。３か月の派遣期間では最後まで見届けることはできなかったが、完成した現場をいつの日かまた訪れることを楽しみにしている。

（藤井 貴弘）

赴任期間中に国による復旧事業の再調査が実施されることになり、福島県職員や他自治体からの派遣職員と一丸になって対応したことがとても印象に残った。調査対象となる工事件数が多く、約二週間の調査日程を全職員で作業を分担して対応した。復旧事業は原形復旧を基軸として事業を進めていたが、設計変更により当初と比べて全く違うものとなっていた案件もあった。そういった変更に至った経緯を把握するために、これまで３ヶ月ごとに派遣職員が交代してきたため、大量になった業務引継ぎ書を調べたり、協議資料や議事録を調べたりする必要があった。事務所全員で幾たびも夜明けまで作業をしたり、休日に出勤したりと多忙な日々を送っていた。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

（桑原 琢弥）

今回の赴任にあたり、管内ＯＪＴ等を通して福島の港湾施設の復旧状況を説明していただいた。震災から６年が経過するが、防潮堤等ハード対策の復旧は一部避難指示区域を除いて９割以上完了しており、そのスピード感に驚かされた。実際に３ヶ月間携わってみて、現場のスピード感というものを肌で感じることができたし、微々たる力ながらそれに携わることができたことは貴重な経験となった。今後の都庁人生においても、現場の状況・現場の声というものを第一に考え、スピード感を持って業務を遂行していきたいと感じた。

最後に３ヶ月間お世話になった相馬港湾建設事務所の皆様へ、短い期間でしたが皆様と共に仕事ができ、福島県が、そして相馬という街が大好きになりました。また機会がありましたら相馬に足を運びたいと思いますし、原釜・尾浜海水浴場が来夏オープンするのを楽しみにしております。

（平山 遼）

相馬港湾建設事務所では、東日本大震災によって甚大な被害を受けた福島県における港湾施設の復旧事業に取り組んでおり、今年度は相馬港湾事務所で所管している多くの港湾・漁港施設の復旧完了年度であるため、現場では急ピッチで工事が進められています。

そのような状況の中、当事務所で所管する現場では、現在多くの工事が着手されており、今回、当事務所の派遣職員として業務に携わり、多くの現場を実際に目にしたことは若手職員である私にとって非常に良い経験となりました。この経験は、今後、土木職員として都への貢献を努めるうえで、大きく役立つものだと考えています。

私にとって初めての派遣業務ということもあり、不安を抱えながらの赴任となりましたが、忙しい業務の中、温かく支援してくださった福島県職員の方々には大変感謝しています。今回の派遣で得られた知識、経験を通じて、都から福島県の魅力を発信するとともに、今後、福島の復旧・復興を手助けできることがあれば進んで取り組んでいきたいと考えています。

写真－１　釣師浜漁港

写真－２　安波神社

漁港施設

宮城県　相農林水産部
漁港復興推進室

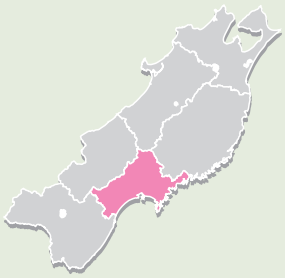

業務概要

漁港復興推進室

目的：東日本大震災による漁港施設及び漁港海岸施設等の被害（被害額 約 4,400 億円）に対し、早期復旧・復興を着実に推進するため、東日本大震災で被災した施設の復旧に特化した業務を担うことを目的として、平成 24 年 11 月に水産基盤整備課から分離して新たに設置された組織である。

規模：漁港復興推進室は、室長 (1)、技術副参事 (1)、復興推進班 (3)、漁港整備班 (4)、海岸整備班 (4) の 3 班・13 名体制で構成されている。

内容　**復興推進班**－全体予算管理、漁港漁場整備長期計画、漁港漁場関係事業の補助金交付申請・施行、復興交付金の交付申請・施行、市町営事業の補助金交付申請・指導

漁港整備班－災害復旧の予算管理、漁港災害復旧の執行、漁港災害の再調査・成功認定、市町への指導・助言

海岸整備班－海岸基本計画の調整、海岸災害復旧の執行、海岸新規事業の調整、海岸災害の再調査・成功認定、市町への指導・助言

宮城県内の漁港・海岸施設状況は以下のとおり。

漁港：県管理 27 漁港及び市町管理 115 漁港の計 142 漁港（漁港数は全国第４位）

海岸：宮城県海岸線全延長 826km（全国第 12 位）

※海岸線延長当たりの漁港数は全国第１位

復興事業の実施箇所は 382 地区・243.1km、うち漁港海岸は 151 地区・85.7km

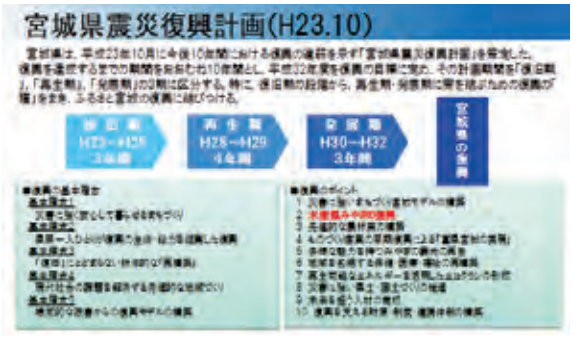

宮城県

漁港施設

農林水産部　漁港復興推進室

川田　延也／櫻井　勇治／赤嶺　好祐（港湾局）

1　担当業務の概要

担当した主な業務は、①漁港災害復旧の重要変更設計業務、②災害復旧事業の執行状況調査、③工事の執行及び情報開示請求への対応の３つである。漁港復興推進室では、県地方振興事務所及び各市町の担当者と綿密に連絡を取りながら災害復旧事業に取り組んだ。

①漁港施設災害復旧工事の重要変更協議に関すること

県（気仙沼・東部・仙台の３地方振興事務所）及び市町（11 団体）が管理する 142 漁港の災害復旧工事（査定工事件数：約 1,300 件）を対象として、当初災害査定あるいは再調査の決定工事費等を変更するために各管理者が作成した重要変更資料を基に、変更理由および根拠資料の妥当性、数量等を確認し、各管理者との指導、助言等の調整後、水産庁協議及び東北財務局説明を行った。

②漁港災害復旧の調査、照会

毎月末に、県の３地方振興事務所及び市町 11 団体で施行する災害復旧事業の執行状況調査（契約・支払・不用など）に関する調査結果を取り纏め、水産庁への報告を行った。

③工事執行に関すること

本庁発注の契約工事（５億円以上）の起工及び変更手続き（設計図書の確認、副知事までの説明・決裁）を行った。また、事業者等からの開示請求に対する資料を作成した。

④成功認定に関すること

市町施行の災害復旧工事が、法令に定められたとおりに執行され、交付決定の目的を達成しているか検査し、成果を確認して負担金の認定を行った。

2　苦労したこと、工夫したこと

○川田 延也

一番苦労したのは災害復旧工事の重要変更協議である。水産庁協議、東北財務局説明を行うための工事内容の把握、資料整理、調整等にかなり苦労した。特に東北財務局説明では詳細な根拠資料の提示を求められ、そのため、県及び市町の各管理者に追加の資料作成依頼を何度も行い、協議開始から完了までに１ヶ月以上も要する案件が多くあった。

工夫した点は、その協議経過を把握できるように質疑回答一覧を作成し、県庁・各管理者双方で情報の共有に努めた。

○櫻井 勇治

着任当初は、必要なファイルを探すのにとても苦労した。

限られた執務室、書庫内に、膨大な図書を収納するため、書棚の書類は前後２列に収納されていて、前面のファイルを取り出さないと奥側のファイルの背表紙の確認が出来ない状況であった。

そのため、執務室内の書庫の棚卸しを行うとともに、個々の資料保管場所の新たな見取図、資料一覧表、貸し出し表を作成することで、膨大な資料の中から必要なファイルをすぐに探せるよう工夫した。

また、３ヶ月という短い期間で仕事の内容を理解し、後任に引継ぎをしなければならない点で苦労し

た。歴代の引継ぎ書の内容は非常にボリュームがあり、文字だけでは理解するのに非常に苦労したことから、別途、図や表等を加えて、分かりやすい引継書の作成に努めた。

○赤嶺 好祐

着任当初、全く面識のない３地方振興事務所、市町 11 団体からの電話による対応に苦労した。

着任月が繁忙期となり、班の職員の大半が出張不在のため、国からの個別案件に関する照会や県の３地方振興事務所、市町 11 団体の全く面識のない担当者からの聞き慣れない漁港名と工事件名に続く状況報告や相談事などの電話対応では、各漁港の被災状況、課題や経緯を十分に理解、把握できず、その対応に苦慮した。

職場毎の座席図および地図や県漁港一覧図に、照会事項、担当業務、漁港の特徴等を書き込んだりして、担当者や漁港名、被害および復旧内容について早期の把握、理解を図った。

３　印象的なエピソード

○川田 延也

・重要変更協議の資料作成を行っている各管理者からのメールが、土日祝日、24 時間関係なく届くこと。
・限られた件数ではあったが、水産庁協議、東北財務局説明を完了できたこと。また、その完了報告を各管理者にしたときお礼を言われたこと。
・市町の職員のほとんどが宮城県あるいは他県からの派遣や任期付職員であり、地元職員は少人数で対応していたことは非常に驚いた。また、応援職員は地元住民説明会でもメインで対応する機会も多いとのことである。

○櫻井 勇治

・任された仕事を適切に遂行できた時に、やりがいを感じた。３ヶ月という短い期間の中で多少なりとも成果を残し、職場に貢献したかったため、どのように工夫したらわかりやすい資料が作成できるのか等を意識しながら仕事を行った。
・市町の担当者から受けた重要変更の相談に対して、的確な回答が出来た際に、やりがいを感じたとともに、仕事に対する理解度が上がっていることを実感した。

○赤嶺 好祐

・数百を超える現在進行形の重変協議の案件数の多さと、億単位の変更額の大きさに東日本大震災による被災の甚大さと同時に、地元の県および市町職員の長きにわたる苦労を思うとともに、災害復旧事業に携わる派遣職員としての使命、責任を感じた。
・歴代の派遣者が加筆修正してきた丁寧な引継書に、前任者の苦労とともに後任に対する思いやり、気遣いを感じた。特に直前の前任者が整理した保管資料とその見取り図は、今後とも後任の派遣者だけでなく県職員にとっても大いに役立っていると実感している。
・派遣先の職場の皆様の言動の随所に気遣い、心配りがとても嬉しく有り難く感じられた。被災地の職員と大震災の復旧・復興にかかる苦楽の一部を共に出来たことや、県庁および全国からの派遣職員に多くの知己を得られたことをとても嬉しく有り難く感じている。

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

○川田 延也

・水産庁協議や東北財務局説明など、対外協議を行う機会を通じて、協議の難しさを痛感した。こちらが当たり前だと思っていることが、相手側には当たり前でなかったり、またその逆もあったりして意思の疎通が重要であることを再認識した。今後は相手の立場を考慮して業務を進めていきたい。
・災害復旧の変更協議を主に担当したが、最初に決定した災害査定内容を変更するには、当初の査定内容が間違っていても、大変な労力を必要とすることがわかった。今後、都でも災害査定を行う機会が

あると思うが、その際は変更協議を踏まえた査定ができるように配慮することが必要だと思う。

〇櫻井 勇治

東日本大震災では、誰もが想像できない程の津波被害が起きた。もし、首都直下型地震が起きた場合、東京ではどんな被害が出るのか、想像しただけで恐ろしくなる。東京都の土木職員として、どのような対応が要求されるのか、今回の被災地派遣の経験により、多少なりとも学ぶことができた。実際に大規模な災害対応を経験している職員は東京都でもそう多くはない。そのため、実際に災害復旧対応を経験している職員が指揮をとり、一刻も早い復旧に貢献することが何よりも重要であると感じた。

〇赤嶺 好祐

南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘されてから長い月日が経過しているが、「災害は忘れたころにやって来る」という警句にもあるように、私達は、決して油断することなく、多くの尊い命を犠牲にした東日本大震災の地震と津波の教訓を忘れてはならない。東日本大震災で広範囲にわたり未曾有の被害を受けた被災地には、前例のない復旧・復興に関する様々な課題への取り組みを通して培った様々な貴重なノウハウが蓄積されている。将来において、ひとたび都や他府県で大規模災害が発生した際、被災地での災害復旧業務の貴重な経験、そして業務を通じて知己となった豊かな経験とノウハウを持った全国各地の自治体職員との人的ネットワークを活かし、即戦力として災害復旧に迅速かつ的確に貢献できるよう自己研鑽に努めて行きたい。

最後に、非常に短い期間にも関わらず温かく歓迎していただいた職場の皆様と、同時期に各部署から派遣となった仲間、被災地派遣の期間中に東京からご支援いただいた派遣元の職場の皆様に心より感謝申し上げます。どうも有り難うございました。（川田・櫻井・赤嶺）

嵩下げ工事

鮎川漁港　　平成 29 年 10 月 3 日撮影

石巻市にある県管理の鮎川漁港では、地盤沈下を受けて嵩上げした岸壁と物揚場（平成 25 年 10 月災害復旧工事完了）が　その後 30cm 以上の地盤隆起が確認されたことから、既に復旧が終わった構造物の一部撤去について、災害復旧工事として認められた全国で初めてのケースとして、『河北新聞』や『NHK 仙台』だけでなく『日経コンストラクション』（2017 年 1 月 9 日号）等で広く全国に紹介される。なお、嵩下げ工事は平成 30 年度末完了予定。

区画整理

岩手県　県土整備部
都市計画課

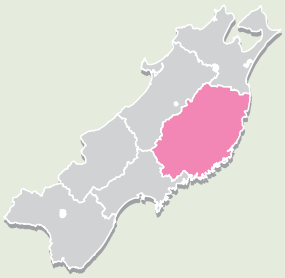

業務概要

県土整備部では、道路・橋梁、河川・砂防、港湾・空港、下水道、県営住宅整備及び都市計画等の被災地復興事業を含めた県土づくりに関する幅広い分野を担っています。

平成 29 年度は、出先機関を含めて 845 名 (うち 17 都道府県市及び民間企業からの応援職員 63 名) の職員が所属しています（4 月 1 日付）。

都市計画課まちづくり担当には、東京都、大阪府及び和歌山県からの応援職員計 4 名が配属され、被災市町村が施行する復興まちづくり事業の指導監督業務や、景観形成の企画調整・屋外広告物許可業務等を担当しています。

復興まちづくりについては、被災市街地復興土地区画整理事業（7 市町村 19 地区）、津波復興拠点整備事業（6 市町 10 地区）及び防災集団移転促進事業（31 地区 88 団地）が事業中であり、うち被災市街地復興土地区画整理事業については、既に 4 地区の換地処分を完了し、平成 29 年度は更に 2 地区の換地処分の完了を目指しています。

（H29.9.30 時点）

岩手県内　被災地復興土地区画整理事業地区、津波復興拠点整備事業地区

【大船渡市大船渡周辺地区】：震災直後（H23.3.29）

【大船渡市大船渡周辺地区】：復興事業中（H29.8 撮影）
（大船渡市提供）

岩手県

区画整理

県土整備部　都市計画課

村上　英明（都市整備局）

1　担当業務の概要

復興まちづくりのうち、野田村、宮古市及び山田町で実施している土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業及び国土交通省との復興事業に係る連絡調整や現場視察対応等の業務を担当しました。

2　苦労したこと、工夫したこと

事業者であることが多かったこれまでの業務経験とは大きく異なり、初めて事業を施行する市町村を指導監督する立場として、正直業務の進め方に、戸惑う場面が何度かありました。

事業中の各地区は、狭い地区の中に道路整備や防潮堤整備など多種多様な事業が同時並行的に進められ、かつ地権者への対応等で、思うように工程が進まない状況が多々あります。そうした中において、実際に事業を進め現地で苦労している市町村職員の気持ちに寄り添いつつ、如何に事業の必要な手続きを遺漏なく進めるかに苦心しました。

また宅地の引渡しスケジュールや、対外的に公表されるような各種調査結果については、非常にデリケートな内容を含んでいます。このことから、事業主体である市町村と入念な確認を行った上で、事前に関係部署との情報共有に努めるなど、細心の注意を払って取組みました。

3　印象的なエピソード

組織の垣根を越えて、復興まちづくりに係る全職員が、一日もより早く復興を目指すという共通の目標に向かって、まさに「チーム復興」の一員として業務に取組んだ事は、他では得難い経験でした。

中でも県職員をはじめ関係部署の方々と連携し、年２回「まちづくり推進会議」を主催したことは印象的でした。会議の中で単にインフラ整備だけでなく、復興事業の完了後を見据え、住民が一人でも多く元の土地に戻って頂けるように、どう復興まちづくりを進めるかが重要である事を強く痛感しました。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

震災のあった平成 23 年は、一時県内において約１万７千世帯、約４万人を超える方々が避難しました。震災から早７年が経とうとしていますが、今なお約８千人の方々が仮設住宅等での生活を余儀なくされています。

土地区画整理事業においては、平成 29 年度末までに概ね８割弱の宅地の完成を目指しています。今まで私が携わってしてきた事業と比べると驚異的な進捗ではありますが、それでも被災地に住んでいた方々が、ある日突然襲ってきた震災と津波によりそれまでの生活を根こそぎ奪われ、その後長期に渡る避難生活を余儀なくされた心情を鑑みると、何とも言えない思いになります。

現状の業務に満足するのではなく、普段の業務から一歩離れている間も、真の意味での「復興」とは何か、いかにしたら被災地、強いては微弱ながらも岩手県の復興に貢献できることはないかと、常に自問自答していた日々でした。

東京においても、今後、首都直下型地震の発生が懸念されるところであります。震災時における初動対応

の重要性、被災した住民を如何に支援していくか、更にその後の復興が人的・経済的に大変なエネルギーを要すること等を勘案すると、災害の脅威を乗り越えて持続可能な社会を発展させていくためにも、高度な防災性のある都市を実現することは喫緊の課題であると、改めて考えさせられた一年でした。

《野田村土地区画整理事業　城内地区》

平成 29 年 9 月に換地処分が完了した城内地区航空写真（野田村提供）

《宮古市土地区画整理事業　鍬ケ崎・光岸地地区》

鍬ヶ崎・光岸地地区航空写真（宮古市提供）

換地処分を控えた鍬ヶ崎・光岸地地区（上・下）

平成 29 年 10 月に開催されたまちびらき式典

岩手県

区画整理

県土整備部　都市計画課

伊藤　哲也（都市整備局）

1　担当業務の概要

私が配属された都市計画課まちづくり担当は、「区画整理チーム」と「まちづくりチーム」に分かれており、私は区画整理チームの担当となりました。

区画整理チームの主な業務は、被災市町村の復興まちづくりとして、市町村が実施する被災市街地復興土地区画整理事業（7 市町村 19 地区）、津波復興拠点整備事業（6 市町 10 地区）を所管しており、私は、被災市街地復興土地区画整理事業（大船渡市 1 地区、大槌町 4 地区）と津波復興拠点整備事業（大船渡市 1 地区、大槌町 2 地区）に関する都市計画や事業計画の決定･変更、進行管理を主に担当しています。また、復興事業以外では、市町村が実施する通常の土地区画整理事業の支援等も行っています。

大槌町町方地区（平成 29 年 4 月）

大槌町町方地区（平成 29 年 11 月）

2　苦労したこと、工夫したこと

被災した沿岸の市町村では、全国の自治体から多くの職員が派遣されてきており、復興に向けて様々な業務を行っています。皆さんは少しでも復興が進むよう、日々の業務に取組んでおりますが、担当者が全員、その事業に初めて携わるということがあります。私が担当している土地区画整理事業についても、プロパーの職員の方をはじめ、土木職の派遣職員の方でもほとんどの方が未経験という状況でしたので、年度当初は、細かく丁寧な対応を心がけました。

また、非常に多くの震災復興関連業務があるため、大勢の派遣職員を受け入れて対応していますが、プロパー職員が少ないために組織としての意思決定に時間がかかることが多く、事業スケジュールに影響が出る事がありました。私の担当業務は市町村が行う事業の“支援”であるため、県職員として提案やアドバイスはできますが、実際に事業そのものを動かしているわけではないので、歯痒い思いをしたことがありました。

3　印象的なエピソード

市町村が行う一般的な土地区画整理事業は、施行期間が 20 年 30 年は当たり前のようにかかる事業ですが、震災復興の土地区画整理事業では、5、6 年で完了する地区もあり、開始から 10 年以内にはほとんどの地区が完了する予定になっています。通常は 20 年 30 年かかる事業が 5、6 年で完了するのだから、土地区画整理事業を知っている人たちは、とても早く完了できたと感じるはずです。しかし、実際に被災された方々にとっては、それはとても長くて不安な時間だったと思います。事業開始直後は、再生したまちで生活を再建していこうと考えていた人たちが、まちの完成を待ち切れず、避難先で新たに生活再建していく事例が増えています。そうした話を聞くと、残念で寂しい気持ちになりましたし、私たち行政はもっと頑張らないといけないのかなとも思いました。

一方で、自分が担当した地区が完成に近づき、家が建ち並び、商業施設が整備されまちが賑わってくる様子を見ると、頑張って良かったとも思いましたし、やりがいを感じられました。

大船渡市（大船渡駅周辺地区津波復興拠点整備事業により整備された商業施設）

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東日本大震災から、まもなく７年が経とうとしています。東京などでは、3.11 が近づかないと震災関連のことは報道されなくなってきていますが、岩手県では、毎日のように被災地の動向が報道されています。実際に基盤整備はかなり進んできてはいますが、人々の暮らしが元に戻るまでには、まだまだ時間が掛かりそうな状況です。多くの人たちが、今はオリンピックに向けて、前を向いて進んでいることと思いますが、過去の出来事を忘れずに進むことも大事なことだと思います。

また、復興のまちづくりの中では、事業が完了に近づいてくると、事業を終えるための課題というものがいくつか見えてきますので、そうした経験は、今後の都政に活かせるものと考えています。そして一番重要だと感じたことは、“繋がり”です。それは、人と人はもちろんですが、組織と組織の繋がりもとても重要と感じました。いざという時、東京都も他自治体の支援を受けることになります。その時のために、普段から連携できるような体制づくりをしておくことは大事なことだと思います。個人的には、今回の派遣で、岩手県はもちろんのこと、他府県の応援職員の方々とも交流を図れたことは、とても貴重な経験となりましたし、今後も“繋がり”続けていきたいと思います。

復興公営住宅

福島県　土木部
建築住宅課分室

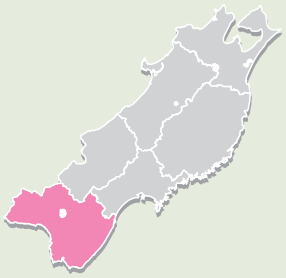

業務概要

①建築住宅課分室の目標

東日本大震災からの復興に向け、住宅分野の取組みをまとめた「第二次福島県復興公営住宅整備計画」に基づき、原子力災害等により長期避難を余儀なくされている住民の居住の安定を図るため、「復興公営住宅」の早期整備を図る。

②復興公営住宅の整備計画（原子力災害等による避難者のための住宅整備）

全体整備戸数　4,890 戸

整備期間　平成 26 年度～平成 29 年度

● 年度別計画（完成戸数）

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	計
戸数	509 戸	658 戸	2,233 戸	1,307 戸	4,707 戸※

※入居募集を保留している住戸を除き平成 29 年度までに全て完成予定

③室の体制

課長 1、主幹 2、建築 6、電気 1、土木 3、計 13 名（うち自治法派遣 1、UR 派遣 1）

④復興公営住宅の整備手法

主に従来の「設計・施工分離発注方式」、「設計・施工一括選定方式」、「買取方式」の民間活用の手法について、地域の実情や避難者のニーズを踏まえて選択する。

「設計・施工一括選定方式」と「買取方式」は設計と施工を併せて依頼するもので、その導入目的は以下のとおりである。

○良質な住宅・居住環境の創出

民間事業者が有する設計・施工に関する総合的な企画力・技術力・機動力を積極的に活用することで、創意工夫に富む良質な住宅・居住環境を創出する。

○工期の短縮

契約事務の集約化、設計から施工への円滑な移行により、工期短縮を実現する。

福島県

復興公営住宅

土木部　建築住宅課分室

中島　和博（都市整備局）

1　担当業務の概要

福島県では、原子力災害による避難者のための災害公営住宅を「復興公営住宅」と呼んでいる。当室が執行する復興公営住宅整備事業は、全体整備戸数を 4,890 戸とし、私が着任した 4 月 1 日時点では約七割完成、最終年度である今年度で、入居募集を保留している住戸を除いて全て完成予定である。

当室は計画担当と整備担当で構成され、整備担当である私は浜通り側の下北迫（しもきたば）団地、平赤井（たいらあかい）団地、勿来酒井（なこそさかい）団地を担当し、「買取方式」により整備を行った。

○下北迫団地

団地名	県営下北迫団地	所在地	広野町下北迫上大吹
建物構造	木造 2 戸 1 棟建（平屋建、2 階建）	供給戸数	58 戸
建設工期	H29 年 5 月～ 9 月	入居開始	H29 年 10 月
特徴	・玄関から居室内まで段差のないバリアフリー設計（復興公営住宅共通） ・全ての住戸でペットの飼育が可能		

第 1 住区

第 2 住区

第 3 住区

集会所

○平赤井団地

団地名	県営平赤井団地	所在地	いわき市平赤井笹目田
建物構造	鉄骨造 3 階建 2 棟	供給戸数	51 戸
建設工期	H29 年 4 月～ 9 月	入居開始	H29 年 10 月
特徴	・外壁に県産材杉集成材を使用 ・各棟 1 階に車いす対応住戸及び高齢者対応住戸を配置 ・集会所のほか、入居者の健康増進やコミュニティ形成のための緑地広場を整備		

全景

住棟

集会所

緑地広場

○勿来酒井団地

団地名	県営勿来酒井団地	所在地	いわき市勿来町酒井青柳
建物構造	木造戸建（平屋建、2階建）	供給戸数	72戸
建設工期	H29年10月～H30年3月	入居開始	H30年3月（予定）
特徴	・買取方式による木造戸建住宅のほか、ＵＲや県直営施工による中低層共同住宅及び関連施設で構成される大型の団地 ・共用部にはコモンスペースやコミュニティ通路を整備		

空撮

第１住宅

第３住宅

第４住宅

２　苦労したこと、工夫したこと

別組織で働くことによる仕事内容や進め方のギャップ、わからないことの多さに苦慮することはもちろんあるが、何よりも現場の遠さが最も支障になった。担当した広野町やいわき市の現場までは、県庁から車で片道２時間～２時間半ほどかかり、出張が連続したり睡眠不足だったりすると身体にこたえるものであった。また、現場で問題が発生した場合や、目で見て施工状況を確認したい場合でも、東京と違いすぐ駆け付けるということができないので、事業者や関係部署をうまくコントロールしながら効率的に仕事を進める工夫も必要であった。

３　印象的なエピソード

復興公営住宅は原発避難者の生活再建の基盤になることから、遅れが許されない事業のひとつである。着任当初は迅速かつ適切に仕事を進められるか不安もあったが、担当した団地がスケジュールどおり完成し、無事に入居を開始できたときは、ほっと胸をなでおろす思いであった。同時に、人が生活を営むうえで必要不可欠である「住」の部分で震災復興の応援ができたことに喜びを感じた。

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと、得られた教訓など

○チャレンジ

復興公営住宅の設計では、快適な居住環境を確保するのはもちろんのこと、入居者が新しい環境においても孤立することなくコミュニティをつくっていくことができるような思いやりのある住宅とする必要がある。高齢者の入居を前提としたバリアフリー設計、入居者にとって自由度の高いプラン、人が自然と集まり会話が生まれるような共用スペースなど、県では数年にわたる本事業の経験と入居者の反応から、より良いものをつくろうとブラッシュアップを続けている。こういった前向きでチャレンジする姿勢を自分自身も持ち続けていきたい。

○経験

この１年、業務のなかで、構造、プラン、施工方法いずれもバリエーション豊かで、東京にはない公営住宅に触れることができた。現場事務所による視察会では、帰還困難区域に今も残る地震や津波で壊れた建物、町並みを間近で見ることができた。７年の時を経てもなお、自然災害の凄まじさや当時の混乱を物語っており、言葉にならないものであった。土建の世界は経験工学であり、私のような若手職員が１年間福島でこのような経験を積めたことは、今後東京都の建築職として仕事をしていくうえでも、大きな力になると感じている。

公共建築物整備

福島県　総務部
施設管理課

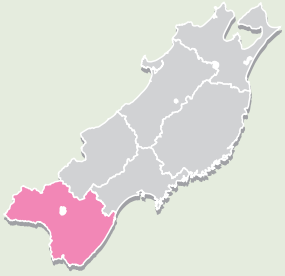

業務概要

福島県総務部施設管理課は、下記の業務を行っています。

・福島県庁舎、周辺施設、合同庁舎、職員公舎等の維持管理及び改修の総括
・庁舎内会議室の使用承認、職員公舎の入退去、駐車場の管理
・庁舎等維持管理業務委託競争入札参加有資格者の審査
・県庁舎の施設設備の維持管理、改修、修繕
・県庁西庁舎の免震化改修及び警察本部庁舎新築等の工事監理監督

職員は、課長１名、主幹３名以下 19 名の課員で構成されています。

主な業務として庁舎維持・整備担当の建築、電気、機械の技術職員と企画・管理担当の事務職員にて、県政の中枢である県庁舎に関する業務を行っている部署です。

平成 29 年度は東京都以外にも神奈川県から技術職員が災害派遣されています。

県庁西庁舎全景

福島県

公共建築物整備

総務部　施設管理課

渡邉　和人（財務局）

1　担当業務の概要

今回配属されたのは総務部施設管理課の工事担当部署であり、私自身は警察本部庁舎新築工事の工事監督業務を行いました。警察本部庁舎の建物概要、事業スケジュールは下記のとおりです。

【敷地面積】　8,950.68㎡
【構造・規模】　高層棟：鉄骨鉄筋コンクリート造／地上７階建
　　低層棟：鉄筋コンクリート造／地上２階建
【基礎工法】　直接基礎（高層棟：免震　低層棟：耐震）
【建築面積】　5,859.46㎡
【延べ面積】　24,482.72㎡
【最高の高さ】33.19 m（鉄塔頂部は 70.44 m）

事業スケジュール

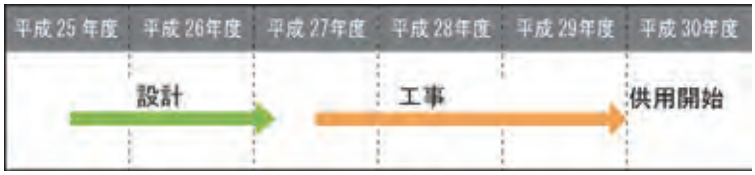

警察本部については、県民の安全・安心を支えるとともに、災害時における避難誘導や治安の確保等、警察活動の中枢となる機関です。現在の警察本部はいくつもの庁舎や民間ビルに点在しており、また、執務室が手狭であること等が課題となっていました。

新庁舎建設に当たっては、現庁舎が抱える諸課題に対し、セキュリティーと来庁者の利便性の調和を実現するとともに、災害時の危機管理対応や業務継続を可能とした非常時に強い危機管理拠点として計画されています。電気設備に関しては、本線予備線の２回線受電かつ停電に備え、非常用発電機を設け燃料７日分を確保。弱電設備では入退室管理装置、監視カメラ設備を導入しています。さらに、省エネ・再エネということで全館 LED 照明、270kw の太陽光発電設備を設置しています。

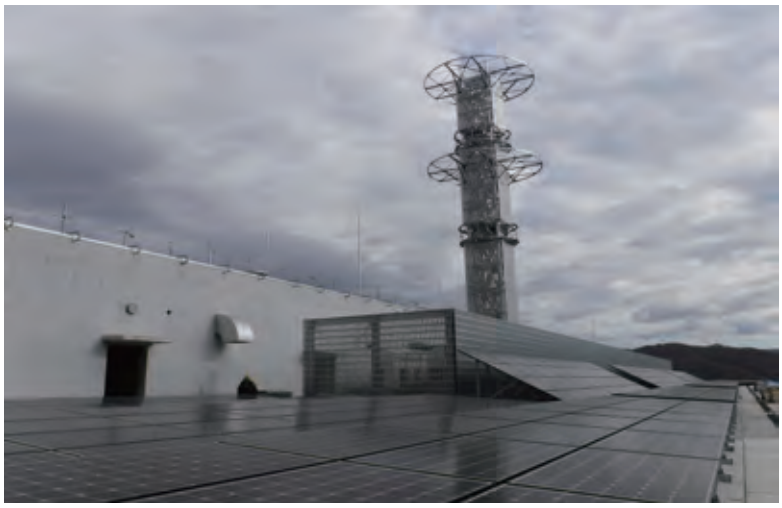

太陽光発電設備

私は電気担当の監督員として、「福島県警察本部庁舎整備（電気）工事」、「福島県警察本部庁舎整備（弱電）工事」の２本の工事を受け持ちました。監督業務内容としては、施工に関する警察本部との調整、発注仕様通りに施工されているかの確認、使い勝手の良い建築物となるよう施工図・総合図の確認、安全指導などが主なところです。

本工事は平成 27 年度から始まっており、私が４月に着任したときには建物の躯体が８割方出来上がり、内装工事が始まろうとしている頃でした。

２　苦労したこと、工夫したこと

業務遂行に当たって苦労・工夫した点は大きく３点有ります。

１．災害時にも通常稼働を求められる警察本部という建物への対応

警察本部の電気設備としては、電力網の不測の事態に備えて、本線予備線の２回線受電及び非常用発電機、無停電電源装置を導入しています。そのため、停電時や火災時の受変電設備の動作フローは大変複雑なものとなりますが、もし電気設備に不具合が生じれば、県内の 110 番の不通につながるため、とてもプレッシャーを感じる仕事でした。仕様の確認においては、工事受注者やメーカー、県職員の方と共にチェックを重ねて進めて行き、現状の仕様としました。

受変電設備

非常用発電設備

２．関係各所との調整

警察本部は、110 番を受ける部署に始まり、災害対策を行う部署など多くの組織で形成されています。さらに今回の本部庁舎には国の警察機関も入居するため、各部署との調整を多く必要としました。さすが警察で、それぞれの部署が最新のシステムを持つ特殊な設備機器を導入します。そのため、どこにコンセントを配置するか、その電源は発電機回路なのか、UPS 回路なのか、分電盤の容量は適切であるのか、といったように警察の各部署との調整に多くの時間を割きました。入居する警察各部署の望む通りに引き渡すため、設計にとらわれず、打合せを重ねて仕様確定を進めていきました。

３．工事関係書類や積算システムの違い

福島県に来た当初、東京都と事務手続きや工事関係書類の種類が異なる面で戸惑いました。受注者から提出される書類が多岐にわたり、限りある時間の中でどこまで詳細に内容を確認するべきか手探りで進めていきました。また、積算システムに関しても、東京都は RIBC2 を使用しているのに対し、福島県では独自のエスティマという積算システムを使用しています。設計変更に当たっては積算システムの使い方から積算方法まで苦労しましたが、県職員のみなさんの手厚い協力のおかげで無事業務を遂行することができました。

3　印象的なエピソード

やはり、一つの建物が出来上がっていく過程に携われることに喜びとやりがいを感じました。何もないところに建物の躯体が出来上がって（今回は工事写真でしか見ていませんが）、天井や壁が組み上がっていく、照明やコンセントが付き、電気が通り、建物が機能を持っていく。特に今回は、東京都とは様々な面で異なる環境の中、県職員や県警の担当者、工事受注者と協力して竣工までこぎ着けたことに格別の感慨があります。

さらに、本事業は設計当初から派遣職員が関わって進められてきました。私が知っているだけでも、東京都職員→東京都職員→福岡県職員→私と引き継いで来ています。設計図面を見ても、当時の担当の電気設備に対する考え方がわかりますし、工事の変更関係資料にも担当の考えが色濃く反映されています。担当が１年毎に変わってしまうことによる難しさも多々感じましたが、その反面多くの派遣職員が関わってきた本工事の締めを受け持つことができたことに喜びを感じます。竣工に当たり、今まで携わってこられた監督員に向けて内覧会を開催しましたが、「良い建物になった」と仰っていただいたことも記憶に残っています。

また、職務外でも課内の方々が本当に親切にしてくださり、安達太良山や磐梯山への登山、県内のマラソン大会、飲み会のお誘いなど、プライベートも大変充実したものとなりました。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

警察本部庁舎の建設の中で、高性能な監視カメラや厳重な入退室管理設備など、通常の建築物ではなかなかお目にかかれない特殊な設備の設置に携わることができました。さらに、災害に強い建物を目指して計画されている警察本部庁舎全体の設備内容や運用方法についての考え方は、今後の都政に活かせるものです。さらに、行政職員として、工事監督業務に対する考え方や姿勢に関して福島県職員から学ぶところがたくさんありました。この一年間の経験を今後の自らの職務に活かしていければと考えています。

警察本部庁舎全景

水道事業

岩手県　環境生活部
県民くらしの安全課

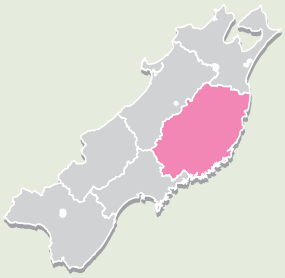

業務概要

岩手県は南北に 189km 東西に 122km 面積 15,275㎢で、我が国で最大の県であります。

そうした中、派遣先である県民くらしの安全課は総勢２８名で食の安全安心、生活衛生、県民生活安全といった県民生活に身近な課題について、県民の視点に立った総合的な施策を推進しています。

私を含め被災地派遣の職員が所属している生活衛生担当の業務には、生活衛生関係営業の適正化・振興、旅館、興行場、公衆浴場、理容所・美容所、クリーニング所・クリーニング師免許、墓地・埋葬、上下水道・簡易水道・専用水道・学校事業所等水道、飲用井戸その他水の衛生に関することがあります。

その担当は、生活衛生担当、水道担当、水道災害復旧担当の３つから構成されます。

各担当の業務概要は以下の通りです。

①生活衛生担当は、生活衛生関係営業（旅館、興行場、公衆浴場、クリーニング、墓地・埋葬、理容・美容）に関する業務を担当

②水道担当は、水道事業の認可、水道統計、水道等の水の衛生、水道ビジョンの作成、アセットマネジメント、水道広域連携、水道に関する補助事業等の業務を担当

③水道災害復旧担当は、岩手県職員１名、派遣職員４名（埼玉県１名、三重県１名、東京都２名）の計５名体制で、東日本大震災津波の被災市町村における水道施設整備計画に係る技術的指導、東日本大震災津波災害復旧事業の水道に関する業務を担当

■県民くらしの安全課組織体系

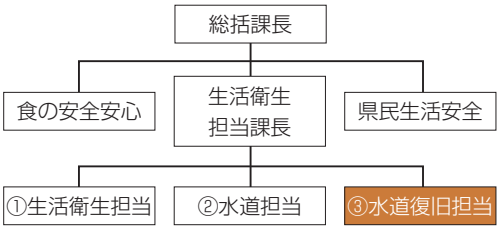

派遣職員は、③水道災害復旧担当に所属しており、東日本大震災津波で被災した水道施設の復旧に係る国庫補助に関する業務を行っています。

構成	主任主査	主査	主任	技師	主事
①生活衛生担当	２名	—	—	—	１名
②水道担当	１名	—	—	１名	—
③水道災害復旧担当	１名	１名	２名	１名	—

※技師は技術系の主事に相当

［執務室の風景］

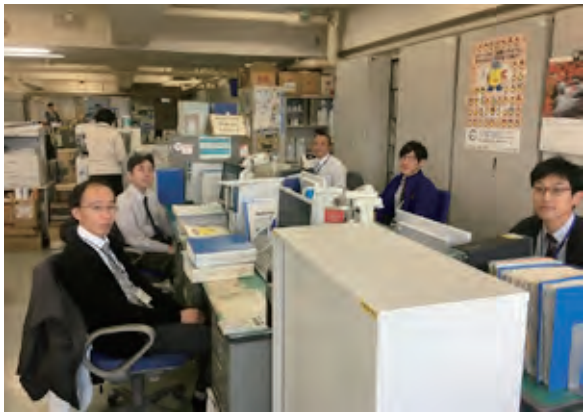

［職場の同僚たちと］

岩手県

水道事業

環境生活部　県民くらしの安全課

神山　健太（水道局）

1　担当業務の概要

私は岩手県における東日本大震災津波で被災した水道施設等の災害復旧に係る国庫補助に関する業務を担当していました。

本来、水道事業に係る施設等が災害により被災し国庫補助を受けようとする場合、厚生労働省「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に従って、原形復旧を原則とした当該事務が行われます。

しかし、東日本大震災津波では甚大な被害を受け、まちの形態が元に戻せないほど一変してしまったため、原形復旧が可能か或いは新しいまちづくりを行うのか、水道事業を含めた全ての復興計画が定まるまで多大な時間を要しました。

そのため、特例として被災した箇所を仮に原形復旧させるものとして災害査定を受け、水道の復旧計画が定まるまで実施を保留し、区画整理事業、防潮堤事業、道路事業等の関連事業計画が整った後に各事業と協議を行い、水道の復旧計画を定め「実施計画協議書」により査定の保留解除を行い、国庫補助の交付決定を受けることになりました。

県の担当者として、そうした一連の国庫補助事務を水道事業体と厚生労働省の間で取り交わされる全てに携わるほか、厚生労働省からの調査依頼や質問の対応、水道事業体からの質問や相談の対応が主な担当業務になっています。

2　苦労したこと、工夫したこと

年度当初は清算事務が多く、加えて２年目の派遣職員として新たに派遣された方へ業務を教えながら、迫り来る期日を守ることと、復興が進み水道施設復旧の本格化に伴い案件数は増加しているが、区画整理事業等の他事業も同様に増えたことで、現場の錯綜や施工困難箇所が生じたため、国庫補助の執行と現場の執行を管理するのは中々難しく、進捗管理の面で苦労しました。

支障に感じたことは、国庫補助事業の進行管理において、被災地の最前線で働く水道事業体の職員が災害復旧に加え通常業務を併せて行っているうえ数名程度と全体的に少なく、また、地域で水道工事を受注できる業者も数社しかなく、道路工事や防潮堤工事の水道補償工事にも手を取られるなど、職人さんを含めて圧倒的に人手不足であるという点に支障を感じました。

工夫したことは、これまでの工事監督経験を活かし、持っている知識・経験を伝えながら、これまでの仕事の進め方の改善を提案し、書類審査業務の効率化による補助事業の推進に繋げられるように心がけ、一日も早い被災地の復興に取り組みました。

3　印象的なエピソード

赴任して約一月後に初めて沿岸の被災地を現場視察に行きました。その時は自分がイメージしていたよりも復興が進んでいないと感じ、この先数年で新たな街ができるのか疑いました。

しかし、四半期に一度の現場視察では、３ヶ月前には想像できないくらい街が出来ているのです。その時は、

自らは発注者でも受注者でもありませんが、様々なやり取りが結果として形になり目に見えることで、復興への思いを共感できて嬉しかったです。

やりがいを感じたことは、私のほか東京都から 18 名の派遣者と被災地支援事務所の担当と共に岩手県の復興に取り組む中、岩手県で開催された全国知事会にお越しになられた小池知事から直接激励をうけることができたこと。更に、岩手県の公式インターネット番組（いわて希望チャンネル）にゲスト出演させていただき、その際に達増岩手県知事からも直接激励をいただいたことです。

[小池都知事と都派遣職員で撮影]

[『いわて希望チャンネル』に出演した時の様子]

印象的なエピソードは、派遣一年目に経験した台風１０号被害に関することが強く印象に残っています。我々は被災地の支援をするためならどんな仕事でも支援する気持ちでいましたが、実際に被災すると自分ができること、やるべきことは何か判断できず、逆に指示を待つことしかできませんでした。

訓練とは違い、通信による連絡が途絶えてしまった水道事業体の状況を把握するには直接現場に出向くしかない状況になり、通常でも約２時間要するところを国道や県道の寸断で迂回しながら５時間かけて被災地に入りました。

訓練では簡単に行える情報収集が本当は難しいことや、被災時にはどうなるのか、その後、災害査定までの段取りなどを実務として経験できました。

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

水道事業自体を違う組織から見ることで今までの経験が全てでは無く、これまで経験したやり方が特異であると感じることができました。

管轄する面積の差は大変大きく、岩手県内の宮古市と岩泉町 1 市 1 町を併せた面積の方が、東京都の面積よりも大きいのです。一方、収入や人材は圧倒的に少ないため、住民が水道事業に求めることも東京とは違います。

都は、国や関係団体と連携し地方の水道事業体支援のために完全復興まで職員を派遣すると共に、実際に復興の最前線を担っている市町村の水道事業体にも職員を派遣することで、被災した水道事業体の技術力の底上げに繋がり、被災地の水道の発展に寄与することができます。そうした事業が行われるときには、これまでの経験が都政に活かせると思います。

鵜住居小学校より 2016.5 撮映

同地区 2017.11 撮映

岩手県

水道事業

環境生活部　県民くらしの安全課

増澤　悠太（水道局）

1　担当業務の概要

私は、岩手県環境生活部に派遣され、主に「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助事業」に関する業務を担当しています。

上記補助事業は、従来の災害復旧費国庫補助事業よりも補助率の嵩上げや補助対象の拡大等の措置により、被災市町村が実施する水道施設災害復旧事業を補助するものです（表 -1 参照）。

従来の災害復旧費国庫補助事業では、施設を原形復旧することが原則ですが、東日本大震災では津波による被害が甚大であったため、新たに復興（まちづくり）計画が必要となるとともに、被災市町村の大部分において水道施設の復旧計画を早期に確定することができませんでした。そこで、被災した水道施設を仮に原形復旧するものとして、災害査定を受ける特例制度が設けられ、事業実施は復旧計画が確定するまで保留することとしました。

現在被災市町村では、関連まちづくり事業計画の決定に伴い、それらに対応した水道施設の復旧計画を確定し、保留解除が必要な箇所から県を通して厚生労働省に協議を行い、厚生労働省からの保留解除をもって水道施設災害復旧事業を実施しています。

私は県の窓口として、国庫補助事務（表 -2 参照）に係る実施計画協議から確定通知までの一連の審査業務、協議・申請内容に関する厚生労働省との連絡調整及び被災市町村からの相談対応を行っています。そのほか定期的に、災害復旧事業を実施している被災市町村への現場視察により、進捗状況や懸念事項等の確認を行っています。

表 -2

■水道施設災害復旧事業（特例査定）の国庫補助事務フロー

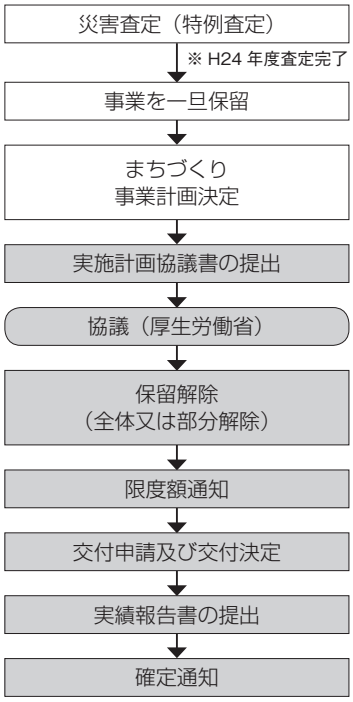

表 -1

	水道施設災害復旧費の国庫補助事業	
	従来	東日本大震災
適用要綱	上水道施設災害復旧費及び簡易水道災害復旧費補助金交付要綱	東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱
補助率及び対象施設	・浄水施設、配水施設等：1/2 ・給水装置、漏水調査は補助対象外	・浄水施設、配水施設等：※ 80/100 ～ 90/100 ・給水装置及び漏水調査：1/2
復旧方法	原形復旧	特例査定：復旧方法を協議 通常査定：原形復旧

※特例査定で算出された原形復旧費用を基に、東日本大震災財特法第３条により補助率が決定 (H24 年度に決定済)

2　苦労したこと、工夫したこと

まず、国庫補助事業に関する業務に従事したことがなかったため、国庫補助事務のルールや言葉の意味を一から理解するのに苦労しました。また、今年度は関連まちづくり事業のピークに対応する形で、水道施設災害復旧事業の実施計画協議件数も増加したことに加え、厚生労働省への毎月の協議期日が短縮されたことにより、例年よりも迅速に審査業務を行う必要がありました。

幸いにも、担当内には派遣２年目となる同派遣元の先輩職員をはじめ、他自治体の水道事業経験豊富な派遣職員の方々がいたため、不明点や疑問点についても担当内で随時相談を行い、悩んでいるときには的確な指導を頂いたことで、一年間遅滞なく審査業務を進めることが出来ました。

支障に感じたことは、東日本大震災から６年が経過した現在も、水道施設災害復旧事業を実施する被災市町村は慢性的な職員不足を抱えていることでした。加えて通常業務も行う必要があり、極めて多忙な状況にあります。その中で、国庫補助事務に係る書類の修正や定例調査、提出期日の厳守等を依頼しなければならないことに大変戸惑いましたが、最終的に「迅速かつ適正な国庫補助事務」という形で被災市町村の支援を行うために、時には毅然とした態度で対応する必要があると感じました。

3　印象的なエピソード

年度当初に初めて沿岸部への現場視察を行った際、区画整理事業や防潮堤事業等の関連まちづくり事業が、一部エリアでは目に見える形になっている反面、未だまちの形が見えないエリアも散見し、東日本大震災から６年が経過してもなお、復興道半ばであることを感じました。

しかし、定期的に現場視察を行う度に、明らかにまちの様子に変化が表れており、災害復旧事業の事業スピードへの驚きと、復旧・復興は着実に進展していることを実感するとともに、津波による被害規模がどれほど大きいものだったのか改めて認識しました。

また、沿岸部への現場視察を行う際は、毎回被災市町村職員の方々の案内のもと視察をさせて頂きます。その度に、慢性的な職員不足、技術者不足による入札不調、関連まちづくり事業との調整等、多くの問題を抱えつつも、水道施設の復旧に尽力されている職員の方々と接し、担当業務への大きなやりがいを感じるとともに、今後の水道施設災害復旧事業の推進にあたり、県として被災市町村の負担をいかに減らすことができるかを考えながら業務に取組んだ１年でした。

釜石市　嬉石松原地区区画整理事業

【平成 29 年 5 月】

【平成 29 年 12 月】※水道事業は完了済

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣を通じて、国庫補助事業に関する業務に携わることで得た知識と経験、実際に被災地で他自治体職員の方々と仕事の進め方や考え方の相違を受け入れながら、同じゴールを目指して業務を行った経験は大変貴重なものであり勉強になりました。今後東京都に戻った際、そして東京都を含め、全国のどこかで東日本大震災のような大規模災害が発生した際に、必ず活かしたいと思います。

また、今後完全復興に向け水道施設災害復旧事業の推進をより加速させるためには、引き続き岩手県への職員派遣の継続に加え、災害復旧事業を実施する被災市町村にも職員派遣を行い、職員のマンパワー不足の解消と水道技術支援、そして県との連携強化を図ることが必要であると思います。

最後に、今回の派遣に関わってくださった方々に、深くお礼申し上げます。

水道事業

塩竈市　水道部
工務課

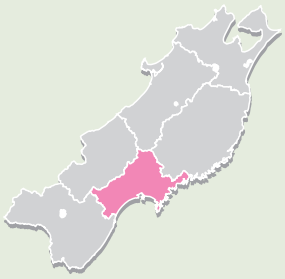

業務概要

塩竈の水道は、今から約 230 年前の 1777 年（安永 6 年）に初めて簡易な水道が布設され、1912 年（明治 45 年）に県内で最初の近代水道として、隣接する利府村春日（現在の利府町）の湧水に水源を求め、権現堂浄水場（現在の権現堂低区配水池）にて浄水し、給水を開始しています。

現在は、大倉ダムと七ヶ宿ダム（南部山浄水場で浄水し、仙南・仙塩広域水道用水供給事業から受水）を水源とし、浄水場 1 か所、配水池 16 か所、導･送･配水管延長約 341 ｋｍにより、事業運営されています。（浦戸地区（4 島）には、推進工法等で布設された海底配水管により給水）

平成 28 年度末における給水人口は近隣の多賀城市の一部を含む 61,276 人、年間総配水量は 7,619,321㎥。水道部の職員総数は、33 名（部長 1 名、業務課 13 名、工務課 19 名）で組織構成は以下のとおりとなっています。

＜水道部組織図＞

水道部長 ― 業務課　企画総務係（5）経理係（3）管財係（2）料金係（2）
　　工務課　施設管理係（6）建設係（6）お客様相談係（3）浄水係（梅の宮浄水場）（3）
　　（　）内は人数を示す。

＜給 水 区 域＞

塩竈と言えば「マグロ」ポストの上にも

塩竈市の市章

塩竈市

水道事業

水道部　工務課

臼井　政次（水道局）

1　担当業務の概要

私は水道部の派遣職員として工務課建設係に配属され、災害復旧事業における水道配水管布設工事の設計、積算、工事監督業務に従事しました。管路工事は、上水道災害復旧事業のほか、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した老朽管更新事業、平成 20 年度から平成 30 年度までの 11 か年計画の第６次配水管整備事業等が行われ、断水作業は係員が協力して行っています。

担当案件は、繰越工事の①「28 －災 港町二丁目地内上水道災害復旧工事」、②「28 －災 藤倉一丁目地内上水道災害復旧工事」、工事が可能となり保留解除された③「29 －災 藤倉一丁目地内上水道災害復旧工事」、④「29 －災 新浜町一丁目地内上水道災害復旧工事」で、下図のとおり東日本大震災により被災した沿岸部になります。（災害復旧事業の国庫補助率は、配水管 85.9%、給水管 50.0%）

いずれも施工にあたっては、道路改良工事、塩釜漁港防潮堤工事と競合するため、宮城県仙台土木事務所、宮城県仙台地方振興事務所、塩竈市役所震災復興推進局と工程調整を行い、施工を進めました。

＜東日本大震災での被災状況＞

水道施設の被害（４月７日の最大余震も含む）

＜担当現場箇所図＞

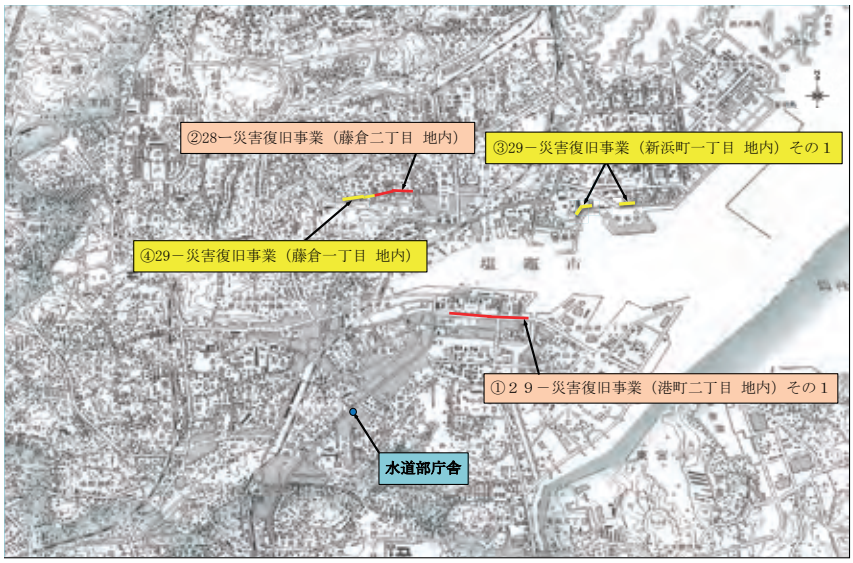

護岸工事と競合施工（シートは砂流出防止のため）

震災復興推進局の工事担当者（左端：岡谷市の後藤主査）

2　苦労したこと、工夫したこと

東京都水道局から塩竈市水道部への派遣であることから、工事書類の違いはあっても基本的な現場作業は同じであること。また、建設係をはじめ、水道部の方々からお世話をしていただいたことから業務遂行にあたっての苦労はあまり感じませんでした。また、現場でも地域の方々に挨拶すると必ず皆さんが「東京から来ているの。ご苦労さま。」「寒いのに大変ね。」等、温かい声をかけていただき、やりがいを感じることができました。

業務の苦労はありませんでしたが、健康には、今まで以上に気を付けました。冬場は、極暖衣類・ネックウォーマーが大活躍です。また、リフレッシュするために休日は、夏の東北お祭り巡り、秋の新そば、ユアテックスタジアム、コボスタ、菅生サーキットでのスポーツ観戦等々、東北を満喫。通勤は、自転車１０分。職住接近、早寝早起きで健康的に過ごすことができました。

3　印象的なエピソード

①歴史ある施設

塩竈市は、大倉ダムを水源とし苦地取水口から仙台市の国見浄水場内までは、仙台市との共同導水管で導水し、国見浄水場内にある分水池から梅の宮浄水場までは、単独導水管となっています。

この単独導水管の一部区間（宮城県宮城野区岩切）には、隧道内にφ 700 の鋼管が布設されていますが管体腐食が発見され、修理工事が平成 29 年 6 月 18 日（日）に行われました。

導水管を断水しての工事に私も参加させていただきましたが、山の中にある隧道内面の斫跡に先人の苦労が偲ばれました。

空気弁の取替に伴い、補修弁を設置

昭和 37 年完成の隧道とφ７００鋼管

②配水管の凍結工法

現在、東京で配水管の断水に凍結工法を使用することはほとんどありません。配水管の断水は、「バルブで断水」がお約束ですが、塩竈では断水範囲を縮小するために、φ 250 配水管も凍結工法により断水しているとのことでした。

写真はφ 150 配水管を凍結させている作業状況で、ポリスリーブと防食テープを使用して凍結液（液体窒素）が漏れないように加工されています。

φ 150 配水管の凍結工法による断水作業

③魚市場の完成

平成 29 年 10 月 25 日に被災した魚市場の完成記念式典が挙行されることから、魚市場の前面道路部分は優先して工事が進められました。水道工事も舗装工事等と調整しながら、9 月 23 日（土）の夜間に既設管との連絡工事を実施しました。翌午前 1 時には通水出来るだろうと楽観視していましたが、既設管が岩盤上に配管されていたことから既設管との接続箇所の岩盤斫に時間がかかり、作業終了は朝 7 時。断濁水の告知時間は土曜日の 22 時から翌日 5 時だったのでお客さまからお叱りを受けるかなと覚悟しましたが苦情なく終えることができました。

今年の宮城県は 8 月に記録的な雨天日続きとなり盛土作業が遅れ、道路改良工事は終盤に突貫工事の状況となっていましたが、無事に完成式典を迎えることができました。

この魚市場前の現場は、冬場の配水管水圧試験の際に、水圧計のゲージが凍結していて作業が遅れたり、早朝にブルーインパルスの飛行訓練を見ることができたりと一番、思い出深い現場となりました。

魚市場前道路改良工事（水道管はφ 150 仮配管）

道路舗装完了（歩道部に水道管を布設）奥の建物は魚市場

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

塩竈市に在籍したことで東京都水道局の各種システム（水運用システム、事務支援システム等）や研修設備が全国的に見れば特異な存在環境であることを実感しました。

また、老朽施設の更新や再構築、水質問題、技術者の育成、人口減少社会への対応等が、喫緊の課題であることを再認識できたことも収穫でした。

東京都水道局では発災時の応急対策を適時適切に実施するため、あらかじめ他水道事業体との協力態勢を確立し、地震発生時の応急対策活動態勢の確保に努めています。今後の発災時には、今回の経験を活かし、微力ながら被災地の復旧・復興のために貢献ができればと考えています。

最後に、塩竈市役所の皆様、東京都被災地支援岩手県・宮城事務所の皆様、総務局、水道局の関係部署の皆様には１年間、大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

水道部駐車場にて

藤倉一丁目地内の通水作業

塩竈神社にて

（1）水滴君

（2）水玉ちゃん

東京水道の「水滴君と水玉ちゃん」

塩竈水道部のキャラクター「シオンちゃん」

下水道事業

石巻市　建設部
下水道建設課

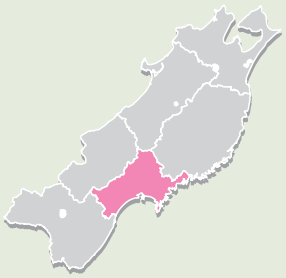

業務概要

石巻市建設部下水道建設課は市職員 12 名（課長 1 名、課長補佐 2 名含）、派遣職員 7 名、任期付職員 3 名、事務補助員 1 名の合計 23 人の組織です。石巻市の公共下水道建設の業務は計画から工事設計、工事監督まで、全てこの下水道建設課が担当しており、計画グループ、建設グループの 2 グループ編成となっています。また、下水道の施設管理等は下水道管理課が行っています。

石巻市の公共下水道は分流式を採用しています。汚水に関しては、宮城県管理による 2 流域下水道の終末処理場と汚水幹線、市単独管理による 3 公共下水道の終末処理場と枝線汚水です。雨水に関しては、震災後、石巻市の市街地雨水計画として 22 排水区を新たに策定しました。

派遣に於ける主な支援事業は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波被害と地盤沈下による雨水施設災害復旧支援、地盤沈下に伴い雨水排水の見直し計画に基づく復興交付事業の支援に従事しています。

また、汚水管の災害復旧事業は、市全体で約 40 件の協議設計があり、建設グループが工事設計、担当監督を含めて担当し、災害復旧工事を鋭意進めています。そして、工事施工に伴い発生した工事変更についても、国交省防災課との設計変更協議を同時に行う支援に従事しています。

本震災前の雨水整備計画は、市街地を中心とした 31 排水区の内、自然流下排水区 8 排水区、ポンプ排水区 8 排水区の 16 排水区で事業認可を受け事業を進めていました。しかし、今回の震災で広域にわたり地盤沈下が発生し、市街地でも約 1 mの地盤が沈下しました。ほぼ全ての地域が河川の水位より市街地（陸地）が低い地形となり、津波来襲時の海水などが何日も排水できない状態に陥りました。現在は、約 40 箇所の仮設ポンプを計画区域全体に設置し強制排水を行う対応をしていますが、大雨時には仮設の排水ポンプの能力の不足や、雨水管の未整備を原因とした市街地の浸水が多々発生している状況にあります。

この雨水排水の復興整備課題として、①地盤沈下による浸水被害の解消、②恒久ポンプ施設の早急な整備、③効率的な施設計画、④将来の維持管理費の低減、⑤津波襲来時の減災を掲げた新たな雨水整備計画「石巻市雨水排水基本計画」を平成 26 年度に市民へ向けて発信をしました。この計画では、全排水区を 31 排水区から 22 排水区に統廃合し、その内ポンプ排水区については 8 排水区から 21 排水区に増やした整備を行う計画です。

雨水の災害復旧、復興事業として、この基本計画に基づいた災害査定の協議設計が完了したことから、工事着手を順次開始し、並びに工事着手に向けた関係機関との調整を引き続き行っており、汚水復旧と共に石巻市の復興を完了させることが急務です。

雨水整備事業・汚水整備事業はピークを迎えており、特に市街地内の他復興事業との競合や各復興計画との整合性を図る調整会議が多くあり、工事説明会や住民対応等、業務内容は多岐に亘るため、引き続き自治体から専門分野の支援が必要とされている状況にあります。

石巻市

下水道事業

建設部　下水道建設課

一杉　久彦（下水道局）

1　担当業務の概要

石巻市の市街地は太平洋沿岸域に位置しており、津波により中心市街地を含む多くの地域で津波被害、堤防決壊等による浸水被害が発生しました。そして震災後、地震の影響により広範囲に地盤沈下現象も発生しました。

この広範な地盤沈下は、雨水を海や河川に自然流下で排水することに不利な地形に変貌し、更には津波対策としての堤防、高盛土堤防道路の整備により、これらを越水し排水させる雨水排水ポンプ場が必要となり、石巻市は震災後、新たな雨水排水基本計画を平成 26 年 10 月に策定しました。

私は主に、石巻市中心の旧北上川の西側エリアの雨水排水区を担当し、年間の予算計画、雨水ポンプ場・雨水幹線工事の設計・工事監督、施工調整や協議等を石巻市職員、他都市の派遣職員の方々と協力しながら事業を進めています。

2　苦労したこと、工夫したこと

私が担当している中で、区画整理事業地内に雨水幹線を新設する事業があります。区画整理事業では、各インフラ整備（下水道雨水･汚水･水道･ガス･電気）、道路整備、街区整備、宅地整備等、数々の調整が日々行われながら事業が進んでいきます。雨水幹線に於いては、道路の埋設深度や線形位置の変更に伴う構造計算や材料変更のチェック等について、工程を把握しながら各事業間と調整し事業の進捗を進めてきました。数々の調整を行いながらいつも思うことですが、仕事に携わる皆が協議の中で復興という想いを持って仕事に取り組んでいることです。困難な課題は常にありますが、復興の想いが一体感を醸成し前向きな意見や協調性が生まれ解決できた場面が多々ありました。

3　印象的なエピソード

特に仕事に対してやりがいを感じていることは、これまでの東京都での経験や知識、上司や先輩方に教わってきたことを最大限に活かしながら仕事ができることと、自分が復興という大きなプロジェクトの器の中で歯車の一つとなって「復興事業を進めている」、「貢献している」という実感が持てることです。

そして震災から 7 年目を迎えました。石巻市は市街地が津波で甚大な被災をしたことで、復興が中々進んでいない状況ではありますが、仮設住宅から復興住宅へ、仮設道路から新設道路等、市街地を中心とした街並みの景観が日々変化しており、私が石巻市へ派遣で来た 3 年前に比べ、復興のペースがやっと上がり始めたことを感じ、復興が目に見える形で進み始めています。

東京では、東北の復興に関するニュースが放送されることが少なくなっていますが、東北 3 県では、未だに復興に関するニュースが毎日放送されています。一方で、国内では熊本地震を始め、世界各地で災害のニュースも放送されており、日々災害が起き被害が出ることにもどかしさも感じますが、今は目の前の仕事をこなして、復興を少しでも完了に近づけて行きたいと思います。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

石巻地域の方々との会話の中で、震災当時の話を聞かせていただくことがあります。未曾有の震災を経験された方々の話を聞いたことを教訓として、復興に向けて安全・安心に暮らせるような石巻にしていく強い気持ちと同時に、ポジティブに仕事を進めていくことができる様になりました。

そして、石巻市職員、他都市からの派遣職員との人脈ができ、仕事を通じて東京都との考え方や進め方の相違や得られた情報は、私自身の勉強にもなり見識が非常に深まりました。この経験は、今後起こると言われている関東大震災の際の対応に少しでも生かしていきたいと思うと同時に、石巻で人々との出会いが大きな絆となり自分の最大の財産でもあります。

1．平成 27 年度　石巻港直接放流吐口工事（復興事業）
雨水放流渠吐口工事と左右両側海岸防潮堤を同時に施工

2．平成 27 年度　釜排水ポンプ場災害復旧工事（災害復旧事業）
既設ポンプ場を津波から守る為、１Ｆは耐水扉を設置

3．平成 27 年度　釜排水ポンプ場災害復旧工事（災害復旧事業）
仮放流管渠を設置して全壊した放流渠吐口を復旧工事中

4．平成 28 年度　南光門脇線整備事業（盛土道路整備）雨水幹線【BOX カルバート】へ絵を描くイベント状況イベントで絵を描いた雨水幹線【BOX カルバート】を設置した状況

石巻市

下水道事業

建設部　下水道建設課

尾口　岳史（下水道局）

1　担当業務の概要

建設部下水道建設課は、設計及び工事監督を主な業務とする建設グループと、今後の発注案件の計画を主な業務とする計画グループとに分かれています。私は建設グループに所属し、年度最初から工事監督としての業務を続け、年度半ばからは設計者としての発注業務も行い、年末からは工事変更担当者としての業務も担当しています。

工事監督としての業務は、東京都でも石巻市でも基本は同じで、受注者へ安全、品質、工程面の指導、他企業との調整、住民からの要望・苦情への対応を行ってきました。工事内容としては、汚水管の災害復旧工事、河川や港湾への雨水放流渠工事、汚水管新設工事などです。

設計者としての業務は、小口径推進工法を採用した汚水管新設工事を二案件担当しました。下水道局第一基幹施設再構築事務所で工事監督員として体験した推進工事の現場を思い出しながらの設計となりました。その後発注、入札、受注者決定といった手続きを経て、現在、担当工事として工事監督をおこなっています。

変更担当者としての業務は、12 月から開始したのですが、年度内に 2 案件、国の審査を受ける予定となっており、現在昨年度までの資料を読みながら担当工事の資料を作成しているところです。

蛇田地区での排水ポンプ場放流渠築造工事　【放流渠構築状況】

2　苦労したこ、工夫したこと

苦労プラス戸惑ったことを挙げますと、書類の決裁を上司からいただく際、他部署の部長や副市長まで、自らが原義を持ち回わって説明し、決裁をいただくことです。最初は要領を得ず、決裁が通るまで相当の日数がかかってしまいました。とくに市議会開催中などは、課長級以上が席を離れていることも多く、締切が近い決裁については、プロパー職員と一緒に庁舎内を左右上下に走り回るといった事態になってしまいました。

3　印象的なエピソード

自治体派遣職員は、派遣元の作業服で現場に出て、工事立会いや検査、住民対応をおこないます。私の派遣元である下水道局のスカイブルーの作業服は、遠くからも視認できるほど、なかなか目立つ色となっています。そんななか、４月に赴任してからは先ず市役所庁舎内で知らない人（石巻市役所職員や他の自治体派遣職員）から何回も声掛けされました。その後現場に出るようになってからは、住民の方々から度々声掛けされました。「東京から応援に来ているんですかー。ありがとうねー。頑張りすぎないでねー。気候違うから体調崩さないでねー。」といった具合です。

右も左もわからない、知り合いもいない新天地に不安だらけで単身赴任で着任した直後からたくさんの温かいお声掛け、感動しました。やる気元気倍増です。ということよりも、前任の先輩方のすばらしい活躍により、スカイブルーの作業服＝東京都下水道局という認知度の高さを感じられたことがうれしかったです。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

震災から６年以上が経ち、東京にいると被災地からの情報は少なくなってきているのですが、現地に赴任すると、テレビも新聞もトップニュースは毎日震災関連のものです。

復興事業については実際にその中に入って内側から見てみると、なかなか進んでいない事業もありますし、職員不足も慢性化しています。

そういった状況下ではありますが、石巻市職員と他自治体からの派遣職員は一丸となり、高いモチベーションをもって復興事業完成を目指し日々尽力しております。

その一員として今回経験させていただき得ることができた人脈、見識、知識、知恵は近い将来発生するといわれている「首都直下型地震」や「東海東南海地震」が起こってしまった際、何らかの形で活かしたいし、活かさねばならないと考えます。それが多忙な中、さまざまな場面に同行してくれた石巻市職員と職員不足の中、被災地への派遣を後押ししてくれた東京都下水道局への恩返しになると確信しているからです。

現在も活躍している東京都の公用車　【宮城県東部土木事務所にて撮影】

石巻市のデザインマンホール
【石巻は漫画家石ノ森章太郎氏ゆかりの地です】

治山事業

福島県　農林水産部
森林保全課

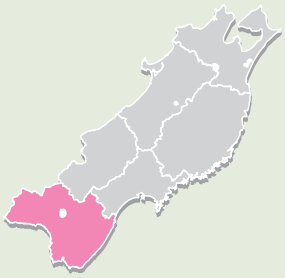

業務概要

福島県の森林行政を担う部署である森林林業総室は、農林水産部に位置付けられており、組織体系と各課の業務内容は以下のとおりです。派遣先の部署であった森林保全課は 16 名から成り、福島県の豊かな森林と国土を保全するため、業務に取り組んでいます。

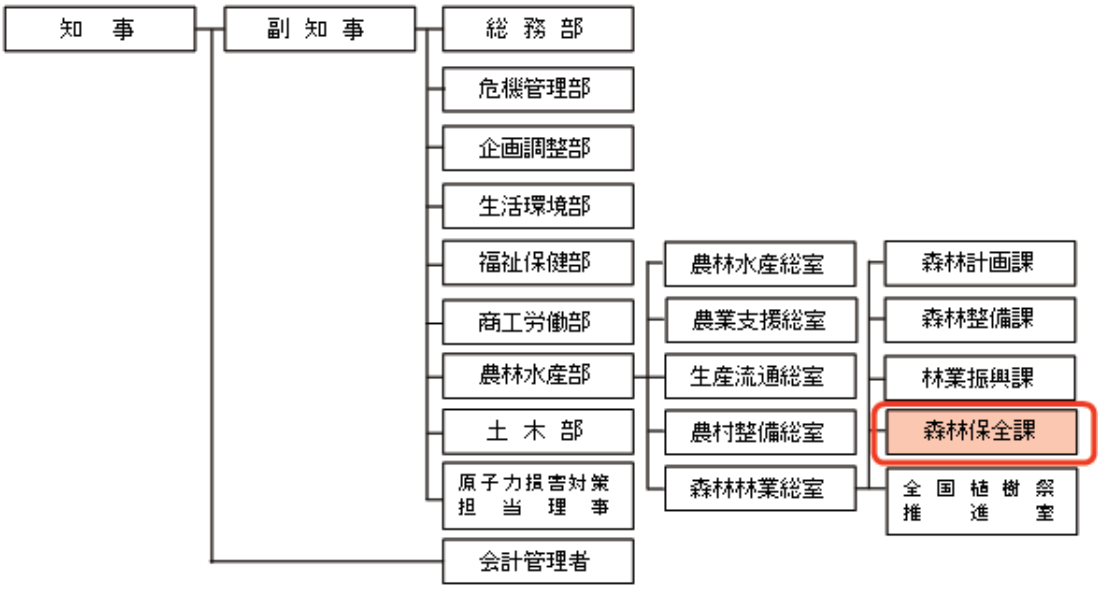

[各課の業務内容]

森林計画課：森林計画の樹立及び実行指導、森林整備地域活動支援交付金、森林環境税

森林整備課：県営林、林業種苗、造林補助、間伐対策、林道の開設・維持

林業振興課：森林組合の指導、林業普及指導、林業構造改善、木材の生産流通加工、特養林産物木質バイオマス

森林保全課：緑化の推進、森林の総合利用、森林の保護、全国植樹祭の招致、治山事業、保安林、林地開発調整

全国植樹祭推進室：全国植樹祭の開催に向けた連絡調整・広報活動・会場の設営等

福島県

治山事業

農林水産部　森林保全課

宮井　遼平（産業労働局）

1　担当業務の概要

派遣先の部署では、主に以下２つの業務を担当しました。

①岸防災林造成事業における用地の取扱いに係る調整業務

福島県の海岸部には、海からの潮や風から集落や農地を守るための松林（海岸防災林）が江戸時代から整備され、地域住民の生活上の安全保障のみならず憩いの場としての役割も担ってきました。７年前に起きた東日本大震災による津波は、海岸防災林に甚大な被害を与え、植えられていた松の多くは流失、枯損しました。

海岸防災林造成事業は、この失われた松林を再生、拡大させる事業です。通常の治山事業では、事業者が事業用地を取得して工事を行うことは殆どありませんが、海岸防災林造成事業は周辺の復旧、復興事業（道路事業、港湾事業等）も含めて海岸部の土地利用を大面積に渡って改変するものであることから、土地の整備に加えて管理も県が担うことが効果的な事業運営につながるという観点に立ち、治山事業としては全国に例のないほどの規模で買収による事業用地の取得を行っています。

しかし、現在のところ治山事業に関しては、用地買収を積極的に進められるような制度はなく、道路事業等と同等の用地取得の手段（土地収用）を使うことは難しい状況です。従って、制度に限界がある中でどうやって早急に用地を確保するかということは、着任当初から喫緊の課題となっていました。

このような中で、保安施設地区や保安林といった既存の制度を最大限活用し県としての運用ルールを確立していくことが、担当業務の中では最大の仕事で、職場内や事業を担当する出先事務所（相双農林事務所）の職員と打合せを重ね、疑問点があれば土木部署や林野庁、法務相談窓口等などに問い合わせては一定の結論を得る、という作業を繰り返しました。

福島県の海岸線延長：163km、被災前の海岸保安林面積：261ha（うち流出面積：155ha）、
海岸防災林造成事業による造成面積：606ha、事業費（平成 29 年度当初予算）：約 150 億円

①

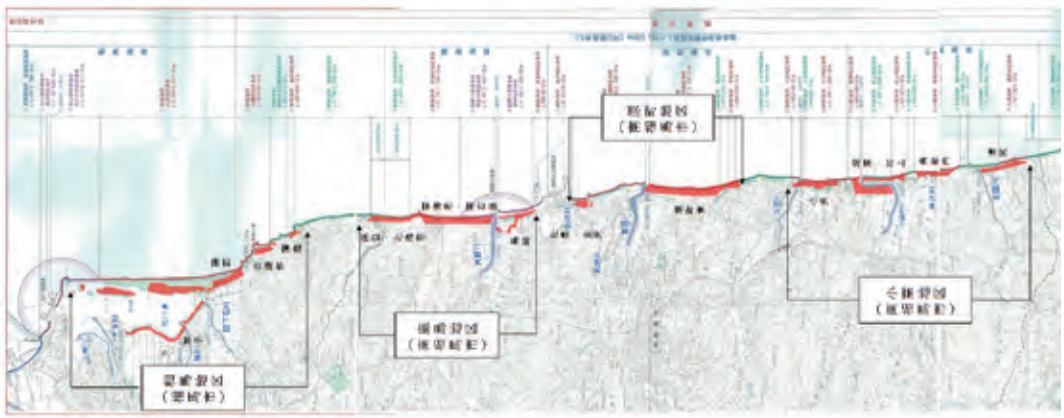

②

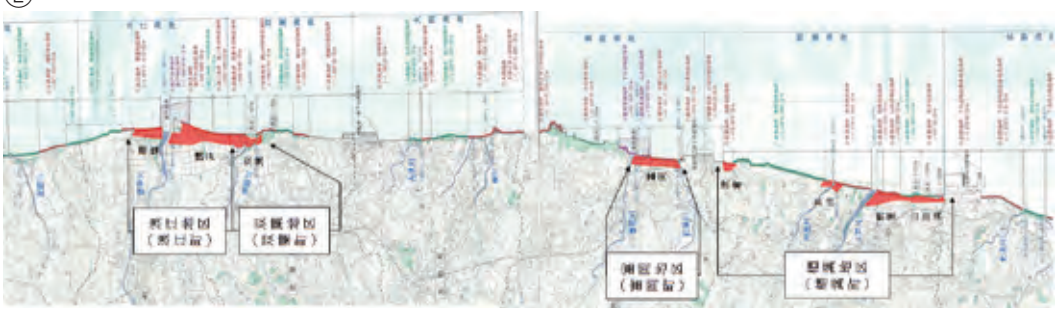

平成 29 年度海岸防災林造成事業の事業位置図
（図の赤色部分が海岸防災林の事業区域）

海岸防災林の完成状況：原町地区（2017 年 8 月）

植栽されたクロマツの苗木：楢葉地区（2017 年 7 月）

②国有林負担実施協定に係る業務

海岸防災林造成事業の事業区域の中には、林野庁が所有する国有保安林（以下、「国有林野」という。）が小面積で点在しています。国有林野については、林野庁と県との間で地区毎に協定を結び、県の事業により一体的に海岸防災林を造成するものとし、国有林野の面積割合に応じて林野庁から負担金の支払を受けるという手法を執っていました。本原稿執筆時点（平成 29 年 12 月末）で協定数５件、協定に基づく契約数 13 件となっており、各契約の執行状況について相双農林事務所に随時確認するとともに、林野庁の国有林野担当部署向けに設計協議、事業着手通知、竣工検査等の手続きを行っていました。

2　苦労したこと、工夫したこと

東京都の森林林業分野では経験のない（全国的にも殆ど経験のない）用地取得関連の業務に携わり、しかも課題が山積している状況に、一番の困難を覚えました。着任当時は「何が分からないのかが分からない」心境になり、同時に焦りを感じました。このような状況で、とにかくやれることをやるしかないという意識で、荒削りは承知のうえ、いつ役に立つのかも分からない関係法令や規則、過去の担当者の資料を半ば闇雲に読み込みました。

また、担当業務に関する会議や打合せの際は、今何が話題になっているのか、自分が読み込んできた資料に関連づけて傾聴するようにしました。以上のようにやったことは工夫というほどのものではなく、摂取と反芻の繰り返しでしたが、その後に思わぬ形で役に立っていたような気がしています。

3　印象的なエピソード

「2 苦労したこと、工夫したこと」のような困難もありましたが、松林の再生という時間的にも空間的にも意味と影響の大きい仕事に携われたことは、大きなやりがいにつながっていました。また、県職員の方々が飲み会に頻繁に誘ってくれたこと、仕事の合間に他愛のない話を沢山ふっかけてくれたことなどが、福島の仕事や生活に慣れさせてくれ、気づけば仕事がやりやすくなっていました。なお、福島県は酒どころであり、数え切れないほど多種類の日本酒が出回っています。秋口に日本酒好きの県職員の方々が何種類ものお酒をするという野心的な会合に誘ってくれたことも、とてもうれしい出来事でした。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

配属先の部署では、会議や電話での応対の記録を細かく残す習慣があり、情報の蓄積と共有が丹念になされていると感じました。このような点は東京に戻ってからも是非見習っていきたいと思います。

また、海岸防災林造成事業は千年に一度と言われる大津波からの復興事業であるため、平時の関係部署のみならず、中央省庁、他県、他分野の方々と接する機会がしばしばありました。その中で、災害からの復興は総力戦であるということが身にしみて分かりました。平時のうちから有事に備え、有事の際は職員が連携して事に処すること、この忘れてしまいがちな基本を実感できたことは、今後の都政にも必ず活かせると思います。

復興計画等

岩手県　復興局
復興推進課

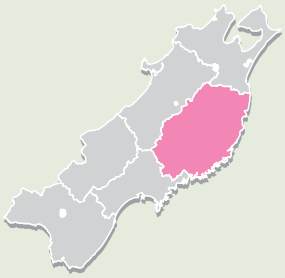

業務概要

東日本大震災津波発災から約７年が経過し、復興の取組は一定程度進展するとともに、被災者の意識、国の支援のあり方等復興のステージは変化している。そうした中で、関係部局、被災市町村及び国等と連携しながら、「いのちを守り　海と大地と共に生きる　ふるさと岩手・三陸の創造」を目指し、復興に向けた取組を推進する。

○組織の目的・役割

・第３期復興実施計画に基づき、重層的・多面的な進行管理により、三陸のより良い復興（Build Back Better）の実現に向けた取組を推進する。

・被災者の生活や事業の再建を支援するため、復興の進捗状況の発信や復興の取組について情報の収集を行う。また、大震災の風化を防ぎ継続的な支援を促進するための情報発信も行う。

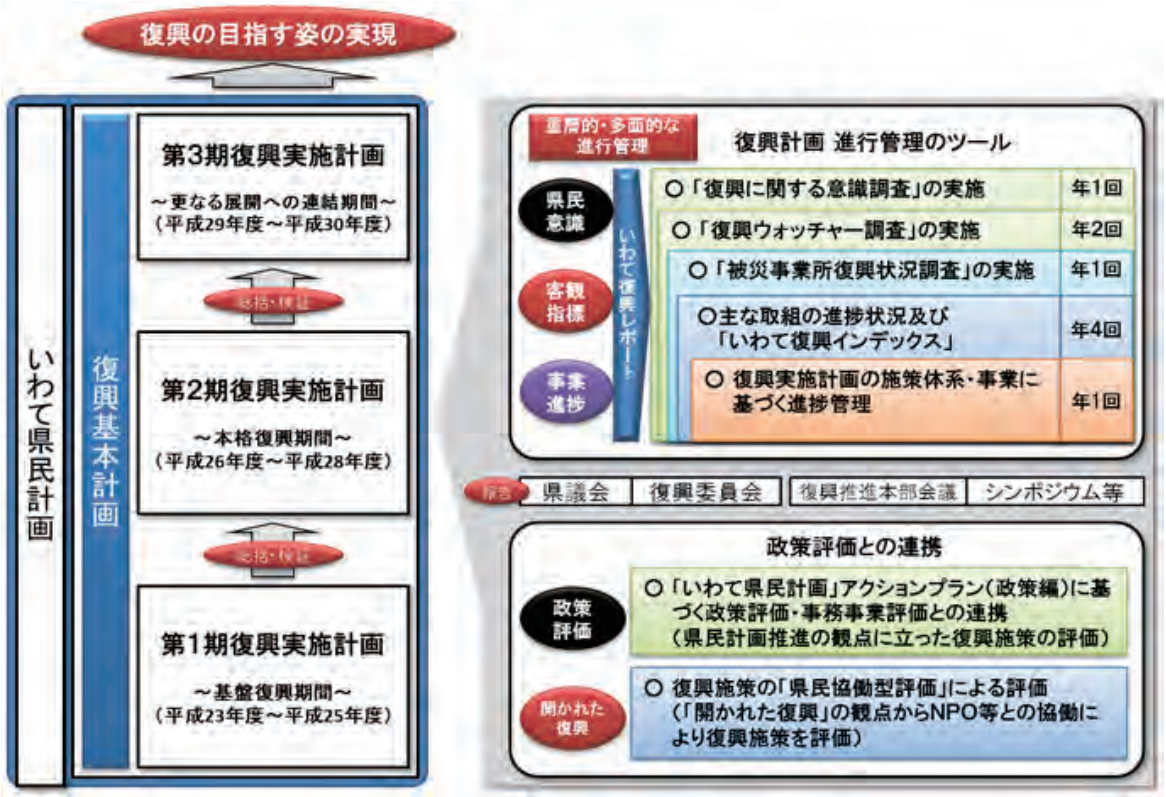

○配置人員

所　　属	岩手県	応援職員	臨時職員	計
復興推進課	12 名	5 名	3 名	20 名

※応援職員は、都道府県（東京都３名、福井県）及び民間企業の職員

岩手県

復興計画等

復興局　復興推進課

境野　晶子（総務局）

1　担当業務の概要

○　岩手県東日本大震災津波復興委員会女性参画推進専門委員会の運営

岩手県では、復興における女性参画の推進のため、女性だけで構成される委員会が設置されています。年数回の委員会の開催に当たっての議題等に関する庁内の連絡調整などの準備や、沿岸被災地への現地調査に関する調整等を行いました。

○　岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査（復興意識調査）の実施

県民 5,000 人を対象に、復興事業の実施状況や進捗に関して県民がどの程度重要だと感じ、どの程度復旧・復興を実感しているか等を把握する「復興意識調査」を年 1 回実施しています。私は委託業務に関する契約等の事務や、公表資料等の作成を行いました。平成 29 年に実施した調査では、沿岸部で、調査開始以降初めて、お住まいの市町村の復興が「進んでいると感じる」「やや進んでいると感じる」割合が、「遅れている・やや遅れていると感じる」割合を上回りました。

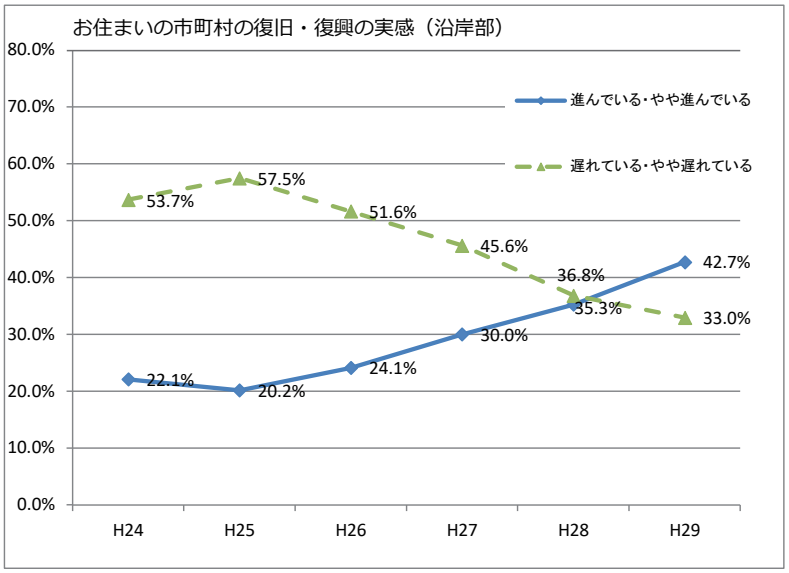

○　復興推進委員会に関する調整等

県知事が委員となっている復興推進委員会についての県側出席者や県報告事項の調整、資料作成、復興庁との連絡調整などを行いました。報告事項の調整等を通じて、県の復興に関する取組について、深く知ることができました。

○　三陸創造プロジェクトに係る調整

震災からの復旧、復興はもとより、長期的な視点に立って、将来にわたって持続可能な新しい三陸地域の創造を目指す取組を、「三陸創造プロジェクト」として、復興実施計画の中に位置付けています。各プロジェクトの進捗状況の確認や、復興基本計画期間終了後の対応等について調整しました。

○　その他

復興を担う個人や団体など多様な主体が交流・連携することを目的とした「いわて復興未来塾」の司会や、復興の情報を発信するフォーラムの運営補助も担当しました。

「いわて復興未来塾」の司会の様子

2　苦労したこと、工夫したこと

当課では、契約関係の業務を事業担当者が行います。これまでの公務員人生 20 年弱を通じて、初めて入札の事務を行いました。落札業者が出なかったときの心配などもありましたが、無事に契約を行うことができました。この他、支払い関係の事務手続きや文書の形式など、基本は同じでも、微妙に対応が異なる部分があり、事務処理に戸惑いました。業務に臨む際は、その都度前年度の対応や、県の各種手引き等を参考にし、周囲の県職員にも確認しながら取り組みました。復興局では応援職員向けの内部研修の機会があったり、事務的な対応についてのサポートもいただき、大変ありがたかったです。

また、北海道に次いで広い面積を持つ岩手県では、沿岸部の市町村に行くのは一日仕事になります。複数市町村を回る場合など、陸続きの県内出張なのに泊りでの対応ということにも驚きました。また、移動は車がメインです。東京暮らしの時はほとんど車に乗る機会がなく、私は運転をしないため、ときには他部署の方の車に相乗りさせていただくこともありましたが、快く対応してくださったことに感謝しています。

3　印象的なエピソード

業務としては主に書類仕事や庁内との調整を担当し、直接県民の方々と接触する機会は限られていましたが、沿岸市町村訪問など現地視察の機会や、委員会の現地調査や局主催のイベントなど、実際に活動されている方のお話をうかがう機会を多くいただきました。復興推進課の業務は直接の成果が見えにくい業務ではありますが、現場を見て、話しを聞く機会があったことで、道路整備等ハード面の整備と心のケア等ソフト施策も含めた計画の取組を、着実に進めていくために行われる委員会等の議論などの業務一つ一つが復興の一助となることを意識しながら取り組むことができました。

また、ホヤやドンコ、マンボウ、タラの刺身など、東京では食べたことのなかったおいしい食べ物に出会えたり、週末には近県も含めた名所や温泉に足を伸ばしたりなど、ライフワークバランスが充実した生活を送ることが出来ました。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

派遣された４月に、特に被害が大きかった沿岸南部の陸前高田市及び大船渡市のかさ上げ地域に、市中心部再生の核となる商業施設が開業しました。新たなまちづくりは、震災後約７年を経過した今もまだ続いており、いまだ仮設住宅等にお住まいの方が多くいらっしゃいます。災害公営住宅等に入居した方々も、震災前の住み慣れた環境を離れ、新たなコミュニティを築いていかなければなりません。復興が着実に進んでいることは喜ばしい限りですが、一方で、一度失われてしまった元の生活を完全に取り戻すことは難しいことを痛感しました。

忙しい日々の生活の中で、防災への意識は薄れてしまいがちですが、被害を最小限に抑え、一日も早く復興に立ち上がれるよう、経験からの学びを活かしていかなければなりません。岩手県が、震災の経験や記憶を継承するため構築した、20万点以上の資料を収集した震災津波アーカイブ（http://iwate-archive.pref.iwate.jp/）などを通じて、今後も被災地や震災のことを忘れずに、時には現地にも足を運ぶなど、自分のできることをしていきます。

平成29年4月にオープンした商業施設（アバッセたかたとキャッセン大船渡）
【出典：いわて震災津波アーカイブ／提供者：岩手県復興局】

＜いわて震災津波アーカイブ～希望～＞

岩手県

復興計画等

復興局　復興推進課

葛西　紗季（主税局）

1　担当業務の概要

復興推進課推進担当の役割は、復興に関する企画・計画推進である。

その中での主な担当業務は、以下のとおり。

(1)　いわて復興ウォッチャー調査の取りまとめ

半年に一度、被災地域に居住又は就労している方を対象に「生活の回復に対する実感」、「地域経済の回復に対する実感」、「災害に強い安全なまちづくりに対する実感」について調査を行い、東日本大震災津波からの復興感の把握に取組んでいる。

この調査は、復興計画の進行管理ツールとして実施されており、私は、公表資料等の作成や御協力いただいている大学教授との調整を行った。

平成29年【第2回】
「いわて復興ウォッチャー調査」結果報告

平成29年第2回いわて復興ウォッチャー調査 自由記載集

（いわて復興ウォッチャー調査公表資料及び自由記載集の表紙）

(2)　復興交付金の効果促進事業（市町村実施分）の審査事務

復興交付金は、著しい被害を受けた地域の速やかな復興のために、被災した地方公共団体が自らの復興プランの下で進める地域づくりを、国が財政面で支援することを目的とした制度である。

本交付金の主な活用方法は、復興地域づくりに必要な事業として一括化された基幹事業（5 省庁 40 事業で構成するハード事業）と、それに関連した使い道の自由度が高い自主的かつ主体的に実施する効果促進事業に分かれている。

私は、市町村が提出した効果促進事業の使途内訳協議書について、法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、記載事項に不備又は不適切なものがないかどうか等の審査を行った。

(3)　復興庁予算（一括計上予算）に関する連絡調整等

被災地向け予算については、被災地からの要望にワンストップで対応するため、復興庁において要望を一元的に受理し、復興事業に必要な予算を一括して財務省に要求している。

私は、復興庁との調整や庁内各部局及び市町村が作成する要望書の取りまとめと提出を行った。

2　苦労したこと、工夫したこと

私は派遣前、都税事務所で課税や徴収管理の部門に配属されていた。迅速かつ適正な事務処理が求められていることから、事務処理要領や研修体制が充実し、専門的知識を持つ職員も多く、フォロー体制が整えられている環境で仕事をしていた。

一方、岩手県では、全職員が前例のない中で業務を遂行しているため、これまでの環境とは全く異なるものであった上に、担当に任される裁量が大きいため、現場で求められているレベルと自分の実力不足や経験不足のギャップに苦労した。また、私が所属している復興局は派遣職員が多く、短い方では３か月という派遣期間の職員もおり、入れ替えが激しい。そのため、震災直後からこれまでの経緯等の引継ぎがうまく行われないこともある中で、関係者への説明や調整をしなければならない苦労もあった。

このような中、私が意識して取り組んだことは２点ある。１点目は、自らができる範囲で情報収集を行った上で、それでも不明な点は周囲の職員に相談し、仕事を進めること。当たり前の仕事の進め方だと思うが、意識して行ってからは、自分は何が分からなくて、何が分かれば解決に近づくことができるのか整理することができるようになったと感じる。また、この点に関しては、２年間復興局に配属され、そこで構築したコミュニティーや経験を活かし、どこの誰に確認すればよりスピーディーで確実な情報が得られるのかを素早く判断できるようになったことも大きな成長と感じる。様々な部局や関係団体と調整することが多い復興局に配属されたことで全体像を掴めるようになったからだと思う。

２点目は、出来るだけ「現場」に足を運ぶこと。これは、復興局内では「復興のカギ」として共有されており、岩手県の１日でも早い復興を願う全ての職員が意識して取り組んでいることであった。被災地の現場を自らの目でよく見て、声を聞く。そこから、今必要とされている支援や課題を把握し、その解決策にも気が付くことで、よりきめ細かく被災地に寄り添った支援に繋がることを念頭に置き業務に取り組んだ。

3　印象的なエピソード

平成 29 年度「復興応援派遣職員に対する激励式」の代表挨拶を行ったことである。

岩手県では毎年年度の初日に、達増知事が派遣職員に対して直接激励する場を設けている。達増知事が様々な場で伝えてくださっている「応援職員なくして岩手の復興なし」との思いなど、私たち派遣職員に対する労いの気持ちを感じることができ、士気高揚を図れるとても貴重な場である。昨年度までは、大阪府の派遣職員が代表挨拶を行っていたため、東京都職員の代表挨拶は初めてであり、また、女性の代表者も初めてという状況であった。このような中で、プレッシャーを感じながらも、無事、達増知事を始め副知事や各部局長を前にし、派遣職員 135 名の代表として復興への思いと意気込みを語れたことは誇れる経験であり、このような場を与えていただけたことにとても感謝している。

岩手県では、このような激励式を始め私たち派遣職員へのフォロー体制が整っている。例えば、雪道を初めて運転する派遣職員のための冬道安全講習会や、年に数回メンタルヘルス講習会等が行われている。派遣職員の安心・安全に配慮したこのような受け入れ体制は、東京都で今後起こるとされている災害時の参考にできると思う。また、岩手県職員の方々には、上述の他、様々な形で私たち派遣職員を支援していただいたことに心から感謝申し上げたい。

（筆者が代表挨拶をしている様子（H 29.4.3））

（冬道安全講習の様子：濡らした鉄板の上を走行）

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災地の状況は日々変化し、その変化とともに求められる支援も変わっていく。極端な表現になるかもしれないが、昨日まで役立っていた活動が明日からは必要のない活動になることもある。派遣されたことでこのことを実感し、「現場を知る」ことの大切さを学んだ。今後、都政のどのような事業に関わる際も、常に現場のニーズ（＝都民から求められているもの）を意識し、必要なタイミングで必要な施策を行い、より都民の満足度が高いサービスを提供していけるよう努力していきたい。

（さんさ踊り当日の写真：前列右から３番目が筆者）

岩手県

復興計画等

復興局　復興推進課

中島　紀雄（港湾局）

1　担当業務の概要

■　**「主な取組の進捗状況・いわて復興インデックス」の作成・公表**

「主な取組の進捗状況・いわて復興インデックス」は、岩手県で実施されている復旧・復興関連事業の進捗状況や県内沿岸部の人口・有効求人倍率などの客観的な統計データを取りまとめ、復興計画の進行管理ツールとして公表している資料です。庁内各部局に照会し、連絡・調整を繰り返しながら、資料の作成及び公表を担当しました（年４回）。

■　**復興推進計画の管理・運用**

岩手県では東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画を全部で6つ策定しており、そのうち以下3つの計画の新規認定・変更認定に向けた国・市町村との連絡調整等を担当しました。

○「被災者向け優良賃貸住宅の特例に係る復興推進計画」

被災者向けの賃貸住宅の建設を促進するため、一定の要件を満たした賃貸住宅を供給した場合に、住宅事業者が特別償却又は税額控除の税制優遇を受けることができる

○「岩手県応急仮設建築物復興特区に係る復興推進計画」

応急仮設建築物（住宅を除く）として建設された庁舎、診療所、集会所等について、建築基準法上の存続期間（建築後最長2年3か月）の延長を可能とする

○「岩手県公営住宅復興特区に係る復興推進計画」

安全で良質な公営住宅を供給し、生活再建を促進するため、公営住宅への入居者資格要件の緩和及び公営住宅の譲渡処分要件の緩和を特例措置として定める

■　**岩手県東日本大震災津波復興委員会（以降、「復興委員会」）の運営**

復興委員会は、東日本大震災発災１か月後の平成 23 年４月 11 日に第１回が開催され、現在に至るまで毎年数回開催しており、県内の各分野の有識者を集めて復興に向けた課題分析や提言等を目的としています。知事以下庁内関係者及び委員との連絡調整や当日必要となる資料の調製等、委員会運営に係る業務全般を担当しました（平成 29 年度は 11 月、３月の２回開催）。

2　苦労したこと、工夫したこと

①　「主な取組の進捗状況」と「いわて復興インデックス」という、これまで別々で公表していた資料を、復旧・復興状況に関する一覧性を高めることを目的として、今年度から統合することになりました。そのため、資料に掲載している指標の見直しや第3期復興実施計画の開始に伴う内容の精査を行いながら、一般的にわかりやすく見やすい資料へと改善することが大変でした。復興基本計画や実施計画、他の復興関連資料を読み漁り、それでもわからない場合は

＜統合した２つの資料＞

各部局の担当者に尋ねながら、試行錯誤して取り組み、今年度から新たに統合して公表することができました。

② 今年7月に「被災者向け優良賃貸住宅の特例に係る復興推進計画」が新たに国の認定を受けました。本計画の新規認定のために、国・市町村との連絡・調整を取り、認定後は担当者向け説明会の開催なども行いました。本制度は被災地での活用事例がほとんどないため、認定後の運用についてわからない点が多くありました。そのため、関係法令や復興庁・国税庁のホームページを調べて、類似した制度の活用事例を参考にしながら、迅速かつ正確に運用することを心がけました。

3　印象的なエピソード

「被災者向け優良賃貸住宅の特例に係る復興推進計画」の認定後、９月に税制優遇を活用する事業者に対して初の指定（特例を受けるための要件を満たしていることを確認すること）を行いました。その後、指定事業者が大船渡市に賃貸住宅を完成させ、11 月にはマンションとして貸出を開始しました。こうした新規の計画によって生まれた復興に向けた歩みを間近で体感できたことが、些細なことかも知れませんが印象に残っている出来事でした。また、この事業者が復興推進計画を活用することは地方紙の１面にも取り上げられ、とても嬉しく感じました。

＜完成した賃貸住宅（大船渡市）＞

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

岩手県は東京都と比較すると、面積は約７倍と本州最大の広さを誇りながらも、人口は約 11 分の１であり、全国的には北海道に次いで人口密度が低い地域です。出張をすれば県内でも２～３時間かかるのは当たり前、片道 100 キロを“近い”と感じるようになったら岩手生活に順応した証です。こうした異なる環境での仕事と生活は、常に新鮮であり学び多く実りある日々でした。

また、岩手県には都だけではなく全国から派遣職員が来ているため、ここで知り合った友人や県庁の方々とともに、被災地を訪れ、そこで生活し働く人の話を聞いたり、岩手はもちろん東北の春夏秋冬を巡り、地産地消の食材や地酒を堪能したりしたこの１年間は本当にかけがえのない思い出となりました。

最後に、この派遣期間を通して、今後の仕事でも大切にしていきたいこと、被災地を訪れたからこそ再認識させられたことは、“つながり”の大切さです。復興に向けた取組には、行政、民間、ＮＰＯ、ボランティアと様々な主体が存在し、皆が協力して一つの大きな目標へ取り組んでいます。さらに、そのつながりの中心にいるのは、復興に向けた強い意思と行動力を持った“ひと”であることを肌で感じました。東京都は組織自体がとても大きいため、全庁や局として向かっている方向を時には見失ってしまうこともあると思います。しかし、そうした中でも行政や現場の視点を忘れず、“ひと”と“つながり”を常に意識して、今後の都政での働きをさらに実りある時間へと変えていきたいです。

○岩手の絶景スポット

＜５層の絶壁を連ねる鵜ノ巣断崖（田野畑村）＞

＜姫神山頂上付近から望む岩手山（盛岡市）＞

＜日の出とともに眺める雲海（遠野市）＞

＜浄土ヶ浜を飛び交うウミネコ（宮古市）＞

○東北の四季

春：小岩井の一本桜
（岩手県）

冬：雪の乳頭温泉郷
（秋田県）

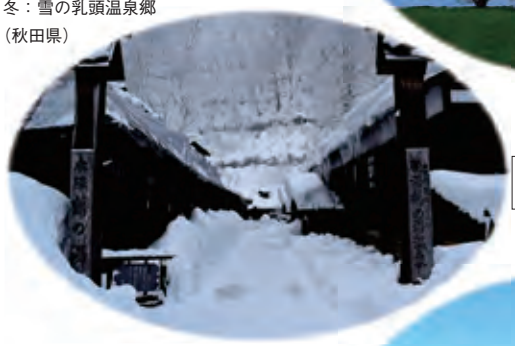

夏：天鏡湖・猪苗代湖
（福島県）

秋：蔦沼の紅葉
（青森県）

復興計画等

福島県　企画調整部
避難地域復興局
避難地域復興課

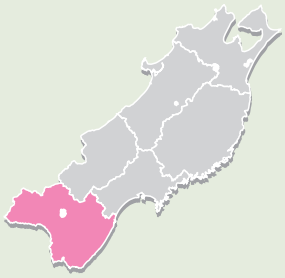

業務概要

避難地域復興課は、東日本大震災に伴う原発事故によって避難指示区域等が設定された市町村の帰還及び復興を支援することを目的に、平成 24 年 4 月に新設された組織である。総合調整担当、復興推進担当、帰還支援担当、市町村駐在員により構成され、東京都からの自治法派遣職員 2 名を含む 20 名の職員が所属している。

震災から 7 年が経過し、平成 29 年春には居住制限区域と避難指示解除準備区域の大部分が解除されるなど、復興は着実に進んでいる。しかし、家族や地域コミュニティの分断、放射線への不安などから思うように住民の帰還が進まず、今もなお 5 万人を超える方々が避難生活を余儀なくされている。

被災された方々が一日も早く、故郷での穏やかな生活を取り戻せるよう、当課では、個々の市町村の枠を越えて広域的な連携が必要な課題への対策、帰還環境の整備に向けた関係機関との調整等に取り組んでいる。

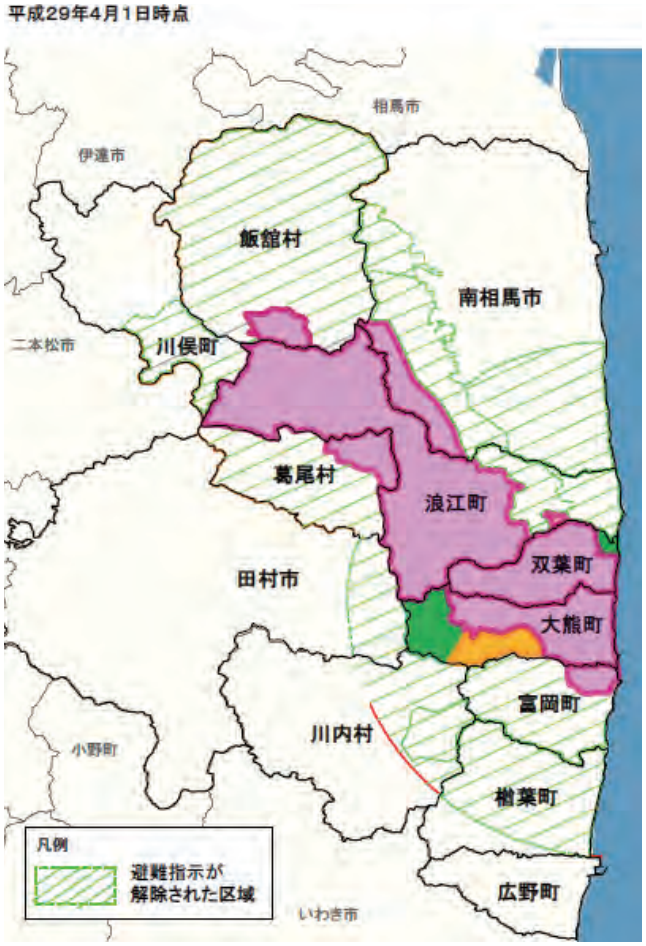

● 各担当の主な業務内容

担当	主な業務内容
総合調整担当	局内の総括 （庶務、予算、議会　等）
復興推進担当	避難市町村の復旧・復興に係る総合調整 （12 市町村将来像の具現化、福島再生加速化交付金　等）
帰還支援担当	帰還支援に係る総合調整 （避難市町村の環境整備に向けた調整　等）
市町村駐在員	避難市町村との連携 （避難市町村の課題・現状の把握、要望の収集　等）

福島県

復興計画等

企画調整部　避難地域復興局　避難地域復興課

添野　宏（総務局）

1　担当業務の概要

（1）福島再生加速化交付金業務

福島再生加速化交付金（帰還環境整備）は、原発事故による避難住民の早期帰還促進・地域の再生加速化を目的として、県や避難市町村等を対象に国が財政支援を行う制度である（年間予算額約 800 億円）。県事業に本交付金を活用するための国との協議や、庁内での予算編成等を行った。また、市町村との意見交換や国への要望等を行い、被災地の実態と交付金制度との間隙を埋めるための制度改正等に係る折衝を行った。

（2）政府予算対策（復興関連予算）

福島県では国の予算概算要求及び概算決定のタイミングに合わせて、復興財源となる国費を確保するために、知事による国への要望活動を行っている。

国へ県の要望等を訴えかける「ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望（6 月）」、「復興庁一括計上予算要求（7 月）」、「原子力災害からの福島復興再生協議会（8 月）」及び「ふくしまの復興・創生に向けた緊急要望（11 月）」の各機会において、要望書作成や各省庁との調整など、要望活動に関する準備から当日対応までの一連の業務を担当した。

（3）避難市町村との連絡調整等

担当する市町村（川内村）の課題等を把握し調整することに加え、市町村等が実施する復興関連事業に参画するなど、多岐に渡る業務を行った。

知事による「ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望」（平成 29 年 6 月）

2　苦労したこと、工夫したこと

着任当初の４月初旬から、交付金の申請や国に対する要望内容の調整を行った。県や市町村が置かれている状況など福島県の実情を把握しきれていない中で、手探りで業務を前に進めていくのに大変苦労した。しかし同僚や上司、庁内の他部署などに対して、恥や外聞を捨て、派遣職員であることも最大限活用して迅速な情報収集とその内容把握に努めた。また、議論となっている現場へ足を運び、「被災地の今」を体感した上で調整に当たることで、円滑に進めることができた。

また、国と市町村との間に入って復興事業の調整等を進める福島県の立場は、難しい判断を迫られることも多い。特に、原子力災害からの復興には前例がなく判断に迷うことも多々あったが、「福島の復興にとって真に必要なことか否か」を判断基準に据え、常に県のために行動することを心掛けることで、自身の判断に確固たる自信を持って調整の場に臨むことができた。

3　印象的なエピソード

（１）近い将来県の農業を牽引するであろう農業者や県の産業を支えていく若手事業者など、復興を担う人材の育成事業（ふくしま Farmer’ｓ Camp、福島復興産業人材育成塾等）に携わった。民間企業の社長やＮＰＯの代表など、行政関係者だけでなく様々な方と交流を深めることで、視野を広げ物事を多角的に捉える力を養う契機となった。また、ハード整備を支援する交付金業務と併せて、一職員がハードとソフトの両面から復興に貢献することができ、これほどやりがいの大きな仕事はないと感じた。

（２）避難地域復興局で共に働く県職員の方々には、公私ともに大変お世話になった。特に印象的だったのが、被災地等で開催されるマラソン大会に年に数回、県庁チームとして参加し大いに盛り上がったこと。団結力を発揮し皆でランニングを楽しむのはもとより、マラソン大会を開催できるまでに復興した「被災地の今」を実感し、えも言われぬ感慨を受けた。
今年のように多くの大会に参加することは難しいかもしれないが、派遣後も年に一度はいずれかの大会に共に参加し、福島の復興を間近で応援していきたい。

福島の未来を担う農業者達と（平成 29 年 9 月）

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

（1）徹底した現場主義

避難地域復興課の職員は「今、被災地が県に求めていること」を把握するために、何度も市町村役場に足を運ぶ。また、必要に応じて他県の先進事例を収集しに現地に赴く（今年度は島根県や香川県等）。

私も避難者や帰還者のニーズ、現場の課題を肌で感じることで、机上では知りえない活きた情報を得て、業務を前進させることができた。こうした経験を通じて、真の課題解決に繋がる施策の実現には現場を知ることが不可欠であると改めて実感した。

都においても施策の先にいる都民のことを念頭に置き、現場の視点を常に意識しながら、都民が「今求めていること」の実現を目指して職務に臨みたい。

（2）フラットな組織体制

県庁では係制の廃止から 14 年が経過しており、東京都よりも一般職員と管理職層との物理的・精神的な距離が非常に近い。このようなフラットな組織体制は組織内の活発な議論を促し、迅速な意思決定や職員一人ひとりの責任感の向上に寄与しているように感じた。

今後、限られた人員で効率的に都政を運営していくには、各職員が自身の職責を自覚し全うできる少数精鋭職場を形成する必要がある。今後は県庁組織を参考にしながら、都においても組織の一体感を醸成できるような職場作りに貢献していきたい。

県庁チームで参加した仙台リレーマラソン（平成 29 年 11 月）

福島県

復興計画等

企画調整部　避難地域復興局　避難地域復興課

平野　勝長（福祉保健局）

1　担当業務の概要

企画調整部門として事業を直接担当するのではなく、国・県・町の担当部署と調整しながら、避難地域12市町村が抱える課題を広域的に解決していく。具体的には、以下の業務を担当した。

○避難地域12市町村との連絡調整（私の担当は、南相馬市・浪江町・広野町の3市町）

避難地域といっても、町によって置かれた状況や抱える課題、役場の雰囲気も違うので、町の現状を把握した上での調整が必要である。県から派遣された駐在員と連絡を密にとり、町の課題解決に向けて県の担当部署や国の省庁と調整を行う。

○避難解除等区域復興再生計画の策定

避難解除等区域の復興・再生を図るため、インフラ、生活環境、産業に係る中長期的取組の方針を示すとともに、国、県、市町村の具体的取組内容を記載する。

○復興インターチェンジの整備

住民帰還を進めるためにも、高速道路のインターチェンジ設置に向けた計画を作成する。

○地域公共交通対策

原発事故により、多くの交通機関が休止してしまった一方で避難指示解除が徐々に進んでいる避難地域において、公共交通網をいかに構築するか検討する。

○復興祈念公園整備計画

犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、復興祈念公園整備に向けた計画策定を行う。

○防犯・防災対策

何年も人が住まなくなった避難地域において、消防団員の確保や帰還困難区域での山林火災などの防犯対策・防災対策をいかに進めるか検討する。

経済産業副大臣、復興副大臣が出席した浪江町の復興加速に向けた協議会

バリケードで封鎖されている帰還困難区域

2　苦労したこと、工夫したこと

東京都では、事業担当の経験しかなく、企画調整部門での仕事は、慣れるのに時間がかかった。福島県内の市町村の位置関係や庁内各部署の業務内容の把握もままならない中で、当初は調整業務に戸惑ったが、県

庁内にとどまるのではなく、なるべく被災地の現場に自ら出向くことで、段々と業務の進め方を把握していった。

さらに、安倍首相が「閣僚全員が復興大臣との意識共有を」と述べているように、福島の復興は、国を挙げての事業でもあり、会議や視察などで大臣級の政治家の方が出席する機会も多い。東京都の業務では、国レベルの政治家の方を相手に仕事をする機会がなかったため、スピード感を含め国の仕事の進め方には、当初戸惑った。県の各担当課への照会案件を即日で対応しなければならないケースを含め、ハードルの高い要求が多かったが、一方で、事前の調整や当日のトラブル対処、マスコミ対応などは勉強になることが多かった。

また、派遣前は復興がかなり進んでいると想像していたが、現場に出向く機会や業務を進める中で、これからが本当の復興だと感じた。なぜなら、福島県は地震、津波に加えて原発事故とそれに伴う風評被害という特殊要因を抱えており、多くの町で避難指示が解除されつつあるこれからがまさに復興に向けて取り組んでいる状況だからである。ただ、被災地と東京の認識の差は、様々な場面で感じた。単身赴任ということもあり、東京に戻る機会は多かったが、福島で見たこと、感じたことと東京で見聞きすることはだいぶ違うし、震災から７年あまりを経て、そもそも被災地の様子や原発のことが東京で話題にのぼることは少ない。そういった中で、間違った情報や偏見だけが一人歩きし、福島の誤ったイメージが植え付けられ、農産物などの風評被害が発生している。こういった認識の差がある中で、予算確保を含め、どう復興を進めていくか、県外・国外への情報発信を初め、認識のギャップを埋めることの難しさを実感した。一人の行政職員として出来ることは多くないが、講演会や勉強会の開催などプライベートでも本当の福島の姿を知ってもらう機会を作り、福島の応援団をなるべく多く作ることを意識してきた。東京都に就職しながら、福島県に派遣されたことは１つの縁なので、今後もこのような活動を続けていきたいと考えている。

また、現場に出て、市町村の方や現地で復興に取り組んでいる方の熱い話を直接聞くことはとても勉強になった。さらに、プライベートの時間を使って、被災地のイベントの手伝いを行うなどして、行政職員以外にも多くの仲間と知り合いになれたことは、東京に戻っても私の財産になると感じている。

東京電力福島第一原子力発電所構内の様子

水素爆発で建屋が吹き飛んだ１号機の様子

３　印象的なエピソード

派遣職員であることが分かると、県職員の方だけでなく、NPO 職員の方や一般の方まで「福島に来てくれてありがとう。知らない土地で大変なことが多いと思うけど頑張って。東京に戻っても福島の応援団でいてくださいね。」と言われる機会が多かった。自らも被災した一人にも関わらず、私たちのことを心配して頂き、彼らのためにも福島のために頑張らねばという気持ちになり、その都度、福島赴任に手を上げた初心を振り返る機会にもなった。

また、20 年、30 年先に日本全国の自治体が抱えるであろう課題を間近に見ることができたのは、行政マンとして勉強になった。震災前から過疎が進んでいた被災地は、地震や原発事故によって、過疎化が加速度的に進行しており、少子高齢化・人口減少に伴う各種の課題（例えば、医療・福祉人材の不足や公共交通

機関の減少など、全ての課題が噴出していると言っても過言ではない。）が顕著に表れている。ただ、課題が顕在化するとともに、被災地だからこそ出来るであろう面白い取組をするチャレンジングな起業家も全国から移住しており、そういった方との交流も興味深いものであった。

避難地域ではよく、「ニワトリが先か、タマゴが先か」という議論が聞かれる。つまり、住民の帰還を進めるためには、スーパーや医療機関などの生活環境を整備しなければならないが、莫大な予算を投じてそれらを整備しても、どれほどの住民が帰還するかは誰も分からない。また、原発事故に伴う避難指示が解除された地域の復興は、当たり前だが、過去誰も取り組んだことがないため、まさに前例踏襲では物事が進まず、一からまちづくりを進める視点が必要である。こういった視点は、被災地でしか経験できないことであり、人口減少の進むこれからの時代の行政マンにこそ求められる能力だと思う。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

フラットな組織体制は福島県庁の一番の良さと感じた。係長制が廃止され、担当者が直接局長（都でいう部長クラス）に説明する機会も多くあり、局長はじめ管理職との距離がとても近かった。東京都とは人員の違いもあり、全てを取り入れることは難しいと思うが、部署のカベを難なく飛び越えて課題を解決していく姿勢や、係員と管理職がお互い積極的に関わろうとする姿勢などは、参考に出来る部分が多いと感じる。

また、福島県では、出張や打合せの結果を復命書という形で課内に共有する体制が整っていた。課内職員全員が同じレベルで情報共有を行うことで、広域的・俯瞰的な視点で業務に取り組むことが出来ていると感じた。福島県では、紙回覧が多いのでスピード感には乏しかったが、情報共有という点では、メールで共有すれば東京都でも参考になると思う。

さらに、避難地域復興課は、直接事業を担当するわけではないが、避難地域のこと全てを担当すると言っても過言ではない。そのため、俯瞰的に物事を見る目と、係員でも管理職的な目線で仕事をすることが求められる。社会課題が複雑になり、組織の横の連携がますます求められる中、自らの担当以外への目配りはとても重要になるため、東京に戻っても、このような視点で仕事を進めていきたいと考えている。

赴任当初、福島県の内堀知事からこんな話を頂いた。「被災地復興にとって、行政職員は駅伝のランナーである。避難地域の復興には、息の長い取組が必要だが、異動の多い行政職員にとって、被災地の仕事に取り組むのは復興期間の一部に過ぎない。だからこそ、自分の任された仕事（区間）に全力で取り組んで欲しい。」被災地応援職員と言いつつ、知識も経験も足りない自分がどこまで復興に貢献できたか心許ない限りだが、福島県に少しの間だけでも関わった１人の人間として、今後も福島に関わっていけたらと思う。

最後に、仕事に限らず福島で私に関わって頂いた皆様、そして、快く福島派遣を応援して頂いた派遣元の職場の皆様に感謝を述べて私の活動報告としたい。１年間本当にありがとうございました。福島を初め被災地の復興を心より祈念しております。

内堀知事と派遣職員の交流会

派遣職員向けの現地視察で説明を行う筆者

県庁チームで富岡復興ロードレース大会に参加

用地取得

岩手県　沿岸広域振興局
土木部用地課

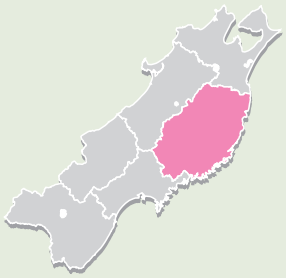

業務概要

【組織の目的・役割（沿岸広域振興局土木部）】

沿岸圏域の設計図となる「復興基本計画」及びそれに基づく「復興実施計画」の着実な実現に向けて、沿岸圏域に生活する地域住民一人ひとりに寄り添いながら、現場の総力を挙げて復興を成し遂げることを部の目的としています。

【組織の管轄地域・規模・仕事内容】

沿岸広域振興局は、岩手県の沿岸市町村のうち、釜石市をはじめとする４市４町１村を管轄しています。

沿岸広域振興局土木部ではこのうち釜石市・大槌町を担当し、その他市町村は岩泉・宮古・大船渡の各土木センターの担当です。土木部の人数はプロパー・任期付が 49 名、非常勤・臨時職員が 23 名、派遣職員が 11 名の計 83 名で構成されています。（人数は執筆時）

所属する用地課は、釜石市・大槌町で岩手県が施行する次の事業に係る用地測量、用地の取得及び補償業務を用地課長以下総勢 11 名（うち東京都派遣は３名）で担当しています。

○道路・河川・港湾などの災害復旧、復興道路整備、砂防・急傾斜地崩壊対策、災害公営住宅など土木部所管事業

○漁港海岸災害復旧事業（水産部を兼務）

沿岸広域振興局　所在地一覧

岩手県

用地取得

沿岸広域振興局　土木部用地課

藤野　彰人（教育庁（学校））

1　担当業務の概要

〇小白浜漁港：漁港災害復旧事業・河川災害復旧事業の用地取得に関する業務
〇白浜（鵜）漁港：漁港災害復旧事業の用地取得に関する業務
〇大槌町赤浜地区道路改良工事に伴う補償に関する業務
〇大槌町安渡地区安渡橋の復旧による道路の嵩上げ・拡幅に伴う用地取得及び補償に関する業務

小白浜漁港防潮堤 平成 28 年 7 月 15 日

小白浜漁港防潮堤 平成 30 年 1 月 4 日

2　苦労したこと、工夫したこと

現地に土地があることすら知らない遠方他県の地権者に連絡し、事業に協力していただく際は特に気を遣いました。協力していただくことで土地の買収等のお金を支払うことが出来ればいいのですが、事業用地との土地境界の図面確認をお願いする場合はお金を支払える事項がありません。むしろ、印鑑登録証明書の発行によって相手方に出費をお願いしなければならない場合があり、理解を得るために丁寧な説明に加え、図面や説明文をお送りして事業の背景を知ってもらうよう工夫しました。

また、どの案件においてもこちらの都合を押し付けるのではなく、個人、企業それぞれに事情があるため、できる限り相手方の背景や現況の情報を得るように努め、相手からの要望も勘案した上で、事業に協力してほしいことを伝えるようにしました。

3　印象的なエピソード

用地取得担当者４名の対応で足掛け４年以上経過した多数相続案件では、連絡が取れない地権者が複数いました。手紙を何度も投函し、早朝から夜まで遠方他県の地権者宅に足を運ぶなど苦労した案件でした。この案件の登記・支払が終わった際には事業が進む喜びを感じ、他の相続人や関わってきた職員の方々から感謝の言葉をいただいたことが印象に残っています。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

効率的な仕事のためには机上で考えることだけでなく、実際に現場を見たり、地権者と会って話をすることも大切であると感じました。例えば、地権者とのやりとりを電話や書類だけに留めれば、移動時間やアポ取りの時間が節約でき、効率的な場合もあります。しかし、特に年配の方は、面と向かって接することで、信頼関係を築くことが出来ましたし、地域の様子を話していただいたことで得た情報が土地評価や別の用地交渉に役立つこともありました。地権者対応だけでなく、現場に行くことで業務のイメージをふくらませ、良いアイディアが浮かぶことがあれば、見落としていた事実に気付くこともありました。最終的に効率よく仕事をするためには、一見非効率的に見える選択肢も検討し、最終的に適切な選択をすることが大事であると感じました。

6月　新設した防潮堤の上から見た白浜鵜漁港

10月　早池峰山山頂にて土木部職員と

岩手県

用地取得

沿岸広域振興局　土木部用地課

中村　翔太郎（建設局）

1　担当業務の概要

○吉里吉里漁港海岸災害復旧事業の防潮堤建設のための用地取得
○箱崎漁港海岸災害復旧事業の防潮堤建設のための用地取得
○二級河川大槌川・小鎚川河川等災害復旧事業の事業損失補償の対応

工事施工前（H25.10.2）

現状写真（H30.1.4）

2　苦労したこと、工夫したこと

元所属で用地取得業務の経験があったので、岩手県での業務も大方は見聞きしたことがあるものでしたが、測量業務は全く初めての経験で、苦労しました。過去の活動報告書の中で、岩手県では測量業務を用地課が主管しているという記載は見ていたので覚悟はしていましたが、いざやってみると、設計システムの使い方や、この作業はどの項目を適用すればいいかなど、分からないことだらけでした。その中で、専門知識を有する受託業者が提出する書類をチェックしたり、指示を出すことは最後まで苦労しました。

測量業務の段階から自分が行った経験は、東京都の工事担当部署の大変さを身に沁みて感じることができ、今後用地取得業務に携わるうえで良い経験になったと思います。

3　印象的なエピソード

私が担当している漁港復旧事業は、住民の安全に直結する事業のため、一日も早い事業完了が求められています。そのため、私が一日でも早く用地買収を完了させれば、それだけ早く住民の方が安全に、安心して暮らせるようになる、ということがプレッシャーでもあり、やりがいでもありました。

その中で、吉里吉里漁港と箱崎漁港について、民地の買収が完了した瞬間は、地元でもある岩手県のための力になれたことに大きな喜びを感じました。また、前任の担当者と連絡を取り合う中で、前任の担当者達も復興への強い想いを持っていることを感じていたため、その喜びを分かち合うことができたこともうれしかったです。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

用地取得交渉を行う中で、「震災の辛い思いが残っており、未だに思い出す。」といった話を何度も聞きました。防潮堤など、ハード面を復興するための用地買収ですが、直接被災者と接する機会になる用地取得担当職員には、ソフト面（心）の復興も担っていく必要があると感じました。今後の業務でも、相手の気持ちに寄り添い、相手の立場に立って考えることができるように心掛けていきます。

岩手県

用地取得

沿岸広域振興局　土木部用地課

吉田　皇児（教育庁（学校））

1　苦労したこと、工夫したこと

(1)　幅広い知識が求められる

用地取得業務を円滑に進めるためには、建設工事に関する知識や、相続に関する知識など、幅広い知識が必要です。また、事業の多くは複数年度にまたがっているため、事業の途中から参加する私にとっては、担当業務のこれまでの経緯の把握と並行しながら業務に必要な知識を習得する必要がありました。

そこで、まず初めに用地業務に関わる専門用語を集中的に学び、自分の言葉で説明できるようにしました。そうすることで、関係各所との話し合いの場や、過去の資料の調査において、内容がスムーズに頭に入ってくるようになりました。

(2)　土地鑑

岩手県に馴染みがなかったため、地理を把握するのに時間がかかりました。休日を利用して自家用車で県内を回ったり、担当事業箇所の地図を様々な倍率で確認することで、位置関係の把握に努めました。今では地図やナビがなくとも行きたい場所に行けるようになりました。

両石漁港（現在）

両石漁港（被災直後）

2　印象的なエピソード

今年度私が担当している箇所のうちいくつかにおいて、用地買収が全て完了したときは、いずれも大きな達成感を得られました。相続が発生していたり、物件移転先の確保が困難な案件もありましたが、地権者の状況に沿った対応を粘り強く行い、解決に導くことができました。

今回携わった土地においては、防潮堤を乗り越えるための道路が作られ、それにより地域の安全が確保され、日常生活の利便性も向上します。この道路が完成するのは数年先であり、そのとき私は東京に戻っているかもしれませんが、是非とも自分の目で完成した道路の姿を見たいと思っています。そこでより一層のやりがいや達成感を得られると期待しています。

3　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

公共工事では、地元住民との意思疎通が非常に重要になるということを肌で感じました。スタートの段階で地権者のニーズと官公庁のニーズを合致させるよう調整しなければ、その後の用地交渉においても地権者との話し合いが難航することとなってしまいます。第一印象が人間関係においては非常に大切と言われていますが、行政と地元住民との関係性においても同様だと思いました。

この教訓を活かし、今後都で私が関わるであろう様々な事業において、相手方との良好な関係を築けるよう、スタートの段階はもちろん、どの段階においても信頼のおけるやり方を選択していきたいと考えています。

根浜海岸（釜石市北部に位置する海岸　砂浜再生事業検討中）

釜石はまゆりトライアスロン国際大会（左：吉田　中：藤野　右：中村）

仙台リレーマラソン（東京都派遣職員一同）

用地取得

宮城県　土木部
仙台土木事務所

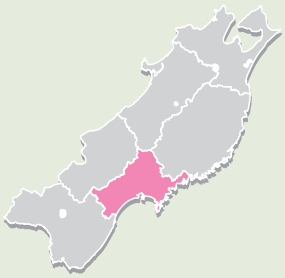

業務概要

仙台土木事務所は、県庁のある市内中心部から 4km 程離れた仙台市宮城野区に位置し、松島町から福島県境の山元町にわたって、6 市 7 町 1 村の県管理道路、河川、砂防、急傾斜施設等の整備・維持管理、建築確認等の業務を行っています。

所管区域内の人口は 153 万人（県人口の 66%）、面積は 1,649㎢（東京都面積の約 75%）で、一つの事務所としては抱える人口が多く、かつ広範なエリアを所管しています。そのため、仙台土木事務所の事業は、管内の復興のみならず、県全体の復興にも大きな影響をもっています。

管内の復旧事業進捗率は、箇所別で着手率 99%、完了率 94%です。県内沿岸を管轄する事務所のなかでは最も復興が進んでいます。

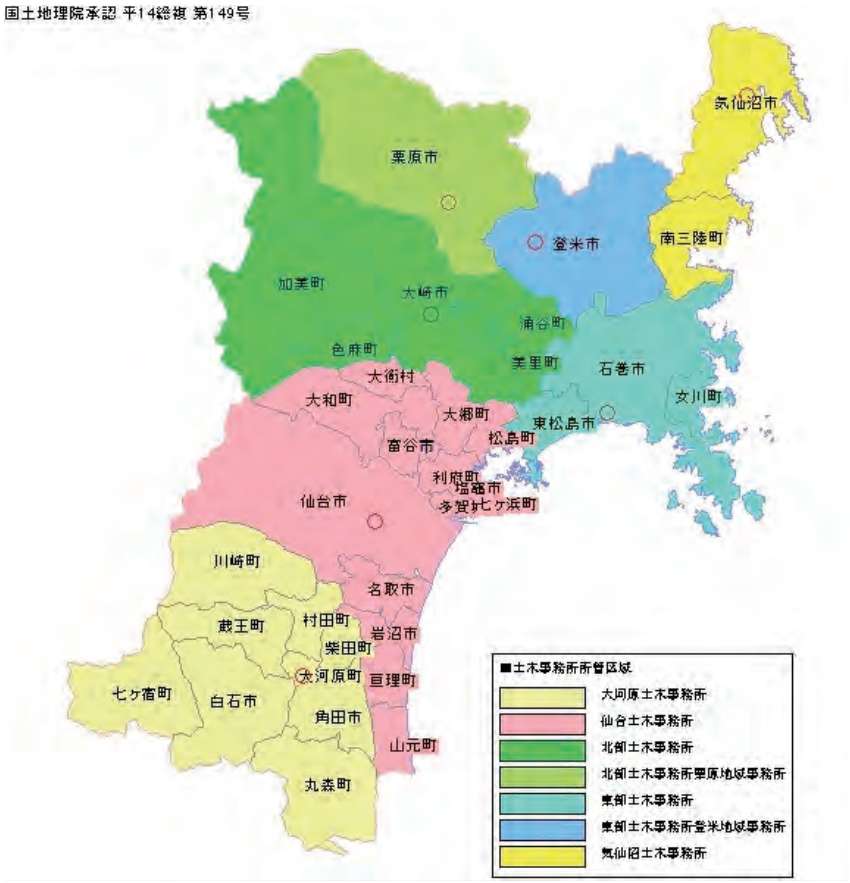

事務所全体の職員数は 160 名以上おり、そのうち 23 名が自治法派遣職員です。北は山形県から南は鹿児島県まで、全国から集まった職員が勤務しています。

私たちの所属する用地班は「河川」「道路」「街路・公園」で担当を分けた三班構成で、30 名の職員が所属しています。都では課長代理と担当の決まったペアで用地交渉を行いますが、宮城県では、各事業の担当職員が班内の副担当あるいは河川班・道路班の工事担当等と地権者を訪問し、用地交渉を行います。

宮城県

用地取得

土木部仙台土木事務所

小関　卓大（建設局）

1　担当業務の概要

私が携わった事業は、二級河川七北田川河川災害復旧事業、二級河川七北田川水系南貞山運河河川災害復旧事業、一級河川名取川水系南北貞山運河河川災害復旧事業、旧砂押川河川災害復旧事業、菖蒲田浜海岸災害復旧事業、花渕浜海岸災害復旧事業です。

私は、上記河川堤防・海岸防潮堤の用地で、主に工事完了後も未買収となっている官有地の取得を担当しました。その他、民有地買収のための境界立会、土地評価、物件補償金算定、住民折衝、土地売買契約、事業代替地の探索、公共補償等の業務を行いました。

①七北田川河口付近（平成 29 年 9 月）

②菖蒲田浜海岸完成写真（平成 29 年 12 月）

2　苦労したこと、工夫したこと

未買収地を後追いで買収する際に、分筆等の登記資料の準備に苦労しました。

通常、工事は用地買収後に行いますが、宮城県では、払下げ手続に時間がかかるなどの理由から、官有地については施工承認等を受けて買収前に工事を行っています。そのため、工事が完了してしまった箇所では、登記書類や図面に不備・不足があり登記に耐えられない状況が生じても、予算が付いていなかったり、工事担当者が異動していたり、設計会社が閉鎖していたりして、書類の修正ができないことがありました。

これらの経験を踏まえて、今後買収する予定の官有地については、登記資料の修正が可能な時期に、事前に分筆や表示登記を行い、工事完了後は所有権移転だけで済むよう、事務処理の工程を工夫しました。

3　印象的なエピソード

官有地の取得は、用地取得の業務というより財産管理の側面が強かったため、残念ながら住民の方とお話する機会はあまりありませんでした。しかし、財産をきちんと整理して将来へ引き継ぐ仕事もまた、重要なものだと思います。目立たない仕事ではありますが、各市町村の職員と信頼関係を築きながら、円滑に用地の取得ができたことには大変満足しています。

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

第一に、公文書や資料の管理についてです。

配属当初から、資料や文書がどこに保管されているか分からず、必要になってからその都度倉庫を探す作業が生じたため、余計な時間がかかりました。震災後の混乱と短期間での派遣職員の入替り・引継ぎなどにより、全体を誰も把握できていないことが原因です。このことから、事業内容の引継ぎはできていても、文書の整理保存方法まで引継ぎをしなければ、年数を重ねるごとにバラバラな整理がされ、結果として文書の所在が不明になってしまうことが分かりました。都においても、平常時はもちろん、緊急時・復旧時期における、文書の整理保存方法の検討をする必要があると思いますし、今後の所属において実践していきたいと思います。

第二に、業務管理と報告の方法についてです。

宮城県の用地業務では、主・副の担当者が付きますが、実際には主担当者が一人で動くことが多く、予算や残筆数、契約スケジュール等を自分で管理する必要がありました。また、私の所属している用地班は上司と相談しながら仕事を進めることが少ないため、一つの事業を任せられた時に、どの時点でどこまでを上司に報告すべきかを考えながら仕事を進める必要がありました。そのため、職員数が足りない中で、自分の抱えている案件について、要点を効率的に報告する習慣が身についたと感じています。この経験を活かし、都においても、業務の効率化を図っていきたいと思います。

宮城県

用地取得

土木部仙台土木事務所

安藤　愛（教育庁（学校））

1　担当業務の概要

「県道相馬亘理線」の用地買収を担当しました。

相馬亘理線は、宮城県亘理町から福島県相馬市まで、沿岸部を南北に繋ぐ総延長約32kmの道路です。そのうち、県境に位置する山元町の11.3kmの区間を、津波防御のための高盛土道路として宮城県で整備する計画です。27年度に開始した用地買収は、838筆中8割程度が取得済で、今年度から一部の工事が始まりました。未買収案件は、共有地や相続発生（またはその両方）で1筆の土地に多数の地権者がいるケースが多いため、班全員で用地交渉に取り組んでいます。

土盛りが始まった坂元地区。南に相馬火力発電所をのぞむ。

坂元川橋の橋げた。道路はこの高さまで嵩上げされる。

2　苦労したこと、工夫したこと

沿岸自治体では様々な復興事業が同時並行で進んでおり、当初はその関連性が把握できずに戸惑いました。たとえば、山元町では、道路や河川事業・防災集団移転事業（防集事業）・農地区画整理事業等が行われており、その事業主体も、県・町・土地改良区等まちまちです。1筆の土地が、複数の事業にかかることもあります。この場合、各役所がそれぞれ地権者に連絡するため、地権者にとっては、「これだから役所は縦割りだ。」と行政不信の一因になっているようでした。中には、他事業での行政の対応が県道の契約に支障をきたしているケースもありました。

まず、これら事業を包括的に理解するために、とにかく足を動かしました。役場や現場には担当外のことでも積極的に同行しましたし、地権者との雑談は大事な情報源となりました。また、山元町まで片道1時間半かかる移動時間は、プロパー職員にざっくばらんに質問できる貴重な時間でした。最近は、他部署からの照会窓口的な役割を果たす機会も増えてきたので、沢山足を運んだ甲斐があったと感じています。

土地が複数事業に関わっている場合には、地権者を混乱させないようにいくつか工夫をしました。具体的には、①他部署や役場を巻き込み、一緒に地権者を訪問、②土木事務所で対応できない地権者の要望は、聞き取った内容をペーパーにまとめ、所管部署に働きかける等の対応を行いました。しかしながら、他部署等と地権者の間を取り持つような調整業務は、土木事務所の一担当としてどこまで踏み込んでよいものか、その線引きが非常に難しかったです。

3　印象的なエピソード

難航案件のうち契約締結まで結びついた、最も印象深いエピソードを紹介いたします。

事業用地は、震災で亡くなられたＡさんの宅地と、Ａさんを含む７名共有の公衆用道路（私道）です。宅地は、3.11 の津波で被災したままとなっており、初めて見た日は、衝撃で言葉を失いました。どちらの土地も、県道用地の残地が「防集事業（町事業）」で買取可能でしたが、「申込は県道の契約完了後」「買取期限は今年度末」という縛りがあり、早急な契約が必要でした。

Ａさんの相続人は相続放棄しており、相続財産管理人が必要でしたが、裁判所での事務手続きがほぼ済んでいたため、私は主に共有者の交渉を行いました。交渉してみると、既に共有者全員が山元町を離れていた事情もあり、大半の方が県・町両方の買収に前向きでした。しかし、県外に転居したＢさんの反応が芳しくなく、結局飛行機でＢさんに会いに行くことになりました。

Ｂさんとの会話から、私道の共有者は、過去に町に防集事業の申し込みをしていたことが判明しました。ところが、亡くなったＡさんの申込書類をどうにも準備できず頓挫してしまい、その一件がＢさんの行政不信に繋がっていたようでした。そこで、「県との契約から残地の買い上げまで、県が責任を持ってご案内します。」と約束したところ、Ｂさんの了承が得られ、無事契約締結することができました。

冬になり、Ａさんの自宅は解体されました。更地になった土地の検査をした際、何とも感慨深い気持ちになりました。原稿執筆時点では、土地の登記が完了していないため、地権者とはもう少々付き合いが続きます。約束したとおり、最後まで責任を持って地権者に対応していきたいと思います。

取得が難航した事業用地

家屋の解体が完了し、周辺では農地区画整理が最盛期を迎えている

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災地では、プロパー･自治法派遣･任期付の職員が入り交ざった特殊な環境が続いています。様々なバックグラウンドを持つ方と関わるなかで、都の常識とは違うことに何度も出くわしましたが、何事も柔軟に考える習慣が身についたことは、都でも活かせる大きな財産になりました。

また、派遣職員のあり方については、「平時から組織で仕事をする風土づくりが最重要」という教訓を都に持ち帰りたいと思います。属人的な業務スタイルの組織であると、短期間で入れ替わる派遣職員を受け入れる場合、せっかく全国から集まった人材の最大限の活用はできないと強く感じました。都でも応援職員を受け入れる機会があるかもしれませんが、「その日」は突如やってきます。これは、福岡県の派遣職員が、九州北部豪雨をうけて急遽地元に帰る姿を見て、再認識させられたことです。やや抽象的ではありますが、個人ではなく組織で物事を決められる環境づくり、担当が変わっても仕事のクオリティが落ちないよう、業務の標準化、このことは都に帰っても常に心に留めながら業務にあたりたいと思います。

最後になりますが、公募にあたり背中を押してくださった学校と教育庁の皆様、いつも手厚くサポートしてくださった現地事務所及び復興支援対策部の皆様、そして一年間お世話になった宮城県の皆様に、深くお礼申し上げます。

用地取得

宮城県　土木部
気仙沼土木事務所
用地第２班・第３班

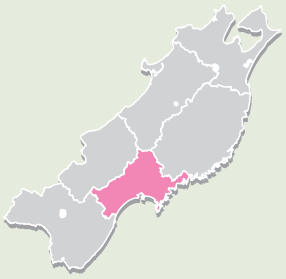

業務概要

〈事務所概要〉

所管区域：気仙沼市及び南三陸町
業務内容：国道・県道、河川・海岸の工事・維持管理及び用地の買収・登記・補償 等
組織体制：職　員　数　　116 名（うち用地担当 32 名）H29.11.1 現在（震災前の約 2.2 倍）
●プロパー職員　76 名（うち用地担当 16 名）
●自治法派遣職員 22 名（うち用地担当 11 名）
●嘱託臨時職員　18 名（うち用地担当　5 名）
【用地担当派遣元内訳】北海道 2 名、東京都 4 名、神奈川県 1 名、鳥取県 1 名、
徳島県 2 名、大分県 1 名

〈事業所の目標〉

平成 29 年度は「宮城県社会資本再生・復興計画」における「再生期」の最終年であることから、先進的な防災・減災機能を備えた県土づくりを目指す次期「発展期」を見据え、河川・海岸等災害復旧事業の一部を完成させ、事業の進捗を図る。また、大島架橋や大谷地区海岸などの復興事業を着実に推進し、地域の方々が復旧・復興を実感できるような成果を上げる。

○ **地域の方々が、復旧・復興の加速を実感できる着実な事業の推進**
○ **復興まちづくり事業と連携した安心で快適な生活基盤の確保**
○ **地域の発展を支える社会資本整備事業の加速的な推進**

〈主要事業及び取組〉

○　**災害復旧事業の推進**
・道路の災害復旧事業の早期完成（(国）398 号長清水等 24 箇所）
・粘り強い県土構造への転換に向けた河川及び海岸堤防事業の推進
（中島海岸等 24 海岸、大川等 17 河川）

○　**復興まちづくり事業との連携**
・志津川及び伊里前地区の災害復旧及び復興道路事業の着実な推進
（志津川復興道路払川町向線等、八幡川等）
・復興まちづくり計画と連携した大谷地区海岸災害復旧及び復興事業の推進

○　**地域防災道路ネットワーク整備の推進**
・平成 30 年度完成を見据えた大島架橋事業の着実な推進

〈事業の進捗状況（平成 29 年 9 月末現在）〉

（単位：箇所、%）

	全　体	着手済（着手率）	うち完了（完了率）
道路・橋梁	123	121（98.4）	100(81.3)
河川・海岸	53	52（98.1）	12(22.6)
港　湾	11	11（100.0）	4(36.4)
合　計	187	184（98.4）	116(62.0)

※着手済には応急工事、調査設計、用地補償を含む

宮城県

用地取得

土木部　気仙沼土木事務所

小川めぐみ（水道局）／郡司麻奈美（水道局）
小島大武（福祉保健局）／藤ヶ谷悠己（福祉保健局）

1　担当業務の概要

（郡司 麻奈美）

気仙沼土木事務所は、気仙沼市及び南三陸町を管轄しており、用地班は通常事業を担当する用地第１班、気仙沼市を担当する用地第２班、南三陸町を担当する用地第３班により構成されています。

私の担当業務は、南三陸町に所在し、東日本大震災で被害を受けた河川、海岸、道路の災害復旧事業に係る用地取得及び補償の業務を行っています。

これまで担当された方々の力により、取得しなければならない土地の残件数は少なくなりましたが、解決されてこなかった困難な案件や相続人多数の案件など容易に解決できないものが多く、少しでも解決に近づけるよう日々業務に取り組んでいます。

＜担当事業＞

○荒砥地区海岸災害復旧事業　○戸倉地区海岸災害復旧事業　○波伝谷復興道路事業
○折立川災害復旧事業　○桜川災害復旧事業　○八幡川災害復旧事業

（小島 大武）

気仙沼土木事務所は気仙沼市と南三陸町を管轄しており、私が所属する用地第三班は南三陸町で実施される災害復旧・復興事業を担当しています。事業の種類としては河川、道路、防潮堤の整備があり、私も今年度「水戸辺川災害復旧事業」、「港川災害復旧事業」、「県道泊崎半島線復興道路事業」、「長須賀海岸災害復旧事業」とそれぞれの事業を担当しました。

主な業務は事業に必要な用地の取得です。事業用地は民有地が多いのですが、町役場などが所有するものもあり、その際の登記名義の移転事務も行いました。その他にも工事に必要な土地を一時的に借り上げる事務や、電柱などの工作物の移転補償事務があります。

各事業の要取得用地はそれほど多くないものの、各方面との調整が必要で時間を要するものや、そもそも事業について反対している方が所有するものがあり、腰を据えて取り組む必要がある案件でした。

水戸辺川：復旧イメージ図

2　苦労したこと、工夫したこと

（小川　めぐみ）

経験のなかった用地業務はもちろん、派遣先自治体各種システムの操作方法などわからないことや覚えることが多く､何をするにも周りの職員の助けがなければ進まない状況に赴任当初は焦りを感じました。幸い、他県の派遣職員に業務経験豊富な方が多く、また、派遣継続された方も複数いらしたことから、的確な説明や助言をいただくことが出来ました。そのため、せめて他の職員を無駄に拘束しないために、教わる時は疑問点を残さないように確認し、教わったことを書き留めたメモを見返して理解・習得につなげるよう取り組みました。

担当事業は河川・国道・市道・ＪＲとの競合工事で、工事計画の調整を進めながら買収面積の確定した地権者から順に用地交渉を行うような状況でした。買収用地には田畑が多く、残地での耕作に支障がないよう調整する必要があったため、工事担当と契約後の対応まで調整した上で交渉に向かう必要があり、連携・情報共有を徹底しました。工期が長い一方で派遣期間が短く人事サイクルが早いことから、調整経過を残すことは何より重要な業務だと痛感し、後任や他の職員にもわかりやすい内容となるよう意識して記録するよう努めました。

（小島　大武）

用地事務について未経験なこともあり、必要な知識の習得には苦労しました。用地取得に必要な知識は想像以上に幅が広く、税金関係の仕組みや民法などの各種法令に関する知識や土地評価や物件補償など、業務執行に求められる知識があり、そのいずれを欠いても地権者との円滑な交渉が出来ません。この点については、派遣先で開催される研修への参加や、実際に業務を行いながら必要な知識を習得しました。

苦労したことのもう一点は対人折衝です。当初は上記のような知識も無い上に、方言の関係もあって先方

の発言の半分を理解できれば御の字という状態でした。この点については、会話の要点となるような部分を復唱して地権者とこちらの双方で確認したり、認識の齟齬が無いよう、同じ派遣職員で用地事務経験が豊富な方と同行してもらうなど工夫しました。

（藤ケ谷　悠己）

用地事務は地権者と直接やりとりする業務であるため、信頼確保が事業完遂に不可欠である。そのためには、事前の準備及び関係部署との調整を粘り強く行い、地権者と県の認識にずれがないかを確認することが大切である。積極的に打合せの場を設けて、技術職員と意見をすり合わせてから交渉に臨むように心掛けた。

次に、相続人全員の同意がないと有効な契約ができないため、多数相続案件の対応に時間がかかった。復興事業も終盤に差し掛かっているため、残っているものは困難案件が多い。現在の登記制度が抱える問題でもあるが、担当事務でも対象地によっては１００人を超える相続人が全国にいる。宮城県外の遠方の地権者には容易に接触できないことから、交渉が難航した。時間は要したものの、対応方法を地権者ごとに工夫することで、契約締結に至った箇所もある。

たとえば、地権者の中には、礼儀を重視する方もいれば、手短に用件を済ませたい方もいる。相手の特性に合わせて、契約後に契約書を御自宅まで持参したり、仕事が忙しい方であれば電話及び郵送で手続を行ったりして柔軟に対応した。同一地権者が何筆も事業用地を有していることも多く、信頼を失うと他事業にも影響しかねないため、誠実な対応が求められた。

３　印象的なエピソード

（小川　めぐみ）

担当となったある河川堤防整備事業は残地権者１名、契約内容について内諾を得ており、あとは契約書への署名押印のみという段で案件を引き継ぎました。訪問前に過去の交渉経過を確認すると、数年にわたって粘り強い交渉が行われ、直近の担当者も工事担当と連携しながら長い時間をかけてやっと内諾をいただいことがわかりました。初めての契約がこの案件だったので、多くの不安や緊張と絶対に失敗できないという大きな責任を感じました。前任者の努力の甲斐あり、経験の浅さと緊張が隠せない私の説明でも、前任者への信頼と地権者の暖かい対応により無事に契約に至りました。工事も用地も担当１名では完結しないということを改めて実感し、被災地の復旧・復興に少しでも貢献できるよう、次の方にきちんとバトンを渡すまで精一杯努めようと決意を新たにしました。

（郡司　麻奈美）

用地業務の経験がないため、被災地の復旧･復興のお役に立てているのかと思うことも多々ありましたが、交渉等でお会いする地権者の方々から「遠いところからわざわざ応援に来てくれてありがとう。」という言葉を頂き、業務を行っていく上で大きな力となりました。

また、完全に解決とはいきませんでしたが、前年度から懸案事項であった 100 名を超える多数相続の案件が進み、現段階で可能な範囲の契約締結及び登記までこぎ着けた時にはほっとしました。相続人の人数が多いため、契約から登記に至るまでの事務処理に多くの時間と労力を費やしたことに加え、予測しないことが幾度もありましたがやっとここまで辿り着いたと安心しました。

用地業務は幅広い知識と経験を必要とするため、業務を進める中では苦労することも多くありましたが、他県から派遣されているベテラン職員の方々に助言をいただき、初めての用地業務をなんとか勤めることができました。いつも貴重なアドバイスをしていただいた方々には大変感謝しております。

（藤ケ谷　悠己）

赴任して２週間足らずのある日、「すぐに取得が必要な土地がある。対象者は県外（遠方）在住で、訪問

はしたものの、昨年度から全く接触できていない人もいる」という指示があった。班で協議して、直接訪問するという内容の文書発送後に直接車で訪問するという方針が決まり、職員人生初めての宿泊を伴う出張を経験することになった。幸運にも、連絡先が分からなかった地権者の関係人から文書を見たとの連絡があり、明るい兆しが見えた。交渉の結果、なんとか必要書類を取得でき、最終的には登記を完了することができた。今回取得できた土地は、立地の関係で土地収用法に基づく収用が難しい場所であった。初めての交渉であることに加えて、任意買収に失敗すると防潮堤事業が頓挫するという重要な案件だったため、大きなプレッシャーから解放されてほっとした。取得が完了できたのは、事業へ協力していただいた地権者の方々及び関係部署職員の協力のおかげである。改めて感謝を申し上げるとともに、宮城県の復興に微力ながら貢献できて良かったと感じている。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

（郡司　麻奈美）

宮城県では、宮城県職員及び他県からの派遣職員が共に業務を行っており、様々なバックグラウンドや考え方を持った方々と仕事が出来ることは貴重な経験であり大変勉強になりました。時には仕事の進め方や考え方が異なることもありますが、その都度話し合いをしながら進めていきました。都庁で仕事を行っていく際も、様々な立場や考えを持った方々と関わっていくことになりますが、その際にも被災地派遣で学んだことは必ず活かすことが出来ると考えています。

もうすぐ東日本大震災から７年が経とうとしております。震災復興が進んでいる地域がある一方で、沿岸地域はまだまだ道半ばです。今もなお、工事のトラックが日々行き交い、至る所で工事が進められています。今もこのような現状があることを風化させず、これからも被災地の復旧・復興を何かしらの形で応援していきたいと思っています。

（小島　大武）

今回の派遣で得られた教訓は、行政が行う事業に対する住民合意の必要性です。私が担当する事業の地権者の中に事業反対の方が一人いらっしゃいました。当初、私は住民の生命と財産を守る公共事業になぜ反対するのかと困惑しましたが、地権者の方から事業への不安や過去の経緯を聞くうちに、反対する理由にも一理あるなと思うこともありました。

事業反対の地権者がいると、事業の完了が大幅に後ろ倒しになることに加えて、完成した防潮堤などの建造物と向こう数十年共に生活をする際の住民感情の問題があります。東日本大震災の復旧・復興事業においては、未曾有の規模だったことに加えて、早期の事業完了を重視した結果、一部の事業において行政と住民の合意形成が不十分であったとの指摘もあります。限られた時間での合意形成は容易ではありませんが、行政と住民のそれぞれが目指す復興の完成図の共有が大切だということを最前線の現場で感じることが出来ました。

公共事業だけではなく、行政活動とは住民の理解を得た上で実施してこそ最大限の効果を発揮するものだと思います。今後の都政において、私が携わる業務においても、今回被災地派遣で得た教訓を活かしていきたいと思います。

（藤ケ谷　悠己）

被災地の事務所には、全国から職種や事務処理方法等が異なる様々な応援職員が派遣されている。出身自治体での経験が各々違うため、問題解決方法に関して議論になることがしばしばある。

しかし、事業を進めて復興を完成させたいという想いは全員に共通している。問題が生じた場合には、チームで仕事をやり遂げるために、打合せの場を積極的に設けて対応した。周囲の職員と協働することが事業遂行に大切であると改めて実感した。

現地で培った経験は、都に戻ってからも様々な分野で活かすことができると考える。そして、被災地復興支援業務を少しでも前進させることができたのは、気仙沼土木事務所のメンバーをはじめ、宮城県職員、他県からの応援職員、都関係者、及び家族・友人のおかげである。周囲の職員と協働するためにも、感謝の気持ちを忘れずに、今後も謙虚に仕事を進めていく所存である。

H29 気仙沼土木事務所　集合写真

用地取得

宮城県　土木部用地課（収用委員会事務局）

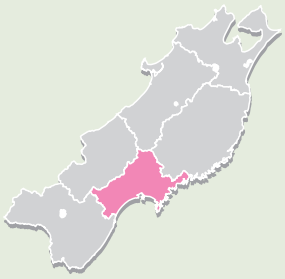

業務概要

収用委員会とは、地方自治法に基づき都道府県に置かれる行政委員会であり、土地収用法の定めるところにより、土地収用に関する裁決その他の事務を行う機関である。収用委員会は、法律・経済・行政に関して経験と知識を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て任命した７人の委員により構成されており、知事から独立し、公正中立な立場で、起業者と土地所有者・関係人の主張について最終的な判断を行う。

我々収用委員会事務局の職務は、主に、公共事業を施行する国、県、市町村などの起業者が土地収用法に基づいて収用を申請し、土地収用法に基づいて手続を円滑に進めるためサポートする事務である。

宮城県では復旧・復興事業のため多くの用地を迅速に取得する必要があるが、多数相続、補償金不満など任意契約が困難な案件については収用手続に切り換えて事業を進めていくことが求められている。

現在、宮城県収用委員会事務局は９名の職員（管理職２名、派遣職員３名を含む）で構成され、復旧・復興事業をはじめ申請が増加している収用案件について真摯に取り組んでいる。

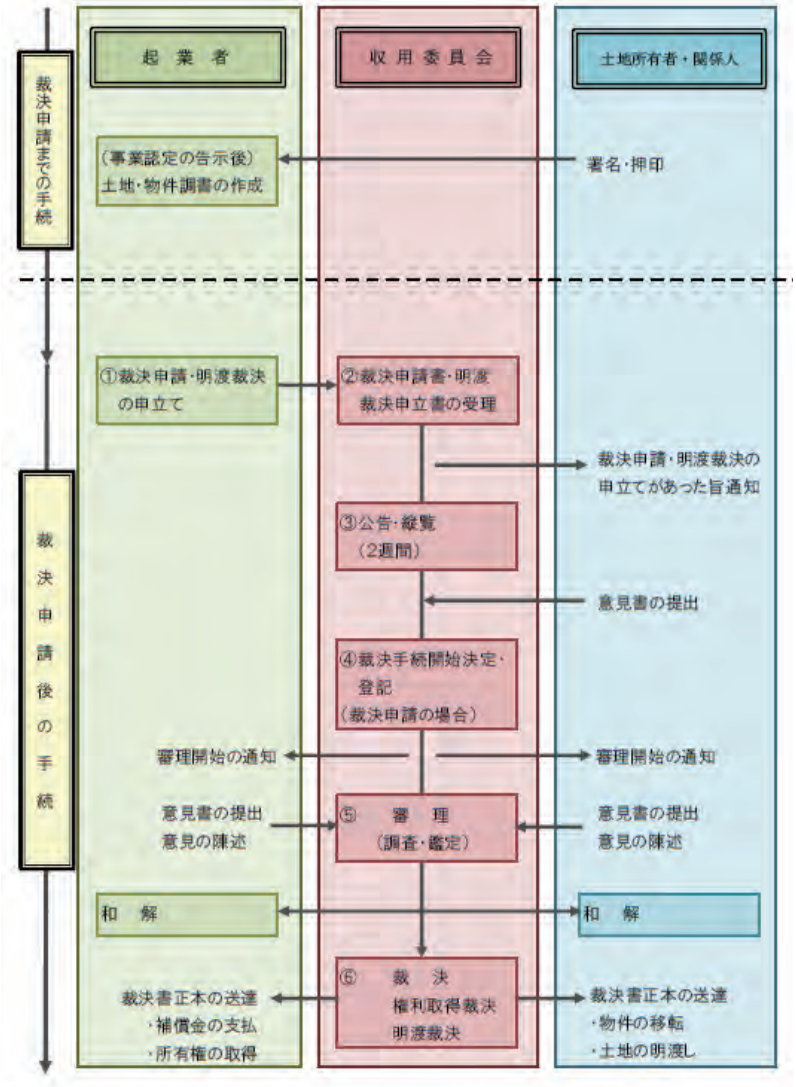

（裁決までの手続きフロー図）

宮城県

用地取得

土木部用地課（収用委員会事務局）

柘　秀明（主税局）

1　担当業務の概要

・裁決申請予定の事前相談
・土地収用法に基づく各種手続の補助

2　苦労したこと、工夫したこと

工夫したことは、２つある。

一つ目は、終わりを意識した仕事の進め方である。

収用委員会の行う裁決は行政処分であり一つの区切りとなる。そのため、収用裁決申請書の相談、受理の時点で裁決書をイメージするように心掛け、審理時には争点整理し解決案を作成するようにした。

二つ目は、職務知識は十分に吸収することとして、仕事外と一見思えるものについても、アンテナを張るようにした。収用手続は、地権者など主に市民に対して行われるものであることから、素人感覚を大切にするとともに、発想が柔軟になるように職務外の知識、情報を取り入れるようにした。

（執務室内の様子）

（職場の人と楽しんだ芋煮会）

3　印象的なエピソード

私は東京都収用委員会事務局に在籍していたので、東京都の収用案件と比較した宮城県の収用案件の特性を２つ述べたい。

一つ目は復興復旧事業、事業認定案件が多いことである。東京都では都市計画事業が多かったため、事業認定の失効を考慮する必要はほとんどなかったのだが、宮城県では事業認定事業のウエイトが高いため、復興復旧事業で迫る工事はもちろん、事業認定の失効日に留意してスケジュール管理を行う必要がある。

二つ目は多数相続案件が多いことである。これは、山林、原野などで良く見られるのだが、一代ごとに遺産分割協議、相続登記を行わなかったため、数次相続となり、権利者が多数となってしまうものである。

権利者が多数だと発送事務をはじめ、戸籍や相続持分の確認など事務作業が増えてしまう。また、被相続人の死亡時期によって、現行民法、旧民法、応急措置法の適用の有無、さらには、法定相続人、持分等の変更などで補償金額が影響を受けるため、緻密な作業が求められる。

（収用裁決申請された事業の写真）

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

上記派遣業務を活かして今後の都政で心掛けるべきこととして将来先を見越した業務をすることである。

即ち、現在行っている業務を十分に理解することで満足せず、５年先、10年先、それ以上先で、業務がどうなるのか予測していくことが必要である。

被災地域の公務が前後でかなり変わったが、一方、人工知能などのテクノロジーの普及のほか公務員制度の改革など、平常時でもこれからの職務内容は大きく変わっていく可能性が否定できない。漫然と職務をこなすのではなく、そもそも現在必要な職務なのか、具体的ケースに応じてどうあるべきなのか絶えず検証しながら職務を進めていきたい。

宮城県

用地取得

土木部用地課　収用委員会事務局

櫻庭　悠平（建設局）

1　担当業務の概要

・土地収用法に基づく各種手続き補助
・収用裁決申請等に係る起業者事前相談対応等

（収用委員会室の様子）

2　苦労したこと、工夫したこと

業務全般では、土地収用法・民法・行政法など様々な法律知識が求められることから、広範な知識を早期に習得できるよう努めた。その上で、委員会において法律・経済・行政の専門家に対して、案件に関する各種説明を簡潔に行うことに当初は苦労したが、非常に良い経験となった。

また、具体の業務では、関係権利者が多数にのぼる案件において、発送事務や相続持分の確認など各種手続きに係る事務量が膨大になることから、全体スケジュールを常に意識するよう心掛けた。

さらに、収用委員会に申請がある案件の多くが、早急な工事完了を必要とする東日本大震災の復旧・復興事業であるため、正確・迅速に手続きを進められるよう日々の業務にあたった。

3　印象的なエピソード

宮城県においては、多数相続により権利者が多数となっている等の様々な理由で取得が困難な土地が多く、復旧・復興事業の障害となっている。そうした中で、収用制度が活用され、復旧・復興事業を進捗できることに、事務局業務のやりがいを感じられた。

また、業務において気仙沼市・南三陸町・石巻市を始めとした沿岸被災地域を実際に訪れる機会が多く、復興の最前線を直に感じることができたことは非常に貴重な経験となった。

（収用申請対象地の山林の様子）

（収用申請対象地の海岸の様子）

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

宮城県における業務から、東京都とは様々な面で異なる多くの事柄を学ぶことができた。

まず、宮城県は東京都と組織規模が異なり、業務を進めるにあたり他部署との関わりも多いため、組織全体が見えやすく、俯瞰的に業務の意義や位置づけを考えられるようになった。このような経験から、今後はより広域的に都政・局事業に関われる部署で業務に携わりたいと考えている。

また、これまでと全く異なる職場環境において、宮城県職員や他県の派遣職員と様々な議論を行い、多様な価値観にも触れることができた。こうした環境で東日本大震災からの復興業務に従事した経験を、今後の東京都の災害対策に役立てていきたい。

土地収用

岩手県
収用委員会事務局

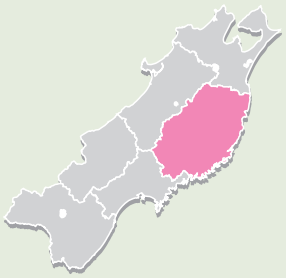

業務概要

収用委員会は、公共の利益の促進と私有財産との調整を図るため、土地収用法に基づいて各都道府県に置かれている準司法的機能を持つ行政委員会です。知事から独立した機関であり、委員については、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命した７人の委員から構成され、その任期は３年（ただし、再任することができます。）です。

公共の利益となる事業を施行する場合、これに用いる土地の取得に当たっては、通常、事業者（起業者）と土地所有者等が話し合い、合意の上、契約を締結することとなります。しかし、合意に至らない場合、私有財産と公共の利益との調整を図り、国土の適正合理的な利用の観点から土地を強制的に公共の用に供することができるとする「土地収用制度」が確立されており、その手続きや補償について規定しているのが土地収用法です。

収用委員会は、事業者からの裁決申請を受け、公正中立な立場で審理や調査などを行い、損失補償等について独自に裁決という判断を下す権限を有する機関として土地収用法により設置されました。

収用委員会では、土地収用法の定めに沿って事業者と土地所有者等の双方から意見や申立を聞きながら審理を行い、収用する土地の区域や損失の補償が適切かどうかなどについて裁決します。その手続き的な事務を行うのが収用委員会事務局です。

収用委員会事務局については、岩手県では当初土木部（現在の県土整備部）の職員をもって充てていましたが、平成 18 年度からは知事部局から独立した事務局を設置しています。

事務局発足当初は３名の職員で組織されていましたが、東日本大震災以降、復興事業に係る裁決申請等の急増に対応するため、職員が増員されています。

現在、事務局の内訳は下表のとおりとなっております。

区　分	正規職員	任期付職員	派遣職員（都派遣）	計
人　数	４名	２名	１名	７名

収用委員会

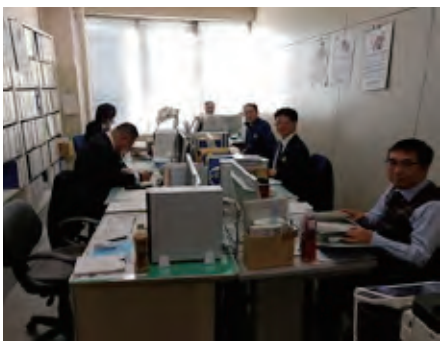

事務局の執務室

岩手県

土地収用

収用委員会事務局

真田　圭一郎（主税局）

1　担当業務の概要

ア　収用事案に関すること

一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道）及び一般国道106号改築工事（宮古盛岡横断道路）に係る収用事件

イ　広聴・広報に関すること

収用委員会事務局のホームページ更新作業、その他照会事務など

2　苦労したこと、工夫したこと

苦労したことは2つあります。

1つ目は、委員会の場における説明です。

収用委員会事務局では、各案件が担当に割り当てられ、裁決申請等の事前段階から裁決に至るまで、担当者がすべての手続きを行います。月に2回開催される委員会では、担当者として資料作成や案件の説明などを行うこととなるため事前準備が欠かせません。

初めのころは、緊張から手元の資料を読むだけの説明で精一杯でしたが、周りの方々の説明から学び、またアドバイスをいただいたことで、次第に担当者として委員会に臨む姿勢を身に付けることができました。

2つ目は、書類の作成です。収用委員会事務局では、手続きに係る行政文書や委員会における説明資料等、書類を作成する場面が多くあります。マニュアルなどはないため、過去の資料を参考にし、自ら創意工夫する力が求められます。派遣元局では、自ら資料を作成する機会があまりなかったため苦労しましたが、周りの方々のサポートもあり、次第に慣れることができました。

3　印象的なエピソード

印象的なことは２つあります。

１つ目は、現地調査です。

現地調査とは、土地収用法の規定に基づき、委員会の権限で行う土地又は物件の調査のことです。委員会の現地調査では、委員、事務局職員、事業者（起業者）及び土地所有者が参加して申請対象地の調査を行います。現地では、境界杭や物件の状態などを確認し、申請内容と相違がないかといった調査及び確認を行います。

復興事業に係る裁決申請等の案件のほとんどが沿岸地帯に位置しており、県庁所在地の盛岡市からは車で片道２時間以上かかります。そのため、現地調査は丸１日かかることが多かったです。

また、県内の出張に新幹線を利用することもあり、驚きました。

岩手県の復興事業に係る収用案件の特徴として、現況地目が山林の土地が多いこと、また、その半数近くが相続協議不調によって土地所有者を特定できない土地であることが挙げられます。さらに、現地は原生林の状態で足場が悪いことが多く、現地調査の実施には若干の危険を伴いますが、中立公正な機関としての役割を果たすためには必要な調査となります。現地を確認することで、書類や図面だけでは分からなかったことが理解でき、論点整理にも役立ちました。

２つ目は、担当していた案件が裁決となったことです。委員会での審議を経て、担当していた案件が裁決となったときは達成感を感じました。

裁決に当たって、担当者は裁決書を作成する必要があります。裁決書とは、裁判で言えば判決文に当たるものです。裁決書の案を作成する際には、公用文のルールを遵守し、公正中立的な立場を徹底する必要があります。担当者だけで裁決書案の作成を進めていくと、どうしても主観的なものになってしまうため、事務局内における検討会議及び収用委員会会長との事前協議の場で、委員会に向けての論点整理や資料の確認等が行われます。これらの手順を踏み修正することで、より公正中立な裁決書案へブラッシュアップされます。

裁決に至るまで苦労したこともありましたが、裁決した土地が震災復興に役立つと考えると、とてもやりがいを感じました。

現地調査の様子（収用対象地付近）

起業者から現地で説明を受ける様子

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

岩手県での業務に携わったことにより、都政の現状や課題を客観的に捉えることができました。東京都と岩手県の両者の視点から物事を捉え、課題がある場合には、両面から解決策を検討するというバランス感覚を鍛えることができました。この経験が、都職員として業務に当たる上でも、活かされると考えています。

従前から、都市部と地方との格差及び対立構造が、様々な分野で指摘されていますが、その中で、都職員として都政に携わり、また一住民として首都圏で生活していると、都市部の住民目線で物事を捉えるようになります。例えば、税制度について、都市部の税収や財源を地方へ移譲してはどうか、という考え方に対しては、批判的な捉え方をすることが多くなります。

しかし今回、岩手県での業務に携わったことで、地方の意見に触れる機会が増え、改めて様々な考えがあることを実感しました。

都内においても、例えば、区部と三多摩地域及び島しょ地域の間には、様々な課題があります。限りある財源を東京都の枠内でどのように配分するのか、様々な立場の住民から意見を聴き、判断していく上で、今回の被災地派遣の経験が必ず活かされると考えます。

最後に、日々復興に向けて邁進している岩手県の皆様の姿は、とても印象的でした。ご多忙にもかかわらず、サポート頂いた事務局の皆様をはじめ、関係者の皆様にこの場を借りて感謝申し上げます。微力ながら、岩手県の復興に役立つことができたなら幸いです。岩手県は私の第二のふるさとになりました。

この１年間で培った経験を都政に活かしていくことが、岩手県の皆様へのお礼になると信じて、これからの日々を過ごして参ります。

産業再生等

岩手県
復興局産業再生課

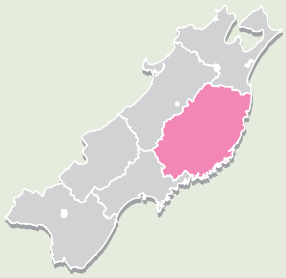

業務概要

〇組織の目的・役割

東日本大震災から約７年が経過し、被災直後は瓦礫が散乱していた街も、防潮堤や高台整備、新たな復興住宅や商店街の再建整備が行われ、新しい街が形成されるステージへと歩みを進めています。そのため、産業の生産基盤等の早期復旧や新規立地による被災地域の地域経済の再生が求められています。

産業再生課は、『なりわいの再生』に係る復興局の主管課として、震災により壊滅的な被害を受けた岩手県産業の復興を着実に推進するため、関係部局の調整、業務支援、復興特区制度の活用等に取り組み、第３期復興実施計画の着実な推進、「三陸創造プロジェクト」の推進、そして『新たな三陸地域創造のためのなりわいの再生』の実現を目指しています。

〇配置人員

所属	岩手県職員	派遣職員（東京都）	臨時職員	合計
産業再生課	６名	１名	２名	９名

〇業務内容

主要課題	業務内容
着実な産業の再生と発展に向けた取組の推進	（１）地域経済の調査及び分析 （２）被災地産業の課題に対応した取組の促進 ・被災地産業の課題の共有による労働力確保や販路開拓等の促進 ・産業復興に関する支援策の情報発信 ・水産加工業の従業員宿舎の整備等への支援 ・外国人技能実習制度の活用促進と新制度への円滑な移行に向けた支援 （３）産業再生特区の活用による投資や雇用の促進 （４）さんりく産業振興プロジェクトの推進
商業機能の再生及び復興まちづくりの推進	（１）復興まちづくりの現状把握及び分析 ・復興まちづくりに伴う商店街の再建・整備や商業施設の整備等の計画、進捗状況、課題等を把握 （２）商店街等の復興支援の促進 ・復興まちづくりの課題の共有による仮設の本設移行、商店街の再建・整備、商業　施設の整備などを支援する取組を促進 ・まちなか再生計画の策定及び商業特区の円滑実施への側面支援 （３）被災地における起業・新事業活動の促進 ・事業構想段階から起業後の事業継続までの寄り添い型支援体制を構築し、被災地における起業、第二創業及び新事業進出等の活動（起業等）を促進

岩手県

産業再生等

復興局産業再生課

竹ノ下　秀昭（教育庁（学校））

1　担当業務の概要

○さんりくチャレンジ推進事業

被災地での復興まちづくりに合わせた「なりわいの再生」を図るため、沿岸12市町村で起業や新事業への進出にチャレンジする方を対象に、事業計画の策定から起業等に要する初期費用、資金調達や販路開拓まで総合的に支援する事業です。

具体的には、事業者の段階に応じた５つの支援があり、各団体と協力しながら、直接行うところが大きな特徴です。

①起業者間や起業者と地域の事業者、支援機関・団体等との交流会を、地域別・業種別など多様な形態で開催する交流・連携支援　②地域の支援機関・団体が、事業計画の策定等についての相談対応や助言・指導等の寄り添い型の支援（以降「ハンズオン支援」）　③ハンズオン支援を通じて、事業計画の熟度が十分高まったと判断される起業者等に対し、県が備品等の初期費用補助　④インターネットを通じた新たな資金調達手法（クラウドファンディング）に係る説明会の開催、個別の助言などによる資金調達支援　⑤首都圏の協力企業等と連携し、起業者等をはじめとする沿岸事業者の商品PR、ビジネス商談会の開催等の販路開拓支援

（詳細は下図参照。）

本設移転前

本設移転後

〇産業再生特区

岩手県では、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興特区制度を活用し、被災地域における経済の活性化や産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図っています。対象となる業種を営む事業者が、岩手県の指定等を受けることで、次の税制優遇措置を受けることができます。

①設備投資減税　②雇用減税　③新規立地促進税制　④開発研究用資産減税　⑤地方税減免

県の具体的な業務内容としては、事業者の指定や設備投資等の実績審査（のべ約700件）を行い、認定書発行をすること。また、この制度を県内事業者へ広く周知することが主な内容となります。

（詳細は下図参照。）

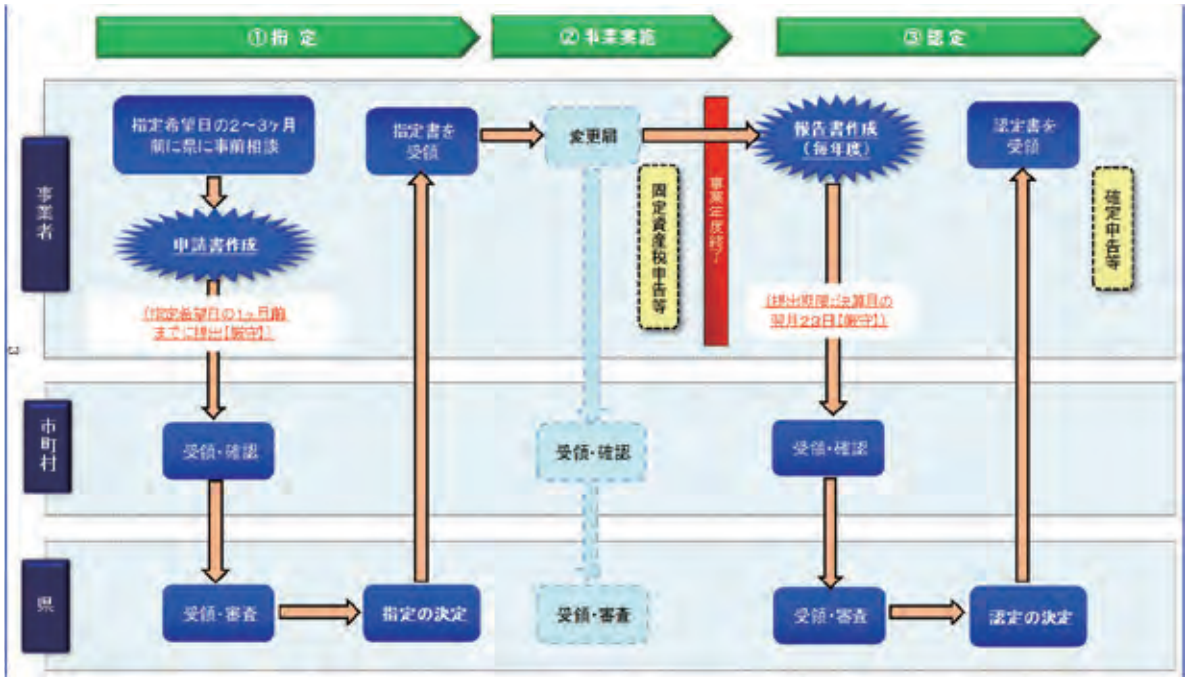

2　苦労したこと、工夫したこと

苦担当業務を行うにあたり、最も苦労したことは環境の変化でした。

まず、商工系の分野の業務が初めてだったこともあり、決算書類の見方や税法に関する知識など、基礎的なことから学びました。その際、行った工夫としては、調べても分からないことは、とにかく聞くというスタンスで取り組んだことでした。幸い、課のメンバーにとても恵まれたことから、繁忙期の年度初めにもかかわらず、誰一人として嫌な顔一つせず、すべて丁寧に教えてくださいました。そのおかげで、４月中には、事業者からの質問等の電話の大半を一人で処理することができるようになりました。

また、冬を迎えてからは、沿岸部の事業者とのやり取りのため、雪道を運転する苦労もありましたが、時間に余裕を持ったスケジュールを組んでいただき、また吹雪のような場所では、運転を交代していただくなど、岩手県職員の方々の様々な配慮のおかげで、助けられました。

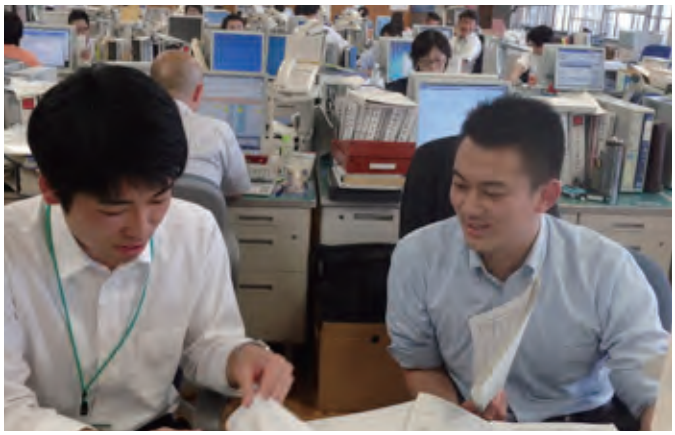

職場風景

3　印象的なエピソード

岩手県の方々は、冬の寒く厳しい気候環境と異なり、とても温かく優しい方が多いと感じました。

「東京からの被災地派遣です。」と申し上げれば、「わざわざ遠い所まで私たちのために岩手に来てくれてありがとう」と地域の方々から言われ、東京からわざわざ来てくれたんだと地域の噂になれば、いつの間にか人の輪が広がり、仲良くなった近所の方からは、野菜のおすそ分けまでいただく。東京にいる時には考えもつかなかった日々が、ここ岩手には、ありました。

また、さんりくチャレンジ推進事業においては、首都圏の協力企業等と連携し、岩手と東京の懸け橋として、東京で岩手県沿岸事業者の商品 PR 等の販路開拓支援ができたことは、非常にやりがいを感じることができました。さらに、起業支援事業者の商品が、大型商業施設や百貨店、道の駅等で販売されているのを目にすることは、嬉しさと共にやりがいを感じることができました。

復興特区事業においては、はじめクレーム電話をかけてきていた事業者が、電話応対やメールでのやり取り等を根気強く丁寧に行っていくうちに、事業への理解を深め、最終的には「兄ちゃんに相談して良かったわ」と言われた瞬間は、事業者のための事業であることの意味が伝わった喜びと達成感で、とてもやりがいを感じられた最高の瞬間でした。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

「両手いっぱいの便利さが東京にはあるけれど、片手いっぱいの便利さしかない岩手には、もう片方の手を人に差し出す余裕がある。」

普段、東京にいる時は、５分後の後続電車を待てず、飛び乗り乗車をしてしまう私でしたが、岩手の方々から便利だけではない、様々な豊かさの形があることを教えられました。せわしない日々の中に、ひとときの落ち着きを、そして他人への思いやりを持てる社会づくりを今後の都政にも活かしていきたいと思います。

また、岩手県職員の方々の派遣職員の受入体制に加え、職員一人一人の意識や姿勢は見習うべきところが多々ありました。派遣職員が常に孤立せぬよう、歓迎会・わんこそば大会・暑気払い・盛岡さんさ踊り・忘年会・新年会・送別会と常にイベント企画を行ってくださり、復興局全員が平成29年度岩手県職員

の仲間として受け入れてくださったことに対して、深く感謝申し上げます。

さらに今回派遣生活を支えてくださった派遣元の皆様、岩手で共に汗を流した派遣職員のメンバー、いつも頼りになる東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所の皆様に、心より感謝しております。

今後、東京都が首都直下地震等の大災害に見舞われた際は、復興の即戦力として行動することはもちろんですが、岩手県の皆様からの学びを活かし、苦しい時であっても、各方面からの支援に対して、笑顔で感謝の言葉をかけることのできる都職員でありたいです。

【復興局わんこそば大会】
筆者が 255 杯完食で優勝

【盛岡さんさ踊り】
岩手県職員チームパフォーマンス賞受賞

【仙台リレーマラソン大会】
東京都派遣職員岩手県チームで 42.195km 完走

【復興局同窓会】
平成 26 ～ 29 年度メンバー集合

産業再生等

岩手県　商工観光労働部
経営支援課

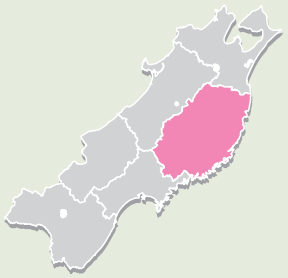

業務概要

(1) 組織の目的

経営支援課では、東日本大震災津波からの復興（更なる展開への連結期間）と、ふるさと振興の取組を推進すべく、中小企業者に対する支援施策を総動員して、企業の魅力向上、働きやすい環境、利用の促進の好循環を創出することにより、「希望郷いわて」「産業創造県いわて」の実現を目指しています。

(2) 組織図

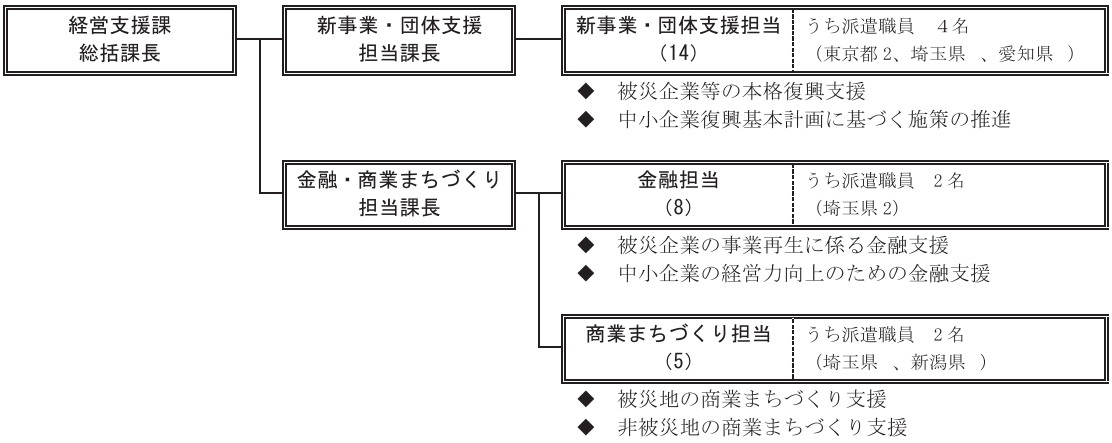

(3) 震災関連業務の内容

経営支援課の震災関連業務は大きく分けて５つあり、その業務内容は以下のとおりです。その中で、東京都派遣職員２名は主にグループ補助金に関する業務を担当しています。

① 岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）【新事業・団体支援担当】
　中小企業等グループの復興事業計画が県の認定を受けた場合、施設・設備の復旧に要する経費の 3/4 を補助（国 1/2、県 1/4）

② 高度化スキーム貸付【金融担当】
　グループ補助金等、施設・設備復旧のための補助制度において必要となる自己資金の調達を支援

③ 債権買取【金融担当】
　被災前の債務にかかる債権の買取等を行い、その返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援

④ 東日本大震災復興資金【金融担当】
　被災中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金を融資する制度

⑤　商店街の復旧【商業・まちづくり担当】

被災地域商業再生アドバイザーの派遣や復興商店街等魅力創造支援セミナーの実施等を通して、被災した商店街の再構築を支援

平成 29 年 4 月　仮設商店街から本格開業を迎えた「おおふなと夢商店街」

岩手県

産業再生等

商工観光労働部経営支援課

三吉　将広（主税局）

1　担当業務の概要

派遣先の岩手県経営支援課では、岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）及び岩手県中小企業等被災資産復旧事業費補助金（1/2補助金）に関する業務を担当しています。

グループ補助金とは、東日本大震災津波によって被害を受けた中小企業者等が、震災津波前の状態に復旧するためにかかる経費に対して概ね3/4を補助する制度です。被災事業者がグループを組み、復興事業計画を作成したものが、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して国が1/2、県が1/4を補助します。

補助金の支払に当たっては、中間・完了検査等を行う必要があり、沿岸部への出張が度々あります。検査を実施せずに補助事業を完了することはできないので、補助事業者から事業完了の実績報告書を提出いただく度に、片道２時間かけて沿岸部に足を運び、完了の現地検査を行う必要があります。

また、グループ補助金とは別に、岩手県中小企業等被災資産復旧事業費補助金（以降、「1/2補助金」）にも携わっています。この補助金は、東日本大震災津波で被災した岩手県沿岸市町村における地域経済基盤の再興及び就業機会の確保を図るため、中小企業者が被災した施設・設備を復旧する場合に要する経費に対して、県・市町村で1/2（県1/4、市町村1/4）の割合を補助する制度です。主な業務は、市町村から提出される補助金交付申請に対し、その内容を審査、交付決定を行う業務です。他にも復旧した施設及び設備に関する財産処分業務を担当しています。

〈岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）の交付決定状況等〉（平成 29 年 10 月 31 日現在）

年度	ｸﾞﾙｰﾌﾟ数	事業者数	交付決定額
23	30	295 者	437 億円
24	65	864 者	316 億円
25	16	85 者	29 億円
26	10	25 者	8 億円
27	17	67 者	25 億円
28	23	100 者	33 億円
29	9	23 者	4 億円
計	170	1,459	852 億円

平成 29 年 7 月
岩手県中小企業等グループ復興計画審査会（18 次）

2　苦労したこと、工夫したこと

グループ補助金は、制度自体ができてから間もないため、明確な基準や詳細なマニュアルが整備されていない中で業務を進めていく必要がありました。これまで補助金に関連する業務に携わったことがなかったため、補助金に対する理解が乏しい中、事業者からの問い合わせにも対応する必要がありました。また、事業者からの支払請求や新規公募の計画認定の審査等、迅速な事務処理能力が求められました。幸い、配属になった経営支援課はアットホームな雰囲気であったため、分からないことは遠慮せずに訊ねることができました。経験豊富な職員に聞くことで、より早く、正確な事務処理を行うことができ、グループ補助金に関する知識も積み重ねていくことができました。

1/2 補助金では、市町村とのやり取りのみであり、補助事業者の状況把握に苦労しました。当補助金についての知識が不十分であったため、案件に対する判断がつかない場面も多々あり、要綱・要領や過去の事例を片手に仕事をする日々が少なくありませんでした。このような中、個別案件ごとのシートを作成し、懸案事項のポイントを整理してまとめるよう工夫を行ったことにより、スムーズな協議を進められるようになりました。また、個別案件ごとのシートを課内で情報共有することにより、事業者との調整を組織全体で協力して行えるようになりました。

3　印象的なエピソード

ほんの数か月前まではほとんど何もなかった土地が次々と整備されていき、大船渡市では「おおふなと夢商店街」がオープンし、陸前高田市では「アバッセたかた」を中心に様々な業種の施設が整備される等、見渡すとあちらこちらにグループ補助金を活用して復旧・復興を進めている事業者を目の当たりにします。被災された方々の復興に対する想いを感じるとともに、自分が携わったことがこうして目に見える形で分かるようになると、少しは貢献できているのかと実感することができました。グループ補助金は、市町村の区画整理事業や被災後の工事需要により施工業者が繁忙を極め工事期間が延長される等、事業者によっては交付決定から補助事業完了後の精算払まで期間を要する場合もあります。そのような事業者が補助事業を完了させ、支払の清算手続を済ませると、それまでに何人もの職員あるいは関係者が関わっており、復旧に向けての取り組みを積み重ねてきた結果、ようやく実を結ぶことができたものであること、そこに自分も携われているという大変貴重な経験をさせていただくことができました。

他にも、もう事業継続を断念しようと考えている方もいて、そういった方が「補助金を活用することで事業を継続できるようになった。従業員には家族がいる者もいるので、本当にこの制度には助けられた。」という声を聞いて、改めて自分が従事している業務の影響力を感じました。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

震災から7年近くを経て被災地を取り巻く環境が変化するとともに、寄せられる相談や申請案件の内容が多様化・複雑化してきていることを実感しています。取扱件数が減少してきていても、1件、1件個別の事情に配慮した柔軟な取扱が必要とされる場面や、被災県共通の制度であるがゆえに他県との運用の整合性の検討を要する場面もある一方で、一刻も早い復旧のため、判断の早さ、事務処理の効率化を求められることが多々ありました。今回の派遣先での業務は、毎日が勉強の日々で充実しており、職員として最も成長できた一年であったと思います。

今後の都庁人生において、被災地派遣職員として岩手県で業務を行って培った知識・経験をフル活用しながら、今何が求められているのか、現場のニーズの把握に努めたいと思います。

最後になりましたが、この一年間様々な支援・助言をいただいたことにとても感謝しています。一年間お世話になりました岩手県経営支援課の皆様、東京都被災地支援岩手・宮城県事務所の皆様、所属元をはじめ快く送り出していただいた東京都の皆様にこの場を借りてお礼申し上げます。

岩手県の益々の復興を願うとともに、今後、私自身でも更なる貢献をすべく、岩手県の魅力の発信に努めていきたいと思います。

平成 29 年 5 月　北上川河川敷で商工労働観光部メンバーとのバーベキュー

岩手県

産業再生等

商工労働観光部経営支援課

田邉　茅野（議会局）

1　担当業務の概要

私は、新事業・団体支援担当において、中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（＝グループ補助金）に関する業務を担当しました。主な業務は、補助金の交付を受けた事業者が、補助金で復旧した施設・設備を処分する場合に必要な手続き（財産処分）に関する業務です。また、復旧が終わっていない事業者については、復旧事業の進捗に関する調査を実施しました。

◆　グループ補助金の財産処分に関する業務

震災から7年近く経過していることもあり、補助金で取得（修繕含む。以下同じ。）した施設・設備について、様々な理由から下表の処分を行う事業者がいます。これらの処分を行う場合は原則県知事の承認が必要となります。私は、事業者からの申請を受理し、内容を審査した上で、県から国に申請を行い、国の承認後に事業者に対して処分を承認するという一連の業務を担当しました。

転　　用	所有者の変更を伴わない目的外使用
譲　　渡	所有者の変更
交　　換	他人の所有する他の財産との交換
貸 付 け	所有者の変更を伴わない使用者の変更
担保に供する処分	抵当権その他の担保権の設定
取 壊 し	施設の使用を止め、取り壊すこと
廃　　棄	設備の使用を止め、廃棄処分すること

施設・設備の取得後、定められた期間が経過するまでにこれらの処分を行う場合は、原則県知事の承認が必要。

◆　グループ補助金の進捗状況調査業務

この調査は、第1次公募（平成23年8月交付決定）から第19次公募（平成29年12月交付決定）にかけて交付決定を受けた事業者のうち、補助事業の実績報告を行っていない（被災施設・設備の復旧が終わっていない）事業者から、被災施設・設備の復旧の終了予定時期及び現在の状況等を聞き取り、次年度以降の業務の参考とするものです。私は、調査の実施から取りまとめまで、約300の事業者とやり取りを行いました。

2　苦労したこと、工夫したこと

補助金関連業務において必要とされる税法をはじめ実務に関する理解が浅かったため、実践できる程度に理解するまでにとても時間がかかりました。そのため、派遣されてしばらくは、自分の補助金に関する理解が乏しい中で、いかに事業者に説明するかということが大きな課題でした。

例えば、補助金で取得した建物を取り壊す場合、まず補助金の返還額を算定しますが、算定に際しては税法に基づいて取壊し時点の残存簿価相当額を算出しなくてはならず、その算出にあたっては建物の構造等に関する知識が必要とされる場合があります。

その点、経営支援課は、県職員・派遣職員問わず実務経験の長い方や行政職でもあらゆる業務に携わって

きた方が多く、また大変相談しやすい雰囲気であったため、数えきれないほど相談をさせていただきました。ご自身の業務が多忙な中、私が相談するたびに対応してくださった課の皆さんには、本当に頭が下がります。

3　印象的なエピソード

財産処分の中には、国への申請段階で何度も補正を要し、再協議を繰り返すものもあります。その場合手続きに時間もかかりますが、その分承認まで至ったときは強くやりがいを感じ、次の業務に対するモチベーションとなりました。

また、財産処分に限らず、補助金の制度・運用の中には事業者にとってわかりづらい部分があることは否定できません。そうしたときに、どういう言い回しで、どういう順序で説明したら相手にとってわかりやすいのか、試行錯誤の連続ではありましたが、やり取りの最後に事業者の方から感謝の言葉を頂いたときなどは、この業務に携われてよかったと感じました。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私が派遣業務の中で得たものの中で、特に有意義だったと感じているものが2点あります。
1つ目は被災者自身から被災地の現状を聞くことができたこと、2つ目は住民に近い立場から行政のあり方について考える機会が得られたことです。

進捗状況調査でやり取りした事業者には、防潮堤整備事業や土地区画整理事業等の公共事業の関係で用地の確保すらままならない方や、確保した用地で工事着手できていても、周辺の復興の進捗等から事業経営に不安を感じている方も多く、直接やり取りしなければわからない被災者の現状を知ることができました。そして、相手は中小企業者ではありますが、それ以前に被災住民であり、震災から7年近く経過した今、一人ひとりの被災者が求めている支援は何かということ、またそれらが実際に支援されているのかということについて、行政に関わる人間として深く考えさせられました。

そのなかで、住民が今困っていること、必要としている支援の内容をその住民から直接聞き、時には行政に対する厳しい意見も聞きながら、自分自身がその住民の支援に従事できるということは、大変貴重な経験であると感じました。このことから、被災地に限らず、また住民との直接のやり取りがなかったとしても、住民の存在を常に意識して業務に従事することは、行政に携わる人間にとって大いに重要なことだと感じました。

私が関わった県職員、関係団体の方々は、その立場を問わず、皆さん被災地の復興のために邁進していらっしゃいました。そんな中、派遣者を受け入れ、あらゆる場面でサポートしてくださり、かけがえのない経験をさせて頂きました。この場をお借りして、派遣業務においてお世話になった方々に御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

派遣業務が終了しても、被災地に目を向け、その復興が少しでも前に進むよう、何らかの形で関わっていきたいと思います。

平成 29 年 8 月　経営支援課の方々と盛岡さんさ踊りに参加

産業再生等

岩手県　商工労働観光部 雇用対策・労働室

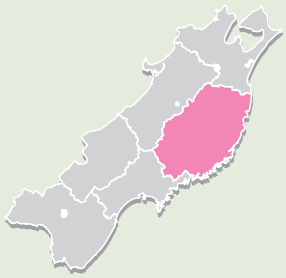

業務概要

（1）組織の目的

○「いわてで働こう推進協議会」の運営等を通じ、オール岩手で若者や女性の県内就業の促進を図ること。

○労働者の年齢階層・属性等に応じ、働く意欲のある全ての者の就労を支援するとともに、安心して働ける労働条件等の雇用環境の改善を図り、労働者一人ひとりが満足感をもって働き、豊かな生活が送れるようにすること。

○産業環境の変化や企業等のニーズに対応した人材を育成するとともに、企業等が行う職業能力の開発・向上を支援し、企業等そして地域の発展に寄与すること。

○東日本大震災津波からの復興に向け、長期・安定的な雇用の創出と人材の確保、地域産業の振興に向けた雇用・労働環境の整備を図ること。

（2）規模・内容等

■配置人員

雇用対策・労働室　（室長 1）		
労働担当 労働課長 1 臨時職員 3	労政班	主任主査 1　主任 1　主事 1
	能力開発班	主任主査 1　主査 2　主事 2　非常勤職員 1
雇用対策担当 雇用対策課長 1 特命課長 1 臨時職員 5	雇用対策班	主任主査 1　主査 3　主事 2
	事業復興班	主任主査 1　主任 3（うち派遣 3）　主事 6（うち派遣 3）

■業務内容

担当		業務内容
労働担当	労政班	室内庶務 労働関係の指導や労働教育・福祉、勤労者福祉施設に関すること
	能力開発班	認定職業訓練、技能検定 県立職業能力開発施設の運営指導に関すること
雇用対策担当	雇用対策班	地域の雇用や人材確保 ＵＩターンや若年者・高齢者の就業支援に関すること
	事業復興班	事業復興型雇用創出助成金及び 事業復興型雇用確保助成金に関すること

■運営方針

Ⅰ働き方改革の推進等による県内就業の促進
　1. 働き方改革の推進　　2. 処遇改善の推進　　3. 職場定着の促進
　4. オール岩手による県内就業の促進
Ⅱ企業が求める人材の確保と就業支援
　1. 人材の確保と職業能力
　（1）第 10 次岩手県職業能力開発計画の推進
　（2）県立職業能力開発施設の運営　（3）在職者の職業能力の向上
　（4）離職者等再就職訓練の推進　　（5）技能等振興　（6）人材確保支援
　2. 就業支援　　3. 特に支援が必要な者に対する支援
Ⅲ地域産業の振興と雇用の創出
　1. 事業復興型雇用支援事業を活用した雇用創出
Ⅳその他
　1. 予算等の適正管理　2. 関係団体への助言・指導等

岩手県

産業再生等

商工労働観光部　雇用対策・労働室

藤村　彩乃（水道局）

1　担当業務の概要

雇用対策・労働室で事業復興型雇用創出助成金及び事業復興型雇用確保助成金の交付に関する業務に携わった。

1.助成金の概要

【事業復興型雇用創出助成金】

東日本大震災で被災した求職者を雇用した事業所に対し、雇用開始から3年間の期間で助成金を支給し、雇入れに係る経費の一部を支援することにより、求職者の雇用の安定につなげる制度。

【事業復興型雇用確保助成金】上記助成金を拡充したもの

上記の雇入れに関わる経費に加え、助成対象事業所が労働者向けに新規に住宅を借り上げたり、新たに住宅手当を導入した場合など、労働者に対し何らかの住宅支援を行った場合に係る経費の一部を支援することにより沿岸部の雇用の安定につなげる制度。

2.業務内容

施行体制（事業復興班）（29年4月1日現在）

特命課長1名　、主任主査1名　、主任3名（北海道1名　栃木県1名　千葉県1名）、
主事6名（岩手県3名　東京都2名　愛知県1名）、臨時職員1名

・事業復興型雇用創出助成金の実績報告・継続申請・変更申請といった各手続における書類の審査
・関係各所への助成金に関する周知・広報
・事業復興型雇用創出及び確保助成金の事業所用手引きや職員用マニュアル等の作成

2　苦労したこと、工夫したこと

私が勤務している雇用対策・労働室は、着任早々に助成金の支給に関する書類審査を行う一番の繁忙期を迎える。プロパー5名（特命課長、主任主査、主事3名）と派遣職員6名（北海道1、栃木1、千葉1、東京2、愛知1）という派遣職員が半分以上の班で、派遣職員はいずれも今年度の4月1日着任というビギナーが多くを占めている状況で、制度を理解できていない中、手さぐりでの作業は戸惑うことが多かった。決められた期間で膨大な審査件数をこなすことが必要となるため、常に先を見越して計画をたててから取り組んだ。それぞれ異なる都道府県から職員が派遣されていることもあり、プロパーを中心にして不明な点は適宜相談しながら審査などの作業を進め、担当者相互に協力して事務処理をすることが求められた。

また、今年度から新たな制度が始まることにより、新制度の構築に向けて事業者へ配布する手引書や職員マニュアルの作成といった業務においては、突発的な取り扱いの変更に柔軟かつ早急に対応しなければならないことが多々あり、国や他県、さらには内部調整も含めて、さまざまな調整の中で新制度を形づくっていくことのむずかしさを痛感した。コミュニケーションをしっかり取ることで担当間で情報共有をして修正や変更に対応してきたこともあり、業務を進めていく中で職員間の連携がとても重要であることを再確認した。

3　印象的なエピソード

4月に雇用対策・労働室に配属となり、今後審査する書類を保管している部屋を見る機会があった。その膨大な量を目の当りにして、期限内に終わるかという不安とともに、助成金の申請をする事業所の多さと、本助成金に対する要望の多さを実感し、今後の業務に対して強い責任感をもった。慣れない中での作業に戸惑うこともあったが、プロパー職員が丁寧に指導してくれたことと、他自治体の派遣職員とも積極的なコミュニケーションを通じて協力しあい、計画的に業務を進めることができた。私が担当した業務は机上での作業が多く、現地の方の声を聴く機会は少なかったが、4月当初、山積みだった審査書類の入った段ボール箱が5月・6月に入ると目に見えて減っていき、自分が審査して支給された助成金を、被災した事業所が活用して再建に向けて動き出すことに、微力ではあるが、私個人が少なからず業務に貢献できている証明となっているようで、非常に達成感があった。

また、今年度から従来の制度を拡充し新たな制度を開始することとなり、それに関する資料を各方面と調整しながら作成したことや、ホームページ掲載の準備など今まで携わったことがない業務をできたことも非常に新鮮でやりがいを感じた。

そして、助成金の制度説明の関係で、市町村や商工会に出張した際、派遣職員であることを話すと「よく来てくれました。」と声をかけていただくことが多々あり、東日本大震災から6年が過ぎているとはいえ、実際に現地ではまだまだ支援を求めているということを実感した。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回、岩手県で派遣職員として勤務して感じたことは、災害が起きた際に、地域に寄り添った支援をしていくためには、地域の特徴や実情をしっかりと把握することがとても重要であるということだ。たとえば、私が担当した助成金の活用においても、県内の雇用状況などを把握したうえで、より効率的な周知広報を進めるにはどうすべきかを考えながら業務が行われていた。地域の特徴などを知っておくことで万が一の事態にも早急に冷静な判断ができると思った。

私は岩手県出身であり、地元の復興に貢献したいという思いから派遣に応募して、4月から岩手県で勤務しているが、実際に現地に来なければ知ることや見ることがなかった現実などに触れたことは非常に貴重な経験だった。また、多くの派遣職員が所属する職場に配属されたことで、東京都以外の自治体における仕事の進め方などの話も聞くことができ、参考になることや学ぶことがあったため、今後の都政に携わる中で活かしていければと考えている。

最後に、今回派遣に申し込むうえで、背中を押し手助けしてくださった上司や先輩、そして未熟な私を暖かく迎えてくれた岩手県に感謝している。今年度経験したことを無駄にすることのないよう、都政に還元していきたいと思う。

事務系職員

盛岡裁判所前の石割桜

岩手県庁本庁舎

執務中の風景

陸前高田　奇跡の一本松

旧大槌町役場

わんこそば大会
（右奥が藤村、右側一番手前が袴田主事）

岩手県

産業再生等

商工労働観光部　雇用対策・労働室

袴田　佑矢（建設局）

1　担当業務の概要

■事業復興型雇用創出助成金（以下「創出助成金」）及び事業復興型雇用確保助成金（以下「確保助成金」）の審査業務

雇用対策・労働室において、創出助成金及び確保助成金の交付に関する審査業務を担当しました。助成金の概要及び審査の流れは、以下のとおりです。

○創出助成金は、沿岸12市町村に所在する事業所（原則、中小企業）が被災求職者を雇用した場合に1人当たり3年間で最大120万円を助成するものです（雇入費助成）。

○確保助成金は、創出助成金の発展形として平成29年度から新規に導入されたものです。従来の雇入費助成に、沿岸12市町村に所在する事業所が求職者の雇い入れのために、住宅支援（住宅の借り上げ、住宅手当の導入等）の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成した場合、3年間で最大720万円を助成する住宅支援費助成が加わりました。

≪助成金支出までの流れ≫

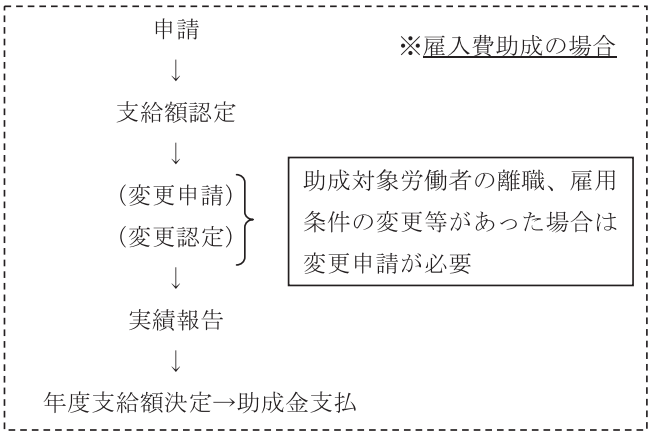

■確保助成金に係る支給要領・Q＆A等の作成

確保助成金が開始されることに伴い、国が示した要領、Q＆A、内簡等を参考にしつつ、岩手県事業復興型雇用確保助成金支給要領、同事務取扱要領、岩手県事業復興型雇用確保助成金（雇入費・住宅支援費）の支給に関するQ＆A等を作成しました。

2　苦労したこと、工夫したこと

事業復興班は4～6月が繁忙期にあたり、約2,000件の実績報告審査を処理する必要があります。

着任すると待っていたのは、書類満載の段ボール箱の山でした（写真参照）。事業復興班の職員11名中6名が派遣職員で、かつ、今年度は全員が１年目であったため、当初は県職員にその都度確認しながら処理しており、非常に時間を要しました。そのため、処理する件数よりも新しく到着する件数の方が圧倒的に多く、段ボール箱は増える一方で、焦燥感が募りました。なかなか終着点が見えづらい状況でしたが、適宜班内（特に派遣職員内）での情報共有を図ることで、業務への習熟を早めるように努めました。上司・同僚となった県職員・派遣職員の方たちは、皆人格円満であり、コミュニケーションが円滑に機能したため職場の雰囲気が和気藹々としたものになったことは、業務面にも良い影響を与えました。さらに、県職員の方々には、業務多忙な中、様々なイベントを企画していただきました（わんこそば大会、岩手山登山等。写真参照）。日常でも派遣職員に対し細やかな気遣いをいただき、感謝に堪えません。この場を借りて御礼申し上げます。

また、県と事業者の間には委託業者（助成金事務センター）が入り、事業所が提出してきた書類を整えた上で県に納品してきます。県としては、審査した上で問題点があればセンター職員へ是正を指示するのですが、センター職員の方が本助成金事務に長く従事しているため、指示を受ける側の方が知識・経験とも豊富という状態でした。このギャップがあるため、当初は非常に指示を出し辛く苦労した覚えがあります。ただし、業務に慣れるにつれて、センターへの指示出しもピント（？）が合うようになり、こちらの意図がスムーズに反映されるようになりました。

繁忙期の情景。執務室に置ききれない分は、会議室に仮置きしていました。

盛岡と言えば、わんこそば。平均は男性約 60 杯、女性約 40 杯。ちなみに筆者（向かって右手前）は 130 杯食べました。派遣職員で一番 (^^)

盛岡夏の風物詩である「さんさ踊り」に太鼓で参加。パレード開始前のひととき。（筆者の隣の女性が藤村主事）

岩手山（2,038 m）の中腹より。
向かって左から、千葉県派遣職員、筆者、岩手県職員、北海道派遣職員。

3　印象的なエピソード

復興支援に来ている以上、自分の業務が何かしら被災地のために役立っているという実感がもてると嬉しいものです。しかし、事業復興班の業務は基本的にデスクワークで完結するものであり、ほとんど現場である沿岸部へ行く機会がありません。また、審査業務でも県と事業者の間にセンターが入るため、事業者と直接やり取りする機会もさほどなく、なかなか復興に結びついているという実感を持つことができませんでした。とりわけ技術職の派遣職員が、沿岸部の水門や防潮堤の建設・改修等の業務を担当しているのと比較すると、その差が顕著に感じられました。

ただ、たまの出張やプライベートで沿岸部に行くと、自分が審査を担当した事業所の看板や車両を見ることが多々ありました。ささやかなことではありますが、担当業務と復興とのつながりを感じることができ、モチベーションの維持に役立ちました。また、事業所向けアンケート等では「この助成金のおかげで非常に助かった」といった感謝の言葉はもとより、県の助成金事務へ対する様々な意見・要望が寄せられました。中には手厳しい声もありましたが、それも本助成金へ対する期待への裏返しと前向きに考えることとしました。

復旧工事中の片岸海岸防潮堤（釜石市）。
派遣職員対象の部研修で撮影。

入居している県公舎。12 月頭に撮影。
すっかり雪化粧がされています。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

県庁で担当した業務については、都でも類似業務があるので、派遣期間中に学んだノウハウを活用することができるかと考えます。特に事業復興型雇用確保助成金に係る県支給要領・Q＆A等の作成は、国要領や従来の県要領を骨子にしつつも、新しいものを作り上げるという作業で、苦労した半面、大変勉強にもなりました。加えて、岩手で１年間勤務する中で、常に東京の動きは注目されているということを強く感じました。正直、東京で過ごしていると地方を意識する機会はあまりないのが実情かもしれませんが、折に触れて襟を正していかねば、と自戒しています。

周知のとおり2020年のオリパラは「復興五輪」とも位置付けられており、固い言い方をすれば、都には被災地を支援する道義的責任があると考えます。平成29年度から新たな助成金制度がスタートする沿岸部では、未だに重機が行き交い盛んに工事が行われている現状からも、まさに「復興は道半ば」です。被災地は、優秀な皆さんの力を必要としています。長い都庁人生において、1～2年ほど外に出て働いてみるのも貴重な財産になるのではないでしょうか。事情が許す方は是非チャレンジしてみてください。

最後になりましたが、外部で勤務する機会を与えてくださった東京都、温かく迎えてくださり様々な経験をさせていただいた岩手県、そして公私両面にわたり楽しく交流させていただいた他の派遣職員の皆様に厚く御礼申し上げます。充実した1年間を過ごすことができました。
本当にありがとうございました。

産業再生等

宮城県企業復興支援室

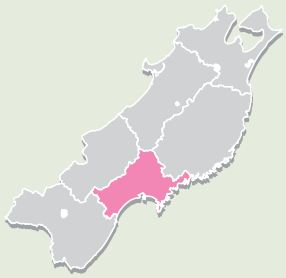

業務概要

企業復興支援室の主業務は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（以降「グループ補助金」）、被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付（高度化スキーム）等である。

業務概要は以下のとおりである。

1　中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

本制度は、東日本大震災により被災した中小企業等から構成されるグループが、それぞれ復興事業計画を作成し県の認定を受けた場合に、施設･設備の復旧･整備に要する費用の一部を補助する制度である。補助率は最大で 75%と他の補助金と比較してもかなり高い補助率であり、被災地の復興に大きく寄与している。

なお、グループ補助金は平成 23 年度から始まり、第 18 次認定までの交付決定状況は 257 グループ、交付決定事業者数は 4,058 件、交付決定額は約 2,548.8 億円である。なお、平成 29 年度は 19 次公募まで実施し、平成 30 年度もグループ補助金事業は継続となる見込みである。

○申請ができる中小企業等グループの要件

構成員の事業所等が、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域を含む市町に所在していた複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループ。

①サプライチェーン型　②経済・雇用効果大型　③地域に重要な企業集積型

④水産（食品）加工業型　⑤商店街型（所在市町の同意が必要）

※いずれかの類型のグループで県の認定を受けた場合に限り、補助金申請を行うことができる。

○補助の対象となる経費

中小企業等グループ及びその各構成員の施設・設備で、東日本大震災により損壊若しくは滅失等により継続して使用することが困難になったもので、補助金交付決定後に復旧・整備等に着工・実施する経費（詳細は一覧参照）。制度上原形復旧が求められており、被災前施設・設備のグレードアップなどの過剰復旧は補助対象経費として認められない。また、普通乗用車や事務機器、什器、備品、単独の休憩所等、補助目的以外に使用できる汎用性の高い施設・設備は、原則として対象外である。

なお、平成 27 年度から新分野事業により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費及び、これに付随して行うソフト事業についても新たに補助対象となった。（新分野進出事業）

補助対象となる経費一覧

区　分	内　容
施　設	震災前に所有していた施設（建物）で、倉庫･生産施設･加工施設･販売施設･検査施設・共同作業場・原材料置場、その他補助目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設　備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
新商品・新サービス開発のための事業	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費
市場開拓調査事業	委託費（マーケティング調査費等）
宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備に係る費用

※新商品・新サービス開発のための事業、市場開拓調査事業、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限。

○補助率

補助事業に要する経費の３／４以内（補助金分のうち、２／３が国費、残りの１／３が県費）

○資材等価格高騰への対応

グループ補助金交付決定後の資材等価格の高騰により、施設の復旧工事計画を結ぶことのできていない事業者に対する増額措置を実施し、復旧の促進を図っている。具体的には、交付決定後、制度上の上限となっている２回の繰越や特別の措置である再交付処理を行ったにもかかわらず、施設建築費用が増加したために、復旧工事契約を締結できていない被災事業者を対象として増額支援を行っている。増額支援は第 12 次公募から開始し、増額申請はグループ補助金の公募とあわせて受付している。

２　被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付（高度化スキーム）

本制度は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業などを活用し、復旧・復興をめざす中小企業の方などに対し、公益財団法人みやぎ産業振興機構を通じて、無利子で貸付を行うことにより、県内産業の復旧・復興を支援する制度である。

企業復興支援室執務室の様子（H29.12 月）

宮城県

産業再生等

企業復興支援室

東　早希子（福祉保健局）

1　担当業務の概要

1　担当業務の内容

私は宮城県経済商工観光部企業復興支援室において、グループ補助金に関する公募、交付、進行管理のほか、他課との調整や指導を担当している。当事業に関する業務は、募集から補助金支出、財産処分となる。なお、事業の主な流れは下記のとおりとなる。

～募集から交付決定まで～

◯相談会の実施
◯補助事業の募集・受付
◯復興事業計画評価委員会の開催
◯計画認定の決定
◯補助金額の内示
◯補助事業者向け説明会の実施
◯補助金交付申請書の受付（事業者→県）
◯補助金交付申請（県→国）
◯補助金交付決定（県→事業者）

～交付決定から補助金支出まで～

◯補助金交付決定
◯事業の実行
◯（一部事業の完了）
◯（県による履行調査・現地調査・書類審査）
◯（概算払い・補助金の支出）
◯（計画変更）
◯事業の完了
◯県による履行調査・現地調査・書類審査
◯補助金額の確定
◯精算払い・補助金の支出
◯（財産処分）

私が担当している事業者は、交付決定時期が第1～8、10、12、16～20次の計30グループで約270事業者（完了事業者含む）。所在地は、仙台市、石巻市、南三陸町、気仙沼市等と多岐に渡っている。

2　苦労したこと、工夫したこと

（ｉ）公募業務

募集から交付決定までの流れは先に述べたとおりである。復興事業計画の公募期間に関わらず随時申請に関する相談に応じており、公募期間中の10日間程度を特別相談期間として設定。気仙沼市や石巻市など県庁から遠い場所では、職員が出張して対応する特別相談会を実施した。

被災直後と比して応募する事業者等は減少傾向だが、平成27年度からの新制度として、従前の復旧に替えて、新たな製造ライン、新商品開発等の新分野事業に要する施設･設備の整備に要する経費等についても補助対象となったため、新分野変更に関する事務にも対応した。事業者向けの公募要領を改訂したほか、担当者間で事務処理に差異が出ないようＱ＆Ａの作成やマニュアルを修正し、室として適切に事業者へ対応を行った。

（ⅱ）補助金の支出

事業者からの事業完了報告を受け、現地調査や書類審査を行うが、補助金支払時に復旧させた施設・設備が補助対象外と判明することもあり、従前の運用では事業者側の負担が増えるケースがあった。現在の運用では申請の時点で、被災時に申請施設・設備を所有していたか、補助対象となるか否かの確認を徹底するなど、チェック体制を工夫し、トラブルを未然に防ぐよう改善している。また、困難案件に対しては相談対応記録を作成し、上司や他職員と情報共有しながら、案件の相談を行うなど補助金の適正な執行に努めている。

（ⅲ）財産処分

グループ補助金で取得した施設や設備を処分（取り壊し、廃棄、転用、貸し付け、譲渡、担保設定）する際には、国・県の承認が必要となるため、財産処分の処理が必要となる。補助金で整備した施設・設備を売却するなど補助金の返還が生じるケースも多く、件数や事務量も増えてきている。前例がないケースや、相続など複雑な権利関係があるケースなど、処分方法が難しい案件もあったが、過去の取り扱いや考え方を参考にしながら解決案を示し、上司や国と調整することで円滑に業務を実施できた。

3　印象的なエピソード

業種や規模等、多種様々な事業者の要望を補助金制度の範囲内で整理することは、制度を十分に理解していなければならず難しい面もあった。しかし、現地調査時に、事業者から直接感謝の言葉をいただいた際、この補助金で支援できていることを実感し、非常にやりがいを感じながら業務を行うことができた。また、被災直後の様子や現在直面している問題点等も直接伺うことができ、当時の被害の大きさや復興の進捗状況を肌で感じることができた。室内には他自治体からも多くの職員が派遣されており、他自治体職員との情報交換や、交流を深めることができるなど、仕事以外の面でも大変貴重な経験が得られた。

担当した事業者の復旧店舗（南三陸町・H29.11 月）

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

震災から一定期間が経過し、被災地の復旧・復興は徐々に進んできている。しかし、津波浸水区域では、区画整理事業や土地の嵩上げ等の遅れのため、未復旧の事業者も多く存在しており、引き続き支援が必要である。また、経過と共に、支援の在り方や補助金制度の見直しが必要な時期にきており、被災者の現状を踏まえた制度運用・支援策の構築が必要であると感じた。今後は、観光客等を現地に集客し、復興から地域・生業の再生にどのようにつなげるかが大きな課題であり、東京都としても、被災地域の魅力ある観光地、特産品等をアピールする等、関係自治体との協力関係をより一層充実させ、長く支援を続けていくことが重要であると感じた。

東京都の派遣職員と一緒に参加した 仙台リレーマラソン（H29.11.12）

産業再生等

福島県　商工労働部
経営金融課

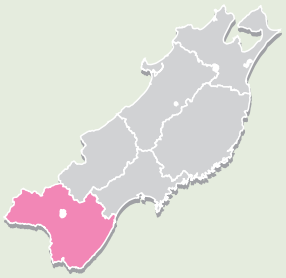

業務概要

（1）商工団体・経営支援担当

商工業関係団体及び中小企業支援　等

（2）金融担当

制度資金、高度化資金、信用保証協会及び貸金業　等

（3）補助金担当

グループ補助金及び事業再開補助金　等

◆組織機構

- 商工労働部
  - 商工労働総室
    - 商工総務課
    - 経営金融課
      - 経営金融担当
        - 団体支援担当
        - 金融支援担当
      - 事業再開支援担当
        - グループ補助金担当
        - 事業再開補助金担当
    - 雇用労政課

◆業務内容

・商工会及び商工会議所、小規模支援法に関すること
・中小企業等協同組合に関すること
・福島県産業振興センター等商工関係公益法人に関すること
・中小企業等復旧・復興支援事業（中小企業団体・商工会等）に関すること
・中小企業制度資金及び機械貸与事業に関すること
・福島県信用保証協会に関すること
・福島県中小企業等再生支援協議会に関すること
・中小企業高度化資金に関すること
・貸金業に関すること
・オールふくしま経営支援事業に関すること
・中小企業の二重債務問題に関すること
・特定地域中小企業特別資金に関すること
・被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金に関すること
・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に関すること
・原子力被災事業者事業再開等支援事業等に関すること
・原子力被災地域創業等支援事業に関すること　　等

福島県

産業再生等

商工労働部経営金融課

岩村　晃佑（総務局）

1　担当業務の概要

福島県では、平成28年度から、原子力災害により避難指示が出された12市町村の事業者の事業や生業の再建等を支援し、併せて事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、働く場の創出や買い物をする場など、まち機能の早期回復を図るため、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」（以下「事業再開等支援補助金」という）を実施している。私は、事業再開等補助金に関する審査、交付決定、実績確認等一連の業務を担当した。

◆事業の概要

目的	原子力災害により甚大な被害を受けた 12 市町村及び 12 市町村外（県外含む）において、原子力被災事業者が事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助する。
補助対象事業者	原子力発電所事故で被災した 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）で事業を行っていた中小事業者及び社会福祉法人
補助対象事業	① 12 市町村内において事業展開（転業再開含む）や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う（以下「事業再開等」という）場合
	②原子力災害後休業していた者又は休業していたとみなせる者で、１２市町村外（県外含む）において事業再開等を行う場合
補助率	①の場合：３／４以内　②の場合：１／３以内　③ただし、②のうち、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域において原子力災害発生時に事業を行っていた事業者で、当該区域への帰還意向を有する者が 12 市町村外で事業再開等を行う場合は３／４以内
補助対象経費の限度額	一事業者につき 1,000 万円を上限としている。ただし、12 市町村内において事業再開等を行う場合で、市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして別途定める要件を満たすことを市町村が認める場合などには 3,000 万円を上限としている（新商品新サービス開発や市場開拓調査の場合は 1,000 万円を上限とする。）。

◆事業の実績

	公募期間	申請件数	採択件数	補助金総額
㉘第１回公募	４月２２日～５月３１日	１２６件	１２０件	約１２億４千万円
㉘第２回公募	７月８日～８月２２日	３９１件	２６８件	約２７億７千万円
㉙第３回公募	２月１３日～３月２７日	３７９件	２２７件	約２３億７千万円
㉙第４回公募	８月２３日～１０月５日	２４８件	１６０件	約１６億６千万円
合　　計	-	１，１４４件	７７５件	約８０億４千万円

2　苦労したこと、工夫したこと

事業再開等支援補助金は、グループ補助金と異なり、申請にグループ形成を必要とせず、その補助対象についても震災前の現状復旧に限らず、施設設備の更新・新設や新サービス開発等に至るまで、広範な分野をカバーすることができる補助制度である。

一方で、申請に際し事業者に対する個別のヒアリング等は原則行わないため、補助の必要性及び補助対象の規模の適正性等を事業計画書や決算書等から総合的に読み取る必要があった。

しかしながら、申請者の中には事業計画書を書くこと自体が初めての個人事業主も多く、必要な情報の穴埋めに時間と労力を要する申請も多々あった。

また、県では、補助金額の確定にあたり、より適切な制度運営のため書面での実績報告に加えて、全件の実地調査を必須としているが、その一方で、多数の実地調査を迅速に行い、遅滞のない補助金の支払いを行う必要があり、ジレンマを感じることもあった。

3　印象的なエピソード

個々の事業者への実地調査は、被災事業者と直接対話ができる非常に貴重な機会であった。実地調査を重ねることにより、各市町村の自分なりのイメージができ、その地域の持つ主要産業等、特色の違いを経験的かつ実態的に把握することでよりよい審査に繋がった。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

事業再開等支援補助金の第2回公募以降の採択率は約60%前後を推移しており、審査の結果不採択となる事業者が少なくない。現在、このような事業者に対する説明の在り方が制度の運営上の経常的な課題となっている。事業者から説明を求められた際にどのように対応するかは個々の場合によるが、第一は相手の心情にできる限り寄り添って考えることであると実感した。この一年で得た経験を貴重な教訓として今後に活かしていきたいと思う。

補助金担当部門の執務室は、県庁から離れた別館に位置している。

現地調査には、庁有車で向かう。

産業再生等

福島県商工労働部
産業創出課

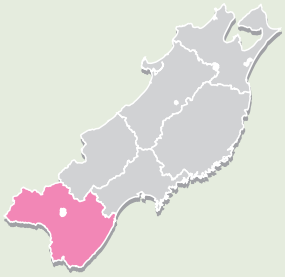

業務概要

産業創出課では、新事業の創出促進、再生可能エネルギー関連産業・ロボット関連産業・医療関連産業の育成、研究開発支援、産学官連携、科学技術振興、産業の IT 化に関する事務を管轄している。中でも、再生可能エネルギー関連産業・ロボット関連産業・医療関連産業の育成及び集積については県の重点プロジェクトとなっており、それぞれの担当として東京都を含め県外から 6 名の派遣職員が配属されている（ロボット産業推進室、医療関連産業集積推進室含む）。

福島県では、震災以降、原子力に依存しない社会づくりを基本理念とし、再生可能エネルギーの推進を復興の大きな柱に掲げている。2040 年を目途に県内エネルギー需要の 100% に相当する再生可能エネルギーの生産を目標に、関連産業の育成・集積を進めており、以下のフロー図が産業創出課の事業等をまとめたものである。代表的な取組として、一昨年開所した産業技術総合研究所（以下、「産総研」）の福島再生可能エネルギー研究所において様々な研究、企業支援が行われているほか、ドイツのノルトライン＝ヴェストファーレン（以下、「NRW」）州やフラウンホーファー研究機構、エネルギー・エージェンシー NRW との再生可能エネルギー分野における覚書が締結されるなど、再生可能エネルギー先進地との交流も加速している。

今夏、世界最大規模の水素製造拠点を浪江町に整備することが決まった。水素は電力を大量・長期に貯蔵できるため、長距離輸送や様々な用途での利用が可能。さらに、再生可能エネルギーを活用して CO_2 フリー水素を製造することで CO_2 の排出量を減らすことができ、次世代のクリーンエネルギーとして今後の導入拡大が期待されている。2020 年の東京オリンピック･パラリンピックには、ここで製造した水素を輸送し、使用することが計画されている。

福島県

産業再生等

商工労働部産業創出課

岸本　清花（福祉保健局）

1　担当業務の概要

①「第6回ふくしま再生可能エネルギー産業フェア（REIFふくしま2017）」企画・運営

○再生可能エネルギー産業に特化した地方最大の展示会

再生可能エネルギー産業フェア（愛称リーフふくしま）は、再生可能エネルギー関連産業に取り組む企業・団体に情報発信及び商談・交流の場を提供すること、それに伴う取引拡大を支援することを目的として、震災以降毎年開催している。今年度は6回目となり、11月7日（水）、8日（木）に郡山市のビッグパレットふくしまで開催した。県外企業を含めた約200社のほか、連携協定を結んでいるドイツNRW州やデンマークを初め、海外の企業・団体も多く出展している。

○魅力溢れる併催イベント

リーフふくしまでは、展示会のほか同会場内で様々な併催イベントを企画している。今年度の目玉として、東京大学名誉教授、学習院大学教授である伊藤元重氏に経済学者の視点から、今後の再生可能エネルギー産業の展望についてお話いただいた。そのほか、トヨタ自動車株式会社の燃料電池自動車MIRAI開発者のチーフエンジニア、田中義和氏から開発秘話や当時の苦労話などをお話いただいた。さらに、MIRAIの試乗会を開催し、次世代エネルギーの水素について多くの人が理解し、身近に感じられたイベントになったと思う。

○結果

192の出展企業・団体、6,985名の来場者と、いずれも過去最多の結果で充実した内容となった。さらに実際の商談に結びつく展示会を目指し、早速来年度についての検討を始めている。リーフふくしまは年々存在感を増しており、今後もさらに福島県を「再エネ先駆けの地ふくしま」として世に広め、再生可能エネルギー及び関連企業・団体のさらなる発展の一助となれればと思う。

②「第１２回再生可能エネルギー世界展示会」出展

○福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会

福島県では、2040年頃までに県内エネルギー需要の100%相当量を再生可能エネルギーで生み出すことを目標とし、その実現のための一つの取組として、2012年に「福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会」を組織。現在会員は680団体と、国内で最大級のネットワークに成長し、目標の実現に向けて様々な活動を展開している。

○首都圏展示会への出展

その活動の一つとして、再生可能エネルギーに関連する県内企業の販路拡大と本県の再エネ関連産業の育成・集積に向けた取組を、県外に広く周知することを目的として首都圏展示会へ出展している。今年度は、会員のうち特色のある製品や技術を有する県内企業6社と共に、7月5日（水）～7日（金）にパシフィコ横浜で開催された「第12回再生可能エネルギー世界展示会」へ出展した。

○結果

産総研や郡山市との連携出展により、会場内で存在感を示せたおかげで、ブース内は常に来場者が途切れることなく活気があった。出展した企業も実際の商談に結びつくなど、成果や手応えを得られた結果となった。県外の多くの方々へ福島県が再エネに特化して取組を進めていることを知ってもらえたことで、また一歩復興へと歩みを進められたと感じている。

また、来年度はさらなる成果を求め、より大きな展示会出展へ移行を検討している。現状に満足せず、常により良い取組を模索していく。

2　苦労したこと、工夫したこと

再生可能エネルギーという専門分野の業務を担当することとなり、専門用語ひとつひとつにつまずき、初めてのことばかりで大変苦労した。企業の研究事業について学んだり、展示会の視察へ行ったり、少しずつ学び知識を習得するようにした。

3　印象的なエピソード

来場者7,000人規模の大きなイベントを一人で担当するとわかった時は本当に不安で押しつぶされそうだった。展示会、併催イベントの企画や外部との連絡調整、広報戦略など、考えるべきことはたくさんあり、プレッシャーが消えることはなかったが、無事に終えられた際は、今まで感じられたことがないほどの大きな達成感を味わうことができた。

一つの展示会を主催するという大きな、そして明確なゴールがある仕事を担当させていただき、企業や大使館へ出展依頼のため訪問プレゼンを行ったり、テレビやラジオの広報PRに出演させていただいたり、たくさんの貴重な経験をすることがでた。

未熟な私を温かく受け入れてくださった産業創出課の皆様、また、快く送り出してくださった所属元の皆様にこの場を借りて御礼を申し上げたい。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

担当業務の全てに共通して重要だったことは、調整力と進捗管理であった。多くの物事を同時並行で進める中、そもそもの目的や県の目指すべき方針を見失わないように、また、たくさんの調整先双方が納得できる着地点を模索しながらの遂行を心がけた。これはどの職場のどの業務にも共通して必要な能力である。

また、当課が担当している業務は「復興の光」の部分であり、知事をはじめ多くの人が希望を持って注目している分野である。そのため、その責任や使命感を持ちながら、県内の産業振興のために力になれることはないか、より良くできることはないか、受け身ではなく、常にアイディアを持つことを求められた。

一年間この職場で多くの学びを得ることができ、この貴重な経験を今後の都の業務に活かしていきたい。

産業再生等

福島県商工労働部　産業創出課
ロボット産業推進室

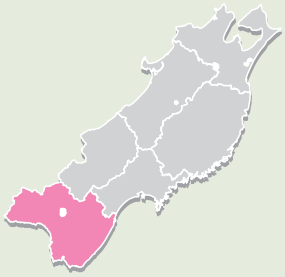

業務概要

ロボット産業推進室は、ロボット産業の集積及び推進を目的とし、平成 28 年度から新産業創出を担う産業創出課内に設置された。総勢 14 人の職員のうち、3 人が自治法派遣職員（東京都、埼玉県、愛知県）となっている。また、民間企業からの派遣職員 2 名、非常勤職員 1 名が所属している。

福島県でのロボット産業推進のため、東日本大震災で甚大な被害を受けた浜通り地域（福島県太平洋沿岸地域）などの産業基盤再生や新産業創出を目指す「福島イノベーション・コースト構想」に基づき整備が進められている「福島ロボットテストフィールド」を大きな柱として、研究開発･導入支援、産学官ネットワーク形成、普及啓発イベント、人材育成など多種多様な事業が展開されている。

○福島ロボットテストフィールド

物流、インフラ点検、災害対応などの陸･海･空フィールドロボットを対象に、実際の環境を再現した様々な実証試験フィールドを設置した大規模研究開発拠点。研究開発者のための滞在施設や基本的な試験・加工装置を備え、ロボット開発に総合的に対応する施設として整備が進められている。

南相馬市に拠点が整備される他、長距離飛行試験のための無人航空機用滑走路が浪江町に整備される。

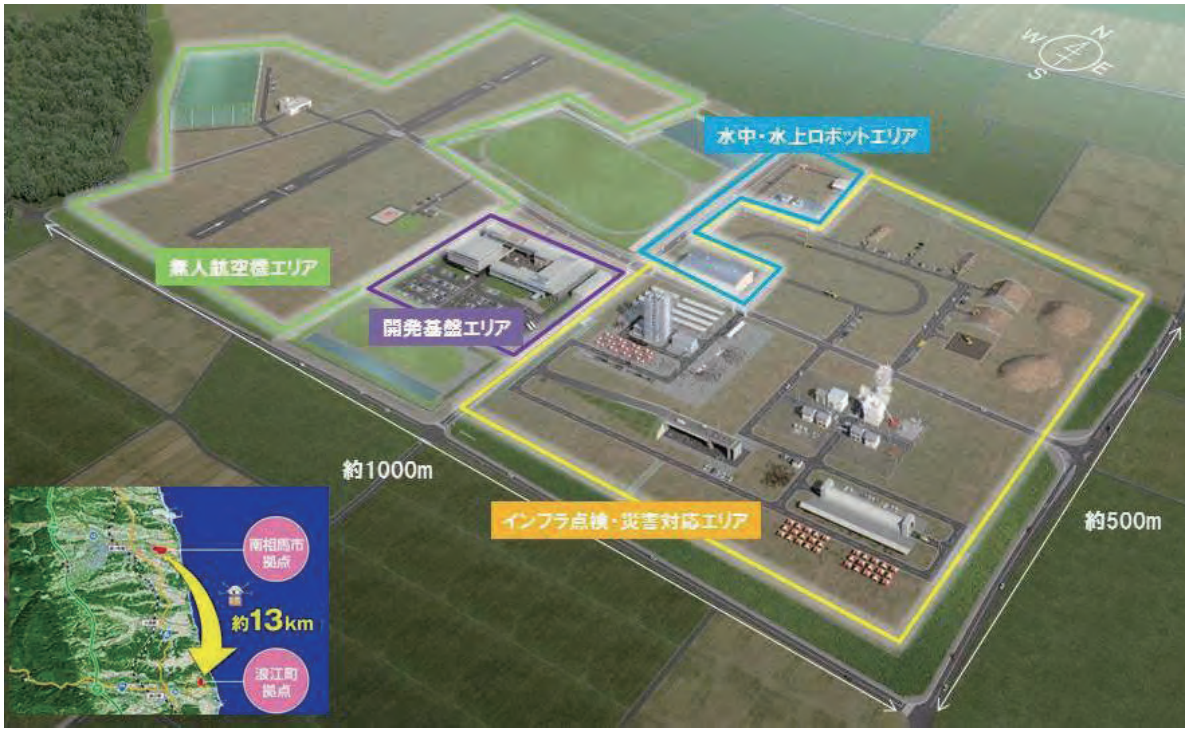

＜福島ロボットテストフィールド完成予想図：2018 年度から順次開所予定＞

福島県

産業再生等

商工労働部産業創出課
ロボット産業推進室

福井　青梓（水道局）

1　担当業務の概要

○各種補助金事業（研究開発支援、産学連携支援、海外企業参入支援）

補助金事業を3件担当し、補助金交付事務及び事業の進捗管理を行った。

まず、ロボット及びロボットの要素技術を研究開発する県内企業を支援する補助事業を担当した。各研究開発テーマは年度当初に公募し、外部審査員を加えた審査会で採択される。平成29年度は11テーマが採択され、研究開発の進捗状況確認、経理処理の検査などを行った。

次に、情報通信技術に強みを持つ会津大学と県内企業の産学連携による災害対応ロボット及びロボット関連ソフトウェアの研究開発事業を担当した。大学と県担当による毎月の定例会議の他、県内外の有識者を交えた研究開発推進会議を年二回開催し、開発成果の実用化に向けた方策を検討した。

最後に、海外企業の福島県内参入を支援する事業において、香港企業からの相談に応え、県内に事業所を設置する支援を行った。

＜援竜(奥)とSPIDER(手前)：会津大学＞

＜有線給電ドローン試作品：ALSOK福島(株)＞

○福島ロボットテストフィールド広報事業（展示会出展、広報物製作、広告記事掲載）

「福島ロボットテストフィールド」の利用者獲得を目的に、「ロボット・航空宇宙フェスタ2017（福島県）」、「2017国際ロボット展（東京都）」、「第2回ロボデックス（東京都）」、「JapanDrone2018（千葉県）」といった県内外の大規模展示会に出展した。出展にあたり、パンフレット、ポスター、パネル、動画、立体模型など製作し、広報物の充実を図った。また、専門誌に広告記事を掲載し、研究開発者向けの広報を実施した。

＜2017国際ロボット展＞

＜パンフレット表紙＞

○ふくしまロボット産業推進協議会の活動補助

産学官ネットワーク形成を目的に、平成29年5月に設立された「ふくしまロボット産業推進協議会」内に設置された各研究・検討会の開催・運営を補助した。各研究・検討会は年三回開催され、それぞれ「廃炉・災害対応ロボット」、「ドローン活用」、「医療・生活支援ロボット」、「ロボット部材開発」、「ロボットソフトウェア」といった専門分野に分かれて活動している。

また、協議会会員を対象に「2017国際ロボット展」見学バスツアーを企画し、県内のバス発着候補地との調整や参加者募集事務を担当した。

この他、協議会会員企業を紹介するため、パンフレットを作成し各展示会で配布した。

○その他（高校出前講座、実証試験視察、取材同行など）

県内の工業系高校でロボットに関する講座を実施し、講師として福島県ロボット関連事業を紹介した。また、県内大学と協力し、ロボットの操縦体験講座も行った。

この他、無人航空機の実証試験視察や、県内ロボット技術を紹介する冊子の取材に同行するなど、多種多様な業務に従事した。

＜高校出前講座＞

＜無人航空機の実証試験＞

＜取材したCFRP部材＞

2　苦労したこと、工夫したこと

○県内ロボット関連企業の知識がなく、重要な利害関係者を把握するのに苦労した
○主にソフトウェア関連技術について、技術の詳細を理解するのが大変だった
○新しい施策がほとんどであり、自ら提案する主体性と積極性が強く求められた
○非常に注目される部署であり、取材や問合せが多かった

3　印象的なエピソード

○担当している研究開発が形となっていく事にやりがいを強く感じた
○ロボットフェスタふくしま、ドローンフェスタといった県主催の大規模イベントに参画できた
○展示会出展や広報物製作については裁量権を与えられ、中心的な立場を担うことができた
○福島県は、ロボットの実証試験を誘致することに力を入れており、常に最先端の実証試験の情報に触れることができ、新産業創出に関わっている事を実感できた

【ロボット・航空宇宙フェスタ2017】

＜開会式＞

＜福島県とNEDOの協定調停式＞

＜ロボットカーの体験ブース＞

＜福島ロボットテストフィールドブース＞

【ドローンフェスタIN南相馬：マイクロドローンレース】

＜パイロットブース＞

＜マイクロドローン＞

＜ドローンレースコース＞

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

○企業・大学との調整業務が非常に多く、あらゆる業務に活かせる経験だった
○ロボットや要素技術だけでなく、関連するサービス等の知識も身につき産業振興分野で活かせる
○多様な事業に関わり、業務量が多かったため、タスク整理や自己管理について考えさせられた

産業再生等

福島県商工労働部　産業創出課
医療関連産業集積推進室

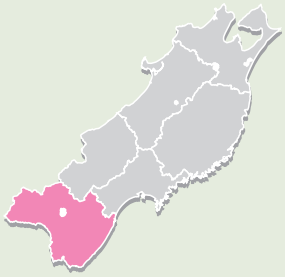

業務概要

○組織

医療関連産業集積推進室は創業・起業支援、産学官連携、再生可能エネルギー関連産業・ロボット産業の集積推進に関する業務を所管する産業創出課に、専ら医療関連産業の集積・育成を推進するために設置された課内室。

常勤職員は９名。

※県職員６名　経済交流員１名　自治法派遣職員２名

○事業概要

福島県では、平成 17 年度から、医療機器関連分野の産業振興と集積を図るため「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」をスタートさせた。東日本大震災後、医療関連産業の集積は福島県復興計画の重点プロジェクトとして位置づけられ、医療機器の研究開発のほか、異業種分野からの参入支援、次世代の人材育成、海外等への販路拡大サポートなど、世界をリードする医療機器設計・製造ハブ拠点を目指した取組が推し進められている。今年度のプロジェクトの概要をまとめたものが下記の図である。

これらの施策の結果、この 10 年間で県の医療機器産業の企業数、生産額は倍増。医療機器製造業者は約 70 社に上るとともに、医療機器生産金額も飛躍的な伸びを示し（平成 16 年度 604 億円、平成 26 年度 1,303 億円）、全国第３位の一大医療機器生産県へ成長を遂げた。

さらに、昨年 11 月には、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する国内初の施設「ふくしま医療機器開発支援センター」が開所し、本センターを核とした更なる産業の復興と雇用の創出、並びに医療の安全性向上に向けた事業が進められている。

福島県

産業再生等

商工労働部　産業創出課
医療関連産業集積推進室

大原　有貴（主税局）

1　担当業務の概要

（1）東京オリンピック・パラリンピックで世界にアピールする医療福祉機器開発推進事業
（平成29年度新規事業）

福島県では、平成24年度から平成28年度まで医療関連産業集積の更なる促進を目的とし、前例のない大規模な助成によって企業の研究開発・事業化・販路開拓を支援してきた。当事業は、その中でも県のリーディングプロジェクトとして実施してきた「救急・災害対応医療機器の開発支援」を一つの目的として立ち上げた新規事業であり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックのあらゆる機会を活用して、県内企業の高い技術力・製品を世界にアピールすることを目的とした事業である。

東京オリンピック・パラリンピックをテーマとしており、マスギャザリング（一定期間、同地域にいる多人数の集団）に対応した救急・災害対応医療機器の開発及びアスリート等に寄与する医療機器の開発に取組む企業に対し、開発に係る一部経費補助及び事業化までのソフト支援を行った。

○補助金交付業務

救急・災害対応時に関する医療福祉機器及びスポーツ医療に関わる医療福祉機器の開発に取組む企業に対しての一部経費補助を行った。（上限額18,000千円　補助率1／2～2／3　採択企業4社）

主な業務内容：交付要綱作成、公募要領作成、補助金マニュアル作成、審査会の実施、
採択事業者への交付決定、中間検査、確定検査等

○事業化支援業務

補助金採択企業に対し、以下の事業化支援（委託）を行った。

専門家会議の開催：医療機器分野に精通した有識者、開発・生産サイドに精通した有識者を招致し、
採択企業に対し事業化に向けた助言を行った。

専門家の現地派遣：上記の専門家に企業を視察していただき、実地による助言を行った。

展示会への出展：第23回日本集団災害医学会総会・学術集会に福島県ブースとして出展し、販路開拓
支援を行った。

（2）「メディカルクリエーションふくしま2017」の企画・運営・広報業務

メディカルクリエーションふくしまは、国内外のものづくり企業・団体・医療機器メーカーが出展する国内有数の医療機器設計・製造展示会である。本展示会では、ものづくり企業の特徴ある製造部品や技術の展示と医療機器メーカーによる最新医療機器の展示を同時に行うとともに、各種セミナーを開催するもので、今年度は10月25日（水）、26日（木）の2日間、ビッグパレットふくしま（郡山市）にて開催した。13回目を迎えた本イベントは、国内外から数多くの企業・団体に出展いただき、福島県が医療機器産業の一大集積地であること、また震災からの復興を力強くアピールすることができた。

○展示会

227企業・団体の出展、3,820名の来場者を記録し、出展者からのアンケートでも有意義な展示会だったとの声が多数寄せられた。

また、実際にロボットを装着できる「医療施設用・介護支援用ロボット」の企画展示を行い、多くの来場者に体験いただき、医療福祉用ロボットの開発支援及び導入支援を実施する福島県の取組についてＰＲした。

○セミナー等

オープニングセミナーでは、「医療機器の事業化加速と販路拡大」と題し、行政機関、金融機関、支援機関の各機関におけるこれまでの取組と現状についてご講演いただいた。また、全国的に取り組まれているものづくり企業や新規参入企業への支援における、販路を見据えた事業化の加速への課題解決に向けて、今後中小企業に求められる方向性についてディスカッションが行われた。

その他、海外市場参入のヒントについてご講演いただく海外展開セミナー、先進機器及び先進技術を活用した取組を紹介する最新技術セミナーなど、2日間で計7つのセミナーが行われ、産学官の立場から最新の医療関連産業の動向についてご講演いただいた。

2　苦労したこと、工夫したこと

医療機器に関する専門知識が乏しく、開発補助や事業化支援に携わる際、具体的な支援として行政がどのように関与できるかを考えることに苦労した。

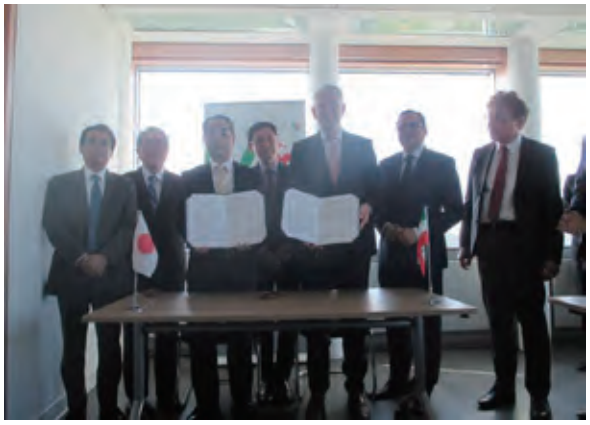

3　印象的なエピソード

医療関連産業集積推進室では県内企業の海外への販路開拓支援も行っており、福島県はドイツＮＲＷ州と医療関連産業に関わる覚書を2014年に締結し、今年度8月にその覚書の更新を行うため副知事が訪独した。その訪問団として一緒に訪独したことが最も印象に残っており、副知事のアテンドという普段経験できないデリケートな業務を経験し、トラブルなく無事に帰国できたことは、今後の公務員人生の中でも忘れられない経験になると感じた。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

昨年度から2年間福島県に派遣となり行政の立場から復興に携わってきたが、どの事業も対内外の調整業務が多くを占め、関係各所一つ一つへの丁寧なケアが事業成功に繋がることを学ぶことができた。また、知事・副知事が関わるイベントも多く経験し、培った対内外の調整能力・資料作成能力は今後の都庁人生でも活かしていきたい。

派遣期間中は、県内の産業振興に尽力する県職員の姿に刺激を受け、責任感とやりがいを持って仕事に取り組むことができた。また、公私ともにお世話になった産業創出課の皆様には感謝の念しかなく、東京都に戻った後もこの繋がりを大事にし、今後も福島県の復興に少しでも協力できれば幸いと感じている。

最後に、被災地派遣という貴重な機会を与えてくれた東京都、特に所属元の職場の皆様に心から感謝を申し上げ、結びとさせていただく。

産業再生等

福島県　農林水産部
農産物流通課

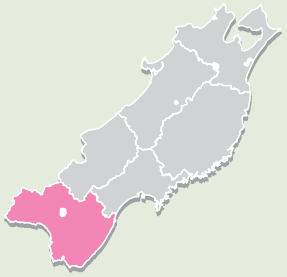

業務概要

福島県は、東日本大震災に伴う原子力災害の影響により、県の主要農産物である桃を始め肉用牛や米等の市場価格は低迷し、徐々に回復傾向にあるものの、一部の農林水産物を除き、震災前の水準には戻っていない。また、量販店等における県産品の取り扱い縮小や、海外では県産品の輸入規制が布かれる等、風評の影響は依然続いている。

農産物流通課は、県産農林水産物の風評払拭のため、県内や首都圏を中心とした国内全域や諸外国に向け、県産農林水産物の魅力や安全・安心の取組を発信し、理解促進を図る様々な事業を展開している。

また、予算規模については、出先機関を含めると県庁内でトップクラスであり、風評対策の最前線に立っている部署である。

農産物流通課の組織体制は、課長１名、副課長２名、主幹１名以下24名（平成29年12月現在）から構成され、以下３つの担当ラインに分かれている。

・消費ライン　　…主に県内での風評払拭及び地産地消の推進
・流通ライン　　…主に県外での風評払拭及び消費・販路拡大
・６次化ライン　…農林水産物の６次産業化の推進・輸出促進

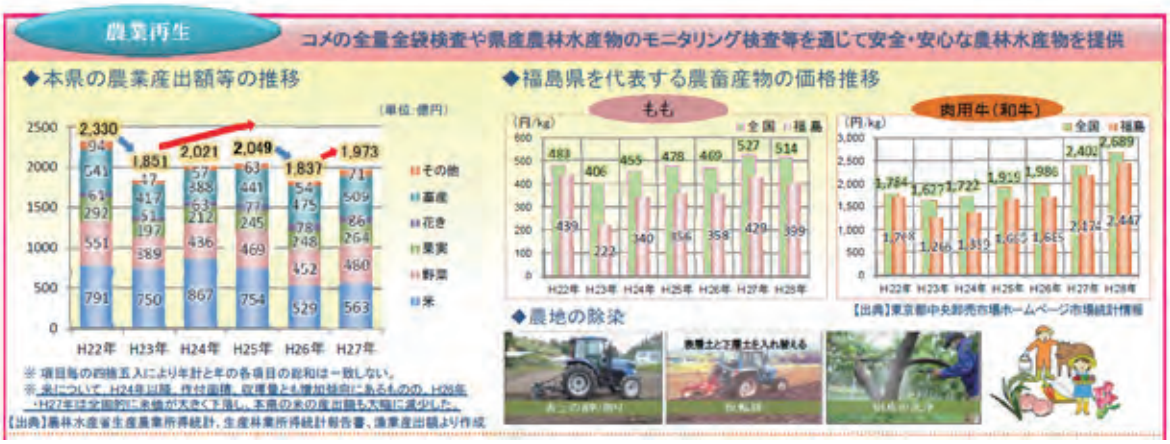

（参考）平成29年11月20日発行「ふくしまの復興のあゆみ第21版　概要版」より

福島県

産業再生等

農林水産部　農産物流通課

北見　熙（総務局）

1　担当業務の概要

・**「おいしい ふくしま いただきます！」フェスティバル**

通称「いたふく」。県内最大級の食のイベントであり、県産品を実際に味わってその魅力を知ってもらおうという事業である。野菜・肉・魚・スイーツ・酒等、福島県の「食の魅力」が一堂に会す。今年は9月9日（土）、10日（日）に開催し、約4万8,000人の来場があった。

このイベントの主担当として、関係団体との調整・委託業者への指示・企画の考案を行った。大きなイベントのため県庁内でも関係課が多く、連日の調整で折衝能力を鍛えることができた。

・**「がんばろう ふくしま！」応援店**

県産農林水産物を扱っている店舗を応援店として登録し、ＰＲ資材の配布や、プレゼントキャンペーンを通して福島の食の更なる販路拡大・消費促進を狙う事業である。

こちらも主担当として、プレゼント賞品の考案、PRの検討等をしている。

福島県は広大な地域を有し、おいしい食材が多数あり、何を賞品とするか悩んだ。賞品の選定においては、県職員や派遣職員と意見交換を行い、福島県のオリジナル品種である県産米「天のつぶ」や、山梨県に次ぎ出荷量全国2位の桃など、県産品を効果的にPRできるものを選ぶことができた。

その他、日本全国各地を巡り福島県産米のＰＲ活動を実施した。

※　福島県の復興シンボルキャラクター「キビタン」による福島県産食材ＰＲの様子

2　苦労したこと、工夫したこと

東京下町出身の母親に育てられた私は、「食べ物の良し悪しを話すのは野暮」「四の五の言わずに黙って早く食え」という江戸っ子文化を受け継ぎ（東京下町全てがそうではなく、私の母親が例外だと思うが…）、そもそも食材・食文化自体に余り興味がなかった。そのため、福島県の農林水産物の生産者が食にかける「思い」「プライド」を文面でなく、実感覚として理解するまで時間がかかった。福島の農林水産物生産者の方々は、「伝統・誇り」「言葉にならない思い」というものを非常に大切にしている。その「思い」を少しでも共有できるよう、常に相手の立場を意識した。

また、派遣されるまでは福島に訪れたことがほとんどなく、福島の農林水産物（農作物、海産物など）の知識を仕入れるところから苦労した。私の業務は福島県産食材のＰＲであったが、数多く有る福島の食材のうち、いったい何のどの点をＰＲすれば良いか初めは見分けがつかなかった。

3　印象的なエピソード

年度当初からの業務であった「いたふく」が無事終了し、２日間で計４万8,000人もの来場があった。福島のおいしいものに触れた方々の笑顔が私の心に残った。

※　福島県現地事務所の大隅統括課長代理と「いたふく」会場にて

インフラ・ハード系事業と違い、食産業の復興は視覚的に分かりにくく、自分の業務成果をビフォーアフターではっきり見ることが難しい。その代わり、食産業は目の前で消費者の反応が得られるという良い点がある。様々な場で福島県職員として福島県産米をＰＲする機会があり、その場で「福島のお米はおいしい」「福島出身です。福島のためにともにがんばりましょう」などのお声を全国各地の方々から多々いただいた。そのような消費者の率直な意見に触れ、自らを省み、福島県の復興に自分が何をすべきか思案する機会が豊富にあった。それは非常に有り難く印象的な経験であった。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

① 「平地に波乱を求めず」。私には、前職場の風土を引継ぎ、変えなくて良いものまで変えようとする傾向があった。物品管理・事務手続きなど、長年その方式でやってきており、周囲がそれに馴染んでいるものを変更しようとすれば、その分動揺が起きることは必死である。その波乱を乗り越えてまで変えるべきものか、それとも枝葉に過ぎないことなのか、見極めることが必要だと感じた。無駄な「改革」は、周囲に迷惑をかけるだけで自己満足に過ぎないと痛感した。

② 我々東京都職員は「東京」と言っても、区部、多摩部、島しょ部とそれぞれ全く異なった地域性があることを理解している。しかしこれが他県、特に自分が普段係わらない地域だと一括して「○○県だから」という見方をしてしまいかねない。福島県のなかでも会津、中通り、浜通りでは大きく風土・産業等が異なる。それぞれの特色を把握しようと努力することが必要であり、「県民性」という漠然としたものにとらわれず、自分が向き合った地域をしっかり理解することが大切であると感じた。

本派遣は1年間で終わるが、派遣で得た経験は自身の中で反芻・吟味されるべきものであると感じている。

※ 「がんばろう ふくしま！」応援店抽選会の様子（筆者は右から３番目の福島牛）

福島県

産業再生等

農林水産部　農産物流通課

大平　絵理香（教育庁（学校））

1　担当業務の概要

県産農林水産物の風評対策事業として、下記の事業を担当した。

【1】商談・交流会業務（契約事務含む）

県産農林水産物の販路の回復・拡大を図るため、食品関連バイヤーに県産物を知ってもらい、取引に向けた商談の機会を構築することで、さらなる販路拡大につなげる事業。

①首都圏で開催される食品業界向け展示会への出展

②個別商談会を都内で開催

③県内の生産者が商談スキルを身につけ、商談成約率向上を目指すスキルアップ塾を実施

個別商談会にて制作したポスター

【2】オンラインストアによる販売促進業務

オンラインストア企業（アマゾン、楽天、ヤフー）と連携した販売促進キャンペーン等を展開し、県内生産者等の新たな流通ルートを確保するとともに、全国の消費者が福島県産品の魅力に直接触れる機会を創出する事業。本事業の中で、県産農林水産物の魅力等の情報発信やキャンペーンの周知を行うポータルサイトの構築・運営を担当。

http://fukushima-pride.com/

（ふくしまプライド。ポータルサイト）

ふくしまプライド。ポータルサイト

【3】調査・分析業務（契約事務含む）

県産農林水産物に関する情報収集及び調査・分析を実施することで、風評の実態を把握し、その結果を踏まえ、県が実施する風評対策のより効果的な事業展開を行う。

【H29年度に実施した調査内容】

①消費者定量調査・・・全国の消費者1500名へのwebアンケート

②CM調査　　・・・首都圏の視聴者に県が制作したCMの好感度を調査

③報道状況分析　・・・県産農林水産物に関する全国の記事・報道の収集及び分析

④ジャーナリストヒアリング・・・記者等へ復興の現状等のヒアリング

⑤市場占有率調査・・・首都圏の量販店等20店舗に対し、県産の取扱・販売状況を調査

⑥生産者アンケート・・県内の認定農業者105名に対して風評の実態・取組のアンケート

【4】調査・統計に関すること

県産農林水産物の出荷状況・市場価格の推移について毎月取りまとめ。

個別商談会の様子

スキルアップ塾の様子

2　苦労したこと、工夫したこと

対外的な連絡調整を必要とする業務がとても多く、また、スピードを求められる業務や突発的なことに迅速に対応しなければならないことも多々あったため、自分の業務の進捗を常に把握し、スケジュールを管理することがとても重要であった。

商談会業務では、県内の生産者の食材を紹介するカタログを制作したが、制作にあたって多くの労力と時間が必要であった。校正にあたり記載内容に誤りがないか、表現が適正であるか、各生産者情報や薬事法等を調べながら一字一句見逃さないようチェックすることは、ひとりでは厳しい作業であったため、担当ラインの方々に助力いただき分担して作業することで、無事締切までに入稿させることができた。

3　印象的なエピソード

福島県は、全国3位の広大な県域を持ち、それぞれの地域の特徴をいかした多彩な農林水産物が生産され、それらのＰＲイベントを各地で開催している。土日のイベントも多く、休日対応もあるが、消費者に直接県産農林水産物に触れてもらえることはとてもやりがいを感じられた。

県内最大の音楽フェス「風とロック芋煮会」では、課のメンバーと芋煮をふるまい、実際に目の前で、「おいしい！」との声をたくさん聞くことが出来た。

首都圏で福島県フェアの対応をした際には、首都圏に住んでいる友人も足を運んでくれ、県産物を味わってくれたことがあり、多くの方に県産物の魅力を知ってもらうことができ、とても嬉しく感じた。

高島屋バイヤーとトウモロコシの収穫作業をした様子（筆者左）

福島県フェア（川崎市）にてライシーホワイト、
福島市の生産者の方々と（筆者右）

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

委託業者と連携して事業を進めていく中で、対外的な調整・折衝力が養われた。また、庁内の他部署や関係企業だけでなく、生産者や一般消費者の方と接する機会も多々あり、さまざまな人との関わり方を学ぶことができた。

風評対策事業は、他県では扱うことのない取組であり、過去に前例があるものでもないため、常に新しいことを考え、試行錯誤しながらスピード感をもって業務にあたってきた。この経験を活かし、今後も主体的に考え行動し都政に取り組んでいきたい。

最後に、福島県職員として復興支援に従事する機会を与えていただき、サポートしてくださった東京都職員の皆様、派遣先であたたかく迎え入れてくださった福島県職員の皆様には心から感謝しています。離れた地で、慣れない業務にくじけそうな時も、東京都からの激励・農産物流通課の皆さまの笑顔に支えられ、1年間充実した毎日を過ごすことが出来ました。

この1年で感じた思い・経験を忘れず、今後に生かしていきたいと思います。

＼うまいぜ！ふくしま！　ふくしまプライド。／

税務

岩手県　沿岸広域振興局
経営企画部県税室

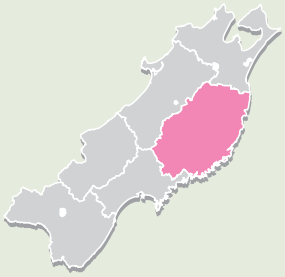

業務概要

岩手県は県内に４か所の広域振興局（ミニ県庁）が設置されています。その中で岩手県沿岸の大部分を管轄しているのが沿岸広域振興局です。

沿岸広域振興局は釜石市に設置されており、沿岸部の９市町村（北から順に田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、住田町、大船渡市、陸前高田市）を管轄しています。管轄地域の南北の距離は約 150 ｋｍあり、東京から軽井沢までの距離とほぼ同じ距離です。

その中で私の所属している県税室は、県税に係る業務全般を行っている都税事務所に相当する部署です。

県税室は室長１名、課長以下 11 名、派遣職員５名が課税、納税、復興支援の３部署に分かれて業務を行っています。

部署名	構成	業務内容
課税チーム	主任主査１ 主査２ 主事２	・県税の賦課、調定、課税免除、課税除外等の課税処理全般
納税チーム	主任主査１ 主査１ 主任１ 主事１ 臨時職員１	・県税の収納、管理、還付、充当に関する事務 ・納税の催告、財産の調査・捜索・差押え等の滞納整理事務
復興支援チーム	特命課長１ 主査１（北海道） 主任２（大阪府・大阪市） 主事２（東京都・福岡県）	・家屋評価事務 ・復興特区に係る課税免除事務

岩手県

税務

沿岸広域振興局　経営企画部県税室

池田　直樹（主税局）

1　担当業務の概要

水産加工場の現地調査をしている筆者(左)

○ 家屋評価事務

私は県税室の復興支援チームに所属し、家屋評価事務に係る業務を担当しました。

家屋評価事務とは、建物（以降「家屋」）に関して、不動産取得税（都道府県税）および固定資産税（市町村税）の税額の根拠となる資産の評価額を決定する業務です。家屋の新築・増築・改築が行われた際に調査を行い、評価額を決定します。

面積規模の大きい家屋を都道府県が担当し、面積規模の小さい家屋は市町村が担当することが一般的です。しかし、岩手県では、木造家屋を市町村が担当し、非木造家屋を都道府県が担当するという区分けを行っているため、県の担当件数が他都道府県と比較して多くなっています。

また、震災復興のための瓦礫処理・盛り土・区画整理・道路敷設が終わり、家屋の建築ラッシュになっている地域があるため、被災前は県が担当する家屋の建築数は年間100棟程度でしたが、近年では県が担当する家屋の建築数は約5倍に跳ね上がっています。

業務の流れは「1 所有者の建築確認申請を確認」⇒「2 所有者に家屋調査の依頼」⇒「3 現地調査」⇒「4 職場で家屋の評価額の算出業務」となっています。

評価する家屋は事務所、店舗、工場、倉庫が多かったです。特に工場は食品加工場や水産加工場等、東京都ではあまりない家屋を評価する機会が多く、通常の家屋では使用されない資材等があり、評価に苦慮しました。

また、震災復興に伴い、大規模商業施設も建築されており、東京では担当できなかったような案件も任されるなど、やりがいを感じています。下記写真は今年度、大船渡市の中心地で新築されたショッピングモールです。8棟（50店舗）が新築され、合計で5000㎡を超える家屋群です。この案件を私が担当しました。

大船渡市の中心地に今年度新築したショッピングモール（名称：キャッセン大船渡・おおふなと夢商店街）

2　苦労したこと、工夫したこと

○ 担当地域が広大な範囲

家屋評価事務に関して、東京都の場合と業務の流れは大きな違いはありませんでした。しかし、担当地域の面積が大幅に異なっていました。東京都の業務経験では、担当地域は区内の１地区を担当していました。しかし、復興支援チームでは評価担当者5名で約4,200 km²（参考：東京都と神奈川県の合計面積＝約4,600km²）、南北の距離は150kmと、広大な範囲を担当しており、現地調査の移動の所要時間が片道1～2時間かかるという状況でした。そのため、遠方の調査の際は1件だけでなく、複数の調査を行うことができるように所有者と日程調整を行うことや、現地調査時に不測の事態が生じて、再度調査をする必要がないように、事前準備をしっかり行う等、効率的に業務遂行できるよう努力しました。

○ 地図やカーナビが当てにならない

区画整理工事の影響で、道路状況が変わっていることがよくあるのですが、それらの情報が地図やカーナビに反映されていないため、カーナビに従って移動すると道がないという状況によく陥りました。

そのため、出張した際に通った道や周囲の道の状況をできる限り記憶することや、出発前に岩手県職員に予定ルートは通行できるか確認する等の対策を行いました。

3　印象的なエピソード

○ 事業企画立案チーム「三陸ブランド創造隊」

「三陸ブランド創造隊」とは、三陸地域の活性化を目指し、沿岸広域振興局に勤務する若手職員の柔軟な発想、視点を導入し、住民サービスの向上を目指す事業です。

私は「被災地のために自分は何を行うことができるか」と考えている時に、ちょうど本事業の参加者募集を行っていると知り、参加を希望しました。

日時	１１月９日 ～ １１月１１日の３日間
場所	JR 上野駅構内
主催者	JR 東日本グループ
参加団体	岩手県、宮城県、復興庁が推薦した三陸地域の店舗
活動内容	・会場に設置するアイキャッチの提案 ・観光 PR ブースのレイアウトの考案、運営 ・ステージ企画の考案、台本作成、運営 ・岩手県の大学の学生団体と協力してポスターやパンフレットの作成
備考	初日に吉野復興大臣来場

今年度は東京上野駅構内で行われた三陸産直市で活動しました（詳細は右記参照）。私は今まで、税務関連の業務しか経験がなく、三陸産直市のようなイベントに携わるのは初めてのことであり、戸惑いを隠せませんでしたが、一緒に業務を行う若手職員や周囲の手助け等により、なんとかやり遂げることができました。

三陸産直市の全体写真　連日大盛況でした

事前に用意した三陸のパンフレットも全て配布できました

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今後東京都で大災害が発生した場合も、全国の自治体から多くの派遣職員を受け入れ、復旧・復興に携わってもらうことになると思います。その際、派遣職員は派遣元自治体と東京都との差異に戸惑うことになると想定されます。派遣職員が持てる力を十全に発揮してもらうためには、早期にその差異を解消する必要があります。そのために、派遣職員向けの業務マニュアルを作成することや、派遣職員向けの研修を行うこと、派遣職員が行うべき業務内容を簡明にすること等、「受援力」を鍛えておくことが重要だと、1年間の被災地派遣を通じて感じました。

最後に、岩手県の沿岸広域振興局の皆様、各自治体派遣職員の皆様、総務局・主税局の皆様、岩手県・宮城県事務所の皆様には、1年間を通して大変お世話になりました。この場を借りて、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

休日は職場の同僚達と東北観光に繰り出しています（写真は岩手県にある日本三大鍾乳洞の「龍泉洞」）

東北は海産物が安くて美味しいです（写真は岩手県山田町にある「かき小屋」）

税務

石巻市財務部資産税課

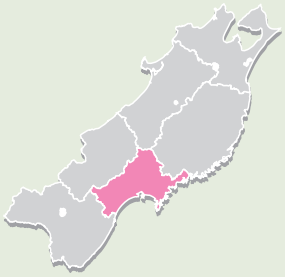

業務概要

○組織概要

石巻市財務部は、財政課、行政経営課、市民税課、資産税課、納税課の５課で構成されており、財務部だけで 76 人を有している。私たちの所属する資産税課は、課長と課長補佐のもと、家屋 G（グループ）、土地 G、償却 G の３つに分かれており家屋 G が 13 人（市職員５人　派遣職員８人）、土地 G が６人（市職員３人、派遣職員３人）、償却資産 G が３人（市職員３人）の合計 24 人で構成されている。

○組織の目的・業務内容

財務部資産税課の目的は、市の様々な施策を円滑に行うための原資である固定資産税を適切に課税することである。資産税課の業務内容は「固定資産の適正な評価及び賦課」であり、私たちが所属している家屋 G では、課税のために必要な事務処理や新築、増築家屋の固定資産税の税額を決定するための調査及び評価計算を行っている。

石巻駅周辺の様子（ピンク色の建物が市役所）

日和山から見た石巻市街と旧北上川

牡蠣養殖の様子

いしぴょん（石巻市イメージキャラクター）

石巻市

税務

財務部　資産税課

前寺　知弥（主税局）

1　担当業務の概要

自身が配属された石巻市財務部資産税課の主な業務は、家屋の固定資産税課税のために、評価額を算定することである。そのためには、調査対象家屋の使用資材の種類と数量を把握する必要があり、市民の方に協力して頂き、一戸一戸現地調査を行っている。大まかな業務の流れは、以下のとおりである。

① 調査対象家屋の捕捉
② 家屋調査協力依頼（手紙等）
③ 現地調査
④ 評価計算
⑤ 調査結果のデータ入力

2　苦労したこと、工夫したこと

自身が担当になった蛇田地区は、新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業が進められているところであり、被災地域に居住していた方が集団移転してくる地区である。この事業により、平成26年から平成28年までに約1,000棟が新築し、今年も大よそ350棟程度と膨大な件数が新築された。区画整理以外の場所でも新築が行われているため、蛇田地区全体の発生棟数は、500棟弱である。また、家屋調査は市民の協力の下行うものであるため、相手方の都合に合わせながら効率的なスケジュール管理をする事が求められる。そのため、家屋調査協力依頼の手紙作成を簡易化するシステムを構築し、膨大な件数を効率的に管理できるように業務改善を行った。

新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業の図面
自身が担当している蛇田地区の区画整理事業のうち一番大きい箇所の図面です。
最近ようやく本換地が終わり、住居表示が決定しました。

図面中ののぞみ野五丁目左下付近の復興公営住宅の最上階より全体を俯瞰した写真
写真左奥に見える高い建物、写真右奥に見えるスーパーの看板までの間の住宅は全て区画整理事業により H26 年以降に建築された建物です。

区画整理事業の町並みを撮影した写真
撮影時期は平成 29 年の９月１４日、未だ建築されていない土地や、奥に建築中の家屋が見える写真であり、まだ建物が建つ余地があることが分かります。

３　印象的なエピソード

業務の特性上、市民のお宅に訪問することが多いため、市民の方々と触れ合う機会が多い。その際、被災地派遣で応援に来ていると分かると、多くの感謝と労いの言葉をいただいた。また、年配の方々に、今回の地震のみではなく、昔から語り継がれて来た地震の話等、得がたい知識を教えて頂く事も多かった。頂いた言葉や、知識を今後の糧として業務に取り組みたい。

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

派遣期間中に重要性を感じたことは、現地職員と自治法派遣職員の業務の線引きである。今後、東京でも大震災が起きる可能性が考えられる。その場合は、復興・復旧に全国の自治体から人的な支援が必要になると考えられる。そのため、危機管理の一環として、あらかじめ現地職員がなすべきことと派遣職員の力を借りるべきことをしっかり切り分け、各々の業務範囲を明確にし、応援に来て頂いた派遣職員が即日動くことができる体制を構築しておく必要があると考えられる。また、震災後はどうしても通常業務に追加して復興に向けた業務を行わないといけなくなるため、常日頃の業務を行うに当たり常に業務改善を模索し仕事して行くことが重要であると被災自治体及び被災地に一年間身を置き痛感した。

石巻市

税務

財務部　資産税課

飯沼　将大（主税局）

1　担当業務の概要

私は資産税課家屋グループに所属し、家屋評価業務および固定資産税の課税業務を担当した。

家屋評価業務は、新増築された家屋に対して固定資産税を課税するにあたり、評価額を算出する仕事である。石巻市では、木造家屋や一部の非木造家屋の評価を中心に行っており、それ以外の評価は県が担当している。家屋調査に行く際は、二人一組のペア制を採っており、各ペアが担当地区内の調査を行う。現地では、家屋調査のほか、所有者に対して固定資産税に関する説明も行っている。私が担当した地区の調査件数は約300件ほどであったが、復興に向けた取り組みが加速する中で住宅の建築ラッシュも続いており、例年に比べ、調査件数が増加していた。

課税業務では、納税通知書の発送業務や減額・減免処理、登記に基づく異動入力等を行った。また窓口や電話で、市民の方からの固定資産税に関する問い合わせ等への対応も行った。

区画整理が進む防災集団移転団地（二子地区）

整備された災害公営住宅（雄勝地区）

防災集団移転団地（北上地区）

2　苦労したこと、工夫したこと

東京都と石巻市との業務の進め方の違いに苦労した。組織が異なれば、やり方も異なることは当然ではあるが、今回の派遣が初めての異動ということもあり、戸惑うことも多かった。その中で意識したことは、柔軟性を持って仕事に取り組むことである。どうしてもこれまで自分のやってきた方法に囚われがちになるが、それに固執することなく、市の職員と互いの考えをよく話し合った上で、業務を行うよう心がけた。

3　印象的なエピソード

家屋評価業務では、調査に行った際に市民の方々と接するため、震災当時の話を聞く機会も多くあった。その中にはテレビなどでは決して報道されない、まさに言葉が出てこなくなるような話もあった。そうした辛い状況を経験し、ようやく新しい生活を始めていくという方々に税の負担をお願いすることは気が引ける思いであったが、皆さん快く調査に協力してくださり、頭が下がる思いであった。

また東京都からの派遣であることを告げると、感謝の言葉をいただくことも多かった。微力ではあるが、自分の業務が被災地復興の一助になっていることを実感し、やりがいを感じることができた。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災地復興のため、所属や経歴等さまざまな職員と仕事ができたことは非常に貴重な経験となった。特にこれまでとは異なる業務の進め方や考え方等に触れることができ、見識を深めることができた。

また多くの派遣職員と交流する中で、他自治体から見た東京都の存在を知ることができたと同時に、自分は都職員であることを強く意識した一年であった。今後、この被災地派遣で得た知識や経験を都政に還元できるよう、都職員として何ができるかを常に考え、業務に取り組んでいきたい。

最後に、この被災地派遣を通して、石巻市、各自治体派遣職員、並びに東京都職員の皆様には大変お世話になりました。この場を借りて、感謝申し上げます。ありがとうございました。

避難者支援

福島県　避難地域復興局生活拠点課

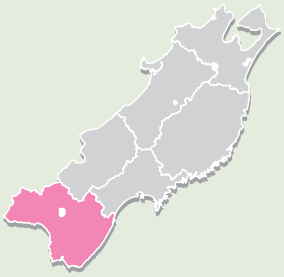

業務概要

○生活拠点課業務概要

東日本大震災から７年目を迎えたが、未だに福島県の避難者数は５万人（県内：約 17,000 人、県外：約 34,000 人）を超える。そのような状況下で、平成 29 年３月 31 日に県内の大半の自治体からの避難者（以下「自主避難者」という。）への応急仮設住宅の供与期間が終了し、大きな転換期を迎えた。これに伴い、自主避難者はこれまで無償で入居できた応急仮設住宅を退去（転居）するか、有償で継続入居するかのどちらかを選択する必要があった。

福島県避難地域復興局生活拠点課では、避難者の住宅確保や生活再建支援事業や避難者への戸別訪問等を行っている。

※課の人員：課長１名、主幹１名、副課長１名、職員 23 名、臨時職員８名
（自治法派遣職員４名：東京都、神奈川県、愛知県、富山県）

○生活拠点課の主な業務

復興公営住宅担当	復興公営住宅の企画や調整、コミュニティ形成事業
避難者住宅対策担当	仮設住宅供与期間の調整、避難者の住宅確保、生活再建等支援事業、災害救助法に基づく求償業務、災害弔慰金等や災害援護資金業務
再建調整担当	戸別訪問の調整・実施
再建支援担当	応急仮設住宅未退去対応、法的措置、債権管理

福島県避難指示区域の概念図（平成 29 年４月１日時点）

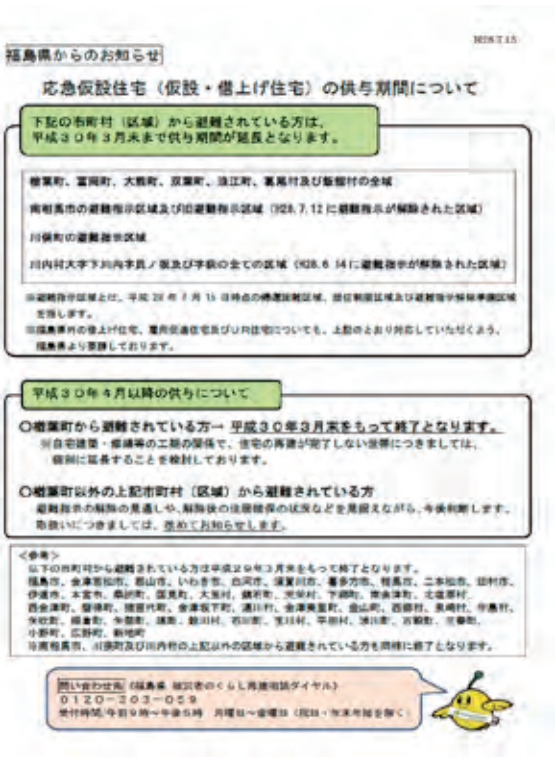

応急仮設住宅の供与期間終了のお知らせ（平成 28.7 月公表）

福島県

避難者支援

避難地域復興局生活拠点課

廣町　恵里（福祉保健局）

1　担当業務の概要

（1）国家公務員宿舎セーフティネット事業

平成29年度からの新事業であり、県が直接の窓口になって、これまで県外の国家公務員住宅に入居していた自主避難者へ最長2年間（平成31年3月まで）有償で宿舎の貸付を行っている。
対象者は東雲住宅（東京都）を始め、山形県、茨城県、埼玉県、神奈川県、京都府内の国家公務員宿舎に入居している。

業務内容は、宿舎使用料の納入通知書の発送、収入管理や滞納整理、避難者の契約変更や退去の立会い、国（財務局）への宿舎使用料の支払い、国や宿舎管理人との調整、自主避難者退去後の宿舎修繕対応、入居者からの問い合わせなど多岐に渡る。

※福島県が国と避難者の間に入り、双方の調整を行う

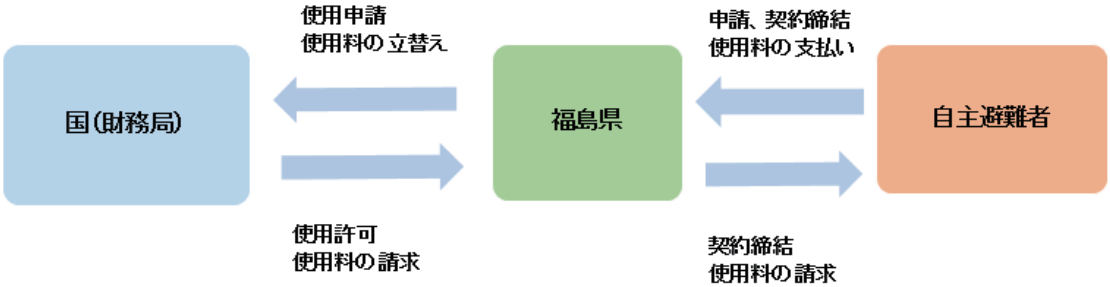

（2）災害弔慰金及び災害障害見舞金の交付、震災関連死に係る業務

災害弔慰金及び災害障害見舞金とは、災害（東日本大震災分）を起因として死亡又は障害を負った遺族や本人へ支給される見舞金である。費用負担は市町村と県がそれぞれ1／4、国が1／2である。申請窓口及び見舞金の支給は市町村が行い、県は市町村へ県及び国負担分を交付する。その後、県は国へ国庫負担分の交付申請を行う。その他、内閣府からの支給状況調査（毎月）、市町村担当者会議の実施、市町村担当者や住民からの問い合わせ対応がある。

また、災害弔慰金に付随して震災関連死の問い合わせ対応や調査報告などを担当している。
福島県は被災3県の中でも、突出して震災関連死の件数が多く、東日本大震災から7年目であっても件数が増え続けている状況である。

（3）双葉地方町村復興支援事業

原子力災害対応雇用支援事業にあたり、双葉地方町村会へ業務委託をしている。委託内容は、事務補助員を雇用し、震災関連死の認定業務などの補助業務に従事し、併せて再就職支援に向けた人材育成を実施するものである。委託先との調整や雇用者への給与の支払い等の確認を担当している。

（4）災害救助法第２０条に基づく求償業務

他都道府県は、福島県からの避難者を受け入れる際に必要となる応急仮設住宅に係る費用や事務費を一

旦立て替えて、福島県へ請求する。その後、県でこれらの請求内容を審査し、国へ国庫負担分を申請する。請求資料は膨大な量であり、さらに自治体ごとに様式が異なるため審査にかなりの時間を費やした。同じラインに所属する自治法派遣職員3名でエリアごとに分担して、審査業務にあたっている（担当エリア：北海道、東北5県分）。

2　苦労したこと、工夫したこと

国家公務員宿舎セーフティネット事業絡みの自主避難者の対応に苦労した。事業の窓口が県であり、電話対応や戸別訪問、宿舎退去時の立会いで直接自主避難者とやりとりをする。その際に、苦情の矢面に立つ機会が多く、厳しい声を投げられることもあった。また、丁寧に回答を心掛けても、相手に納得してもらえず、話が進まない点は苦労した。

ただ、苦情を受けた際は、まず相手の話を最後まで傾聴することを心掛け、丁寧かつ迅速な対応をとった。また、退去の立会いの調整は、同じ自主避難者と複数回連絡を取る必要があるので、県職員と連絡をとりやすい印象をもってもらい、立会いを円滑にできるように、明るくはきはきとした対応をとった。

その他、他の関係職員への情報提供を徹底し、些細なやり取りでも記録に残すよう心掛けた。

東雲住宅（江東区）：自主避難者を含め、多くの避難者が入居している

3　印象的なエピソード

国家公務員宿舎の退去立会いの際に、自主避難者から「長い間お世話になりました。ありがとうございます。」と声を掛けていただいたことがある。退去立会いは、自主避難者の新天地や帰還先での生活開始を見届けることになるため、非常に感慨深いものを感じた。

また、県職員の研修において、福島第一原子力発電所の視察に参加する機会をいただいた。実際に、帰還困難区域内や原発の敷地内に立ち入り、現状を見て、知ることができた貴重な経験となった。原発や廃炉作業といった専門知識を要する分野ではあるが、事前研修や現地視察を通じて、現状と課題への理解が深まった。

福島第一原子力発電所　２号機

帰還困難区域①（国道６号沿い）

帰還困難区域②（民家前に設置されたバリケード）

帰還困難区域③（富岡町にある営業が停止されたゲームセンター）

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今年度から始まった国家公務員宿舎セーフティネット事業は、突発的な問題が発生することが多く、対応に苦労したが、報連相や課内での情報共有を徹底した上で、関係部署との調整を行い、問題に取り組むことができた。

自主避難者への応急仮設住宅の供与期間が終了し、避難者を取り巻く環境が大きく変化した転換期に、福島県の職員として避難者支援の最前線で働き、住民対応の難しさを痛感しながらも、自身の成長を実感できる一年間となった。福島県で学んだ前例のない業務に従事した経験、関係機関との調整や住民に寄り添った対応を東京都でも活かせるように努めたい。

最後に、入都3年目に被災地派遣の希望が通り、地元の近隣である第二のふるさと福島県で一年間働けたことは大きな財産になった。受け入れてくれた福島県の皆様、業務のサポートや帰庁時にあたたかく迎えてくれた東京都の皆様に心から感謝申し上げたい。

生活拠点課の皆さん（とてもあたたかい職場です）

課の職員で秋の尾瀬へ（一面の草紅葉は絶景でした）

遺児孤児支援等

福島県　保健福祉部
こども未来局
こども・青少年政策課

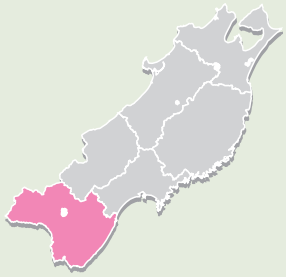

業務概要

こども・青少年政策課は、平成 27 年度に設置された部署で、総勢 16 名（うち派遣職員 3 名）で少子化対策や復興に向けた施策に総合的に取り組んでいます。

少子化は、全国的に大きな課題だと位置づけられています。その背景には、個人の価値観の変化に加えてライフスタイルの変化による子育ての負担感の増大などがあります。それに加えて福島県では、東日本大震災に伴い、多くの子育て世帯が県内外への避難を余儀なくされているなど、被災地ならではの理由も潜んでいます。

このまま少子化が進行すると、経済面、社会面とともに大きな影響が生じます。経済面では、労働力人口の減少や社会保障分野における現役世代の負担の増加、社会面では、高齢化と相まって地域活力の低下を招くことが予測されます。

そのような事態を防ぐために、本県では「子ども・若者育成プロジェクト」を復興計画の重点プロジェクトの一つと位置づけています。具体的には、「日本一安心して子どもを産み、育てやすい環境づくり」を目指して、少子化対策の推進や子どもの貧困対策の推進、青少年の健全育成の推進などに取り組んでいます。

■平成29年度　福島県保健福祉部の組織

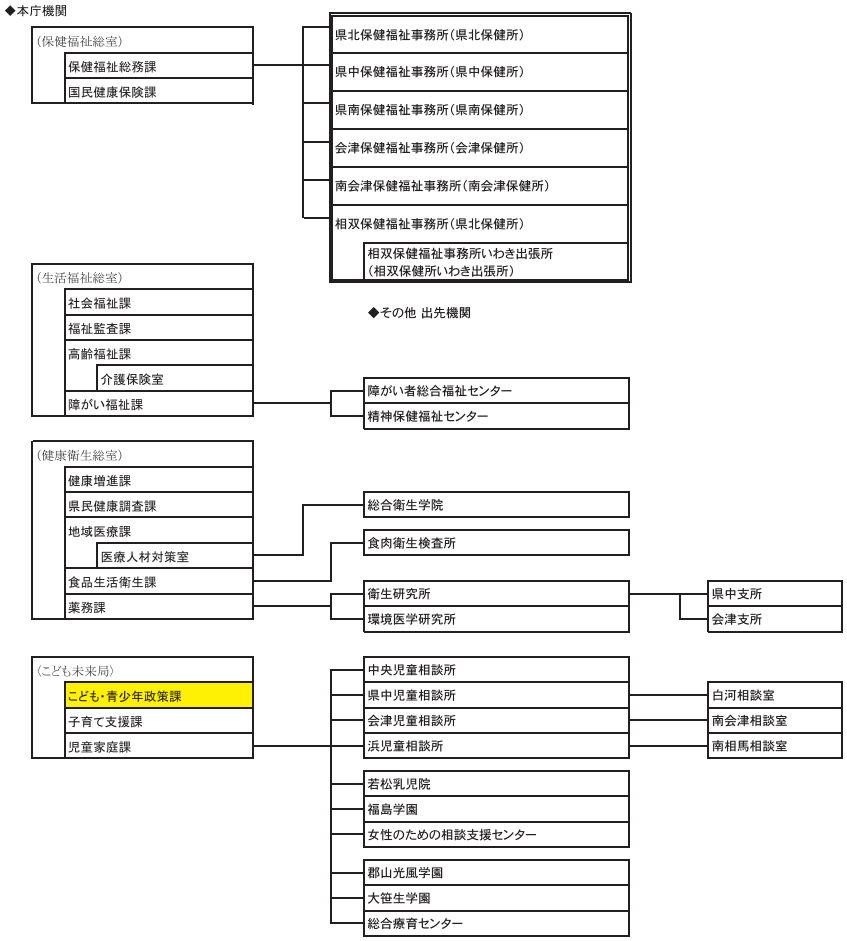

福島県

遺児孤児支援等

保健福祉部　こども未来局
こども・青少年政策課

小笠原　彩乃（教育庁）

1　担当業務の概要

(1) 東日本大震災ふくしまこども寄附金に係る業務

県では、平成 23 年 8 月から東日本大震災による震災孤児等への支援のための寄附口座を開設しています。平成 29 年 3 月 31 日時点で 14,128 件、総額 5,444,178,302 円の寄附が寄せられています。主な業務としては、受領書発行等の寄附金受付業務、寄附者の方から要望があった場合には、知事、副知事または局長が出席する寄附金の目録贈呈式を企画する業務、また、寄附者の方へ寄附金の使途を説明するため、ホームページ等で情報の公開を行いました。

(2) 東日本大震災子ども支援基金に係る業務

東日本大震災ふくしまこども寄附金にお寄せいただいた寄附金を、東日本大震災子ども支援基金に積み立てる等の基金管理業務を行いました。また、平成 24 年 12 月の県議会において、福島県東日本大震災子ども支援基金条例の改正が決議され、震災孤児・遺児の支援に加えて、支援の対象を県内全域の子ども達へと拡大し、県庁の各部局が実施している事業に充当しています。そこで、平成 30 年度実施事業のうち、基金充当要望があったものについてヒアリングを実施し、選定を行いました。

(3) 東日本大震災子ども支援基金給付金給付事業に係る業務

東日本大震災子ども支援基金給付金給付要綱に基づき、東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明にとなった児童（遺児・孤児）に対して、生活費及び修学費を支援するための給付金業務を行いました。

2　苦労したこと、工夫したこと

(1)苦労したこと

平成26年に、岩手県、宮城県、福島県の被災した子ども達のために、預貯金及び不動産を包括遺贈するという申出があり、当初から3県で調整しながら財産を受け入れる準備を進めてきました。宮城県は建物解体業務担当、岩手県は土地売払担当、福島県は調整担当ということで、私は預貯金及び土地売却代金の配分を担当しました。前例がない業務のため、不動産売却代金の受け入れ等について関係部署との調整に苦労しました。説明に時間を要してしまいましたが、無事に財産の配分が終了した時は達成感がありました。

(2)工夫したこと

寄附の申込書が1日に5～10件、多いときでは20件以上届き、受領書発行を希望している寄附者へ2～3週間で発送しています。寄附者へ漏れなく受領書を発行するため、寄附申込書の未処理ボックス、処理済みボックス等を作成したことにより、作業の効率化を図ることができ、発行漏れや遅延なく受領書を発行することができました。また、寄附先の口座情報の問い合わせが多いので、寄附申込書に口座情報を記載する等工夫を行いました。その結果問い合わせの件数を減らすことができました。

3　印象的なエピソード

給付金を給付している子ども達や保護者の方から、寄附者の方への感謝のメッセージをいただいたことで、子ども達が逆境に負けず夢を追いかけることができているとわかり、事業の効果や日々の業務が役に立っていることを実感できました。また、寄附者の方からも寄附金とともにたくさんの温かいメッセージをお寄せいただいており、震災から6年以上経過した今も被災地に関心を持って応援してくださっている方がたくさんいらっしゃることを知ることができました。このことにより、復興のためにがんばるという気持ちを持続しながら仕事ができたと思います。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

寄附者の方の来庁対応をした後日、「丁寧に対応してくれてありがとう」というメッセージカードをいただきました。日頃から丁寧な対応を心がけるようにしていましたが、このようなメッセージをいただけたことにとても驚きましたし、嬉しかったです。都に戻ってからも仕事をする上で丁寧な対応を心がけていきたいです。また、知事対応での贈呈式を実施する等、都ではなかなか経験できないような貴重な業務に従事させていただきました。この経験を活かしてどんな仕事にもチャレンジする積極性を都政に活かしていきたいです。

東北出身者として復興に貢献できずに上京してしまったという心残りが原動力となり、2年間福島県で復興業務に従事させていただきました。この2年間でどれだけ福島県の復興の力になれたかわかりませんが、今後も復興業務に携わった者として福島県の復興を見守っていきたいと思います。最後に、快く送り出してくださった東京都職員の皆様、受け入れてくださった福島県職員の皆様には心より感謝申し上げます。

左から香川県からの派遣職員、筆者、秋田県職員

医療復興等

福島県　保健福祉部
地域医療課

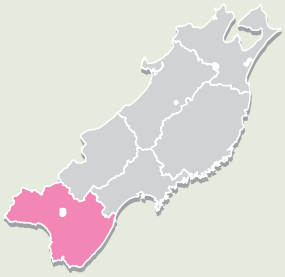

業務概要

福島県保健福祉部は主に県内の保健・医療・福祉分野に関する職務を担当しており、組織構成は表のとおりです。保健福祉部の施策は、次の６つの基本目標ごとに、福島県復興計画や人口減少・高齢化対策を総合的に進めるための「ふくしま創生総合戦略」の着実な実行を目指しながら、本県の保健・医療・福祉を取り巻く課題の解決に向けて、積極的かつ効果的な事業の展開を図ることとしています。

1　復興へ向けた保健・医療・福祉の推進
2　全国に誇れる健康長寿の県づくり
3　地域医療の再生と最先端医療の推進
4　日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり
5　ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進
6　誰もが安全で安心できる生活の確保

■平成29年度　福島県保健福祉部の組織

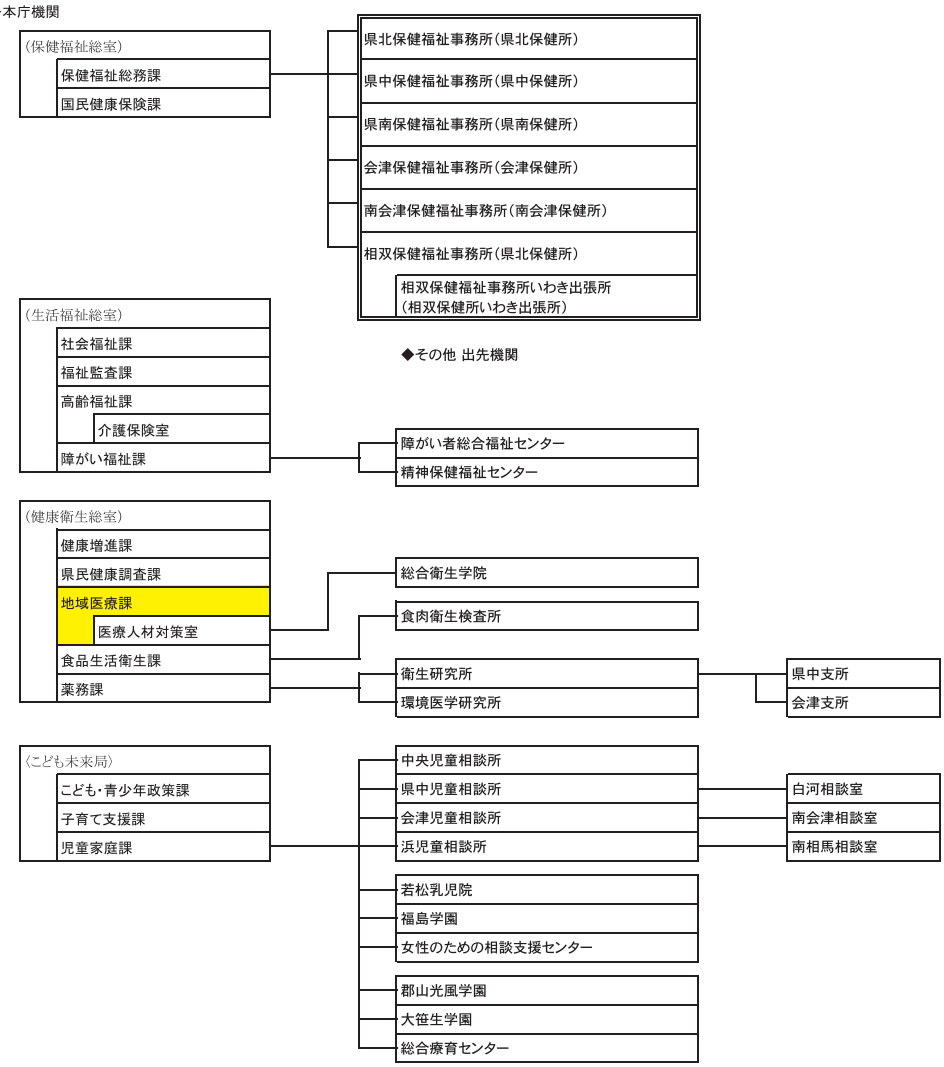

私が所属する地域医療課は、県民の一人ひとりが生涯を通じて各ライフステージや疾病に応じた医療サービスを等しく享受できるよう、次の事項を基本とした施策を重点的に推進しています。

1　医療提供体制の整備充実
2　救急医療体制の強化
3　歯科医療の確保
4　地域医療再生基金事業等の推進
5　移植医療の推進

課の体制は、平成29年4月1日現在、管理職として、課長、主幹2名（地域医療担当）・（医療政策担当）、ラインとしては、医療復興担当ラインに主任主査1名、主事6名（うち1名が著者）、医務救急担当ラインに主任主査1名、主査1名、副主査1名、主事3名、専門員1名（愛知県派遣）、医療相談員1名、そのほか臨時職員1名と臓器移植推進財団コーディネーター2名となっています。

福島県

医療復興等

保健福祉部　地域医療課

杉山　光佑（福祉保健局）

1　担当業務の概要

私は医療復興ラインに属していたため、原子力災害により避難指示が出された地域に対する支援や医療提供体制の再構築に向けた取組が主な業務でした。具体的な業務は以下のとおりです。

①双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会

この検討会は、原子力災害に伴う避難指示区域等の設定により多くの住民が避難を余儀なくされた双葉郡等において、医療提供体制を再構築するために、国や市町村を含めた行政機関、福島県立医科大学、医師会をはじめとする医療関係団体等を構成員として開催している検討会です。私はこの検討会の事務局を担当し、開催準備や関係者との連絡調整等を行いました。

双葉郡の二次救急医療体制の確保を主な議題とし、平成 27 年度に始まった検討会ですが、平成 30 年 4 月には福島県ふたば医療センター附属病院が開院します。その後も住民の方が安心して生活・帰還できる環境づくりのためには、医療だけでなく介護・福祉との連携が欠かせないため、平成 29 年度は高齢福祉や介護関係課とも協力し、福祉・介護分野の議題を中心とした検討会も開催しました。今後は地域に不足する医療提供等に向けた検討に加え、地域包括ケアの実現に向けた医療・福祉・介護の連携がさらに重要になってくると思います。

②双葉地域医療機関等意見交換会

ふたば医療センター附属病院の開院により医療提供体制が大きく変化すること、また、これまで地域の医療機関の意見を伺う場がなかったことから、平成 29 年度に新たに開催しました。私は検討会同様に、会議の開催・運営のための準備や連絡調整等を行いました。

避難地域等で日々厳しい現実に向き合っている医療機関の方からの意見には厳しいものもありましたが、現場では何が必要とされているのかを関係者間で共有し、地域の中で関係者がどう連携していけば良いのかを考える上で貴重な場となりました。

ふたば医療センター附属病院建設中の様子①（H29.8 月）

ふたば医療センター附属病院建設中の様子② (H29.12 月)

③相双復興推進機構と連携した医療機関の再開や継続支援

避難指示が出された地域では多くの医療機関が休止していましたが、現在では診療再開が少しずつ進んでいます。診療再開や経営継続のために県の補助金を活用していただいていますが、財政的に事業の再開や継続を支援するだけでなく、中長期的な視点で安定的な経営ができるよう支援していくことも重要になります。そこで県と福島相双復興推進機構（官民合同チーム※）が連携して、財政的支援と経営的支援を一体的に行うことで、医療機関等の持続可能な経営ができるよう取り組んでいます。

私は、推進機構と一緒に医療機関や市町村を訪問したり、事業者の支援のあり方について打合せを行ったりしました。

※福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）は、国、福島県、民間企業等から様々な人材を集めて組織されており、原子力災害等により被災した事業者を総合的に支援しています。具体的には、休業した事業者に個別に訪問やコンサルタント等の専門家を派遣し、経営のアドバイスを行うことでトータルに事業者を支援しています。

④補助金

国からの基金を財源に行っている地域医療復興事業補助金のうち３つの補助金を担当し、他の補助金担当の方と一緒に補助申請の審査や支払に加え、要綱や要領の改正等を行いました。

２　苦労したこと、工夫したこと

復興に向けては様々な課題があり、事業者や市町村単独では解決できない問題が多いため、県に対して様々なご要望をいただきます。その一方で、それらの要望すべてを県単独で解決できるわけではありません。県として何ができるのか・すべきなのかを整理した上で、それを理解していただけるように意思疎通をし、問題解決の方向性を見出すこと、そしてそれに向けて様々な関係者と調整していくことの難しさを実感しました。その点で、うまく舵をとれずに上司や先輩職員に迷惑をかけてしまうことがあり、反省点として残っています。即戦力が期待される職員として派遣されているにもかかわらず、うまく自分の仕事を進められないことに対して、自分の経験やスキル不足を痛感し、「何のために派遣していただいているのだろう」と落ち込むこともありましたが、それでも地域医療課をはじめ周りの皆様にフォローしていただきながらやっていくことができました。それぞれの担当業務で忙しい中でも、相談に乗ってくださったり、アドバイスをくださったりした周りの方々には本当に感謝しています。

３　印象的なエピソード

出張ではじめて双葉郡を訪れたときです。私は今回の派遣まで一度も福島県を訪れたことがなく、テレビや新聞等で報道される福島しか知りませんでした。

実際に現場を訪れてみて、避難地域と一口で言っても、地域によって状況が全く異なるということに気づきました。避難指示が解除されたばかりの地域では、震災直後の状況が生々しく残っている一方で、比較的早期に避難指示が解除された地域では、住民・事業者・行政等それぞれの努力もあり生活に必要な環境整備が少しずつ進んでいました。また、まだ避難指示が解除されていない帰還困難区域等では、住民の帰還に向けて特定復興拠点の整備が始まったばかりの段階です。

「被災地」と一括りにとらえるのではなく、各地域の復興の進捗が今どの段階にあるのか、それによってどんな課題が生じているのか、どのようなスケジュール感で今後のあり方を考えれば良いのか等を、意識して仕事をする必要があることを認識させられました。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

①多様な関係者の意見を聞きながら調整していく力

前述しましたが、復興には様々な人や事業者が様々な想いや立場のある中で取り組んでおり、その分合意形成や意見の調整も簡単ではありません。現場の状況はどうなっておりどんな課題や要望があるのか、関係者やキーパーソンは誰なのか、問題解決のためには何が求められており県として何ができるのか、対応が難しいのであれば代替案があるのか等を把握しながら、各関係者と対話をしていく力が求められる場面に何度も遭遇しました。その度にうまく調整ができない自分の能力不足を感じると同時に、上司の仕事のやり方を見て、このような力はどこに行っても必要となるものなのだと認識しました。

現状や関係者を把握し、意見の摺り合わせをしながら先を見越して仕事を進めていくというのはすぐに身に着けるのは難しいと思いますが、その経験を福島でできたことは大きな学びになりました。東京都に戻っても福島での経験をベースにそれらの力を磨いていきたいです。

②仕事の姿勢について

私は入都3年目の初めての異動で福島に赴任しました。東京都と福島県では基本的な仕事のやり方に大きな違いはありませんが、細かい仕事のやり方や前提となる都市環境等には当然違いがあります。そのため、短いながらも都での2年間の経験を活用しつつ、新しい場所で新しい仕事のやり方を柔軟に吸収していく必要がありました。また、慣れない環境に戸惑うことがあってもポジティブに物事をとらえ、周りの方との小さなコミュニケーションを大切にしながら仕事をしていくことで、異なる環境でも仕事を進めやすい雰囲気になると気づきました。

慣れない環境でも前向きで柔軟な姿勢を持つこと、異なるバックグラウンドを持った人たちの中でもコミュニケーションを取りながら働きやすい雰囲気づくりをしていくことは、今後も引き続き意識していきたいです。

③最後に

福島の力になりたいと思い1年間の派遣のチャンスをいただきましたが、振り返ると仕事面でも生活面でも福島の多くの方々に支えていただき、この１年間過ごすことができたと実感しています。特に地域医療課の皆様をはじめ保健福祉部の皆様には心から感謝しています。

また、派遣の機会をくださった東京都の関係各課の皆様、現地での生活を支えてくださった現地事務所の皆様にも重ねて御礼を申し上げます。

保健福祉部の皆様と芋煮会

派遣職員懇親会。知事（中央）、保健福祉部長（左）、筆者（右）

東日本大震災等における

平成 29 年度
東京都支援活動報告書

～7 年目の記録～

第2部

職員派遣

平成 28 年
熊本地震
平成 29 年 7 月
九州北部豪雨

技術系職員

道路・河川等
治山事業

事務系職員

産業再生等
災害査定

道路・河川等

熊本県　阿蘇地域振興局
土木部　工務第一課

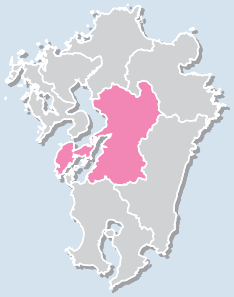

業務概要

熊本県の北東部に位置する阿蘇市に所在する阿蘇地域振興局は、阿蘇市の他、小国町、南小国町、産山村、南阿蘇村、高森町、西原村の７町村を所管する熊本県庁の行政出先機関である。管内の面積は 1,079.26km^2 で県土の 15%を占め、標高 400 ～ 800 mの高原地帯であり、中央部には阿蘇五岳がそびえ立ち、その周囲に外輪山をめぐらし、世界最大級のカルデラ地帯をなしている。

阿蘇地域振興局は、総務振興課、保健福祉環境部、農林部、土木部で構成され、派遣先の土木部の人員は、99 名（うち派遣職員 15 名、嘱託員 20 名）である。

阿蘇地域振興局　位置図

土木部では、生活道路はもとより阿蘇地域の観光資源を快適に結ぶ道路の整備及び維持補修、生命・財産を災害から守るための河川や砂防施設の整備、建築確認や広告等を周辺の景観に適応させるための指導などを行っている。また、平成２８年熊本地震（平成２８年４月１４日、１６日の２回、最大震度７を観測）、地震後の大雨による災害（平成２８年６月１８日から２３日にかけて停滞した梅雨前線による豪雨で発生した土砂災害等）等の災害復旧事業に取り組んでいる。

東京都派遣職員は、土木部工務第一課治水班に所属し、上記災害に係る復旧事業の工事発注業務等を行っている。

熊本県

道路・河川等

阿蘇地域振興局　土木部　工務第一課

佐藤　佑亮（建設局）

1　担当業務の概要

派遣先の阿蘇地域振興局土木部工務第一課治水班では、主に平成２８年熊本地震、地震後の大雨（平成２８年６月１８日～２３日）により発生した土砂災害の恒久対策事業（災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連緊急地すべり対策事業等）、また、上記災害及び平成２９年７月九州北部豪雨（平成２９年７月５日～６日）により被災した河川及び砂防施設の復旧事業を進めています。

私が派遣された１０月、河川及び砂防施設の復旧事業において、発注しなければならない工事が大量にあり、私は当復旧事業における工事の発注業務を担当しました。また、用地取得、調査設計の段階であった災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連緊急地すべり対策事業等においては、用地立会や関係機関との調整を補助する等、主担当である熊本県職員を副担当としてフォローを行いました。

2　苦労したこと、工夫したこと

１．スピーディかつ適正な工事発注

派遣の期間が２か月という短期間であり、その限られた時間の中で少しでも多くの工事を発注するため、私はスピードを常に意識して、工事発注業務に取り組みました。幸い、工事発注業務において、熊本県で利用されている積算システムが、東京都が利用しているものと同じであったため、操作方法を一から習得する必要はありませんでした。しかし、東京都とは異なる積算の細かなルールや復興係数等、考慮すべきことが多くあったため、積算基準や関係する通知等を十分に確認し、早期にそれらを頭に叩き込むことで、スピーディかつ適正な積算を行いました。また、積算が概ね完了した段階でプロパー職員にチェックを依頼し、手戻りの防止を心掛けました。

２．積極的なコミュニケーション

私は、これまでに工事発注業務や災害対応の経験がありましたが、今まで行ったことのない土地への派遣であったため、担当業務や庶務事務関係、地勢や方言等、分からないことが非常に多く、それらの解決には、熊本県職員や他の派遣職員との相談や意見交換が必要不可欠でした。

そのため、積極的に打合せや会議に参加し、九州の方言や阿蘇の色々なことを教えてもらう等、職場でのコミュニケーションを心掛けました。これにより、周囲の職員とすぐに打ち解け、相談しやすい人間関係を早期に構築するとともに、問題の早期解決による業務効率向上、技術的な議論による自分の土木技術向上を図ることができました。

3　印象的なエピソード

１．ボロボロになった土木施設

派遣の初日、初めて阿蘇を訪れ、目の当たりにした光景は、山の至るところで発生した斜面崩壊、落ちてしまった橋、舗装や側溝等がボロボロな状態の道路、土砂に流され、埋もれたままの電柱、グシャグシャに壊れた車や家等、未だ残る災害の爪痕でした。それらを見て、私は阿蘇地域の住民のため、２か月間少しでも熊本県の支援をしようと気が引き締まったことを今でも覚えています。

阿蘇大橋（平成２９年１０月撮影）
【写真奥の山腹崩壊により架かっていた橋が落橋した。】

高野台地区（地すべり）（平成２９年１０月撮影）

山王谷川砂防えん堤（平成２９年１１月撮影）
【土石流により右袖が破壊された】

高野台地区（地すべり）（平成２９年１０月撮影）
【地震、地すべりの影響により道路に亀裂や段差が生じた。】

その後も、様々な被災箇所へ足を運び、右袖部分が破壊されてしまっても流下する土砂や流木を少しでも止めた砂防えん堤、護岸が削られても土石流を流下させた流路等を見て、自然災害の恐ろしさ、土木施設の重要性を再認識しました。また、公務員の土木職の仕事が、非常に責任のある、やりがいに満ちた仕事であると改めて感じました。

２．派遣先職員の温かさ

派遣先では、派遣職員の派遣期間が終わると、一人ひとりに対してアルバムを作成し、プレゼントしていました。私も２か月間という短い派遣期間でありましたが、仕事中の写真や工務第一課、治水班の集合写真、同課職員からのメッセージカード等、思い出のたくさん詰まったアルバムをいただきました。熊本県職員、派遣職員は皆様温かく、私が業務で困っている様子であれば声をかけてくれた

いただいたアルバム（平成２９年１２月撮影）

治水班集合写真（アルバムの裏表紙）
（平成２９年１２月撮影）

り、生活のことを気にしてくれたり、食事に誘ってくれたりと、色々な面で私を支えてくれました。また、メッセージカードに「首都直下型地震が起きたら東京都へ応援に行きます。」と書いてくれた職員もいました。この派遣で人脈をかなり広げることができました。今後、この人脈を大切にしていきたいと思います。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

1．経験、ノウハウの活用

慣れない土地で、また仕事の進め方も東京都とは異なる職場で、熊本県職員や他の派遣職員とともに、色々な現場を見て、災害の発生機構や復旧工法等について技術的な議論をし、熊本県の復旧に向けて働いた経験は、私にとってかけがえのないものとなりました。この貴重な経験や得られた災害復旧のノウハウは東京都へ還元し、今後の業務に活用していきたいと思います。また、首都直下型地震等、いつ起こるか分からない災害に対して常に危機管理の意識を持ち、業務に取り組みたいと思います。

2．今後のより良い被災地支援に向けて

私が派遣された当時、派遣先の災害復旧事業は、災害査定がほとんど完了し、主に査定が完了した箇所等の工事を進める段階でした。また、熊本県職員や他の派遣職員は、それぞれ担当する工事の本数が多く、工事監督業務に日々追われているような状況でした。しかし、私は派遣期間が２か月であったこともあり、派遣先で工事監督業務等を担当することはありませんでした。

派遣期間について、派遣先の上司は、「派遣期間が６か月や１年間であれば、工事監督業務や短期間では完了しない災害関連緊急事業等の担当をお願いしていました…。」、「やはり、派遣期間は長期であると助かります。派遣していただいていること自体、とてもありがたいことなので、そんなワガママは言えませんが…。」と仰っており、私は非常に歯がゆい思いでした。

災害査定のように短期間で完了するものをひたすら実施していくような期間は、２か月程度の派遣期間が適当だと思います。今後、派遣先の復旧事業の進捗等を考慮し、派遣期間を設定することでより良い被災地支援が可能になると思いました。

最後に、快く熊本県に送り出してくれた職場の同僚や上司、家族、また、温かく迎え入れてくれた阿蘇地域振興局の皆様にこの場を借りてお礼申し上げます。

熊本県の一日も早い復興を祈っております。

阿蘇の綺麗な風景（米塚山）（平成２９年１０月撮影）

治山事業

福岡県　朝倉農林事務所

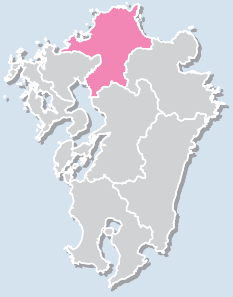

業務概要

福岡県朝倉農林事務所は、県下に６箇所ある農林事務所の１つであり、県中南部の朝倉市に位置しています。このうち、今回の派遣先である森林土木課は、荒廃森林の復旧を行う治山係と、林道の開設・維持管理を行う林道係で構成されています。主な業務は、管内７市町村における治山･林道事業の設計･現場監督と、補助事業に関する市町村への技術指導です。

平成 29 年７月５日から６日にかけ発生した九州北部豪雨では、当事務所管内である朝倉市において 24 時間降水量の値が観測史上１位の値を更新する等、これまでの観測記録を更新する大雨となりました。この災害により、多数の山腹崩壊が発生するとともに、土砂や流木が生活道である県道や住宅にまで流出し、大きな被害をもたらしました。

本災害からの早期復旧を実現するため、当事務所が朝倉市北部の旧甘木市一円及び東峰村、九州森林管理局が朝倉市内の残りの箇所と、施工区域を分割し事業を実施することとなりました。さらに、森林土木課では被災前の定数 10 名に加え、県内他事務所から６名が増員されました。加えて、九州・山口ブロックは９月から、それ以外の地方は 10 月から職員の派遣を開始し、県外から 12 名が災害復旧事業に従事しています。

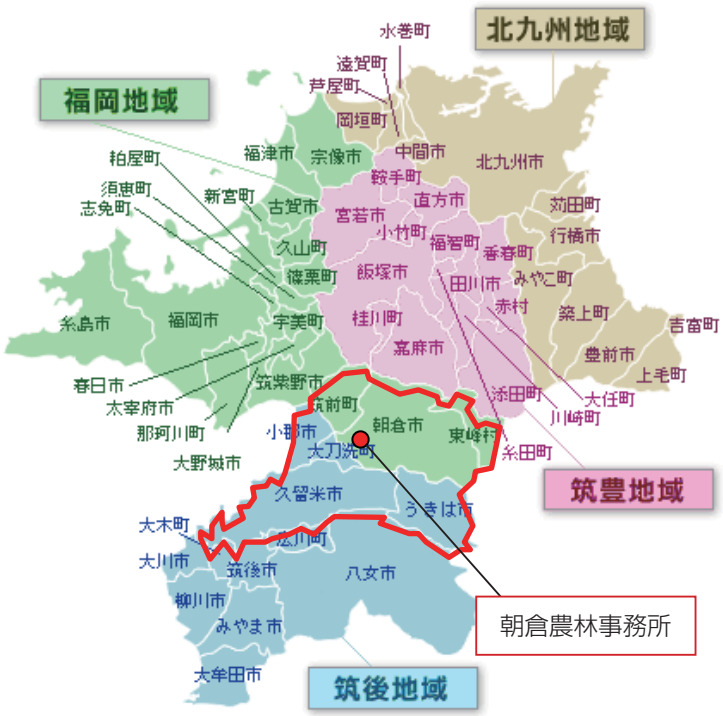

管内図

朝倉総合庁舎　外観

（双方とも福岡県ホームページより抜粋、加工）

福岡県

治山事業

朝倉農林事務所

原田　佳代子（産業労働局）

1　担当業務の概要

私は 10 月、11 月の２カ月間に渡り当事務所に在籍し、森林土木課治山第一係に配属されました。治山第一係では、九州北部豪雨の復旧を目的とした治山事業のうち、荒廃渓流の復旧を目的とした渓間工を担当しています。

本年度は「災害関連復旧治山事業」として 39 箇所で事業が計画されています。本事業は林野庁の補助事業として実施されるため、実施前に林野庁との協議が必須です。主に、(1) 本年度の事業計画の作成・林野庁との協議、(2) 工事の設計・積算、(3) 用地調査・地権者交渉等の発注準備の３つの業務に従事しました。

辞令交付式の様子（中央は小川知事）
10 月２日に福岡県庁で辞令交付式が行われ、小川知事から直接辞令を受け取りました。その時の集合写真で、林業職だけでなく、農業土木職や土木職の派遣職員の方もご出席されました。

また、次年度以降予定されている「治山等激甚災害対策特別緊急事業」の現場調査や計画箇所選定等も併せて行いました。

今後は、本年度事業の計画決定がされ次第、順次着工します。これと並行して、国と次年度以降の事業についての協議が行われる予定です。

2　苦労したこと、工夫したこと

1．現場調査

治山事業の計画箇所となる山間部では、依然として渓床内に土砂や流木が堆積している状態であり、土砂崩落箇所は非常に急峻です。そのような現場を１日中歩く機会もあり、体力面ではとてもハードでした。一方、現場調査では、被災箇所に適した工法やダムの設置位置等、現場に即した復旧方法について議論し、現場を見る目を養うことができました。

2．流木対策

従来の渓間工ではコンクリート製の不透過型ダムが主流ですが、今回の災害では流木が極めて多く発生したため、流木対策に重きを置いた透過型ダムを多く計画しています。都では、治山事業における透過型ダム設置事例は少なく、従来型のダムとは土砂抑止量の考え方等の技術的な基準も異なります。私自身は透過型ダムの設計は初めてであったため、基準を覚えることや、理論的な設計根拠を構築することに苦心しました。

3．都とのルールの違い

福岡県では、森林情報を管理する森林ＧＩＳや、治山施設を管理する治山台帳の電子化等、データの整備が進んでいます。設計基準も非常に詳細なものであり、効率的に業務を進めやすい環境ではありましたが、それぞれの使用方法等を覚えることに苦心しました。また、日常業務で使用している設計・製図ソフトが都とは異なるものであり、操作に習熟するまでに一定の時間を費やしました。

流木発生状況
朝倉市内の「治山等激甚災害対策特別緊急事業」計画箇所流末部の写真です。一級河川黒川との合流点で、支流からの流木が堆積しています。

現場調査の様子（中央は筆者）
朝倉市内の「治山等激甚災害対策特別緊急事業」計画箇所渓岸の侵食状況です。10 月下旬に撮影しました。このように、いまだに渓流内には多くの流木が残されたままです。

3　印象的なエピソード

1．被災状況の甚大さ

派遣期間中は朝倉市街地に在住しており、大きな被害があったことを実感できずにいました。ですが、着任直後の現場確認において、依然として土砂に埋没している建物や、県道に面している渓流内の流木堆積状況を目のあたりにし、その被害の大きさに圧倒されました。既に被災から 3 カ月経過していましたが、山間部での復興はまだまだこれからだと実感しました。

2．林野庁との協議

今回の派遣では、「災害関連緊急治山事業」の机上査定として、担当箇所の事業計画について林野庁の査定官に直接説明する機会を得ました。私は今まで大規模な災害復旧事業を担当したことがなかったため、どのようなことが要求されるか分からず不安もありましたが、実際のやり取りは非常に良い経験になりました。また、林野庁からの追加資料の提出依頼が多く、日頃から情報を整理し、迅速に対応することの重要性を痛感しました。

3．周囲の方との交流

福岡県職員の方や他府県からの派遣職員の皆さんとは、休憩時間中や懇親会の場で、各県の取り組み状況等の情報交換に努めました。良好な関係を築けたことにより、精度の高い計画書を作成できたと思っております。また、皆さんは治山事業に限らず様々なご経験をされており、各人のご経験が地権者交渉や各種許認可申請業務を進めていくうえでの助けになっていました。私自身は都で森林土木工事に従事している期間が長いですが、許認可事務等の違った側面からも事業に携わり、視野を広げていく必要性を感じました。

流木片付け・家屋被災状況
朝倉市内の「災害関連緊急治山事業」実施箇所の周辺状況です。写真右側には土砂で埋没した建物が確認できます。重機で流木をダンプトラックに積み込み、仮置き場まで運搬しています。

林道法面崩壊状況
写真右側の山腹斜面からの流入土砂や流木が林道まで到達し、通行不能となりました。林道係では、このような林道の施設災害復旧事業を実施しています。

また、休日は県内各地を訪れ、道中地元の方と会話する機会が多くありました。「遠方から来てくれてありがとう」「仕事は大変だと思うけど頑張って」と言われることが多く、非常に嬉しく感じました。

今回築けた繋がりを、これからも維持していきたいです。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

近年、全国各地で局地的な豪雨災害が多発しています。都でも、今後いつ九州北部豪雨のような大災害が発生するかわかりません。

今回発災後の第一陣として赴任し、最も被災地に近いところで災害復旧に携わるという、代えがたい経験を得ることができました。この経験の中で、被災直後の復旧業務においては即時性と正確性の両方が求められる一方、これらの両立は困難であることを学びました。

被災直後の混乱した状況では、被災状況の集約や情報の整理が困難であり、なかなか円滑に業務を進めることができません。福岡県をはじめとする他府県職員の方との意見交換をする中で、治山台帳や保安林台帳の電子化等、各種森林情報の整備が進んでいることに驚きました。都においても、こうした分野での取り組みを一層進めることで、災害復旧のような時間との戦いである事業を、効率的かつ着実に実施できるのではないかと思いました。

また、福岡県のように、管外の事務所や他県へ応援要請をする事態も考えられ、全員が一丸となり業務を推進していく体制の構築が不可欠です。今回の事例を参考に、円滑な災害調査や事業計画が可能となるよう、連絡系統の整備等の普段からの準備や、職場内のコミュニケーションの活性化が必要であると痛感しました。

今後も森林・林業関連業務において多くの経験を積み、発災時には最前線で災害復旧事業に従事できるような職員となれるよう、担当業務に励んでまいります。

渓流法面の崩壊
朝倉市内の「治山等激甚災害対策特別緊急事業」計画箇所渓岸の侵食状況です。10 月下旬に撮影しました。このように、いまだに渓流内には多くの流木が残されたままです。

産業再生等

熊本県　商工観光労働部
商工振興金融課

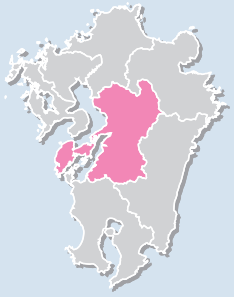

業務概要

企業復興支援室は、グループ補助金に特化した部署として平成 29 年 4 月 1 日に設置されました。

県職員 9 名（その後 15 名に増員）、自治体派遣職員（山梨県、愛知県、兵庫県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県、東京都（2 名））9 名、委託業者で業務を遂行しています。

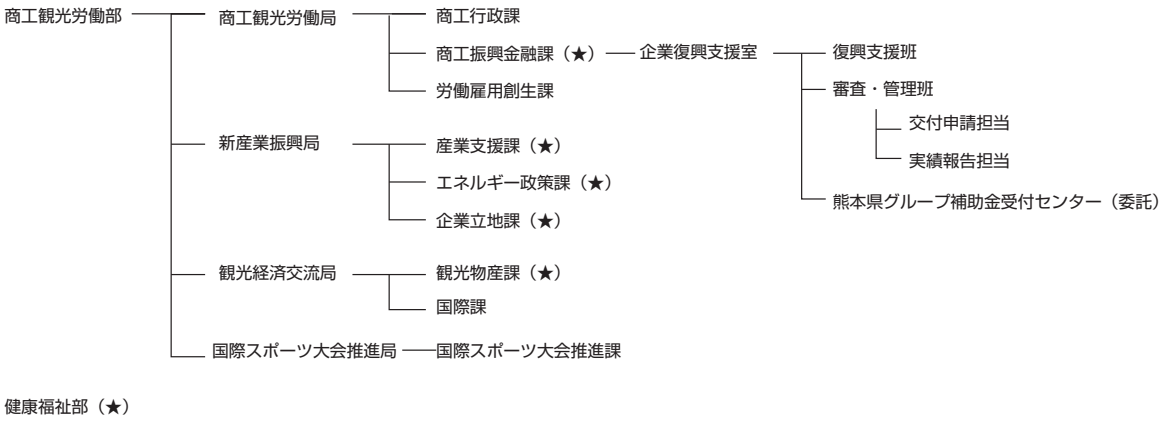

（★）はグループ補助金担当部署

グループ補助金は、「平成 28 年熊本地震」により被災した、中小企業等の施設や設備の復旧・整備、商業機能の復旧促進を支援するための補助事業で、県の認定する中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」「被災地域の復興」「コミュニティの再生」「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進することを目的としています。

東北で実施されているグループ補助金との大きな違いとして、熊本県の国費分は、別枠予算ではありません。そのため、予算の原則のとおり、当該年度にて執行する必要があり、年度内に交付決定を行う必要があるなど、日々処理件数に追われる日々となっています。

さらに、工事業者不足やインフラの影響などにより事業完了に至らない事業者も多くあり、それらへの対応が必要となっています。

○グループ補助金の流れ

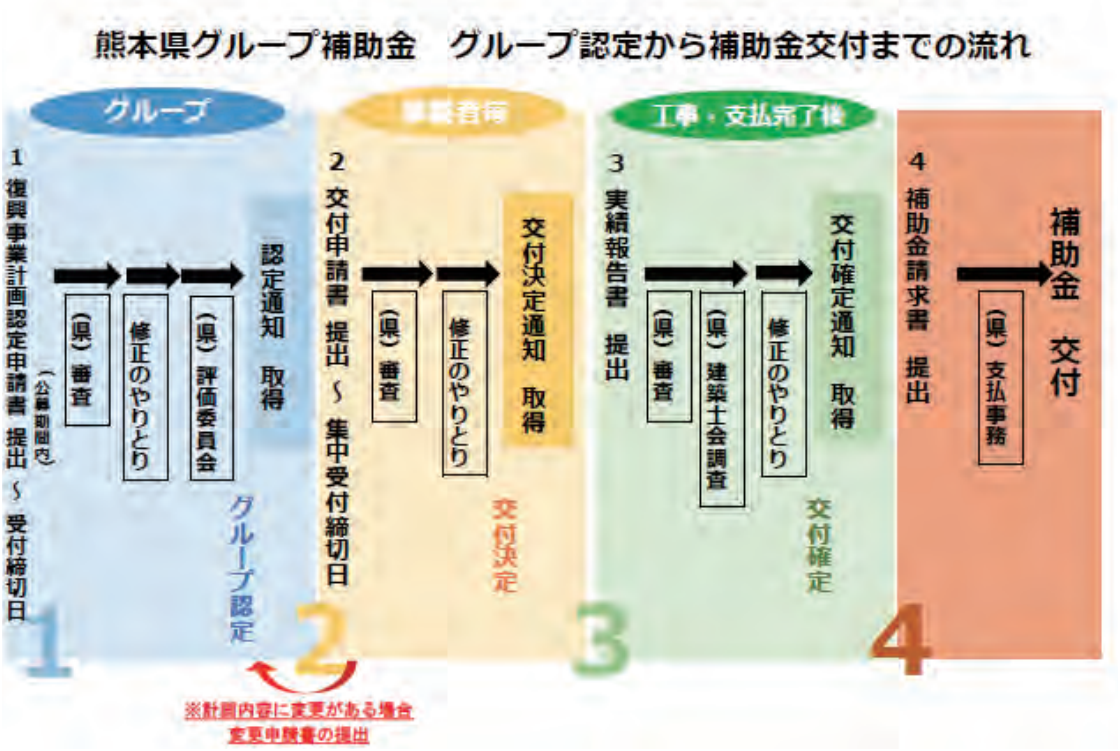

○認定件数（平成２９年１２月２６日現在）

区　分	第一次公募	第二次公募	第三次公募	第四次公募
	第１回平成 28 年７月締切 第２回同年８月締切	第１回平成 28 年９月締切 第２回同年 10 月締切	平成 29 年４月締切	平成 29 年９月締切
件　数	２３４	１８６	６６	２６

全 512 グループ：構成員数は 9,370 件、うち補助金申請予定は 5,127 件

○交付決定件数（平成２９年１２月２６日現在）

交付決定回（交付決定日）		グループ数	交付決定件数
平成 28 年度	第１回（９月 30 日）	57	187
	第２回（11 月１日）	37	59
	第３回（12 月 15 日）	139	502
	第４回（12 月 27 日）	91	169
	第５回（１月 31 日）	152	360
	第６回（２月 21 日）	89	156
	第７回（３月３日）	123	263
平成 29 年度	第８回（４月 28 日）	105	208
	第９回（５月 31 日）	148	288
	第１０回（６月 30 日）	95	181
	第１１回（７月 28 日）	83	152
	第１２回（８月 31 日）	88	160
	第１３回（９月 29 日）	106	196
	第１４回（10 月 31 日）	101	177
	第１５回（11 月 30 日）	121	212
	第１６回（12 月 26 日）	179	464
合　計		1,714	3,734

熊本県

産業再生等

商工観光労働部　商工振興金融課

市原　郁子（生活文化局）

1　担当業務の概要

グループ補助金認定事務及び取りまとめ等総括事務を担当しました。

グループ補助金は、通常の補助金と違い、その交付を受けるために、事前に複数の企業等が参加する「復興事業計画」を県に申請し、その認定を受ける必要があります。

復興事業計画は、グループの構成員が共同事業で行う事業を指し、共同事業には、人材育成や BCP の作成、地域 PR 活動等があります。復興に向けて「何ができるのか」を主眼に共同事業を策定していただき、復興事業計画評価委員会で認定されたグループが交付申請手続きに進みます。

そのグループ認定の審査及び、評価委員会に諮るための各課との調整、資料作成が主な業務内容となります。

2　苦労したこと、工夫したこと

東京都とは業務遂行や情報共有に対する考え方に違う部分があり、慣れるまでに時間を要しました。また、前任者（他県派遣職員）からの引継等がなく、認定審査についても研修等がありませんでした。そのため、同じ認定審査を担当する他県派遣職員と認識の統一を図るためによく話し合いをし、前年度の事例等を紐解きながら、全員手探り状態で認定審査を進めました。

その他、国とのやりとりにおいても、提出書類の締切が非常に短いだけでなく、他課等との調整が必要であったため、スケジュール管理等に苦慮しました。

3　印象的なエピソード

熊本県に派遣になった当初、グループ補助金についてまだまだ勉強不足だったため、お問い合わせの電話にスムーズに説明ができませんでした。何度も保留をしながらの対応で、電話の相手方が怒り出すのではないかと心配しつつ、息も絶え絶え（←本人の気持ち的に）で説明をし終わると、怒られるどころか、「おつかれさま」と言われてしまいました。この時以外も、お問い合わせの電話等では最後に「ありがとう」とおっしゃって下さる方が多く、非常に嬉しく思いました。

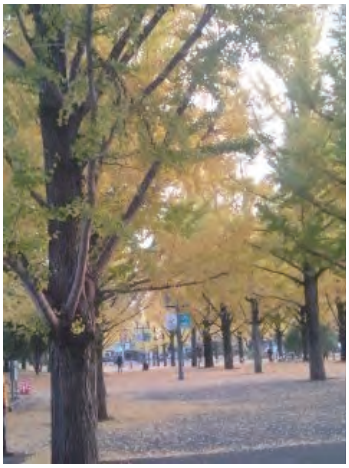

県庁の銀杏並木道
（実物はもっと綺麗です。）

その落ち葉で誰かが作ったハート
（他職員が通勤中に見つけました。）

また、勤務ビルで遭遇する住民の方たちもフレンドリーに声をかけてくださいましたし、市電やバスの運転手の方やコンビニの店員さんも、「暑いので（寒いので）気を付けていっていらっしゃい」など、色々声をかけてくださる方が多く、仕事が忙し

い時などは特にそういった一言に癒されました。また、他県から派遣されていることを知ると異口同音で感謝の言葉を下さいました。

しかし、そういった方の多くが、熊本地震により様々な被害を受けておられ、家が全壊した方、仮設住宅で暮らしている方、その他地震前には考えられなかったご苦労を経験されている方々です。ご自分が大変な中でも、他人に対してこのように声をかけることのできることに感銘を受けました。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

熊本県は、４月 14 日、16 日の 28 時間の間に２度も震度７の地震が発生しました。

「熊本地震の概ね３カ月間の対応に関する検証報告書」によると、15 日には、LO（情報連絡員）を被害の大きかった益城町に派遣させ、翌 16 日以降順次被害の大きかった地域に LO を派遣させていました。

また、危機管理部門の経験がある職員は大規模災害発生時に動員する制度を設けるなどしており、初動対応は整備されていましたし、発災から 72 時間は人命救助を最優先するとの知事の提言により、県議から担当部署への問い合わせを控えるなどされていました。しかしながら、物資が避難所に届かなかったり、想定以上の県民や県出身者からの電話での問い合わせ、長時間にわたる提言や意見の電話があり、業務に支障がおこるなど課題は残りました。

どれだけ事前に準備をしようとも完璧になることはありません。

東京都で大きな災害が起こってしまった場合、私たち一人ひとりがどのような行動をし、どう活動できるのかを考えるべきだと改めて思いました。

東京都、熊本県、多くの方のお力添えで、１年間安心して熊本県で過ごすことができました。

熊本県への派遣を実施してくださった東京都、様々なフォローをしてくださった復興支援対策部、生活文化局の担当の方々、日々、的確且つ親身に対応してくれた生活文化局消費生活部の皆さん、ありがとうございました。熊本での１年間はあっという間で、この１年間をこんなに短く感じられたのは、いつも楽しく一緒に仕事をしてくださった熊本県の皆さん、他県派遣職員の皆さんのお蔭です。本当にありがとうございました。

県庁舎の修復は後回しにされているため、
ひび割れ等が現在も散見されます。

くまモンジャンパーを着たグループ補助金担当の他県派遣職員

熊本県

産業再生等

商工観光労働部　商工振興金融課

久具　奈生子（主税局）

1　担当業務の概要

被災した中小企業等の施設や設備の復旧・整備等に対し、補助金を交付する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」（グループ補助金）に携わっています。

補助事業の手続きは３つの段階にわけられます。

Ⅰ（各事業者が組むグループによる）復興事業計画の審査と認定

Ⅱ（グループを構成する各事業者による）補助金交付申請の審査と交付決定

各事業者における工事、納品や支払いなどの完了

Ⅲ 実績報告の審査と補助金の確定・支払い

私は、グループを構成する各事業者から提出される補助金交付申請の審査を行っています。審査業務には、熊本県職員７名、他自治体からの派遣職員７名、委託職員 19 名、数字のチェックを行う職員など、合わせて約 40 名が携わっています。（平成 29 年 12 月１日現在、時期により増減あり。）

グループ補助金の審査は、提出された申請書と写真、図面などの添付資料等、多くの書類を見ながら復旧の内容や現場の状況を把握し、補助金交付が妥当か、どの範囲まで認められるかといった判断を行います。

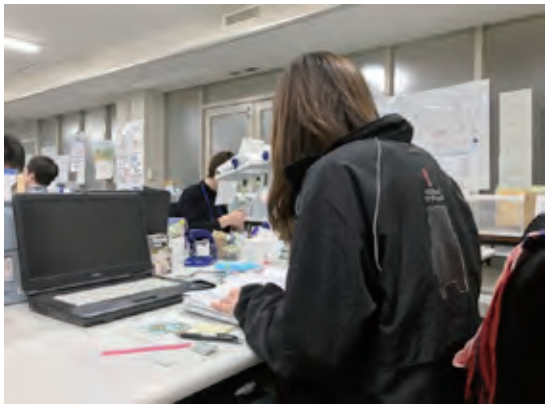

H29.12 撮影　執務室の様子（写真は筆者）
他自治体派遣職員でくまモンジャンパーを購入。

2　苦労したこと、工夫したこと

①　申請件数が膨大で、円滑に処理していくことに苦労しました。「いかに効率よく、スピーディに審査を進めるか」が課題でした。

着任直後は、書類差替えなどの依頼は電話で行いましたが、差替えが多い場合などは、ひと手間をかけても、書面を作成して依頼した方が良いことがわかりました。記録も残る上に、事業者が書類を揃える際のチェック表となり、提出漏れが少なくなるからです。また、事業者に対して、具体的に何をしてもらいたいか、明確に伝えることの重要性も感じました。

②　状況が刻々と変わっていくことに苦労しました。熊本県でのグループ補助金の運用はまだ２年目で、体制は十分に整っているとは言い難く、業務の進め方など日々検討し、改善を図るなど、状況は常に変化していました。変化に対応するために、日々の状況確認、情報の把握が重要でした。時には、自分が事業者対応中に、口頭で職場のルールが変更になっていることもありました。

そのため、周囲の動向に常に目を配り、変化を感じたら、すぐに確認するように心掛けました。

3　印象的なエピソード

申請を行う事業者から、様々な声をいただきました。他自治体からの派遣職員ということで、「担当がまた変わるのか。」とおっしゃる方もいて、１年間という短い期間の仕事だからこそ、より一層責任感を持って仕事に従事しなければと身の引き締まることもありました。また一方では、「他自治体からわざわざ応援にきてくれて、ありがとう。」と感謝される方もいらっしゃいました。

私は熊本出身ですが、熊本地震とその後の一番大変だった時期を経験しておらず、少し負い目を感じる部分もありましたが、そのように言っていただき、少しでも故郷の役に立っているのかと、やりがいを感じることもありました。

H29.6 撮影　熊本県上益城郡益城町にある木山神宮

H29.6 撮影　熊本城内にある戌亥櫓

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今年度は発災から２年目ですが、発災後に発生した新たな業務に柔軟に対応していくことが求められました。私が担当している補助金交付申請の審査業務は、処理件数が多くスピード感を持って審査を進めなければなりません。その一方で、事務処理のノウハウは蓄積されておらず、詳細な事務処理マニュアルもない状態でした。

多くの人口や企業が集積している東京で大規模な地震が起きた場合は、多大な被害が発生し、東京都独自の課題も大量に山積することが予想されます。他自治体からの派遣を受け入れながら、多くの職員が復旧・復興に携わっていくと思います。そのような中では、幅広い課題への柔軟な対応とともに、判断基準の明確化と、担当職員全員が状況に適宜的確に対応できる業務体制が重要になると考えられます。そのためには、東北３県や、熊本県の例を参考に、あらかじめ震災が発生した際に必要となる業務を予測し、対応方針を決めて、マニュアル等に整理しておくこと、状況の変化に応じて柔軟に対応できる人材の育成をすることが必要ではないかと感じました。

また、今回のような業務経験は、入都５年目の私には初めてであり、とても貴重な経験となりました。都民の動向や、職場の状況などを適宜把握し、課題解決に向けて、柔軟に対応していくことは、今後都庁の中でも更に必要になると思います。そして、東京で万が一、同様の震災が発生した際には、即戦力になれるよう、この経験を心に刻んでいきたいと思います。

最後になりましたが、故郷である熊本の復興に、微力ながらも尽力できたこの機会をくださいました東京都総務局復興支援対策部の皆様、所属の皆様、経験の浅い私を快く受け入れてくださいました熊本県職員、他自治体派遣職員、委託職員の皆様に、深く感謝申し上げます。

H29.8 撮影　火の国まつり
熊本県庁チームで出場し、くまモンと一緒に踊りました。

災害査定

熊本県　土木部
河川課

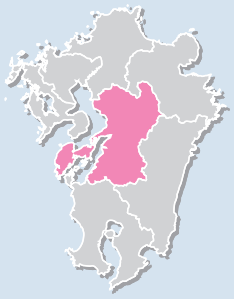

業務概要

（1）組織の目的・役割

河川課は、「熊本復旧・復興４カ年戦略」の基本目標のうち「災害に強く県民が夢と誇りを持ち安心して暮らし続ける熊本の創造」の実現のため、未来へつなぐ資産の創造として、県内を流れる一級河川の指定区間（8 水系）、二級河川（81 水系）及び海岸（85 海岸）におけるハード・ソフト両面の整備とそれらに関する維持管理に係る業務を行っている。

（2）配置人員

河川課の配置人員については、表１「河川課人員内訳」のとおりである。

表１　「河川課 人員内訳」

所属	熊本県職員	派遣職員 ※	嘱託職員	合計
河川課	３１名	２名	２名	３５名

※派遣職員内訳：東京都１名　長崎県１名

（3）各担当業務

河川課内の各班における担当業務については、表２「河川課事務分掌」のとおりである。

表２　「河川課 事務分掌」

担当	主な業務内容
総務班	・河川課、港湾課、砂防課に関する庶務一般 ・予算及び決算の調整事務　等
計画調査班	・河川及び海岸整備事業の調査計画事務 ・浸水想定区域図及びハザードマップに係る事務　等
管理班	・河川及び海岸管理事務及び環境美化 ・公有水面埋立免許に係る事務 ・砂利採取計画認可に係る事務　等
河川班	・河川及び海岸の整備事業に係る事務 （交付金事業、国庫補助事業、県単独費事業）　等
防災班	・公共土木施設災害復旧事業に係る事務 ・水防関連事務　等
開発班	・河川開発に係る施策の企画及び調整に関する事務 ・ダムの維持管理に係る事務　　等

熊本県庁（熊本市：H29.12 撮影）

河川課執務室（県庁内：H29.12 撮影）

熊本県

災害査定

土木部　河川課

丸田　健太郎（主税局）

1　担当業務の概要

公共土木施設の災害復旧事業に係る業務を担当した。主な担当業務は以下のとおりである。

（1）災害復旧工事 契約・完了状況調査（平成 28・29 年発生災害分、毎月末時点）
（2）災害査定随行（平成 29 年発生災害分）
（3）国費申請及び請求（平成 26 ～ 29 年発生災害分）
（4）再調査及び残事業費調査に係る資料作成（平成 27 年発生災害分）
（5）成功認定検査に係る資料作成（平成 26 ～ 28 年発生災害分）
（6）国交省から適宜依頼される調査資料の作成

公共土木施設の災害復旧事業とは、災害（地震、暴風、洪水、高潮その他異常な天然現象）によって当該施設が被災した場合、その当該施設を原形に復旧する（原形に復旧することが困難な場合には、従前の効用を復旧するための施設を建設することを含む）事業である。そのうち河川課では、国土交通省（以下、「国交省」という。）水管理・国土保全局防災課が所管する工種区分について、一連の業務を行っている。災害復旧事業の流れについては、図 1「災害復旧事業の主な流れ」のとおりである。

図 1　「災害復旧事業の主な流れ」

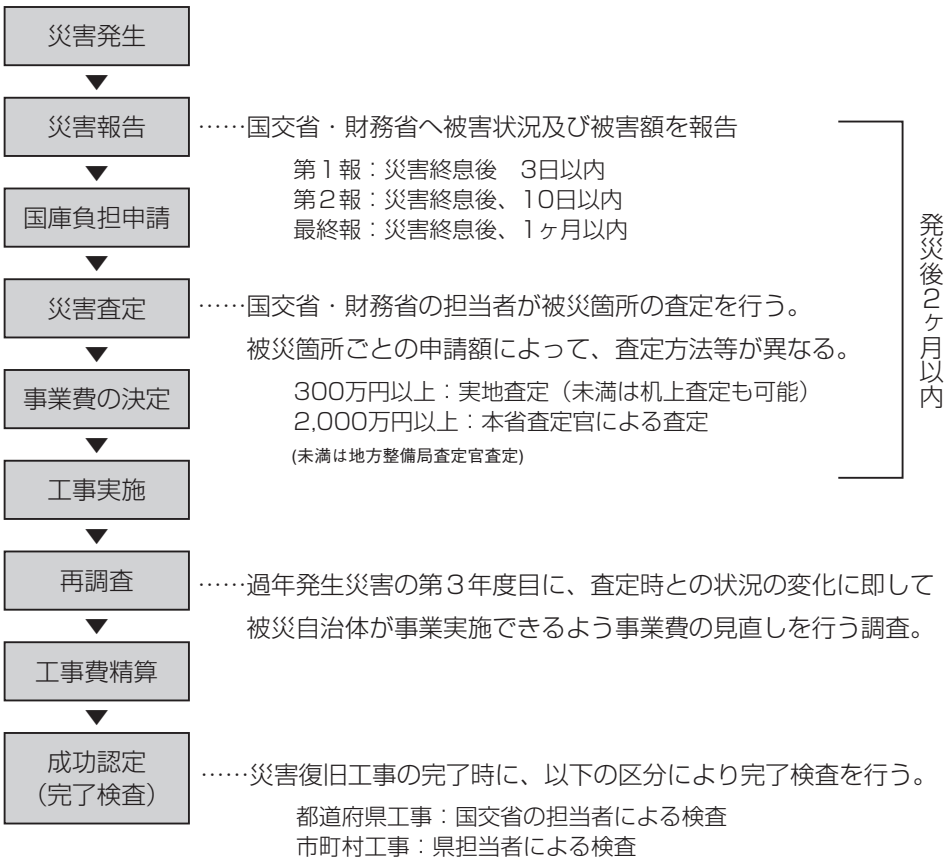

先般の熊本地震が発生した平成 28 年は、県及び市町村工事あわせて査定箇所：約 5,000 箇所、査定決定額：約 1,000 億円の被害が発生した。詳細については、表 3「平成 28 年発生災害 公共土木施設災害査定結果一覧」のとおりである。

表3　「平成２８年発生災害 公共土木施設災害査定結果一覧」

（平成 29 年 1 月 20 日現在）

箇所数・金額 ／ 工種	県工事		市町村工事		県・市町村　計	
	箇所数	金額(百万円)	箇所数	金額(百万円)	箇所数	金額(百万円)
河川	637	22,884	783	8,122	1,420	31,006
道路	566	13,499	2,506	18,565	3,072	32,064
海岸（建設）	1	6	0	0	1	6
海岸（港湾）*1	5	153	0	0	5	153
橋梁	40	6,704	111	5,131	151	11,835
砂防施設	141	4,684	0	0	141	4,684
急傾斜地崩壊防止施設	7	131	0	0	7	131
地すべり防止施設	1	12	0	0	1	12
下水道	1	21	120	12,148	121	12,169
公園　（熊本市分除く）*2	4	1,144	34	5,656	38	6,800
港湾 *1	19	979	0	0	19	979
合　計	1,422	50,217	3,554	49,622	4,976	99,839

【参考】平成２７年：736 箇所、7,100 百万円　平成２９年：454 箇所、3,361 百万円

（いずれも、県・市町村工事・全工種合計）*1：国交省港湾局 所管　　*2：国交省都市・地域整備局 所管

災害復旧現場（阿蘇郡南阿蘇村立野地区：H29.4 撮影）

災害査定現場（芦北郡芦北町：H29.8 撮影）

2　苦労したこと、工夫したこと

災害復旧事業に係る業務に従事したことがなかったため、着任当初は当該事業の全体像や知識を理解するのに苦労した。そのため、「災害復旧事務講習会」等、全国防災協会や国交省が主催する県内外の研修や説明会に積極的に参加し、知識の習得に取り組んだ。また、通常業務ではプロパー職員とこまめに報・連・相を行い、認識の誤りやケアレスミスを最小限にするよう心掛けた。

スケジュール管理についても非常に頭を悩まされた。災害復旧事業は基本的に被災した年度を含む 3 事業年度で完結させることを念頭に制度設計がなされている。つまり、今年度（平成 29 年度）は平成 27 ～ 29 年に発生した災害の業務を行うこととなる。上述したとおり、熊本地震が発生した平成 28 年発生災害は通常の年の約 10 倍前後の被災箇所数があり、その分事務量も膨大となる。また、今年度災害（台風・豪雨等）が発生した都度、それらの飛び込み業務の対応に追われるといった状況で、当初の予定を狂わせられることが多々あった。そのため、短･中･長期の TODO リストを作成し、災害が発生した都度リスケジュールを行うなど、可能な限り計画的に業務遂行できるよう心掛けた。

3　印象的なエピソード

事務系職員ということもあり、被災現場への出張や県民の方々と直接会話をする機会はほとんどなかったが、災害復旧工事箇所が徐々に復旧していく書類を処理する度に、県民の安心・安全な暮らしや熊本復興に微力ながら貢献できているのかなとやりがいを感じていた。

また、私は熊本県出身であり、現在も両親を含む多くの親族が生活をしている。熊本地震という出来事自体は心苦しい現実ではあったが、被災地派遣職員として故郷で１年間働けることに感謝しつつ、残業が多い時期でも故郷・家族の為に頑張ろうというモチベーションで業務に邁進することができた。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

１年間の被災地派遣を通して感じたのは、災害対応は事前準備が非常に重要であるという点である。熊本地震や東日本大震災のような未曽有の大災害に直面した場合、どれだけ事前準備をしていても、対応業務に苦慮することが想定される。私が担当した災害復旧事業も、発災前に特段問題なく処理できていた業務が、発災によって事務量が膨大になるだけで手が回らなくなる状況が散見された。ゆえに、発災前に可能な限りの準備（業務の簡素化、効率化及びシステム構築等）を実施しておくことが、発災後の業務や職員の身体的・精神的負担を軽減させることに重要な役割を果たすと考えられる。

今後東京においても熊本地震と同規模もしくはそれ以上の大災害が発生する恐れがある。ヒト・モノ・カネが集中している首都圏では、熊本地震以上の大混乱が生じることが予想され、都の税収が落ち込むのも必至である。そうなった場合、災害復旧事業に頼らざるを得ない状況になることも考えられる。ゆえに、自主財源で賄うことが可能な場合であっても、事務処理フローの確認やノウハウ継承などの為にも、都においても災害復旧事業を定期的に実施していくことが重要ではないかと感じた。

最後になりましたが、この１年間の貴重な経験の機会を与えてくださった東京都の皆様、快く受け入れてくださった熊本県河川課の皆様に深く御礼を申し上げます。今後も何らかの形で故郷・熊本に貢献できるよう尽力していきたいと思います。

蒲島知事と東京都派遣職員（知事公邸：H29.9 撮影）

復旧工事中の熊本城（熊本市：H29.5 撮影）

東日本大震災等における

平成29年度
東京都支援活動報告書

～7年目の記録～

第3部

任期付職員派遣

岩手県

岩手県庁
野田村
大槌町
大船渡市

宮城県

気仙沼市
南三陸町
山元町

福島県

浪江町
広野町
いわき市

※第３部は被災自治体に派遣された「一般任期付職員」が、平成29年８月末をもって５年間の任期を終了するにあたり、携わった業務や体験談を報告したものです。

派遣人数の推移

		2012.9.1	2013.4.1	2013.9.1	2014.1.1	2014.7.1	2014.8.1	2014.9.1	2015.3.1	2015.4.1	2015.9.1	2015.11.1	2016.4.1	2016.8.1	2016.9.1	2017.4.1	2017.7.1
岩手県	岩手県庁												1	1	1	1	1
	大船渡市	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
	大槌町	7	6	4	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	野田村	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2
	陸前高田市												2	2	2	1	
宮城県	気仙沼市	15	15	14	14	14	14	13	13	11	7	7	4	4	4	1	1
	南三陸町	5	5	5	4	4	3	4	4	4	3	3	2	2	2	2	2
	山元町												1	1	1	1	1
福島県	いわき市	6	6	6	6	6	5	5	4	4	3	3	3	3	2	2	2
	鏡石町	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1						
	古殿町	1	1	1	1	1	1										
	広野町	3	3	3	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	楢葉町	1	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	1			
	浪江町									1	1	2	2	2	2	2	2
	飯舘村										1	1	1	1	1		
計		47	47	44	42	41	40	37	36	34	30	30	28	27	24	18	17

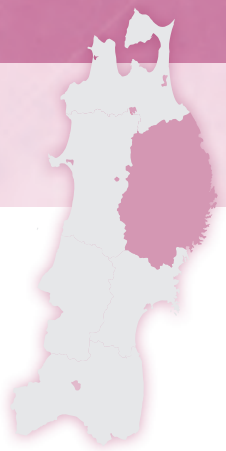

岩手県

概 要

岩手県県土整備部都市計画課
清水 正明

（派遣期間／H24.9.1 ～ H28.3.31：気仙沼市、
H28.4.1 ～ H29.8.31：岩手県庁）

岩手県の現状

岩手県は本州の北東部に位置し、東西約122km、南北約189kmと「南北に長いラクビーボール」のような形をしています。その広さは東京、埼玉、神奈川、千葉をあわせた面積より広く約15,300km^{2}もあります。

平成28年10月現在、人口約127万人（約52万世帯）であり、国土の4%に、国民の1%が住んでいることになります。

広大な緑豊かな自然と多くの温泉が点在する内陸部と復興まちづくりが進む沿岸部を結ぶ復興道路（三陸沿岸道路、釜石自動車道、宮古盛岡横断道路）が平成32年度全線開通に向けて整備が進んでいます。

業務概要

私の所属部署の業務は、復興まちづくりとして被災者の生活再建や産業再生などを担い、安全な市街地形成を図る市町村施行の土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業の支援を行っています。

担当部隊は7名（東京都3名、大阪府1名の派遣者含む）で、土地区画整理事業（7市町村19地区）、津波復興拠点整備事業（6市町10地区）を分担しています。

主な業務は、事業計画変更、換地計画などの認可に伴う国及び市町村との調整、現地調査などです。職場の岩手県庁（盛岡市）から沿岸部まで車移動ですが、峠を越えることもあり冬場は移動に苦慮します。

担当業務

平成24年9月から平成28年3月まで宮城県気仙沼市で防災集団移転促進事業を担当しましたが、平成28年4月から岩手県庁に異動となり、まちづくりの経験を活かした「復興まちづくり」

■大槌町町方地区《区画整理》

■陸前高田市今泉地区《区画整理》

の支援を行うことになりました。

担当地区は、土地区画整理事業では大船渡駅周辺地区、大槌町町方地区、安渡地区、赤浜地区、吉里吉里地区の５地区と、津波復興拠点整備事業では大船渡駅周辺地区、大槌町町方地区、安渡地区の３地区です。現在、工事も最盛期で被災者への宅地引渡し・再建が本格化しています。

エピソードその１

やっと、念願の故郷である「岩手復興まちづくり」に寄与できるようになるとともに、３年半の仮設住宅での単身赴任から自宅通勤になりました。

単身赴任先でお世話になった方が、被災し将来への不安を抱えながら仮設住宅に住み、仮設店舗で営業していました。

今年５月、新店舗をオープンしたので会い行ったところ、多くのお客さんが押し寄せており、多忙な中にも新生活に向けた活気を感じるとともに、そのような復興の仕事に携わることができてよかったと思います。

エピソードその２

早期復興のため全国の自治体から多くの派遣職員が被災地に集合し、年齢や経験などが違っても仮設住宅に一緒に住みながら仕事をしました。

今年３月、当時の派遣職員に会いに九州に行きましたが、職員から「被災地での仕事は通常業務とは異なり誰も経験したことがない事業を進める不安で一杯でしたが、気楽に相談できる職員が多くいたのが良かった」という話を聞きました。

早期復興のためには、情報共有と様々な経験やノウハウを活かす組織づくりが不可欠だと思います。

まちづくりの今後の展望

復興まちづくりに携わり５年目となり、各地区で商店街の街開きや幹線道路の開通式典が開催されています。一方、高齢化や将来への不安など様々な理由があると思いますが、造成した宅地や商業エリアの利用が進まない状況もあります。

このような状況を憂慮し大槌町の区画整理地区では「空き地バンク」制度を導入し、宅地の利用促進を図っています。また、大船渡市の大船渡駅周辺地区では「公民連携のエリアマネジメント」で商店街の形成を図るなど、様々取り組みが行われています。

まだ、復興は続きます。引続き、各自治体からの派遣職員と地元職員が一体となって復興事業に取り組むことが、早期復興を促進するものと思います。

東京、大阪、名古屋など戦災復興をベースに繋栄したように今回の被災地復興が地方再生のベースとなり、今後のまちづくりに貢献できることを期待したいと思います。

岩手県 野田村

概 要

はじめに

野田村は、岩手県沿岸北部の太平洋に面した小さな村です。

北にそびえる縞模様の“大唐の倉”、南に淡水魚の宝庫・清流“安家川”、西には野田周辺を見下ろす“和佐羅比山”、そして東には小豆砂の砂浜が魅力の“十府ヶ浦”海岸など豊かな自然が自慢です。

北国ですが、太平洋沿岸部のため冬の積雪はあまりありません。初夏には、海岸の砂浜にピンク色の「はまなす」が咲き、甘い香りを漂わせます。

夏は「やませ（偏東風）」という冷たく湿った海風が吹くこともあり、比較的涼しい土地です。時に、断崖や地平線がやませによる下層雲に覆われている幻想的な風景をみることができます。

■野田村位置図

■震災前の野田村

震災の爪痕

平成23年3月11日、14時46分。野田村は、震度5弱を記録し、最大約18メートルの津波が襲来しました。津波の最大遡上到達高は37.8メートルを記録し、住家の被害は合計515棟で村内の約3分の1に及び、37人の尊い生命と貴重な財産、そして歴史と思い出までもが奪われる甚大な被害を受けました。

■震災直後の野田村

「野田村復興むらづくり計画」の策定

平成25年4月、「野田村東日本大震災津波復興計画」の発展・充実版として「野田村復興むらづくり計画」を策定しました。

この計画では、復興事業等を通じて「野田村らしい魅力ある暮らし」の実現を目指しています。

■野田村らしい魅力ある暮らし

多重防災型のまちづくりで、将来にわたって災害に強いまちへ

平成23年11月に策定された「野田村東日本大震災津波復興計画」において、第1線（防潮堤）、第2線（三陸鉄道・国道45号）のほかに、第3線（高盛土）による多重防災型のまちづくりを計画しました。

第3線から海側を非居住エリアとして住宅の高台移転などを進めることとし、第2線と第3線の間は、緩衝地帯として、津波エネルギーを吸収するポケット状の都市公園を整備することとしました。

第3線の山側は、市街地の再生と避難路の整備のために土地区画整理事業を行うこととしました。

■都市公園の断面イメージ

野田村復興事業の概要

本村では、被災者の住宅再建のため「防災集団移転促進事業」により、城内・米田・南浜の３地区に、自力再建住宅と災害公営住宅が混在する計98戸の高台団地の整備を行いました。

また、市街地の再生のため「土地区画整理事業」により、137戸の宅地と７つの公園、そして、安全に避難するための避難路を整備しました。

さらに、防災まちづくりの一環として、津波防災緑地に、L2クラスの津波に備えた緩衝機能を持つポケット状の都市公園（約19.0ha）を整備しました。

城内地区高台団地

幅員15メートルで整備された本町通り

店舗等の再建が進む本町通り

おわりに

野田村における復興は、「防災まちづくり」「生活再建」「産業・経済再建」を基本方針として進めてきました。

去る、平成29年６月をもって、一部の避難路の整備を除き、ほぼすべての工事が完成しました。

しかし、ハード整備完了後の賑わいの創出、コミュニティの再生、生業の再生等、これからが本当の復興に向けての正念場となりますので、ハードからソフトへの転換を図りつつ、引き続き復興に向かって取り組む必要があります。

震災直後から、全国の自治体、県内市町村、大学をはじめ、世界中からのボランティアやたくさんの励まし、温かいご支援に村民も我々職員も元気と勇気をいただき、一歩ずつ着実に復興の歩みを進めることができました。

皆様からのご支援を忘れずに、これからも着実に復興の歩みを進めていくことを期待します。

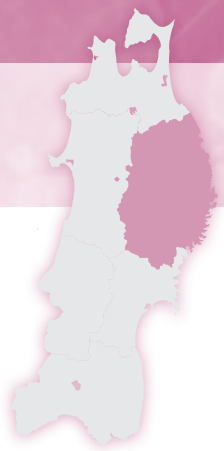

岩手県 野田村

復興むらづくり推進課
三ヶ森 善智
（派遣期間／H24.9.1 ～ H29.8.31：野田村）

はじめに

東日本大震災から１年半が経過した、平成24年９月１日､野田村チーム３名（当時）は、すべてが津波によって押し流された野田村に着任した。

SF映画のように、まち全体が消失し、目の前にあるのは、ガレキの山だけという状況を目の当たりにし、「これは、本当に長く、厳しい戦いになる」と自らを奮い立たせたのを鮮明に覚えている。

野田村では、一日も早い復興を目指し、平成23年11月に「野田村東日本大震災津波復興計画」を､平成25年４月には「野田村復興むらづくり計画」を策定した。

この計画では、将来にわたって災害に強いまちを創るため、第１線（防潮堤）、第２線（三陸鉄道・国道45号）、第３線（高盛土）による多重防災型のまちづくりを進めることとした。

私の所属する復興むらづくり推進課では、防災集団移転促進事業や災害公営住宅等、様々な事業を担当しているが、このうち私自身が担当した「城内地区復興土地区画整理事業」､「都市公園整備事業（十府ヶ浦公園）」について、以下に述べる。

城内地区津波復興土地区画整理事業

本地区は、平成25年２月１日に認可を受け、事業に着手した。

高台に向かって複数の避難路を整備することで、海側の都市公園による津波防災機能と合わせて、安全で安心なまちづくりの実現を目指した。

明内川沿いには公園と遊歩道を配置し、憩いの場を形成した。大鳥居に向けて幅員15メートルで整備する本町通りは、商店や住宅が並ぶ賑わいある街並みを形成する計画とした。

平成24年11月には、城内地区の住民有志が発起人となり「城内地区地域づくり協議会」が設立され、協議会の会員自ら「城内地区地域再生計画」を策定し、住民と行政が一体となりまちづくりを進めている。

幅員15メートルで整備された本町通り

店舗等の再建が進む本町通り

通常の土地区画整理事業では、工事完成時は、家並みは形成されていないが、本地区では、住民の早期自宅再建の要望に応えるべく、「暫定的使用収益開始（野田村方式）」を創設し、平成25年11月には使用収益を開始し、段階的に26回に分けて使用収益を開始した。

その結果、住宅や商店の再建が進み、自宅再建の意向をお持ちの方は、ほぼすべて再建し、現在、新たな街並みが形成されている。

■土地区画整理事業の概要

計画面積	12.9ha（住居区域6.6ha、商業区域2.6ha、工業区域3.7ha）
事業期間	平成24～29年度
整備内容	道路、公園、上下水道一式
関連事業	災害公営住宅13戸、村営住宅10戸、防災拠点施設

都市公園（十府ヶ浦公園）整備工事

防災まちづくりの一環として、津波防災を目的としたポケット状の都市公園を計画し、平成25年3月15日に事業認可を受けた。

■都市公園の断面イメージ

津波の衝撃を和らげる区間の確保と、高盛土による津波エネルギーの軽減、避難時間の確保を目的とし、平成29年6月11日区画整理事業と併せ竣工式を迎えることができた。

公園の面積は約19.0ヘクタールと大きく、子どもたちの遊び場や、休憩・展望の場、海浜活動の場など、特徴ある6つのゾーンから構成される。

復興事業の進捗状況

各種復興事業は、平成27年度までの4箇年で完了する計画であったが、資機材の調達、作業員の確保など、様々な問題に直面し、結果として平成29年度まで延伸せざるを得ない状況となった。

しかし、一部の避難路を除いては、平成29年度中に、ほぼすべてのハード整備が完了する見込みである。

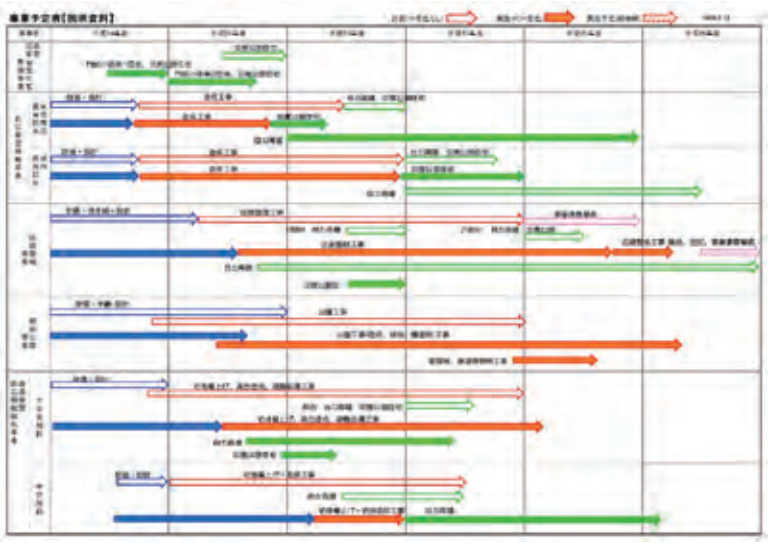

住宅再建が進む城内地区

区画整理事業完工記念碑除幕式

十府ヶ浦公園園名碑除幕式

完成した「ひだまり公園」で東主任（右）と

おわりに

野田村における復興は、「防災まちづくり」「生活再建」「産業・経済再建」を基本方針として進められ、ほぼすべてのハード整備が完了した。

しかし、ハード整備完了後の賑わいの創出、コミュニティの再生、生業の再生等、これからが本当の復興に向けての正念場であり、ハードからソフトへの転換を図りつつ、引き続き復興への取り組みが重要となる。

東京都野田村チームとしての復興支援は、８月末日を以て終了するが、ゼロからスタートした我々の５年間にわたる復興支援が、野田村の復興の一助となっていることを願いつつ、今後も野田村の復興を陰ながら支援していきたい。

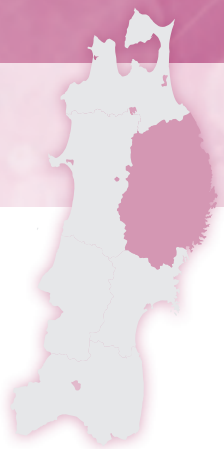

岩手県 野田村

地域整備課
東　健二

（派遣期間／H24.9.1 ～ H29.8.31：野田村）

地域整備課は土木・下水・水道に分かれ総勢15名で構成され、私はこのうちの土木班に配属された。職務は道路新設・避難道路の整備・港湾・橋梁長寿命化計画に則った橋梁の補修工事・他課から依頼の建築工事でこれらの積算・発注・施工管理を行った。

道路新設には用地買収もあり、地主の方は地元の方言で話され、過去のいきさつを解からないまま話しを聞くことから始まり、隣との用地境界の争い話を聞かされるなど、工事屋本来業務以外の仕事も求められることとなった。

主な担当業務の状況

○玉川漁港

写真は、被災した玉川漁港である。

建設当時は津波の高さの想定が低く防波堤が低かったため、堤体の破壊は免れたが、津波が軽々と防波堤を超え、港内の船や漁業設備は壊滅した。

4期にわけ機能強化施工。冬場の施工は低気圧による荒波に悩まされたが無事完成。

○久慈消防署野田分署

写真は、久慈消防署野田分署新築工事である。

用地交渉・日照権の問題で着工が遅れていたが、H28・7月に完成、供用開始し浸水地区外に延床面積580m^2・一階鉄骨平屋建。基礎地盤が複雑で強度がなく建物では基礎杭を打設、外構では地盤改良を行った。

○下安家橋復旧工事

津波により潰滅状態の下安家地区で橋桁が流失、橋脚だけが残った。上流に壊滅した鮭の養殖場があり、この復旧がらみでの汚濁防止の為、漁協より川に重機を入れての作業を禁止された。このため両岸から大型クレーン（270t）で桁を架設したが、川幅が100mありクレーンを設置する場所が狭く厳しい作業になった。

○玉川大橋橋梁補修工事

支間60m、幅員7.2m　橋梁の中央部の床板が12mにわたり亀の子状のクラックが入り通行止めの処置をとっていた。この部分の床板の打換え・他の部分は、防水・舗装のやり替えを行った。川の水面まで35mあり危険な高所作業となるため、作業手順安全設備には充分配慮し無事故で完了した。

5年間で担当した現場が計15件、内訳として建築工事が3件・橋梁工事が3件・道路工事が6件・漁港2件・下水工事1件であった。いずれも短期の工程に悩まされ、特に冬場の70cmを超す雪と日中の最低気温が－10℃になる日もあり体験したことのない気候での施工管理と生活の難しさには、雪国で生きる事の厳しさをつくづく感じた。

慣れない仮設暮らしでの自炊生活、衣類のカビ・外壁の防寒用遮熱材での虫の発生で体中を刺され、医者通いをした事も今では忘れられない思い出になった。

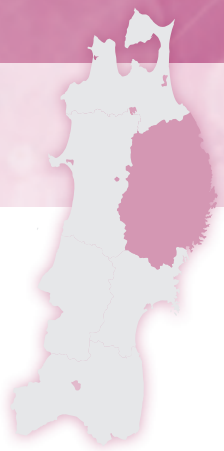

岩手県 大槌町

概 要

位置

大槌町は、岩手県南東部、リアス式三陸海岸に位置し、太平洋に開けた大槌湾へと注ぐ大槌川と小鎚川の平野部が中心となって築かれた町です。中心市街地の地域を町方と呼び、大槌川方面には、沢山、源水、大ケ口、柾内地区があります。小鎚川方面には、桜木、花輪田、寺野地区があり、大槌湾に面して、安渡、赤浜、小枕、伸松地区があります。また、船越湾は大槌湾の北側にあり、船越湾に面して、吉里吉里、浪板地区となっています。

被害状況

死者・行方不明者が1,285名で人口の約1割、役場では、職員120名のうち町長はじめ幹部職員40名の尊い命が失われました。写真は、火事で町が焼けた状況で、津波と火事が起きた町です。

被害は、町方地区がほとんどで4,375棟に影響が出ました。

震災当時の人口は、15,944人でしたが、平成29年5月時点の人口は12,145人、震災前から3,799人の減少となっています。

津波は、旧役場付近で10.7mとなり、旧役場の屋上まで達しています。

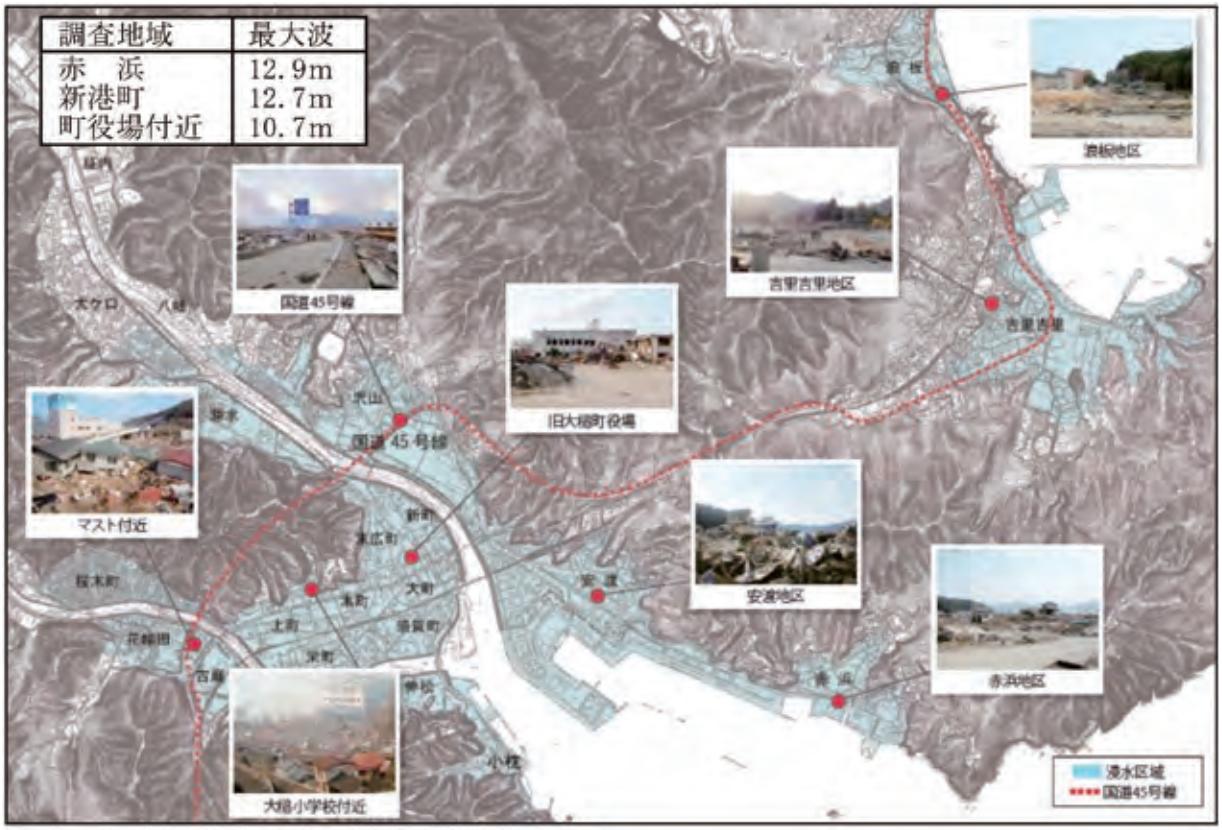

被害の区分		被害（億円）	備　考
産業被害	水産業	51.3	水産施設、漁船、養殖施設等
	農業	6.1	水田、畑、用水路、農道
	林業	2.7	林野、林道
	商工業	14.4	建物、機械設備、商品等
	観光業	16.8	観光施設、自然公園
	計	217.3	
公共施設被害	役場庁舎等	95.6	建物、公用車等
	消防施設等	4.3	庁舎、機械、装備、消火栓等
	道路・海岸等	411.8	公共下水道等
	上水道施設	22.1	ポンプ場等
	学校	30.4	建物、設備等
	社会教育施設	13.5	公民館、図書館、運動場等
	社会福祉施設	1.4	児童・障がい・高齢者・福祉施設等
	計	578.6	
産業・公共施設被害（合計）		796.0	

仮設住宅

震災から7年目を迎える現在もなお、46団地2,325人の方々が仮設で生活しています。

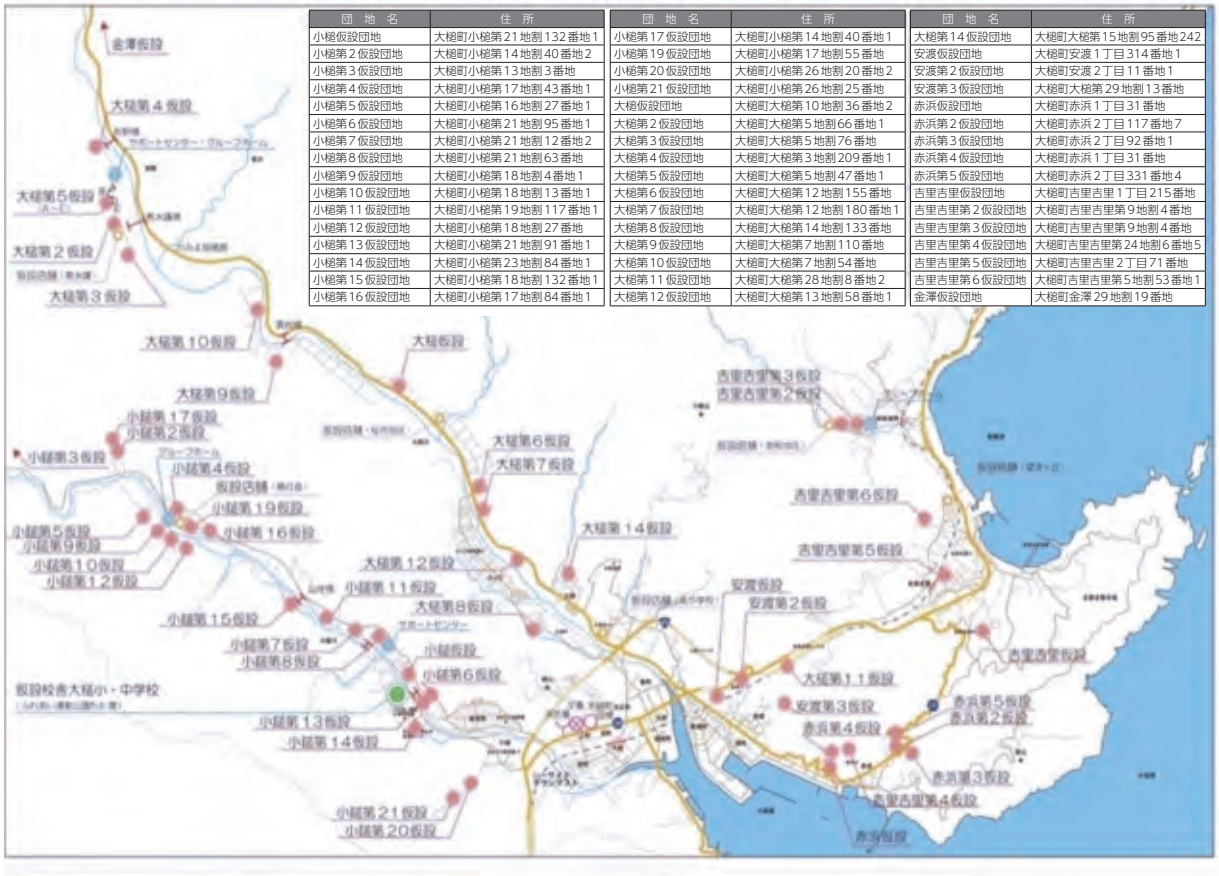

団地名	住所
小槌仮設団地	大槌町小槌第21地割132番地1
小槌第2仮設団地	大槌町小槌第14地割40番地2
小槌第3仮設団地	大槌町小槌第13地割3番地
小槌第4仮設団地	大槌町小槌第17地割43番地1
小槌第5仮設団地	大槌町小槌第16地割27番地1
小槌第6仮設団地	大槌町小槌第21地割95番地1
小槌第7仮設団地	大槌町小槌第21地割12番地2
小槌第8仮設団地	大槌町小槌第21地割63番地
小槌第9仮設団地	大槌町小槌第18地割4番地1
小槌第10仮設団地	大槌町小槌第18地割13番地1
小槌第11仮設団地	大槌町小槌第19地割117番地1
小槌第12仮設団地	大槌町小槌第18地割27番地
小槌第13仮設団地	大槌町小槌第21地割91番地1
小槌第14仮設団地	大槌町小槌第23地割84番地1
小槌第15仮設団地	大槌町小槌第18地割132番地1
小槌第16仮設団地	大槌町小槌第17地割84番地1

団地名	住所
小槌第17仮設団地	大槌町小槌第14地割40番地1
小槌第19仮設団地	大槌町小槌第17地割55番地
小槌第20仮設団地	大槌町小槌第26地割20番地2
小槌第21仮設団地	大槌町小槌第26地割25番地
大槌仮設団地	大槌町大槌第10地割36番地2
大槌第2仮設団地	大槌町大槌第5地割66番地1
大槌第3仮設団地	大槌町大槌第5地割76番地
大槌第4仮設団地	大槌町大槌第3地割209番地1
大槌第5仮設団地	大槌町大槌第5地割47番地1
大槌第6仮設団地	大槌町大槌第12地割155番地
大槌第7仮設団地	大槌町大槌第12地割180番地1
大槌第8仮設団地	大槌町大槌第14地割133番地
大槌第9仮設団地	大槌町大槌第7地割110番地
大槌第10仮設団地	大槌町大槌第7地割54番地
大槌第11仮設団地	大槌町大槌第28地割8番地2
大槌第12仮設団地	大槌町大槌第13地割58番地1

団地名	住所
大槌第14仮設団地	大槌町大槌第15地割95番地242
安渡仮設団地	大槌町安渡1丁目314番地1
安渡第2仮設団地	大槌町安渡2丁目11番地1
安渡第3仮設団地	大槌町大槌第29地割13番地
赤浜仮設団地	大槌町赤浜1丁目31番地
赤浜第2仮設団地	大槌町赤浜2丁目117番地7
赤浜第3仮設団地	大槌町赤浜2丁目92番地1
赤浜第4仮設団地	大槌町赤浜1丁目31番地
赤浜第5仮設団地	大槌町赤浜2丁目331番地4
吉里吉里仮設団地	大槌町吉里吉里1丁目215番地
吉里吉里第2仮設団地	大槌町吉里吉里第9地割4番地
吉里吉里第3仮設団地	大槌町吉里吉里第9地割4番地
吉里吉里第4仮設団地	大槌町吉里吉里第24地割6番地5
吉里吉里第5仮設団地	大槌町吉里吉里2丁目71番地
吉里吉里第6仮設団地	大槌町吉里吉里第5地割53番地1
金澤仮設団地	大槌町金澤29地割19番地

※大槌第12仮設、小槌第3仮設撤去

団　地　数	当初48→46団地
建設戸数	2,106戸
住宅戸数(A)	2,002戸
入居戸数(B)	1,240戸
入居世帯数	1,132世帯
入居者数	2,325人
入　居　率(B/A)	61.9%
空き部屋数(A-B)	752戸

※H29.4.1現在

震災前、震災後、現在の状況

城山から見た中心市街地の様子

震　災　前

震　災　直　後

現　在（H29年６月８日撮影）

復興計画

各復興事業は、①土地区画整理事業（4地区　52.7ha　町方、安渡、赤浜、吉里吉里）、②防災集団移転促進事業（6地区　移転元60.4ha　移転先30.1ha　町方、小枕・伸松、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板）、③漁業集落防災機能強化事業（1地区　2.3ha　浪板地区）、④津波復興拠点整備事業（2地区　24.0ha　町方、安渡）⑤災害公営住宅整備事業（916戸計画）となっています。

復興事業の概要

① 土地区画整理事業

地区			町方	安渡	赤浜	吉里吉里	計
面積（ha）		注1	30.0	5.9	7.7	9.1	52.7
計画人口（人）		注1	2100	400	360	550	3410
都市計画決定	当初	注1	H24.9.28	H24.9.28	H24.9.28	H24.9.28	
	最新	注1	H27.10.26	H27.8.19	H26.12.8	H27.8.19	
事業計画認可	当初	注1	H25.3.7	H25.3.7	H25.3.7	H25.3.7	
	最新	注1	H28.1.7	H29.3.29	H29.1.27	H27.11.24	
宅地完成年月		注2	H30.1	H30.4	H30.3	H29.10	

② 防災集団移転促進事業

地区			町方・小枕・伸松	安渡	赤浜	吉里吉里	浪板	計
移転促進区域面積（ha）	地区面積	注1	28.5	13.6	6.7	8.3	3.3	60.4
	住宅団地面積	注1	20.3	11.2	6.5	5.9	2.3	46.2
被災前戸数（戸）		注1	918	482	140	177	47	1764
移転先住宅団地（戸）※団地内の災害公営住宅戸数を含む		注2	270	65	85	66	11	498
移転先団地面積（ha）		注1	11.5	4.0	6.5	3.7	0.7	30.1
国土交通大臣同意・変更同意	当初	注1	H24.9.24	H24.9.24	H24.9.4	H24.9.24	H24.9.24	
	最新	注1	H29.3.31※大槌町全地区を統合					
宅地完成年月		注2	H29.12	H30.3	H31.2	H28.9	H27.6	

H29.4.1 現在　※1：最新の事業計画、※2：最新のロードマップ（基準日：平成29年3月31日）の数値

発注方式

町では、設計や施工およびマネジメントの事業は、民間技術力を導入し官民連携を行い、事業推進を図る建設生産・管理システムを目的としたCM(コンストラクションマネジメント)方式を採用しています。

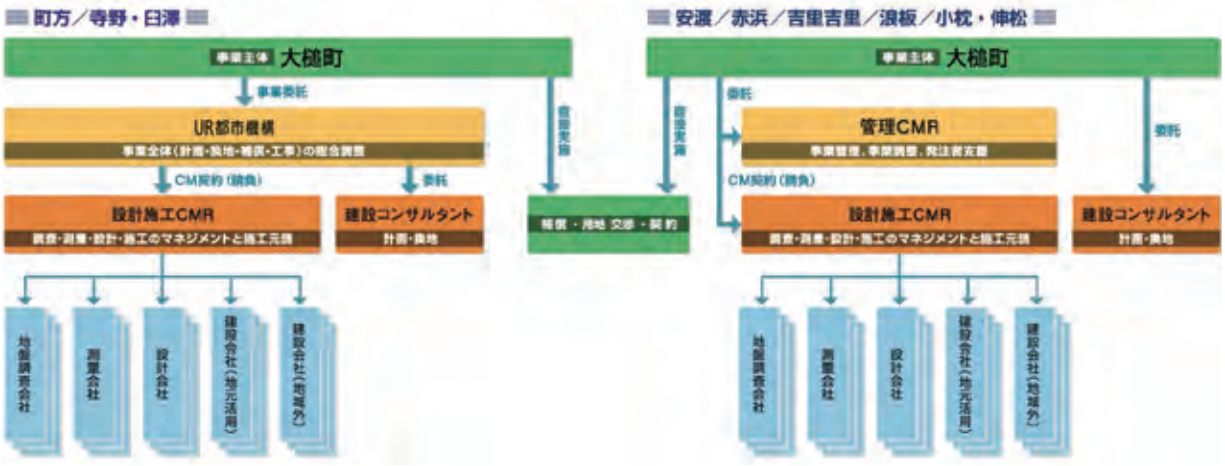

派遣職員状況

大槌町役場の部署は、総務部、民生部、産業振興部、復興局、教育部、水道事業所、議会、監査委員室、総合政策部、大槌交番です。派遣職員は、現在まで727名の職員が大槌町へ全国から参集しています。平成27年度の292名がピークで、今年度は250名となり年々減少しています。

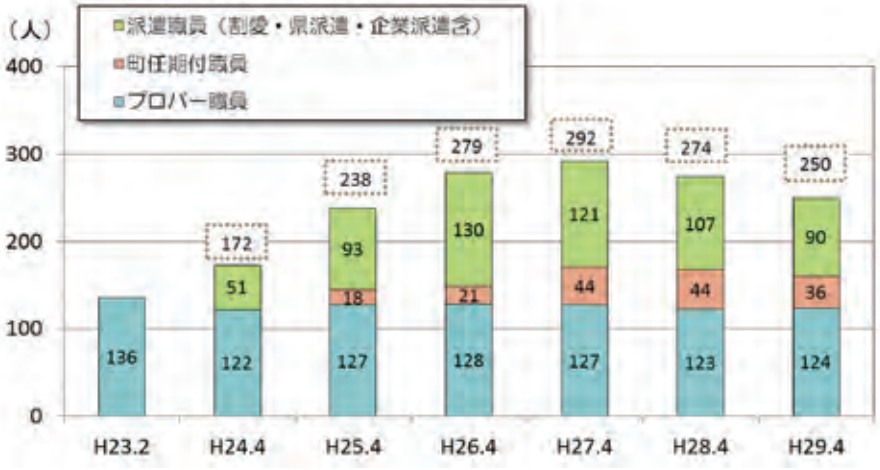

復興予算

現在も復興事業が進んでいるため、復興交付金の配分額は増加し続けている。

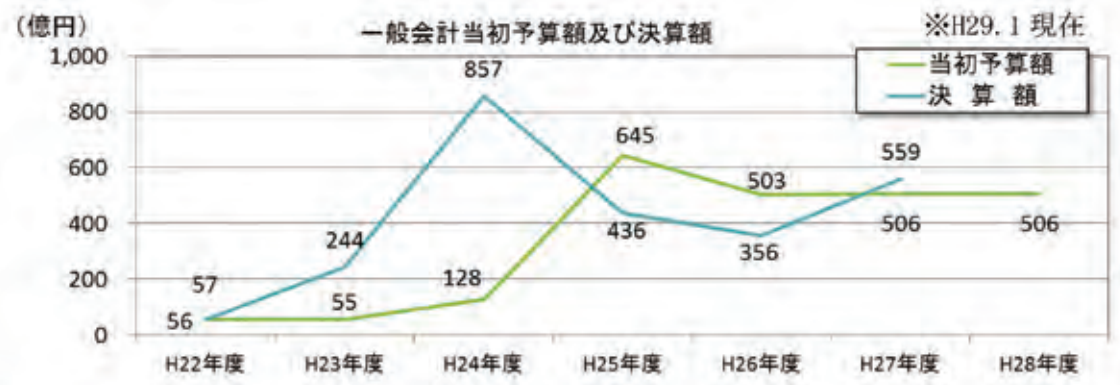

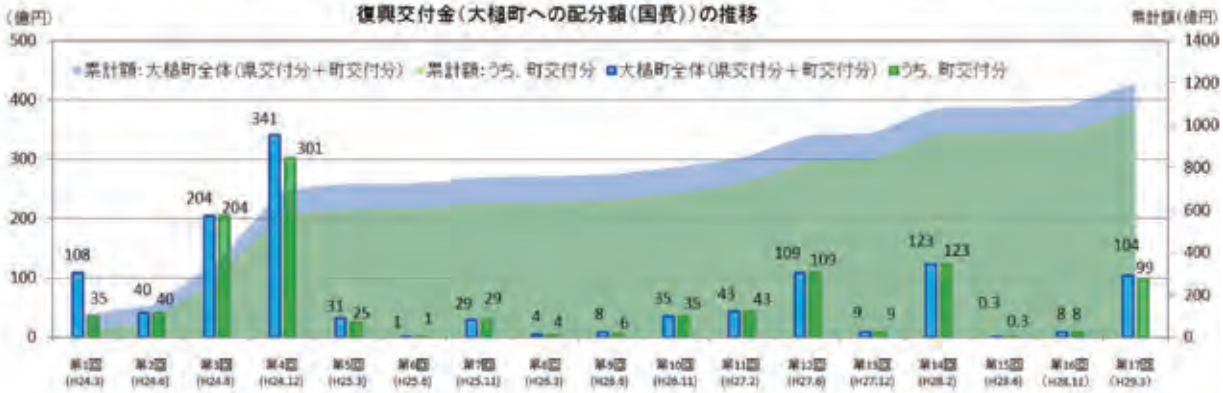

災害公営住宅進捗状況

土地区画整理事業や防災集団移転事業の造成工事完了後に、土地を引き渡して災害公営住宅が建築されている。建設戸数も年々増え、現在は建築のピークを迎えている。

災害公営住宅戸数

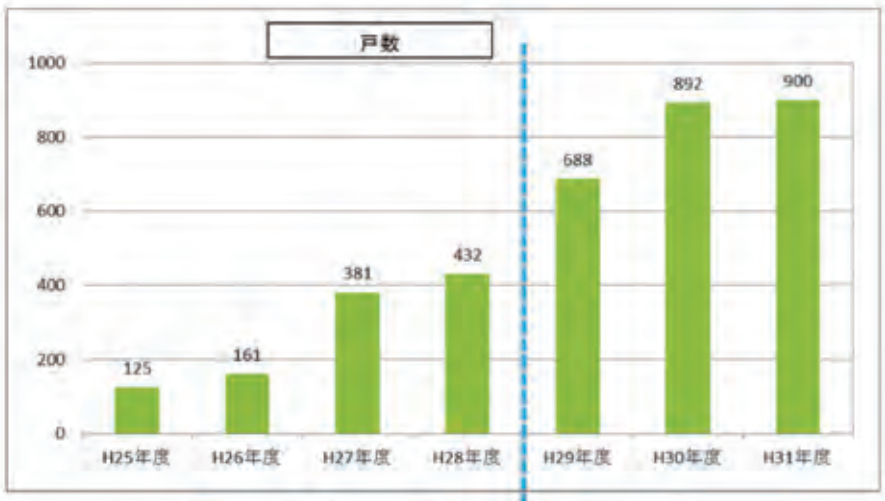

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
単年度	125	36	220	51	256	204	8
累計	125	161	381	432	688	892	900

寺野第２災害公営住宅　H28.7　完成

本町１・上町災害公営住宅　H29.3　完成

おわりに

大槌町の復興事業は、道半ばでありますが、当初東京都からの派遣職員７名が活躍できたことは大きいと思われます。今後、町の変わる風景を定期的に見に行きたいと考えています。

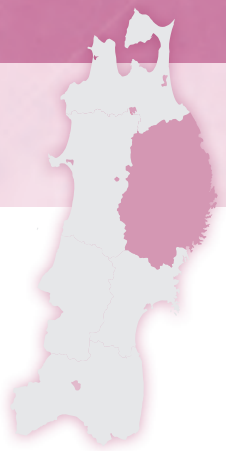

岩手県 大槌町

復興局環境整備課

中澤 孝幸

（派遣期間／H24.9.1 ～ H29.8.31：大槌町）

主な担当業務の紹介

大槌町役場に派遣になって早、５年の任期が終了しようとしています。赴任当初は復興局環境整備課に配属になり、派遣当初は町道の災害復旧工事や落石防止ネット設置工事等の現場を担当しました。翌25年度、当時の役場の状況は津波浸水区域の瓦礫の片付けや復旧に全力を注いでいる状態でしたが、そんな中、町の中心市街地から8㎞程山側に入った小鎚地区に、昭和47年度から続けてきた町の中心市街地と小鎚地区を結ぶ町道の改良工事が、震災で２年程中断しているので担当して欲しいと告げられました。合わせて、平成26年度には町民の居住状況が大きく変わってきている地区に位置する、機能が不足している橋の架替工事を担当することになりました。

担当業務の概要（1）

（1）事 業 名：町道小鎚線道路改良工事
（2）事業場所：上閉伊郡大槌町　小鎚　地内
（3）事業内訳：事業計画延長　L＝680m

事業路線は重要な生活関連道路で、町の中心部と連結する乗り合いバスやスクールバスが運行しています。未改良なため不便を強いられている道路を順次拡幅や改良を行い、バスの運行や農林生産物の運搬を容易にし、地域住民の安全な交通と日常生活の利便を図ることを目的にしています。

担当した区間は震災前の平成22年度にコンサルタントを利用して設計が出来上がっていました。作成されていた資料の内容を確認すると、残り区間680mの全体の設計図面と数量計算書でした。全体を一括工事とし発注するのか確かめると、辺地対策事業債と言う、私には耳慣れない財源を使っての事業で、町の財源規模から５工区程に区切って発注して欲しいとのことでした。

予算書には工事費と道路拡幅に伴う用地買収費用が計上されていましたが、用地測量は実施されていませんでした。県が管理する河川に添って拡幅することになっていたことから、河川管理者との協議、設計資料を分割する作業、拡幅用地を買収するための用地測量等の業務を、従前に携わっていた設計コンサルタント会社に随意契約して作業を進めました。

河川占用の協議と許可手続きにおよそ１年間を要しましたが、用地取得を伴わない区間から工事に着手し、２期目は用地取得が完了した区間から工事を発注しました。現在３期目の工事を施工中です。設計当時から時間が経過し、震災により地域の状況に変化が生じたことから設計を見直さなければならないことも多くあります。

現在、４期目の工事を任期中に発注することで設計と積算を進めています。

５期目は橋長45.5m、車道7.0 ～ 8.5m ＋歩2.0m、直接基礎の２径間曲線橋を架設することで、河川管理者協議を経て設計が完了しています。積算と工事の発注は後任にお任せすることに成りますが、31年度末には全ての工事が完成する予定となっています。

施工前：1、２工区（1期目）

施工後：1、２工区（1期目）

施工中：２工区（3期目）
（工期：平成29年9月20日まで）
※コンクリートブロック積根入れ部埋戻し確認立会い

施工前：５工区（2期目）

施工後：５工区（2期目）
※５工区（2期目）は拡幅部分のみ表層舗装を残して施工完了。
現道部分と拡幅部分舗装工事は４期目として発注。

担当業務の概要　(2)

(1) 事 業 名：町道大ヶ口線大柾橋架替工事
(2) 事業場所：上閉伊郡大槌町　大槌　地内
(3) 事業内訳：橋長　L＝78.6m　幅員10.5m（車道7.0m、歩道2.5m）

架替工事を進めている大柾橋は、県が管理する２級河川大槌川に昭和42年に架橋された３径間の橋長84m、幅員4.0mの老朽化した橋で、橋の上では車のすれ違いが難しい状況の橋です。大槌町の復興まちづくり計画に照らし、津波により浸水した区域を通らずに大槌川沿いと小鎚川沿いの地区を結ぶ目的で、トンネル工事と共に実施し大槌町循環型道路網の整備として実施するものです。

トンネルと共に要望し「社会資本整備総合交付金事業(復興枠)」に採択されたことから、平成26年度に設計コンサルタントへの業務委託を発注し、河川管理者との設計協議、河川占用手続を経て、入札不調もありましたが平成28年12月に工事請負契約を結ぶことが出来ました。当初の計画では架替工事に当たり、交通の迂回を考えた仮橋を必要としないことで進めましたが、震災から年月が経過すると共に地域の居住状況が変わり、迂回のための仮橋が必要と判断されました。仮橋の設計が追加に成ったことから全体工程に遅れを生じましたが、現在、仮橋を建設中です。９月当初には交通の切り替えを行い、旧橋の撤去に掛かります。

新橋は、現在の架橋位置に２径間連続鋼鈑（耐候性鋼）桁橋として架け替えます。平成31年度中の完成を目指していますが、仮橋の撤去等が32年度にずれ込むことが予想されます。

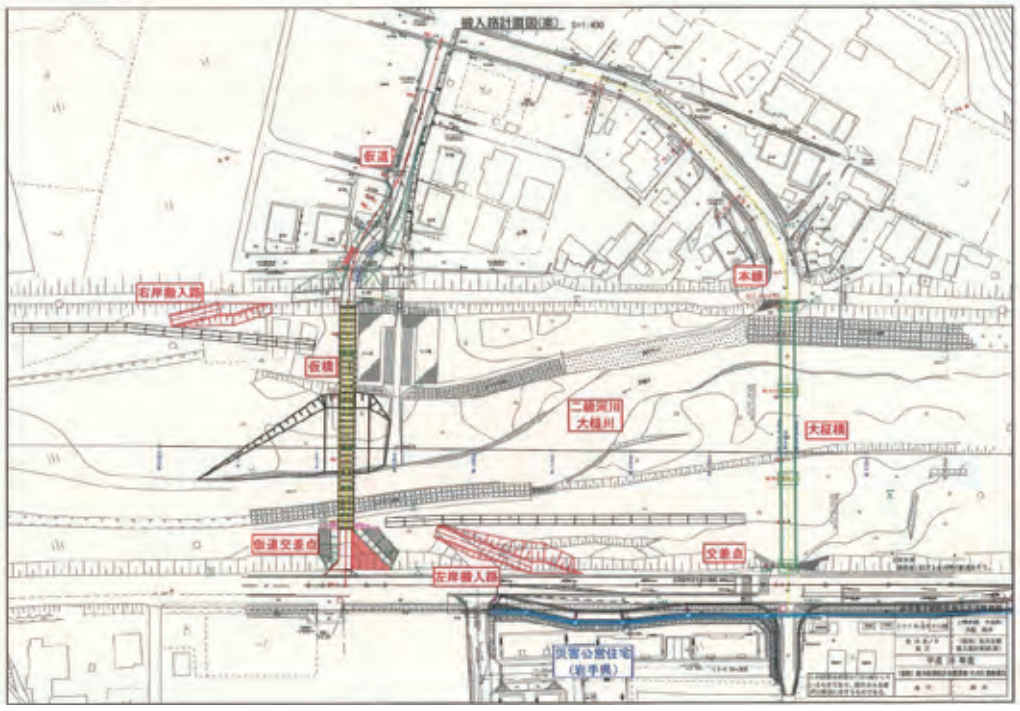

仮設計画平面図

仮橋架設状況

撤去する現在の大柾橋

仮橋杭の打設状況確認立会い

派遣期間を振り返って

人生の一区切りが終わってからの派遣となりましたが、家族からは喜んで送り出され、単身での生活は寂しくもあり、楽しくもあり。派遣期間中に出会えた多くの人から刺激を頂きながら過ごすことが出来ました。特に最初に同じ町に派遣になっていた方々、７名の内５名は他の自治体に移られたりしましたが、現在も２名の方とは連絡をとりあっています。

所属している職場は現在24名で構成されていますが、派遣期間５年は町職員の２名を除けば私は在席期間が一番長い課員になりました。

同一の事業に計画から工事まで継続して携わることが出来たことで、事業の進捗に少しは貢献できたのでは思っています。首都圏の平野部で過ごしてきた現役時代の経験と、山間部を含む傾斜地で実施する道路施設の建設では多少の違いは有るものの、携わった業務は殆んど経験したことのあるもので、経験を生かしながら進めることが出来たと自負しています。被災地ではまだまだマンパワーの不足が続いていますが、５年間被災地の復興に携わる機会を与えて頂いたことに感謝しています。

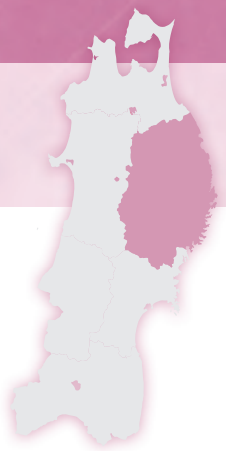

岩手県 大槌町

復興局復興推進課
林　　正生

（派遣期間／H24.9.1 ～ H29.8.31：大槌町）

派遣された当初から現在に至る復興状況

私が大槌町へ赴任した時、基礎しかない町の光景に、大きな衝撃を受けました。

町では瓦礫処理が行われ、家の基礎撤去によるダンプ走行の埃によって、町の道路を歩いて通行する人がいない状況でした。

赴任した当時は、これからどのように町が変わるのか、想像はつきませんでした。

現在、復興事業は、盛土や切土をして造成が行われ、着実に整備が進んでいます。

町方地区と安渡地区の２地区について、私が派遣された当初と現在に至る状況を写真で説明します。

【町方地区】

町方地区の土地区画整理事業では、約2m程度の盛土造成を行っています。年度中には区画整理事業の造成工事が完了します。今後、土地の引き渡しが随時行われ、家が建築されていきます。

県で行っている防潮堤（高さ14.5m）は、現在水門工事が行われ、今後、防潮堤工事が始まります。

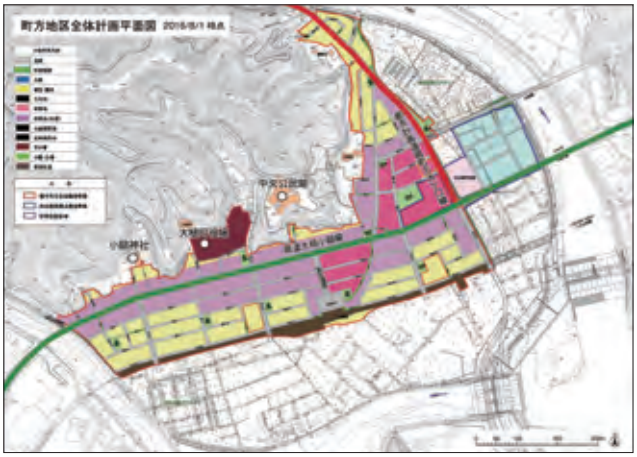

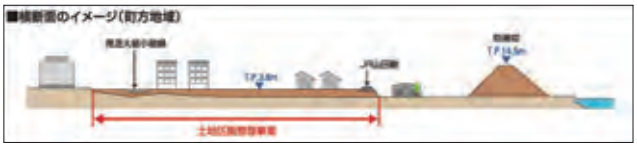

【土地区画整理事業概要】
事業面積：30ha
事業期間：平成25年3月7日～平成35年3月31日
（清算期間5年含む）
地権者数：810人
計画人口：2,100人
使用収益開始：平成28年2月（第1回）

【航空写真】町方土地区画整理事業

平成25年10月撮影

平成29年5月撮影

【城山公園から撮影】町方土地区画整理事業

平成24年10月撮影

平成29年6月撮影

【安渡地区】

安渡地区の土地区画整理事業では、約2m～6m程度盛土造成を行っています。区画整理事業の造成工事は現在がピークです。

県で行っている防潮堤（高さ14.5m）は、着実に工事が進んでいます。

【土地区画整理事業概要】
事業面積：5.9ha
事業期間：平成25年3月7日～平成34年3月31日
（清算期間5年含む）
地権者数：110人
計画人口：400人
使用収益開始：－

【航空写真】安渡土地区画整理事業

平成26年10月撮影

平成29年4月撮影

【安渡大槌稲荷神社から撮影】安渡土地区画整理事業

平成24年10月撮影

平成29年5月撮影

担当業務における成果

大槌町へ派遣された平成24年9月に配属された部署は、産業振興部農林水産課でした。
平成25年4月からは、復興局復興推進課に異動し、現在まで同部署で仕事を継続しています。
派遣された時から現在までの主な業務は下記の通りです。

項目 / 期間	部署	年度	業務名	内容
平成24年9月～平成25年3月	農林水産課	平成24年度	大槌町水産業・水産加工業アクションプラン作成業務	漁業者等の協議会を行い、担い手や育成方法を考えたアクションプランを策定した。
			さけますふ化施設整備設計業務	町の基盤産業のふ化場は、津波の影響を受け、早期に供用させるため、各協議を踏まえて設計を完了した。
平成25年4月～平成29年8月	復興推進課	平成25年度～	町全体の土量調整	関係機関（国・県・山田町・釜石市・町内）と土量の工程調整を行い、町内全体の盛土や切土工事に影響ないように調整を行った。
		平成25年度～平成27年度	都市計画マスタープラン作成、用途地域変更や地区計画及び特定用途制限地域策定	都市マスタープランの決定、用途地域変更地区計画及び特定用途制限地域策定に向け関係機関の調整を図り都市計画決定を行った。
		平成25年度～平成28年度	源水大橋・都市計画道路大ヶ口線計画	多くの各関係機関の調整が発生したが、早急に開通をすることにより住民の通行を確保することが出来た。
		平成25年度～平成28年度	三陸沿岸道路工事に伴う道路等機能補償	国土交通省の三陸沿岸道路計画により町道の施設の機能補償の構造等のチェックを行った。
		平成25年度～	設計施工CMR、管理CMR調整会議	主任監督員として、CMRと定例会議等を開催し、作業をスムーズに行えるようにした。
		平成26年度～平成28年度	郷土財活用検討業務	希少種動植物（イトヨ等）と井戸等の郷土財に対して、委員会開催して協議を行い、活用や保全等を図った。
		平成27年度～平成29年度	跡地利用計画	防災集団移転事業の跡地で、活用方法について庁内検討協議を重ね方針をとりまとめた。

派遣期間を振り返って印象に残った体験談

学校が仮設から本設の校舎へ移転した後、学生の通学路として町方地区の歩道が利用され、朝夕の学生の登下校で挨拶をしてすれ違うことが出来るようになりました。復興が進むことによって、日常にある光景が感じられるようになりました。

大槌町での５年間派遣で、多種多様な土木工事のハード面や都市計画のソフト面の経験を踏まえたことは、技術者として有意義であり、今後とも若手技術者へ伝えていきたい。

岩手県 大船渡市

概 要

市の位置、市域

大船渡市は岩手県の南東部にあり、陸前高田市、住田町と合わせて気仙地方と呼ばれる。東西、南北とも約25km、面積323km^{2}である。東は太平洋に面し、リアス海岸でいくつも湾入がある。地層は複雑で、4億年前ゴンドワナ大陸から分離した地塊が漂着したと言われる。

江戸時代は、伊達藩に属したが、廃藩置県後、岩手県に入った。

昭和27年、盛町、大船渡町、末崎村、猪川村、立根村、日頃市村が合併して旧大船渡市となり、昭和31年綾里村、越喜来村、吉浜村が合併して出来た三陸町と平成13年に合併して現在の市域となった。

自然、人口

気候は、海流の影響で夏は涼しく、冬は温暖で雪も少ない。岩手の湘南といわれる。人口は、最大が平成17年の43,331人（国勢調査）で、震災前の平成23年2月末41,089人（住民登録）であった。産業は、水産関係が中心で、韓国との定期コンテナ航路があった。

1960年のチリ地震津波で大きな被害を受け、50周年にあたる2010年には、大規模な避難訓練を含む行事を開催した。明治、昭和の大津波の研究をしていた大船渡の学者が提唱したのが「津波てんでんこ」であり、大船渡では学童の被害はなかった。

東日本大震災

大震災での被害は死亡者340人、行方不明者79人、建物被害は5,586世帯。ここまでは来ないだろうと思っていた、海抜10～20m位の人的被害が大きいと言われている。

地震発生時は市議会の一般質問が行われていたがすぐ中断、その後大津波警報が発令されて議会は休会となった。職員は、旧町村単位に設置される地区本部の立ち上げか、消防団に向った。自衛隊の他、アメリカ、イギリス、中国の救援隊が入ったが、三陸沿岸で対応できたのは大船渡市だけだったと言われている。

避難所は60箇所で、ここに避難した人は8,737人。3月25日には最初の仮設住宅に着工、4月20日には完成している。市庁舎は市街地近くの高台上にあり、沿岸市町村で

都派遣チーム

唯一被災しなかったこと、警察署、消防署、県立病院も無事で、普段からの備えもあったことから、早期に応急体制が構築できた。

「銀河連邦」の仲間であった相模原市を筆頭とする全国道県市区町から支援物資、人的支援があり、国内外のボランティア団体の支援を受けた。

復興に向けて

3月23日には災害復興局を設置、専属職員7名を配置。4月11日には、市長を本部長とする災害復興推進本部を設置した。4月20日に災害復興基本方針を決定。5月22日学識経験者を含む復興計画策定委員会を設置、地区懇談会や市民ワークショップ、こども復興会議などで意向を聴きながら土地利用計画（案）を策定していった。

防集団地は、コミュニティ維持のため、差込方式と呼ぶ、小規模団地（10～20戸程度）を集落近くに配置する方針とした。地権者交渉が難航した地区もあるが、地区の復興委員会などで候補地を選定し、地権者の了解を取ってくれた地区もあった。

復興まちづくりの支援に学者、専門家が入っている地区では、防集団地、災害公営住宅の配置計画や建築の色の基準などを移転予定者とともにまとめた。中には、建築の発注、施行監理を支援したところもある。

災害復興住宅には、市発注、UR施行市買取、県施行がある。市発注では、気仙大工の雰囲気を取り入れたり、戸建てのものもあった。

防集団地

戸建災害公営住宅

大船渡市の現状

震災後6年経った現在、260の復興事業のうち7割が完了、残りが進行中である。人口は、平成23年2月末の41,089人に対し平成29年5月末37,497人（住基ベース）で約9%の減となっている。

最大の企業である太平洋セメントは、工場を復旧し、海外への輸出にもトライしている。基幹産業である漁業は、サケ、サンマ、イカが不漁のため振るわない。水産加工業は大半が工場の復

旧を終えている。企業の新規参入は、被災跡地に立地したシティホテルと銀河農園（トマトの室内大規模生産）くらい。

中心市街地であった大船渡駅周辺は防災拠点地区として整備され、駅前広場、ホテル、飲食店街、ショッピングセンターなどがオープンしているが、鉄道は復旧されずBRTが代替交通機関として運行している。

復興事業が終了したあとの産業振興、人口減対策が課題であろう。

キャッセン大船渡

ショッピングセンター

新魚市場

岩手県 大船渡市

農林水産部水産課
光冨 正敏

（派遣期間／H24.9.1 ～ H29.8.31：大船渡市）

赴任直後

先ずは、蛸ノ浦漁港の臨港道路応急復旧工事を西川氏と共同で担当。現場に行ってみると道路が水浸しで、その中を水産会社のフォークリフトが走っている状態。会社の事務所で苦情を聞いた。私が設計図を描き、西川氏が積算。ここまでは短期間で仕上げたのだが、一向に起工にならない、なにか理由があると思っていたら数ヶ月後に工事発注となった。

執務状況

プロパーの課長補佐から、マンパワー不足対策として設計施工一体発注、コンストラクションマネジメントなどについて調査するよう指示があり、制度、他市の事例、大船渡市導入の問題点などについてまとめた。

各地区復興まちづくりへの参加

学部～院での研究テーマの一つが「住民主体のまちづくり」だった。品川区在任中は、地区計画も担当。「旧東海道品川宿まちづくり」を地元の商店会有志と一緒に立ち上げた。

仮設住宅のある綾里では、団地自治会の副会長が綾里震災復興委員会の事務局をやっているというので、委員長を紹介してもらい、オブザーバーとして参加することになった。インターネットで調べると碁石地区復興まちづくり協議会があるのを知った。この会を実質的に仕切っているのが防災都市計画の専門家だったので、同級生から情報を得てメールで連絡し、協議会の委員長の承認を得て参加。同様に崎浜復興会議、越喜来まちづくり委員会にも参加した。大体どの会も土曜か日曜開催なので、掛け持ちで参加することもあった。

これが、結果的には地域との人脈づくりにつながり、漁業集落事業を進める上で大いに助けとなった。

漁業集落防災機能強化事業

水産課では、震災前着手直前だった崎浜の漁業集落環境整備事業を復興交付金事業に横滑りさせることを想定。一方、市災害復興局からは浦浜の県道嵩上げと連携して背後地を嵩上げする事業を実施するよう要請された。

崎浜については、本庁から水産庁担当職員が現地視察に来て協議した。浦浜については、間接補助で調査費がついて測量設計を実施しようとしていた。

ところが、担当係長は事業が大変だと考え、抵抗していた。一方部長は、他地区を含めほぼ市

内全体の漁港背後で実施したいという意向だった。

私は、漁業集落全体のチェックリストを作成、事業を実施すべき地区を選定した。マンパワー不足対策としてURに事業を委託することも考え、同級生が元UR理事だったので、担当者を紹介してもらい、岩手の事務所所長と交渉した。

地区が決まったので、調査費を一括交付金で確保し、計画策定調査を実施することとなった。水産庁関係の財団法人に委託したいと考えたが、課長から依頼して断られたという。調べたらその理事長が同じ学科の後輩だと判明。上京の機会にアポ無しで訪問し、話をしたら受託することを承諾。漁業活動の実態、土地のニーズなど、漁業者全員アンケートや漁協幹部の聞き取り、各地区のまちづくり組織との意見交換などを行って計画案を策定。この際、まちづくり組織へ参加していたことが役に立った。

浦浜の嵩上げについては、復興庁がなかなか認めてくれなかったが、私が資料づくり等を工夫して、交付金申請を通すことができた。

大船渡市では復興事業も縦割りで、計画策定、交付申請、市の予算要求、測量設計、用地交渉、工事設計積算、工事監督など全て担当することになる。市の予算（特に復興交付金事業に係る予算）の仕組みが分り難く、苦労させられた。工事の積算も随分昔やったが、積算システムなど全く変わっており、実施する前は不安だったが、都の後輩に教えてもらったり、派遣仲間に聞いたりしてなんとかこなすことができた。

越喜来浦浜2013年

越喜来浦浜2017年

心残りだったこと

赴任後、担当部長や当時の副市長（学科後輩）に私の経歴を渡し、ポートセールス、国際会議事務局などを都で担当していた経験を活用して、水産課の仕事以外でも、何でもやりますと伝えたのだが、土地利用課主幹を兼任しただけで、具体的に依頼されることがなかった。

感謝

復興支援対策部被災地支援課の皆さんには、都の作業服、羽毛布団、乾燥機など貸与品の選定にも心使いが感じられ、有り難く思いました。技術向上研修などもタイムリーな現場を見せていただき興味深かったです。また被災地支援岩手事務所の歴代職員にも身近で支援していただき感謝に堪えません。

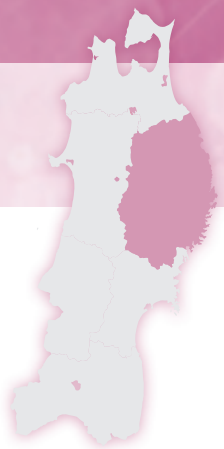

岩手県 大船渡市

農林水産部水産課
飯野 達夫

（派遣期間／H24.9.1 ～ H29.8.31：大船渡市）

東京を離れて5年過ごすことになりました。前職のときは、10か月離れた経験しかありませんでした。思えば遠い所に来たなと感じたのは、東北自動車道で6時間、さらに1時間半かけて内陸から三陸方面まで下ってきて赴任したときです。

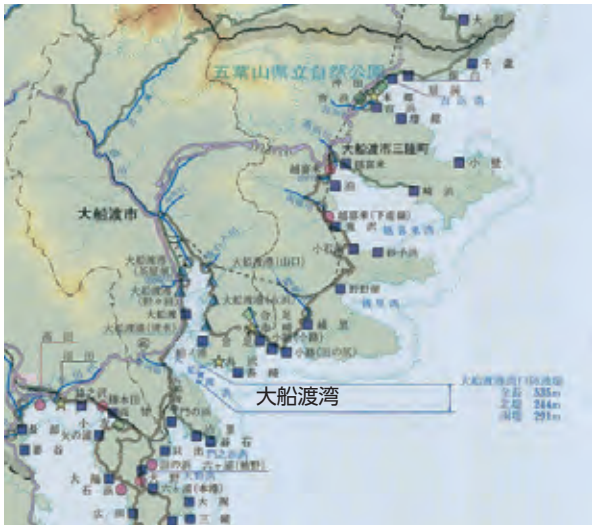

位置図

小壁漁港・泊漁港の災害復旧

担当した越喜来泊漁港で漁港災害復旧は、赴任したときは工事も行われておらず漁港は沈下で満潮時には水没したような状態でした。半年後、物揚場の復旧工事が開始されましたが、受注業者にも作業員が集まらず作業も停滞しました。受注会社の現場代理人も秋田から急遽採用された方言の強い人で、工事期間中、会話や工事竣工資料作成で苦労したことが懐かしくなっています。

施工前

セルラーブロックの被災調査

その後、大手ゼネコンが漁港の船揚場や防波堤などの工事に参入し、泊漁港では、特に大きな問題なく工事が進みましたが､小壁漁港では波浪や岩の落下などで施工業者は苦労していました。4回の重変申請を行い27年6月に完成しました。この工事期間中に重変申請だけでなく消費税などが変わり非常に苦労しました。

防潮堤工事の開始

越喜来地区泊漁港では海岸復旧工事として、防潮堤329m（陸閘B9.00×H4.7含む）の工事を大船渡市が行います。

計画の実施については、設計方針を決定するのに苦労しました。

防潮堤は、県からの通達などの連絡事項だけでコンサルと協議を進めていきましたが、多くの事業費が掛かかることから設計方針について、出来れば委員会などを立ち上げ技術資料や指針を

作成していれば設計の違いや進捗状況が変わっていたと思っております。

越喜来地区の住民の感情は優しく、皆で決めたものには異議を挟む人は少ない場所でしたが、個別に土地交渉を行ったとき高い壁ができ海が見えなくなることで涙目になる人がいました。自分も防潮堤建設に係った者として辛い気持ちになります。

防潮堤施工前

漁港・海岸完了前

蛸ノ浦漁港の海岸災害復旧

泊漁港の防潮堤作業を行っているとき蛸ノ浦漁港海岸も担当になっていました。これが間違いで任期満了の８月に帰れない状況になっています。

蛸ノ浦漁港海岸は、大船渡で一番長く復旧延長1,463.2mになり、陸閘８基、避難階段５か所、その他水門、排水施設などを抱え、計画しながら地元調整を行っています。昨年の９月から部分解除協議の資料を作成し５月に本体工事について、申請解除の段階にたどり着き工事発注（３工区、４工区）ができました。

蛸ノ浦地区は、越喜来泊地区とは違い水産会社や漁港周辺の土地を管理する契約会などの団体があり、“防潮堤に窓を付けろ、陸閘を増やせ、臨港道路の勾配を変えろ等”多くの要求があり土地の問題も一部解決していません。

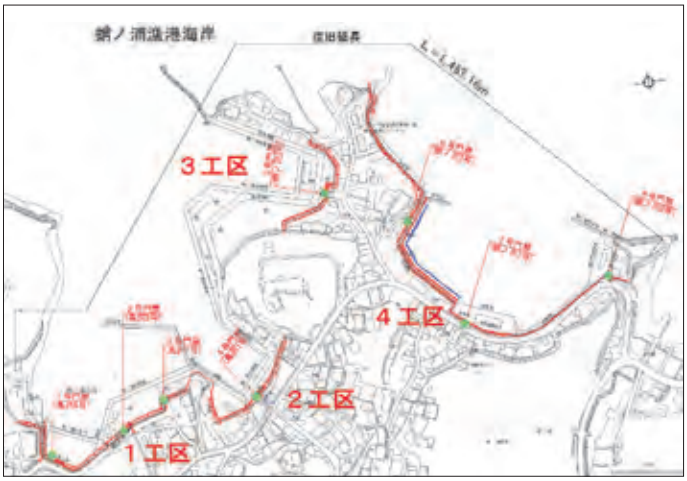

蛸ノ浦漁港の海岸計画

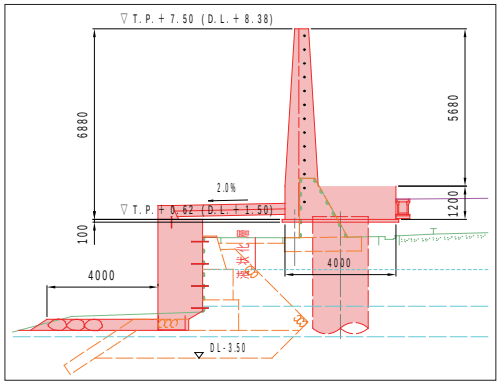

蛸ノ浦防潮堤の断面

蛸ノ浦防潮堤区間には、13基の既存陸閘がありましたが、8基（地元の要望により1基復活）に統廃合して構造申請を行っていますが、県内の海岸と併せた問題で7月現在も目途がたっていません。

大船渡市には4名が東京都から派遣され業務に従事していました。滑川さん、西川さんには公私において励ましてもらいながら、休日は、ゴルフやスキーなどでリフレッシュして過ごしました。そうそう、スキーですが、安比高原で転倒し鎖骨を複雑骨折し忘れられない思い出となってしまったのが三年前になります。2度の手術を行ったのですが、今でも傷口が痛みドライバーを強く振り切れずゴルフスコア一低迷の原因となっています。

もう一つ大きな事件がありました、15年連れ添ったモモが死にました。妻から死にそうだと電話連絡があった金曜日に東京に帰ったのですが、弱々しく尻尾を振るモモが忘れられません。介抱していた夜中、眠ってしまった私のほうに向かって事切れていた姿に気が付いたのは、午前3時でした。娘を亡くしたような悲しい喪失感が今もあります。

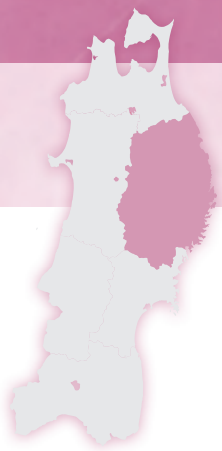

岩手県 大船渡市

農林水産部水産課
西川 泰弘

（派遣期間／H24.9.1 ～ H29.8.31：大船渡市）

派遣された当初から現在に至る派遣先の復興状況や変化等の紹介

私が東京都に採用され派遣先である大船渡市に着任したのは、平成24年9月なので、東日本大震災から、1年半が経過していました。したがって、市内のｶﾞﾚｷ処理は、ほとんど終了した状況でした。配属先の農林水産部水産課においては、震災直後から派遣元職員と前任派遣職員のもと、被災した漁港海岸の約200施設の災害査定（今にして思うに、最も大変な業務量であったと想像出来る）は終了して、それらの設計、積算、起案、発注を行う時期でした。その業務の一部を担当し、今に至っています。

平成23年3月
（大船渡市末崎町門の浜県営漁港付近の被災状況）

平成29年6月
（大船渡市末崎町門の浜県営漁港付近の復旧状況）

担当業務におけるこれまでの成果

派遣先の大船渡市が管理する16漁港のうち、泊里漁港、碁石漁港の25施設の災害復旧が私の担当でした。両漁港とも、東日本大震災により、約90cm沈下し、崩壊、欠損、流失などの被害を受けていました。

その災害査定は、すでに終了しており、私はそれらの設計、積算、起案、発注そして施工管理を行いました。前職では中堅ゼネコンに勤務していたので、全てが真逆の立場となり、発注業務もさることながら、重要変更協議、再調査、成功認定、災害査定、協議設計解除、会計検査、海岸保全区域変更、交差点協議などなどが初体験でした。

現在は、漁港の復旧が完了し、海岸の防潮堤工事を実施中です。

この5年間、派遣先の方や仲間の援護、そして家族の協力により、今日に至るまで、何とかやってこれた気がします。そして、幾らかでも復旧工事の手助けが出来たなら幸いです。

庁舎での勤務状況

竣工検査状況

平成23年4月泊里漁港被災状況

平成29年6月泊里漁港復旧状況

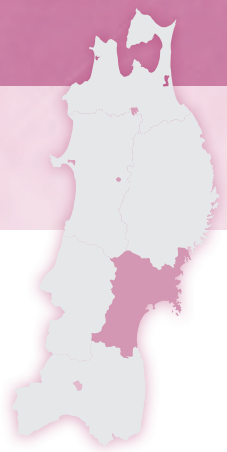

宮城県 気仙沼市

概 要

建設部住宅支援課
家亀　潤

（派遣期間／H24.9.1 ～ H29.8.31：気仙沼市）

気仙沼市の概要

位置

気仙沼市は、宮城県の北東端に位置し、東は太平洋に面し、南は宮城県本吉郡南三陸町、西は岩手県一関市及び宮城県登米市、北は岩手県陸前高田市に接しています。

気仙沼市の紹介

地勢

気仙沼市は、北上山系の支脈に囲まれ、そこから流れ出る大川や津谷川などが西から東に向かって流れ、太平洋に注いでいます。

太平洋に面した沿岸域は、半島や複雑な入り江など、変化に富んだリアス式海岸を形成し、気仙沼湾は、湾口に大島を抱き、四季静穏な天然の良港となっています。

このリアス式海岸特有の海岸美により、三陸復興国立公園及び海域公園、並びに南三陸金華山国定公園の指定を受けています。

市の総面積は332.44km^{2}で、宮城県内では7番目（平成25年10月1日現在）の広さです。

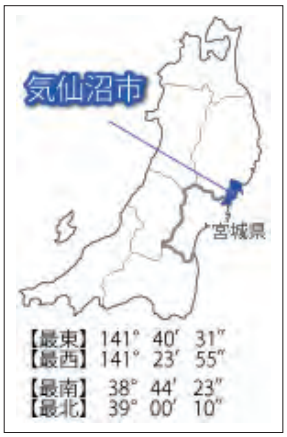

震災の概要

今回の地震の概要（気象庁発表）

- 地震名称：東北地方太平洋沖地震
- 発生日時：平成23年3月11日（金曜日）14時46分
- 震源：北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24キロメートル
- マグニチュード：9.0
- 各地の震度（気象庁発表）：気仙沼市赤岩　6弱
  気仙沼市笹が陣　5強
  気仙沼市本吉町　5強

被害の状況　平成29年4月30日現在

- 人的被害：1,358人（内訳：直接死1,034人、関連死108人、行方不明者216人）
  （注）1,358人は、宮城県発表の「東日本大震災における被害等状況」の本市の死者（直接死・関連死）1,217人・行方不明者216人のうち、本市に住民登録を有していない方75人を差し引いた人数
- 住宅被災棟数：15,815棟（平成26年3月31日現在）
- 被災世帯数：9,500世帯（平成23年4月27日現在・推計）
  （参考）応急仮設住宅：93団地（3,503戸）

気仙沼市の復興状況の紹介

土地区画整備事業や防災集団移転、災害公営住宅などを含めた進捗率は85%。気仙沼市の整備戸数は、防集団地や土地区画整備事業などの民間住宅用宅地1,730戸、災害公営住宅2,087戸の計3,817戸となっている。

現在の整備状況は、民間宅地1,337戸（77%）災害公営住宅は2,087戸（100%）の工事が完了した。

本年度は防災団地で残る南気仙沼地区（15戸）のほか、土地区画整備事業区域内の計203戸で整備を終える予定。他事業との調整による工事の遅れなどにより、来年度以降に供給時期がずれ込む見通しの宅地は197戸となっています。

復興状況の詳細は、気仙沼市ホームページよりご覧になれます。

http://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s109/010/020/010/010/1397037878179.html（防集の状況）
http://www.kesennuma.miyagi.jp/li/fukko/050/030/010/010/index.html（災害公営の状況）
http://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s105/010/020/010/020/1434077919718.html（災害公営だより）

派遣職員のそれぞれの業務におけるこれまでの成果

気仙沼市には、当初15名が派遣され、それぞれ防災集団移転課10名（うち2名は派遣当初は用地課）・建築住宅課5名、防災集団移転事業推進事業と災害公営住宅建設推進事業及び住宅支援事業に従事。

気仙沼市の防集事業概要　（事業を推進した派遣職員　10名の成果）

＊造成の地区数：45地区　協議型　39地区（5戸～95戸）
　　市誘導型　6地区（25戸～120戸）
＊事業期間：H24年度～H27年度まで
＊団地戸数：約1,200戸（災害公営住宅　220戸）
＊団地面積：約64ha
＊総工事費：約500億円

気仙沼市の災害公営住宅整備事業概要（事業を推進した派遣職員　5名の成果）

＊整備予定総地区数　　総戸数28地区2,087戸

市街地部13地区1,327戸（集合住宅　UR建設6地区1,033戸・公募買取4地区208戸・共同化事業型3地区86戸）

郊 外 部　15地区760戸（戸建542戸・長屋218戸）

住宅支援事業　（住宅再建された方への住宅ローン・移転費などの補助金支給）

がけ地近接等危険住宅移転事業　承認済み件数1,331件　申請額計21億3,560万円

住宅再建に係る独自支援の申請　承認済み件数3,115件　申請額計29億9,715万8千円

防災集団移転促進事業の申請　　承認済み件数791件　　申請額計26億1,018万1千円

被災者生活再建支援金加算支援金申請件数　基礎支援金申請件数A　8,057件

加算支援金申請件数B　4,370件

加算支援金申請率A/B　54.2%

＊生活再建支援金は、住宅に著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の被害の程度に応じて「基礎支援金」、住宅を再建した場合にその方法に応じて「加算支援金」が支給されます。

＊申請期間は、「基礎支援金」、「加算支援金」ともに平成30年4月10日まで。

派遣期間を振り返って印象に残ったエピソード・体験談

防集事業

「防集」　防災集団移転事業とは、リアス式海岸特有の津々浦々に点在する小さな集落をそれぞれの防災に有利な高台に移転する事業で、唐桑地域などの住民主導の協議会方式（5戸集まれば事業成立）造成地区37地区613戸と、主に市街地で市主導の市誘導型造成地区9地区297戸の合計910戸の整備・造成する事業。

（防災集団移転は柔軟なしくみで）

5戸集まれば「防集」です。

協議会方式：事業への参加・不参加自由

協議会、誘導型とも：用地取得に「強制力なし」

高台及び低地部の用地買収：団地範囲は多様な住民意向をもとに用地が確保できるエリアの為、規模の確定・用地の確保に大変苦労しました。

（気仙沼の防集では）

切土主体（約50万m^3/地区）を2年間で開発を進め、1,000m^3/日の規模、開発許可で整備し（防潮堤及び県道と連携整備）災害公営住宅とのセットで12地区、705戸一体整備します。

気仙沼市の防災移転促進事業は、当初具体的な事業の進め方について確定されておらず都庁から派遣された方たちを中心に新たな発注方法の導入として、公募型プロポーザル方式が

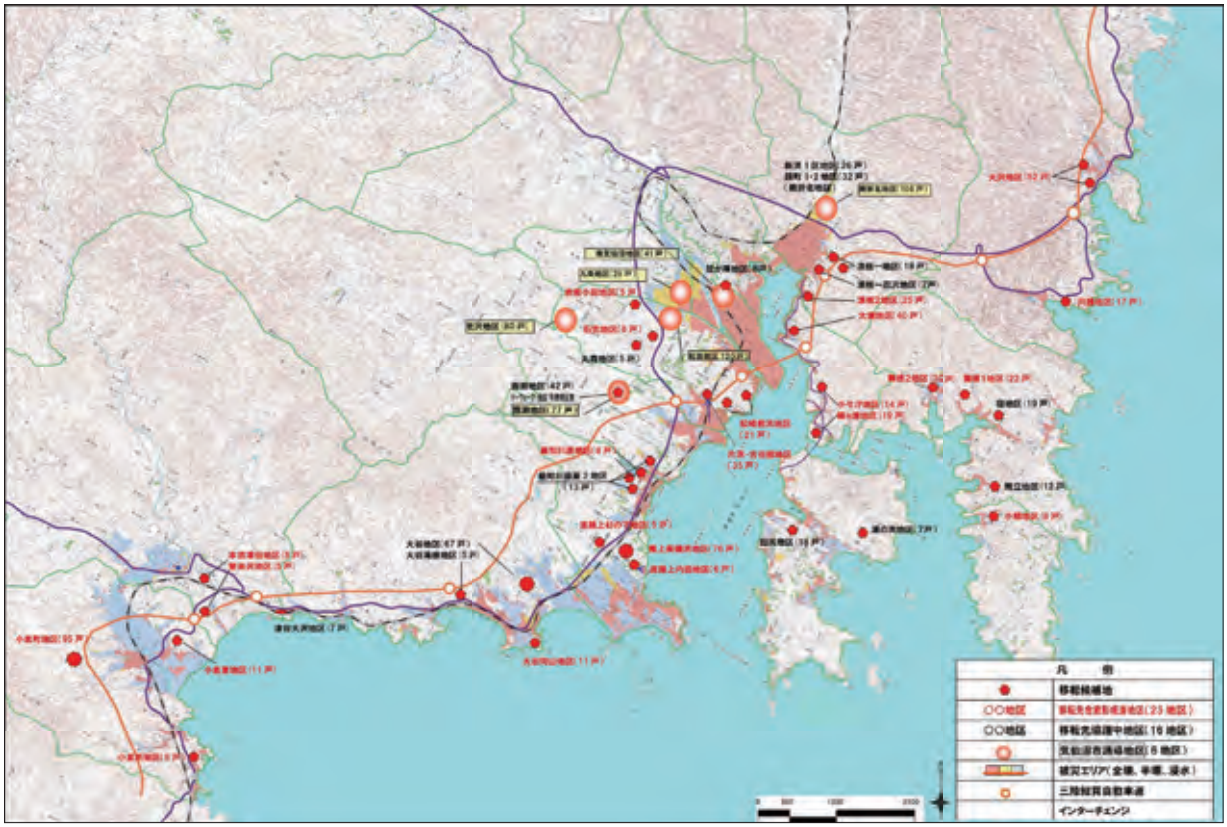

防集事業　位置図

提案され、建設業者や事業管理及び工事監理マネジメント管理業者を選定、一気に事業が具体的に進み始めました。行政の仕組み（積算、検査、予算）と民間の豊富な経験・効率性、リスク分散などとの融合の最良の方法です。不確実な状況下での工事発注・工事進行管理、工事発生土の効率的運用（大規模土量と脆弱な交通網等の中で）を考慮し最良の提案を決定しました。

防災集団移転事業　再建者のお宅を現地調査で伺った時の写真
（お話の後、お宅の全景写真を撮らせて頂き危険区域からの移転事業が完結します。）
長い仮設住宅の生活から自宅再建が完了され皆さんほっとして居られます。

防集大浦地区の完成と造成中の写真
（市内のいたるとことでこのような光景が見られます）

災害公営住宅牧沢地区の造成工事

牧沢地区造成で出土した転石の様子
解体した石は、大島の港湾工事に使用された

幸町災害公営住宅の嵩上げが完了し基礎工事が始まる

完成した幸町災害公営住宅

転石で困った牧沢災害公営住宅では、244戸（戸建て165・長屋79戸）完成

災害公営住宅整備事業

赴任当初、最初の課題は、災害公営住宅を建設するに当たり気仙沼らしさを表現することでした。

コンサルや設計事務所、URが長い時間をかけての協力をもとに落ち着いた答えは、

＊集合住宅の外観を、漁船の大量旗に使われる赤、青、黄色の３色で表現する。

＊キッチンで、カツオなどがさばける大きな流し台

＊柱のスペースを板の間とし縁側にしつらえた和室

南郷住宅の完成図
気仙沼らしさを表す大量旗の３色（赤・青・黄）で表現

課題をどこに向かって絞っていくか、答えは簡単でも多くの意見を整合し結論を出すのに時間がかかりました。また、災害公営住宅最大規模の牧沢地区の造成では、大きな転石が多量に出土し、切土造成でも地質が悪く盛土に適さないことが解り、残土の処置で大変苦労しました。

災害公営住宅　（気仙沼らしさ）板の間とし縁側にしつらえた和室

災害公営住宅　（気仙沼らしさ）カツオなどがさばける大きな流し台

災害公営住宅室内

災害公営住宅室内

住宅支援事業

次に担当した業務は、大規模半壊以上の判定を受けた世帯の住宅再建を支援する事業で、被災状況により補助金を交付する被災された方の住宅再建を具体的に支援する業務です。

被災者生活再建支援金申請で、加算支援金を申請された方4,370件の中で「がけ近事業」、「防集事業」の再建者で住宅ローンを利用の場合、上限で802万9千円の補助金（利子相当額＋除却・移転費）が交付されます。

独自支援事業（危険区域外で被災）で上限、住宅ローン457万円か200万円の実費補助を行います。

尚、危険区域から移転し住宅再建が完了された方については、現地調査を行い事業完了します。

被災した方と直にお話し出来、復興を実感する業務です。

都市計画区域外の防集団地の進め方について今後の課題

当初、気仙沼市の担当課では、道路を団地内の小道と定義し計画していた（将来の経費負担を軽減）。気仙沼市では、郊外の道路については、ほとんど手を付けていなかった。今回、防集団地を造成するに当たり作られたまちづくりルールでは、都市計画内の集合規定で行なわれ、防集団地に入った途端に広い立派な道が現れます。このことは、工事予算の増大・維持管理の財政負担が懸念されます。今後の復興事業では、この事について柔軟な思考と時間をかけた議論が必要と思われます（周囲の環境になじんだ開発行為）。

宮城県 南三陸町

概 要

南三陸町の復興の状況

・町の状況

南三陸町は宮城県北東部に位置し、三陸復興国立公園の一角を形成している。東は太平洋に面し、北は気仙沼市、南は石巻市、西は登米市にそれぞれ接している。

面積は163.4km^2、東西、南北とも約18kmで、周囲の山間部は北上山地の末端部、リアス式の海岸部は日本有数の養殖漁場になっている。気候は、太平洋岸に位置するため、海流の影響により夏は涼しく、冬は雪が少なく、比較的温暖な地である。

・被災の状況

平成23年3月11日の東日本大震災では、以下のような被害があった。

死　　者：600人
行方不明者：212人
間　接　死：20人
合　　計＝832人
人口減少率：17,429人（H22国調）
→12,370人（H27国調）
△29%の減少率
住宅被害：3,321戸（罹災率約62%）
農地被害：約462ha（被災率33%）
漁船被害：2,022隻（被災率94%）

南三陸町志津川地区航空写真（被災後）（H24年3月）

・復興の状況

平成29年3月末時点での進捗状況は以下のとおりである。
防災集団移転促進事業：完成率100%（28団地、827区画）
災害公営住宅整備事業：完成率100%（8地区、738戸）
漁業集落防災機能強化事業：進捗状況20 ～ 25%（23漁港）
漁港防潮堤事業：進捗状況20 ～ 25%
公共施設災害復旧事業：予定計画の約90%程度

「復興計画の基本方針」

「南三陸町まちなか再生計画」（志津川地区グランドデザイン）
建築家・隈研吾氏の提案によるグランドデザインにより、平成27年10月に「南三陸町まちなか再生計画」が経済産業省に認定され、平成30年度の概成を目指している。

一体感を持った街並み
多様な特徴を持つエリアがグラデーショナルに連続し、
街全体に一体感を生み出します。

防潮堤沿いの遊歩道
志津川湾の眺望を楽しみながら、
沿岸商業ゾーンから体験観光エリアへと接続する重要な観光動線。

志津川中央地区（新さんさん商店街）
航空写真（H 24年3月）
右手が志津川湾、新さんさん商店街
の左手が「道の駅」計画地

・こぼれ話

南三陸町では震災復興の基本方針の一つとして「バイオマス産業都市構想」を据え、まちの将来像として「森・里・海・ひと、いのちめぐるまち・南三陸」を第2次総合計画（平成28年1月）に掲げている。

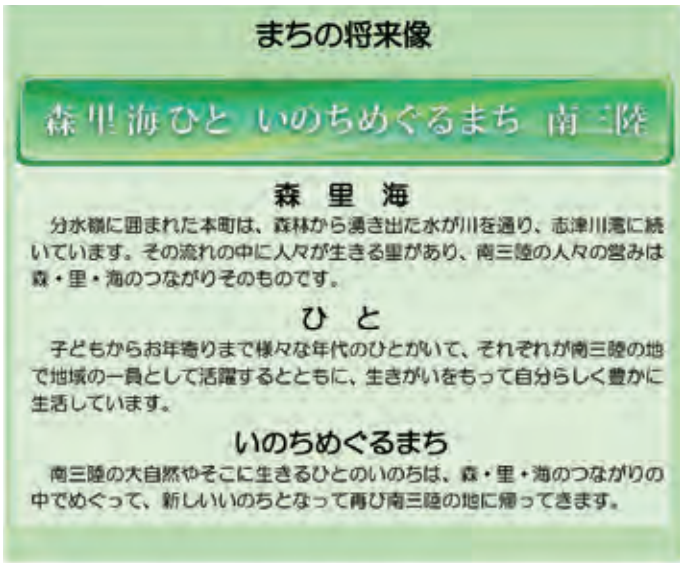

この一環として町は、森林の国際認証であるＦＳＣ認証を平成27年10月に、水産養殖業の国際認証であるＡＳＣ認証を平成28年3月に取得し、同一の自治体が森と海の国際認証を世界で初めて同時取得した。これにより、平成29年8月に竣工予定の新庁舎建設工事に町産杉材を使用する「ＦＳＣプロジェクト全体認証」の取得を目指しており、実現すれば庁舎建築としては我が国では最初の例となる予定である。

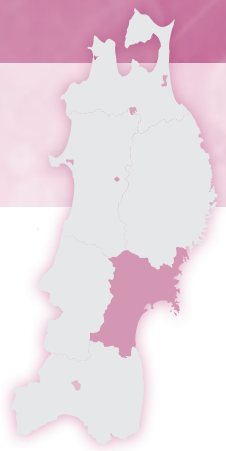

宮城県 南三陸町

建設課

小永井 耕一

（派遣期間／ H24.9.1 ～ H26.8.31：大槌町、H26.9.1 ～ H29.8.31：南三陸町）

担当業務における主な成果

・「南三陸町新庁舎建設事業」の実施業務（H 26年10月～H 29年8月）

（計画調整、設計業務委託、監理業務委託、工事発注、現場監理調整等を実施した。）

工事概要は以下のとおり

敷地面積　【庁舎】8,730.11m^2　【支所】2,509.29m^2

建築面積　【庁舎】2,656.75m^2　【支所】1,392.07m^2

延べ面積　【庁舎】3,772.65m^2　【支所】1,298.55m^2

構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造のハイブリッド構造

発注方式　【設計業務】公募型プロポーザル方式

【工事請負】総合評価落札方式一般競争入札（総合評価方式を南三陸町で初めて実施）

当該施設の特徴

津波により被災した町役場庁舎を高台に移転する事業で、「町民に開かれた庁舎」「環境と調和した庁舎」「安全・安心な庁舎」「行政経営効率化につながる庁舎」をスローガンとした。町民との協働空間として入口付近に計画したカフェを含んだ共有スペース「マチドマ」の計画に当たっては、高校生を含めた町民とのワークショップを実施した。

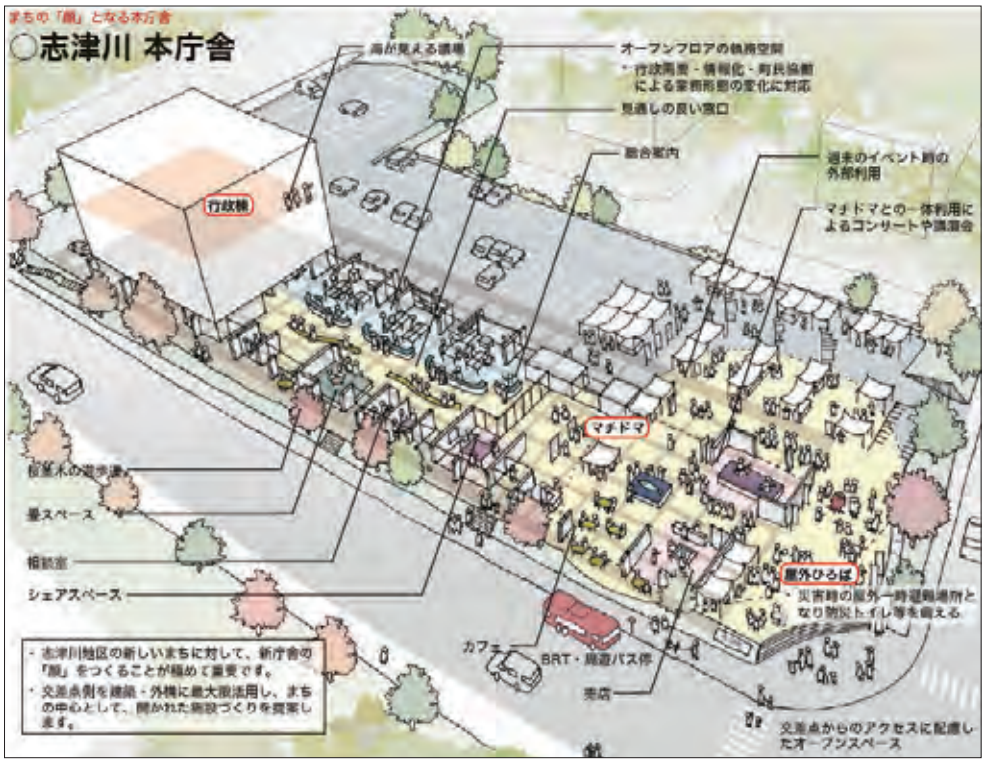

プロポーザルにより提案された計画イメージ

町産杉材を使ったマチドマのイメージ

マチドマワークショップの様子

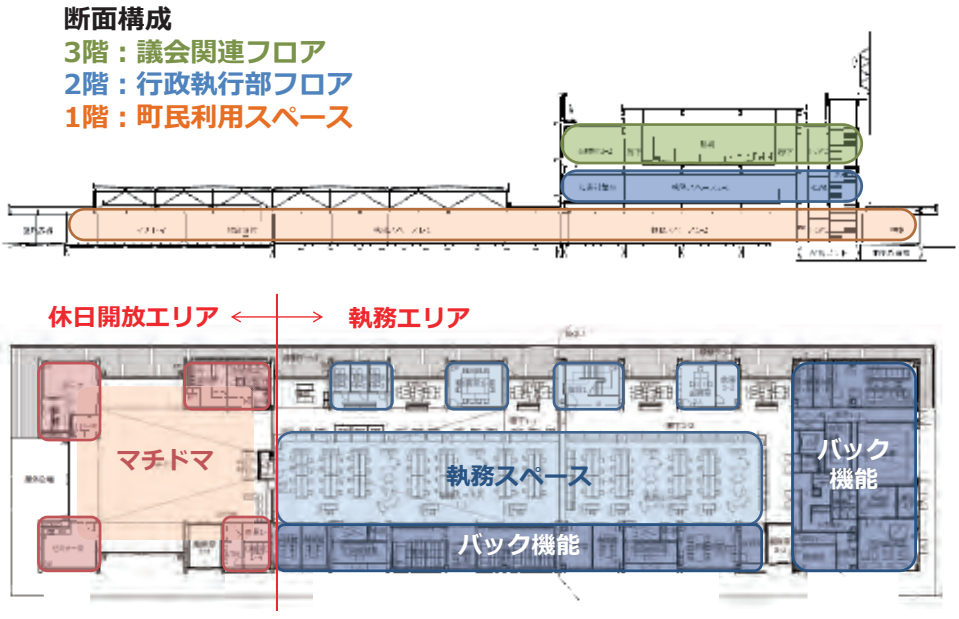

計画の平面構成及び断面構成

完成イメージパース

・「南三陸町公共施設等総合管理計画」の策定業務（H 26年9月～H 29年8月）

（実施要領策定、会議体立上げ、業務委託実施、総務省報告、庁内調整等を実施した。）

計画実施の概要は以下のとおり

平成26年3月に総務省より各自治体に発出された「公共施設等総合管理計画」の策定要請を受けて、庁内に「南三陸町公共施設マネジメント会議」を立ち上げ、町外アドバイザーとして学識経験者を招き、計画策定を実施した。報告書については、町議会に報告し、町ＨＰにて公表し、概ねの期限とされた平成28年度中に総務省に報告した。

南三陸町公共施設マネジメント実施の枠組

平成27年4月　建設課

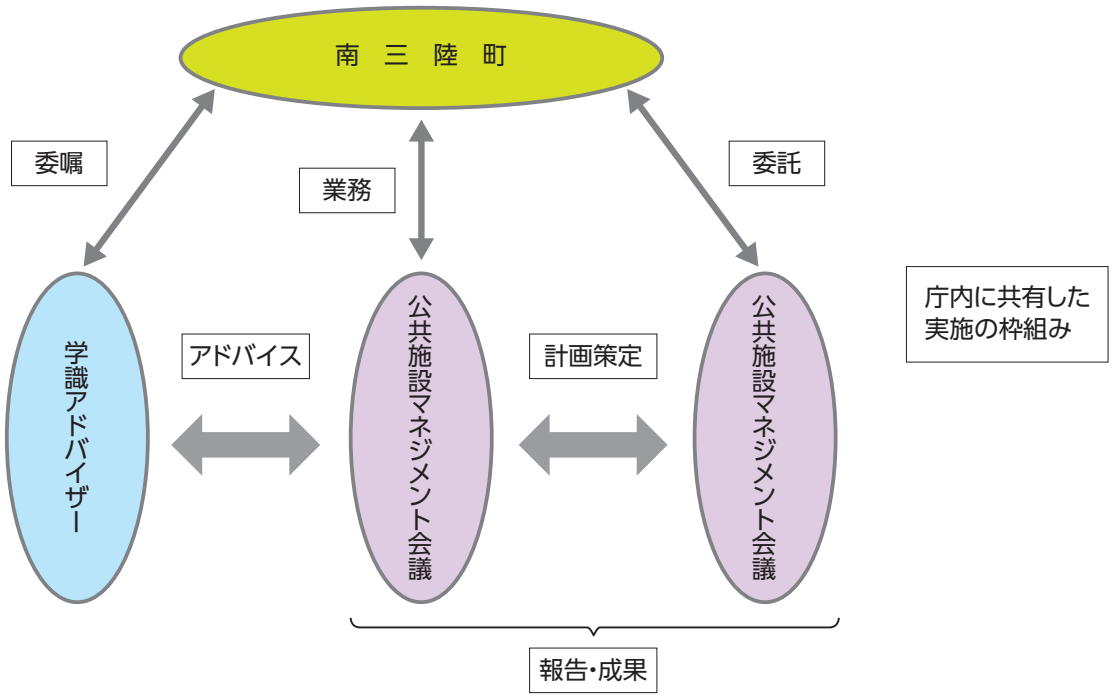

■ 被災前後の施設の40年間の費用の比較

	大規模改修・更新費合計	保全・補修費合計	更新・保全・補修合計
震災前の施設	51,945,067千円 **519.5億円**	19,109,263千円 **191.1億円**	71,054,067千円 **710.5億円**
震災後の計画	43,791,578千円 **437.9億円**	21,565,821千円 **215.7億円**	65,357,400千円 **653.6億円**
震災前の額に対する増減	15.7%減	12.9%増	8.0%減

調査・策定業務実施により、被災前後の公共施設の有姿を「見える化」し、施設面積が４割程増加すること、面積は増加しても当面（10～15年程度）は修繕・更新費が少なくなるので、その間に財政等の見直しを行うことが有効であることを明らかにした。

計画策定の実施に当たっては、被災前後の公共施設の量と質を見える化し、ＬＣＣ（ライフサイクルコスト）の比較により長期財政への影響を明らかにし、以て40年後に受け入れ可能な公共施設の削減目標（25%程度）を提示した。

南三陸町公共施設等総合管理計画及び関連計画策定業務の概要

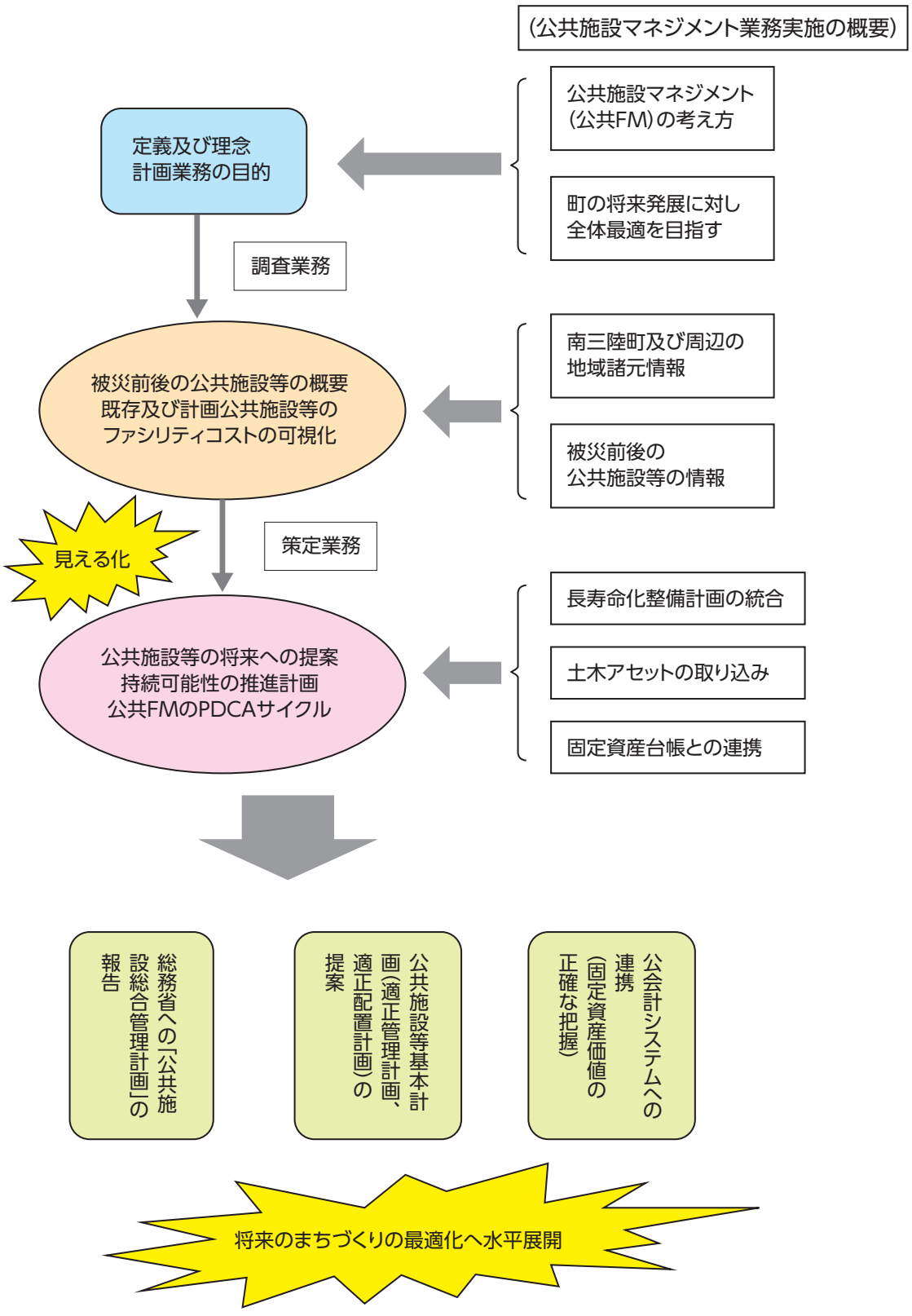

宮城県 南三陸町

復興事業推進課
佐藤 季治

（派遣期間／ H24.9.1 ～ H29.8.31：南三陸町）

支援業務の内容と派遣期間内での進捗状況

1）南三陸町について

南三陸町は宮城県の北東に位置し、人口は13,374人、4,572世帯（平成29年4月末時点）、東はリアス式海岸の太平洋、三方を標高300 ～ 500mの山々に囲まれ、山海一体の豊かな自然環境、自然景観を形成しています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では主に10mを越す津波によって死者620人（うち町民の方551人）、行方不明者212人（うち町民の方211人）、住宅においては全壊3,143戸（平成23年2月時点の町内世帯数の58.62%）、半壊及び大規模半壊178戸という多くの尊い人命や、財産を失う甚大な被害を受けました。これに対し町は、平成23年8月末までに町内外合わせて2,168戸の応急仮設住宅を整備しました。

志津川市街地（震災前）

志津川市街地（震災後）

2）支援業務の内容

私が派遣された「復興事業推進課公営住宅整備係」では震災において住宅を失い、自力では住宅再建が難しい方々のため、災害公営住宅の整備及び入居仮申し込みの諸手続きの受付等が主な業務でした。

業務の内容としては、災害公営住宅の整備では主に①住宅の仕様（内外装や機能、設備など）の決定。②各関係部局（事業者や各種行政機関、管理部門など）との工事調整。③各種検査（現場確認、完成検査、担保検査など）の実施。④入居後の不具合対応と、入居関係では①入居仮申し込みの受付、案内。②入居に向けたイベント（入居者同士の懇談会や入居説明会、見学会など）があげられます。以下中央地区をモデルに報告します。

中央地区完成検査(H29.3.17)

くらしの懇談で説明(H28.10.15)

3）派遣期間内での進捗状況

私が赴任した平成24年9月時点では、災害公営住宅建設予定場所は各地区共ほぼ確定し、用地交渉・測量調査・最初の住宅基本計画がなされていました。最終的には町内の災害公営住宅については8地区で738戸を平成28年度末までの完成を目指して整備を進めました。

当初は現場発生土の処分地確保・現場工程状況記録を行い、徐々に上記2)に加えて先行完成住宅不具合対応等を行いました。私が最後に担当した志津川中央地区集合住宅（4棟115戸）は平成29年3月完成し、これで全ての住宅整備が終了しました。

志津川中央地区(H27年12月)
撮影方向　南→北

志津川中央地区（H29年3月)
撮影方向　北→南

派遣期間を通じて特に感じたこと

見ず知らずの土地に派遣され、当初仕事内容も、土地の名前すらわからなかった私を現地職員の皆さんは本当に温かく親切にしてくださいました。岩手県出身の私は地元の言葉は理解できましたので、この点については大分助かりました。他市町村から来られていた若い派遣職員も多く、休日には一緒に釣りや登山・ボーリング・ゴルフ等楽しく充実した日々を送ることが出来ました。

また、くらしの懇談会や見学会等で入居者の方から厳しいお言葉をいただくこともありましたが、『ようやく仮設住宅から出られる』『広くて陽当りも良い』という言葉をいただくことも多く

有り、感慨もひとしおでした。

今年度に入って、５月に行われた会計検査の対応で忙しい日々でしたが、今後復興交付金実績報告や災害公営住宅の書類関係の整理・管理部門である建設課からの相談対応等の業務を、８月末の任期まで行う予定です。

人生の最終の仕事として復興業務にあたることが出来てうれしく思います。私たちの支援に当たって下さった東京都の皆さんや、送り出してくれた家族にも感謝します。

竣工式記念撮影(H29.3.20)

現在の志津川(H29.3.1)

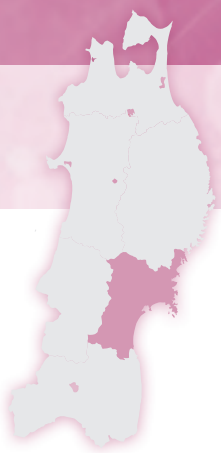

宮城県 山元町

概 要

まちづくり整備課
武田　勇

（派遣期間／H24.9.1 ～ H28.3.31：気仙沼市、
H28.4.1 ～ H29.8.31：山元町）

派遣先自治体の概要

山元町は宮城県の南東部に位置し、東に太平洋・西に阿武隈山地をのぞみ、南は福島県と接し温暖な気候に恵まれた町です。

東日本大震災での山元町は震度６強を観測、15時50分頃10mを越す大津波が襲来し町の約半分を飲み込み、636名の尊い命が失われ、約2,500世帯の家屋が被災しました。さらに、JR常磐線・道路・ライフラインが破壊・寸断され、水田・いちご畑・漁港などの産業基盤も壊滅的な被害を受けました。

新市街地まちびらき式典

震災後運休が続いていたJR常磐線の相馬駅から浜吉田駅までの運転が、平成28年12月10日再開されました。再開した区間のうち、山元町のまちづくり計画に合わせ線路と駅を約1㎞内陸に移設し、平成28年10月23日に「新市街地まちびらき」イベントが開催された新市街地に、新たな山下駅と坂元駅が誕生しました。

派遣された当初から現在に至る復興状況

(1)派遣先：気仙沼市役所

平成24年９月１日から平成25年３月31日まで　建設部用地課防災集団移転係
平成25年４月１日から平成28年３月31日まで　建設部防災集団移転推進課

「被災地支援に係る東京都一般任期付職員入都式」が９月３日都庁で行われ辞令を受け取り、２週間の研修後赤穂浪士と同じ数の任期付職員47名は石原知事（当時）の激励を受け出陣しました。

気仙沼市の東日本大震災による被災の状況は、死者1,042人、行方不明者220人、被災世帯数9,500世帯、被災家屋26,124棟に及びました。赴任時の応急仮設住宅は93団地3,504戸で入居者数は12,300人（みなし仮説含む）程で、住宅の早急な復興が望まれていました。

防災集団移転推進課は、津波により被害を受けた集落を住民意向を踏まえ、集落周辺の高台等を利用し新たな居住環境の整備を図るために創設された課です。

業務内容は各集団移転地区の用地交渉・取得、防災集団移転希望者の情報収集と募集、宅地造成設計・森林伐採委託及び造成工事の発注・監理、造成完了地区の宅地引渡しを行いました。

旧鼎が浦女子高木造校舎の用地課時代

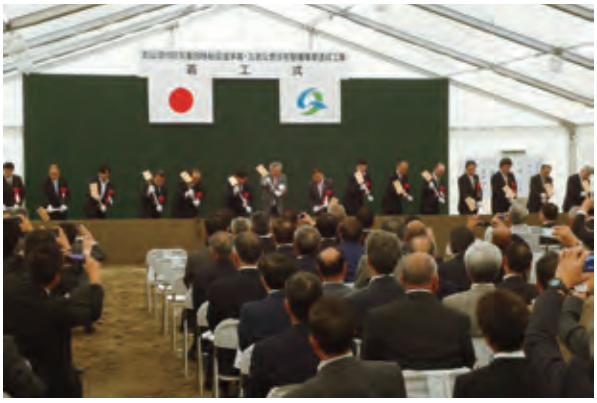
平成25年6月16日 防集・公営造成工事着工式

着工式にて「海の子ホヤぼーや」と

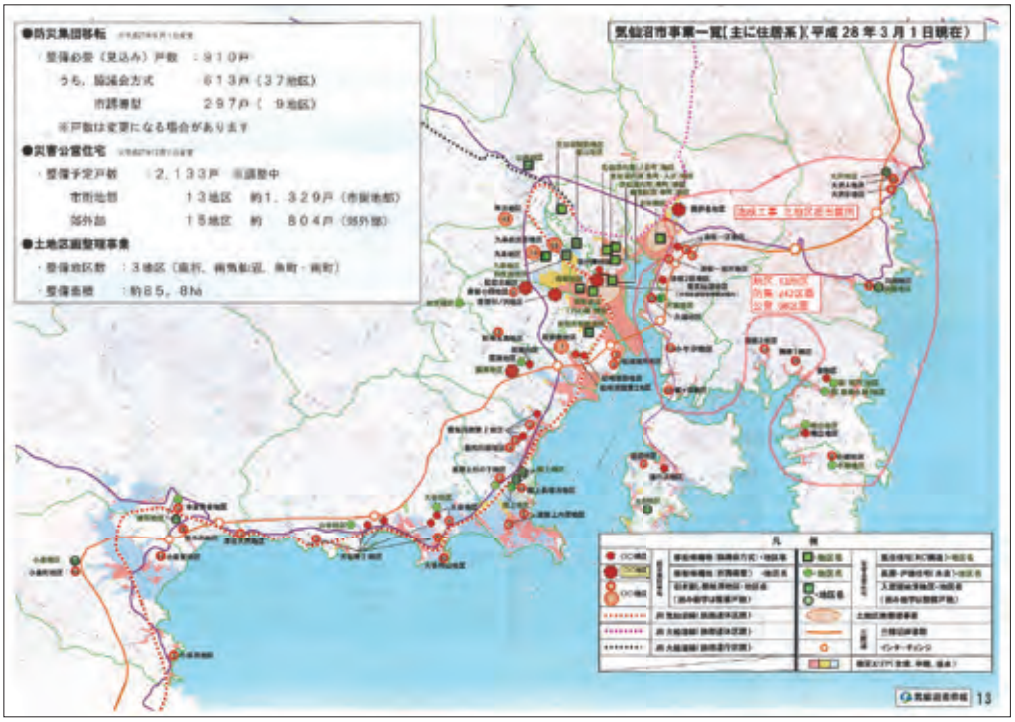

気仙沼市事業一覧（主に住居系）

大沢地区 土砂搬出　平成26年4月撮影

大沢地区 住宅建設中　平成27年7月撮影

只越地区 森林伐採中　平成26年1月撮影

只越地区 造成完成　平成27年2月撮影

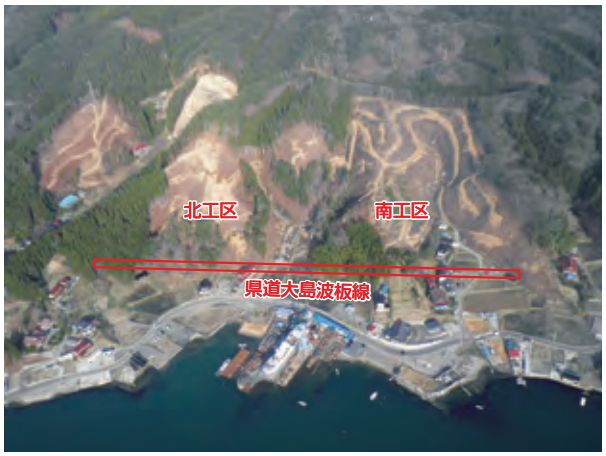

大浦地区 森林伐採完了　平成26年4月撮影

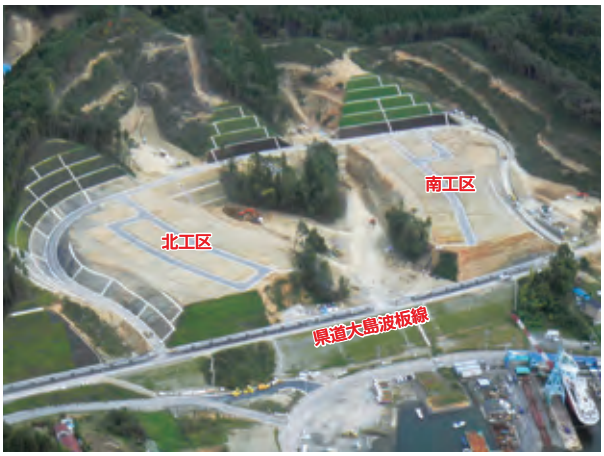

大浦地区 造成完成　平成27年10月撮影

担当業務は、全地区の宅地造成設計・測量・地質調査業務委託の発注、森林伐採の発注・監理と造成工事の北地区を担当していました。造成箇所は高台が主なので、森林・原野等を現場踏査し業務を発注しました。山が切り崩され造成が完了し被災者へ宅地引渡しが行われた時は感慨深いものでした。

「ホヤぼーや」と気仙沼特産の「鮫」

千厩の仮設住宅に3年半住んでいましたので、木工道具を持ち込み、休日に木彫りの「ホヤぼーや」を彫っていました。20体ほど作成しましたので、お世話になった飲食店、都任期付職員を退職された方や派遣元に帰られる職員に記念としてプレゼントしました。

(2)派遣先：山元町

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで　震災復興整備課

平成29年4月1日から平成29年8月31日まで　まちづくり整備課

山元町は震災時に分散していた沿岸部の既存集落をJR常磐線の新駅を中心とした新市街地に集約し、今後の人口減少、少子高齢化などを踏まえ、若者からお年寄りまですべての世代が便利

で快適に暮らせるようなコンパクトシティ構想のもと、３地区の新市街地の造成を新山下駅周辺地区（つばめの杜地区）、新坂元駅周辺地区、宮城病院周辺地区において津波復興拠点整備事業、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業の３つの事業で整備しており、３地区の造成が平成28年12月ですべて完了しました。

山元町の防災対策は、防潮堤（TP+7.2）、防潮林、防災緑地などの整備とともに、県道相馬亘理線（TP+5.0）は旧JR常磐線用地を活用し、盛土によりかさ上げし、２線提機能を持つ多重防御対策を進めています。町としての事業は、津波から命を守る避難経路確保のため、沿岸部から東西に延びる大小10路線（県実施含む）の避難路整備を行っています。

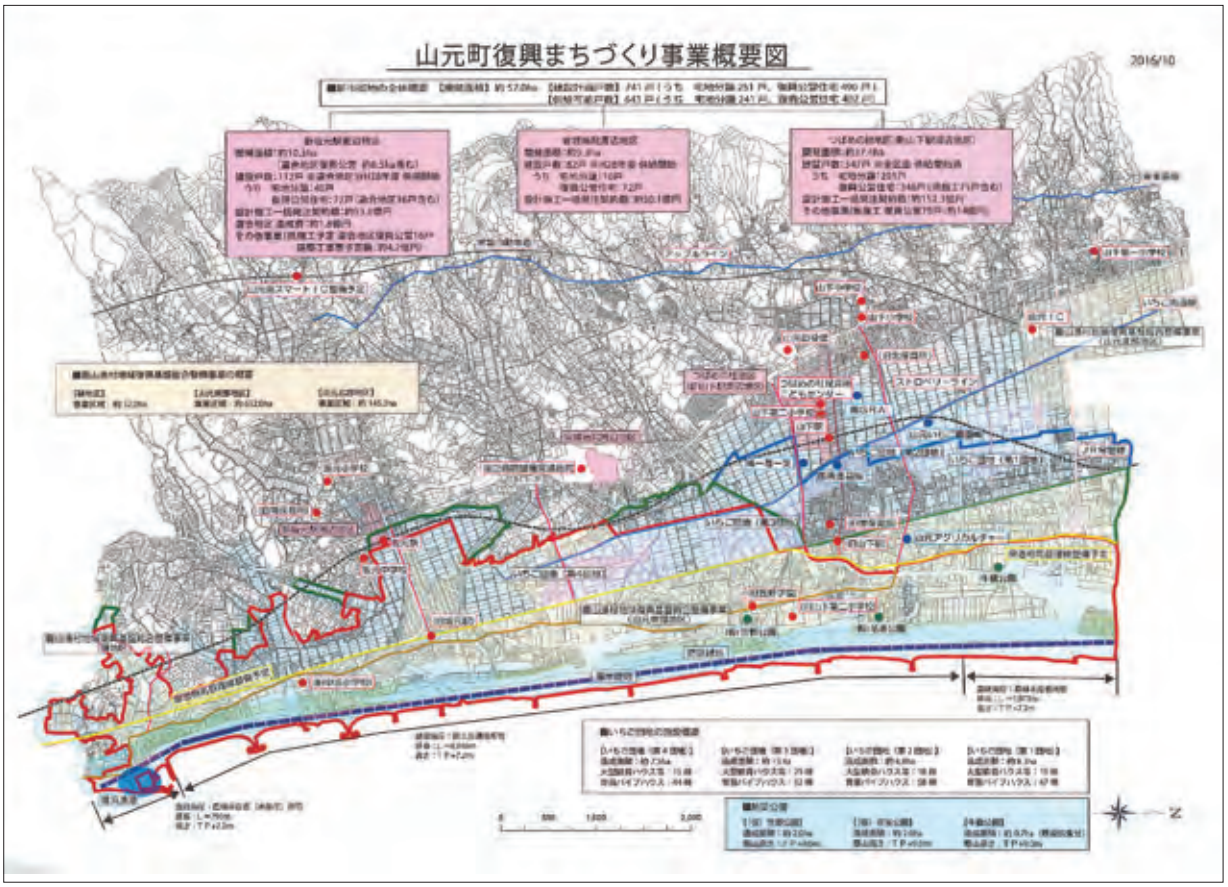

福島県 浪江町

概 要

浪江町の概要

浪江町は、福島県「浜通り」の中央部、双葉郡の北に位置し、東京から車で３時間程、仙台から１時間15分程の所にある。

気候は、夏涼しく冬も比較的雪の少ない温暖な気候である。

町の人口は１万８千人程（震災前２万１千人）で、面積は223.1km^{2}である。

町は東西に長く、東は太平洋に面し晴れているが、西は阿武隈山系に位置し、雨や雪が降って天候が違うことがある。

町の歴史は古く、古代の縄文時代から弥生時代の遺跡や出土品が多く確認されている。町の名物は「浪江焼麺太国」のなみえ焼きそばが食のB-1グランプリに輝き有名である。また約300年の伝統がある焼物で、窯出し時に生ずる「青ヒビ」が特徴の「大堀相馬焼」があり、震災前は毎年５月に「大せとまつり」が開催されていた。

平成23年３月11日の「東日本大震災」でM6強の揺れと高さ15ｍを超える「津波」により、海岸部の請戸地区約6km^{2}が浸水し、殆どの家屋が流失し多くの人が犠牲になった。地震と津波による被害は、全壊家屋651戸（流失586戸、地震65戸）、半壊以下1,709棟が被害を受けた。

一方、その後に発生した「原発事故」により、原発から半径3km圏内に「避難指示」が出され、３月12日に10km ～ 20km圏に避難指示区域の拡大を受け全町民が避難を行った。

避難指示から６年経過した平成29年３月31日付で「帰還困難区域」を除いた地区の避難指示が解除された。

避難者は、現在（H29.5）も県内に14,432人、県外は6,345人となっており住民の帰還がな

かなか進んでいない状況である。

生活インフラの復旧・復興は、道路、上・下水道の復旧、常磐線の「原ノ町駅～浪江町」の開通、仮設商店街のオープン（H28年11月）、「浪江診療所」の開設（H29年4月）の他、災害公営住宅（H29年6月）や公的賃貸住宅（H29年8月）等が完成を目指し鋭意工事中である。

（まち・なみマルシェ）H28.11

（浪江診療所）H29.4

町は平成33年の本格復興に向けて、「復興まちづくり計画」に基づき中心市街地の復興や復興の核となる事業を鋭意進めているところである

復興まちづくり計画図

福島県 浪江町

まちづくり整備課
原田 誠

（派遣期間／H24.9.1 ～ H27.10.31：鏡石町、H27.11.1 ～ H29.8.31：浪江町）

派遣先に於ける復旧・復興状況（鏡石町）

平成24年9月に東京都任期付職員として採用され、2週間の研修期間を終えて最初に派遣されたのが、福島県の中通りにある「鏡石町」でした。震災から1年半程経過した頃でしたが、所どころ被災家屋が見られ、道路は応急復旧により通行できる状況ではあったが、町の中心街でも陥没や亀裂を砂利等による仮復旧したものが多く目立ち、道路や下水道の復旧工事がいたるところで行われている状況でした。

派遣先の所属は「都市建設課・事業グループ」で、担当したのは道路の災害復旧工事と宅地の地盤補強対策工事でした。

初めての地で地理も解らず、住民の問い合わせや現場の確認に行くのも一苦労でした。担当した災害復旧工事は約80カ所と住宅地の地盤補強対策工事を平成27年3月までに完了させた。

町の「東日本大震災」に伴う震災復旧事業は道路、下水道、役場庁舎、小学校等含めて、平成27年度をもって概ね完了したところです。

平成27年10月に3年2ヶ月お世話になった鏡石町での任務を終えました。

復旧前　写真（震災直後）

復旧後（写真）H26.3

派遣先に於ける復旧・復興状況（浪江町）

同年11月に同じ福島県の浜通りにある、「浪江町」に赴任しました。

赴任当時、浪江町はまだ全町避難中で昼間は除染等の作業員や車両が多いが、夕方5時以後は住民の居住が制限されているため、役場職員以外は殆ど人の姿を見ることが無い状況でした。

代わりにイノシシの出没が毎日の様に報告されており、何度か実際に遭遇し恐怖を感じたことや、通勤途中に車両の直近を横断されましたが、運良く衝突はありませんでした。

町の状況（H28.11）

イノシシ（H29.4）

浪江町役場は平成23年5月に中通りの二本松市に移転していましたが、今年の3月31日に「避難指示解除準備区域」と「居住制限区域」の指定が解除されたことを受け、4月からは役場機能が本庁舎に移り、多くの職員が働いています。

私の所属は、復興再生事務所の「津波被災地対策課・計画係」でしたが、今年4月からは「まちづくり整備課・建設係」となりました。

担当業務は復興拠点事業の「道路整備事業」で、津波被災者の住宅再建でもある「防災集団移転宅地」と「災害公営住宅」を合わせた住宅団地と新たな産業と雇用創出である「工業団地」、「復興関連施設」、「請戸漁港」を連絡し、災害時には緊急避難路の役割を担う道路の整備です。

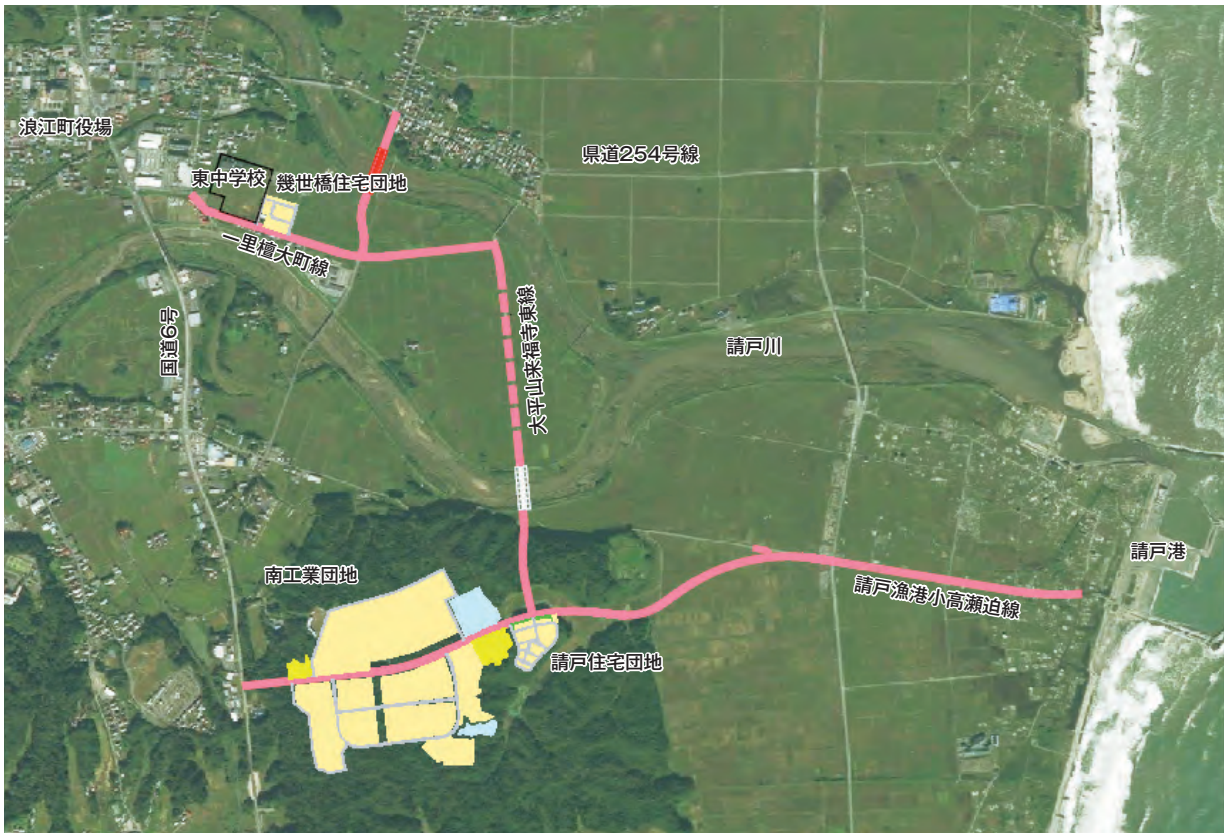

整備道路の予定ルート

平成28年度に道路及び橋梁の「予備設計」を終え、今年度は実施設計を行うとともに、国、県をはじめとする関係機関と協議・調整を進め、工事着手の予定です。

道路事業は今秋に着手し、完成は平成32年夏頃の予定です。

最後になりますが、任期付職員として5年間の任務を無事終えることが出来たのは、都被災地支援課の皆様と現地事務所である「東京都被災地支援福島県事務所」歴代の職員のサポートと、派遣先で温かく迎えてくれた「鏡石町」と「浪江町」両町の職員のお蔭です。心から感謝申し上げます。

福島県 浪江町

産業振興課

金子 範彦

（派遣期間／ H24.9.1 ～ H27.3.31：鏡石町、H27.4.1 ～ H29.8.31：浪江町）

派遣先の担当業務等の推移

年度・月	先遣派	業務内容	成果
平成24年度 9月	鏡石町都市建設課	★ 赴任 (9/17)	
10月		**農地・水路等災害復旧工事** ○担当した業務は以下のとおりである。 1）補助事業 ① 農地の復旧に係る設計・積算・工事監理 ② 水路の復旧に係る設計・積算・工事監理 ③ 県農林事務所との事務折衝 ④ 地権者に対する復旧内容の説明 2）単独事業 ① 農地の復旧に係る設計・積算・工事監理 ② 水路の復旧に係る設計・積算・工事監理 ③ 地権者に対する復旧内容の説明 上記事業以外にも、住民等から要望があれば、その都度、現地に出向き、対応した。	○ 成果は以下のとおりである。 1）補助事業 ◦農地は21箇所の復旧完了 ◦用排水路は9箇所の復旧完了 ◦農地+用排水路は5箇所の復旧完了 ※担当した「補助事業」は平成26年度上期までに完了している。 2）単独事業 ◦農地は35箇所の復旧予定 ◦用排水路は6箇所の復旧予定 ◦農地+用排水路は6箇所の復旧予定 ※担当した「単独事業」は平成26年度末までに約70%完了している。
11月		 鏡石町 竣工検査立会	 鏡石町 復興モニュメント
12月		**災害公営住宅建設工事** ① 基礎杭施工管理 ② 工程会議出席 ③ 外構工事施工管理 ④ 各検査（出来形等）立会	◦災害公営住宅は平成27年3月中旬に工事が完了し、同年4月から入居が開始されている。
1月			
2月			
3月			
平成25年度 4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
平成26年度 4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

年度・月		先遣派		業務内容	成果
平成27年度	4月	復旧事業課	浪江町	★ 赴任(4/1) **農業集落排水管路災害復旧工事** ① 管路の復旧に係る設計・積算・工事監理 ② マンホールの復旧に係る設計・積算・工事監理 ③ 本復旧工（舗装）に係る設計・積算・工事監理 ④ 計画変更等に係る県農林事務所との折衝	1）管路の復旧 リブ付硬質塩化ビニル管(PRP管)を採用。 ◦φ150：927m 復旧完了 ◦φ200：579m 復旧完了 ◦φ250：274m 復旧完了 2）マンホールの復旧 ◦6箇所の復旧完了 3）本復旧工 ◦1級町道および2級町道の舗装完了(計 3,700m2) ※農業集落排水は平成28年6月末に復旧工事が完了している。
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
平成28年度	4月	ふるさと再生課			
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月	産業振興課		**排水機場解体工事** **ため池・水路災害復旧工事** ① ため池の復旧に係る設計・積算・監理 ② 用水路の復旧に係る設計・積算・監理 ③ 計画変更等に係る県農林事務所との折衝	◦ため池は2箇所で堤体、波除ブロック、洪水吐の復旧が完了している。 ◦用水路は法面積ブロックを復旧し、底盤コンクリートを新設している。 ◦7月下旬　査定予定（農地）
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
平成29年度	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				

執務状況（浪江町　復旧事業課）

浪江町 仮設焼却炉(H27.7から稼働)

準備 査定
① 数量精査
② 積算書精査
③ 図面精査

担当した工事現場の着工前状況と完了状況

鏡石町

【農地復旧】

着工前

法面フトンカゴ施工

工事完了

【水路復旧】

着工前

工事完了

○ 工事概要
L型水路工　L=93.0m
張芝工　A=366.0m^2

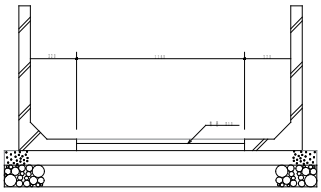
L型ブロック 標準断面図

浪江町

【農業集落排水（下水道）復旧】

着工前

管渠布設替え

工事完了

【ため池復旧】

着工前

波除ブロック復旧

工事完了

【水路復旧】

着工前

法面積ブロック復旧

工事完了

派遣期間を振り返って印象に残っているエピソードあるいは体験談

① 鏡石町および浪江町では主に農地や水路の復旧に携わったが、過去に農業土木の経験がなく、農業土木特有の用語や工法に当初は戸惑いがあった。しかし、復旧工事に携われたことで貴重な経験を積むことができた。

② 鏡石町の場合、震災で避難されている方は少なく、現場に来られる地権者の方も多く、震災前後の状況を話されても理解できないことが多く、また、言葉が理解できず、なかなか意思の疎通が図れないケースがあった。

③ 農用地等の復旧の場合、農繁期には基本的に復旧工事ができず（通年施工が困難）、また、他の復旧工事（道路、上下水道）と重複することも多く、工程管理に苦心した。

④ 浪江町の農業集落排水復旧では、事務処理を含めた工事監理をほぼ１人で行った。工期は当初より３ヶ月ほど延長して完了したが、この工事の完了が浪江町が予定していた町民の特例宿泊の実施に目処をつけた一つの要因になったということで、上司からねぎらいを受けた。

⑤ 特に印象に残るエピソードとして、鏡石町での２年続けての大雪（平成２５年、平成２６年）と除雪体験、浪江町では大きなイノシシに３回遭遇し、そのうちの１回は車の直前に飛び出してきて非常に驚いた。

⑥ 休日を利用して自家用車で福島県内各地を走行したが、あらためて福島県の広さを実感した。

福島県 広野町

概 要

復興企画課
佐々木 栄三

（派遣期間／H24.9.1 ～ H25.8.31：大槌町、
H25.9.1 ～ H29.8.31：広野町）

広野町の状況

（1）震災、避難、帰還

広野町は福島県浜通り（阿武隈高地から東側の太平洋側沿岸の地域）の双葉郡に属し、東京から238km、特急電車利用で上野から約2時間30分の距離に位置する東西13km、南北7km面積58.69km^{2}の町です。全体の76%が森林で、宅地は3%の185ヘクタール、震災前の人口は、平成23年3月時点で5,490人でした。

平成23年3月11日、福島第一原子力発電所の事故発生により「原子力緊急事態宣言」が発令され、福島第一原子力発電所の半径20km 圏内及び福島第二原子力発電所の半径10km 圏内（後8kmに縮小）に避難指示が出されました。

広野町は避難指示区域に隣接した緊急時避難準備区域でしたが、町長指示による全町避難が行なわれました。町は1年後の平成24年3月31日に町長による避難指示を解除し、他町村に先がけて帰還を開始しました。

6年目となる平成29年2月現在の町の人口は5,005人で、町内居住者数はその59%に当たる2,949人です。避難先と町との2拠点生活をする世帯、届け出をしないで家族の一部が町内に住んでいる人、復興関連の工事などに従事する人などもおり、町内にはもっと多くの人が生活していると考えられます。

町民の帰還に対する意識は、震災直後は『戻りたい』が8割以上でした。しかし、震災後3年を過ぎてからは45%に減っています。このように時間の経過とともに、戻りたいという人の割合が減少してきている傾向はどの被災地でも同じようです。

避難区域の変遷図

平成23年4月22日に出された「警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域」は平成24年4月16日に緊急時避難準備区域がなくなり、住民の帰還に向かって、「帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域」の新しい3種類の区域に指定されている。

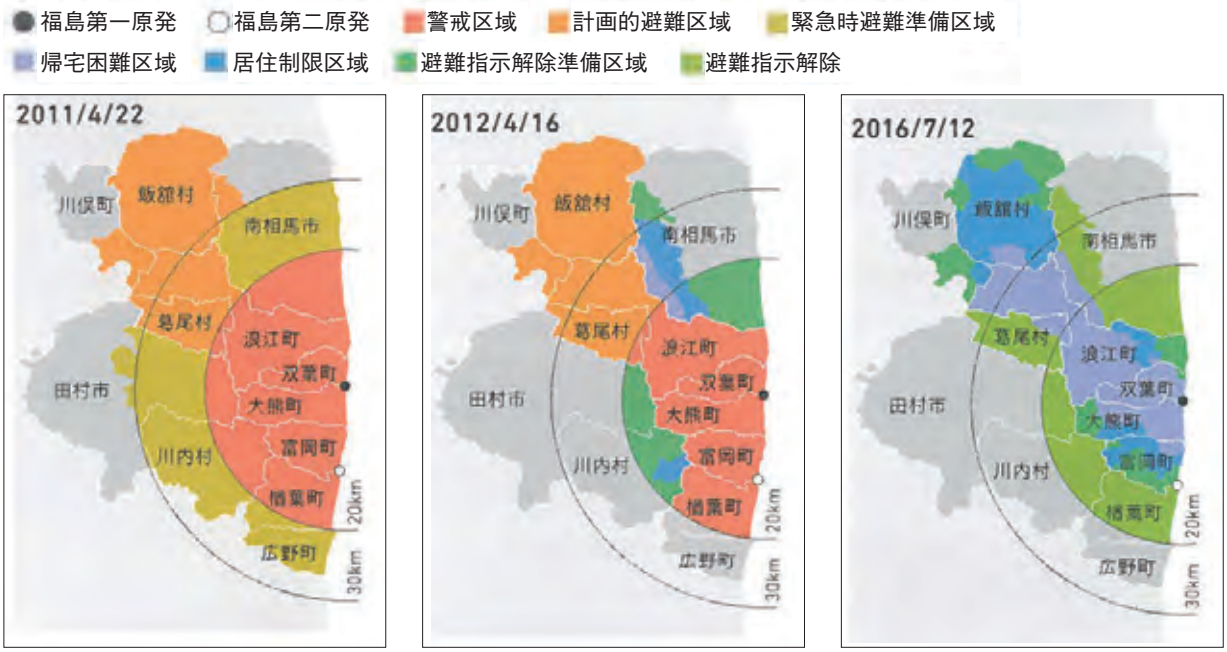

(2) 財政

広野町の特徴の一つに財政が豊かであるということがあげられます。平成27年度の普通交付税の不交付団体は市町村で59団体ありますが、そのうち福島県は広野町と大熊町の2団体が入っています。震災前の広野町の予算規模は35億円から48億円で25億円程度の地方税収入があります。震災後の平成24年度から28年度は、除染に要する費用として50億円から100億円程度が新たに増加し、100億円から150億円規模になっています。

広野町のほか、今回被災を受けた双葉郡の富岡町、大熊町、楢葉町などは発電所の立地による税収があり、自治体としては豊かな財政力をもっていました。

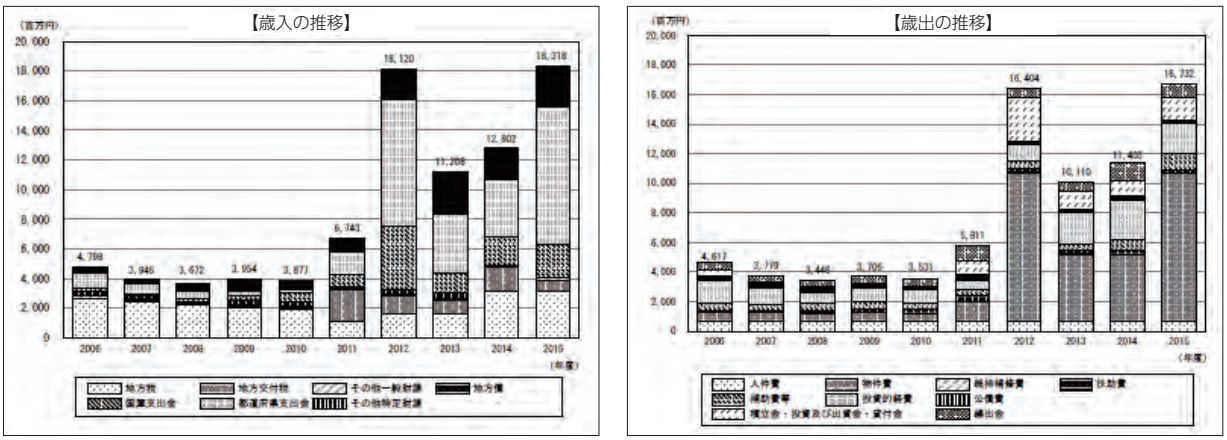

【広野町の財政】歳入、歳出の推移

(3) 派遣職員

広野町の職員数は震災前の平成22年4月で80名でした。平成29年4月では，8課3局1室で109名です。そのうち他自治体等からの派遣応援職員は14%、15名です。

平成24年9月、東京都は広野町の要請にもとづき、除染工事の設計、積算、工事監督などを行う土木技術職員を3名派遣しました。そのうち1名は1年で、また他の2名も病気のため2年で退職し、途中で岩手県から異動した職員も病気のため1年で退職しています。

私は岩手県大槌町から派遣2年目の平成25年9月に広野町へ異動し、除染対策グループに配属されました。仕事は、除染の他、他課の依頼を受けて、道路の維持管理などの、設計、積算、起工、監督などでした。

平成25年11月、広野町町長選挙が行なわれ現職が落選しました。同年12月新町長遠藤智氏により、組織改正が行なわれ、復興事業の専管部署として企画、計画から建設までを担当する復興企画課が新設されました。私は平成26年4月に復興企画課へ異動になり復興事業の建設工事全般の実施設計等を担当することになりました。

広野町の復興事業

(1) 広野駅東側地区の開発

広野町は、平成23年12月に「広野町除染計画」を策定し、除染対策部署を設置し、全町帰還後すぐに除染作業を始めています。平成28年度には森林部を除き、町内住宅地域の除染はほ

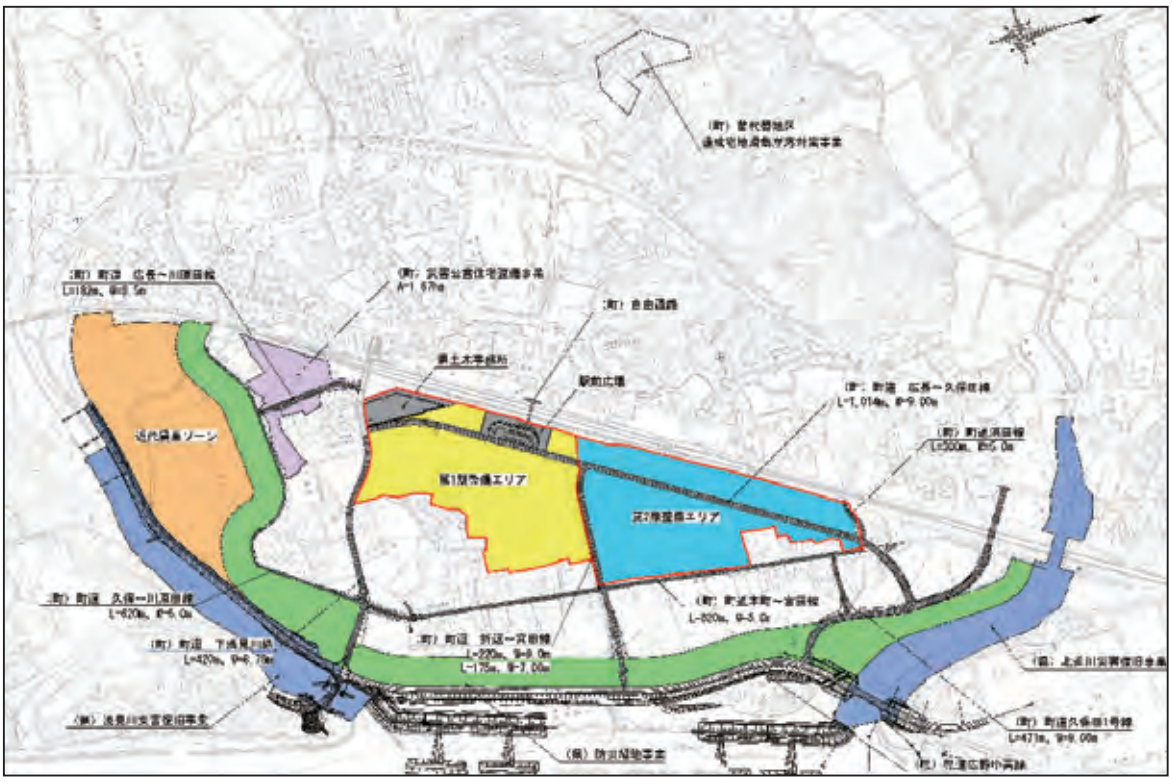

復興計画位置図

ぼ終了しました。

ハード面の対策としては、福島県事業として太平洋沿岸部に高さ10.7mの防災緑地、その前面に海岸堤防、防災緑地の天端に県道などが整備され、平成28年度末までにほぼ終了しています。

町事業としての復興計画のハード面の中核は、常磐線から東側の津波被害を受けた約14ヘクタールの水田や畑を産業団地及び住宅地に生まれ変わらせる「広野駅東側開発整備事業」です。

「広野駅東側開発整備事業」の開発の整備方法は、都市計画決定を行わず、任意買収方式で用地を取得し、復興交付金や福島再生加速化交付金という補助事業で町道整備や用地造成を行い、造成した用地は民間事業者に貸付け、建物等を建てていくというものです。

整備は平成26年度に14ヘクタールの南側約7ヘクタールの産業団地予定地について、「第1期開発整備区域」として、工事に着手し、用地造成、水道工事、下水道工事、町道工事等を28年度末に終了しました。

第1期開発区域内における民間事業者によるビル等の建設は町の工事と並行して行われており、平成29年6月現在、6階建て延べ床面積3,450m^{2}の事務所ビル、病院、薬局、設計会社の

平成26年9月　第1期開発整備区域の着工前

平成29年6月　第1期開発整備区域の状況

防災緑地の陸側

海岸堤防と防災緑地

事務所などが営業しています。さらに、114棟の集合住宅、7階建て222室のホテル及び駅前広場の整備も始まっています。

北側の第2期開発整備区域の7ヘクタールについては、用地の30%がまだ未買収で、事業実施が遅れています。これは、震災から時間が経過するにつれて、状況の変化により買収に応じない人や当初の計画に納得しない人が増えていることや、都市計画決定がないなどの要因によると考えられます。

この地区の開発のほか、町には新しく「県立ふたば未来学園高等学校」という中高一貫校が平成27年度に開校し、本年度で3学年がそろいました。授業は町の中学校を仮校舎として使用していますが、新校舎の建設、学生寮の建設も始まっています。

(2) 復旧と復興

発災当時の大混乱のなか、一刻も早く元にもどりたい、2度とこのような災害にあいたくないという思いから、インフラ施設などの整備や対応を急がされたのは、いたしかたなかったとは思います。しかし、我が国における高齢化社会、人口減少、地方の過疎化などの社会現象が進捗しているなか、被災地の多くで復旧と復興の区別を明確にしないまま、整備を進めてきており、これらが、将来国民にとって大きな負債となるのではと危惧する状況が多くみうけられます。

我が国はこれからも大きな災害に見舞われることは必須です。災害時の緊急対応計画とともに、インフラ整備については復旧と復興を明確に区別し、それぞれについて、個別に計画を策定しておく必要があります。復旧は2～3年程度の期間で必要最小限の整備を行なう。復興は、社会状況、環境、初期投資と維持管理費などについて十分に調査、検討し、その地域の特徴を活かし時間をかけて進める、というような計画が必要と感じています。

(3) 地方再生

浜通りは気候が温暖で、冬でもほとんど雪が降りません。広野町はみかんの北限と自称し、役場の南側の丘にはみかんの木が植えられ毎年みかん狩りをしています。東京にはない自然がまだまだ身近に残っている地域です。

工事現場では、雉や山鳥を見かけることがあり、役場は駅から徒歩8分程度ですが、途中の田んぼのなかに猪を見かけたりしました。

地方の過疎が大きな問題となっていますが、国土計画についての議論が大きくなりません。今回の被災地復興も自治体主体というのが国の基本方針です。

しかし、大震災で壊滅的な被害を受け、ほとんどが失われた被災地の状況をみると、この悲劇を地方の再生の機会とらえ、バランスある国土建設のため国家レベルで計画をつくり、勇気をもって実行していく必要があるのではないか、という思いを強くしています。

避難区域の変遷

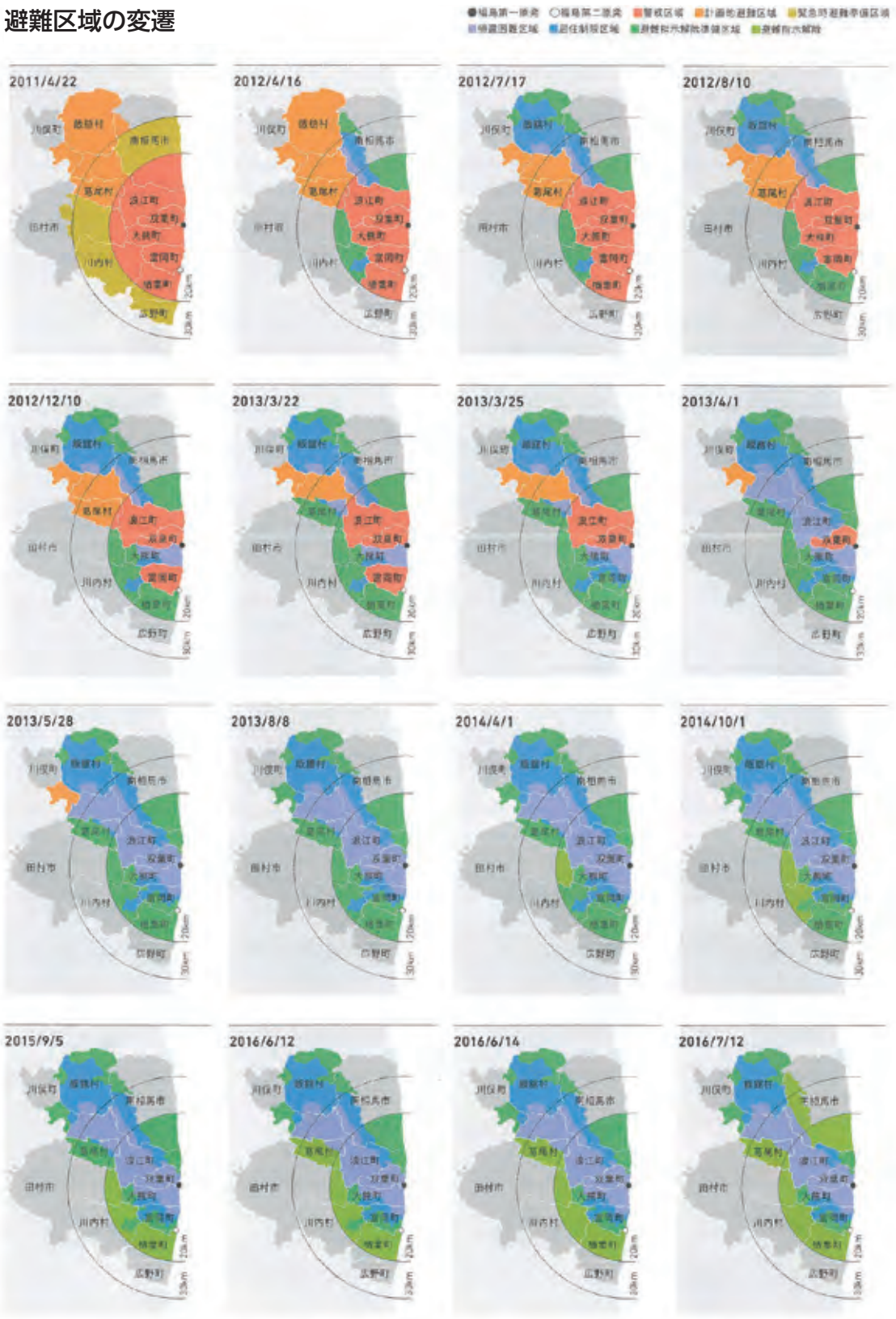

2011年3月11日の原発事故発生当日に「原子力緊急事態宣言」が発令され、以後、避難指示が矢々と打ち出されるが、2011年4月22日には被害拡大を防ぐ目的での「警戒区域／計画的避難区域／緊急時避難準備区域」の3種に整理された。このページでは、以降の区域設定の変遷をすべて図化している。
1年後の2012年4月16日には、「緊急時避難準備区域」がなくなり、同時に、住民の帰還に向けた準備の指針となる「帰還困難区域／居住制限区域／避難指示解除準備区域」という新しい3種の区域が導入されている。以後はこの3種への移行が進み、これらについても段階的に解除に向けて移行している。

福島県 いわき市

概 要

都市建設部都市復興推進課
塚原 信孝
（派遣期間／H24.9.1 ～ H29.8.31：いわき市）

はじめに

いわき市は、昭和41年に14市町村が合併し誕生した面積約1,231km^2、人口346,299人（平成29年6月1日現在）の広域多核都市で、昨年市制施行50周年を迎えました。

福島県の東南端に位置するいわき市は、東は太平洋に面し、約60kmの海岸線を有しており、日照時間が年間2,000時間を超える温暖な気候に恵まれております。

市域に占める都市計画区域の面積割合は約1/3、また、市域の約8％を占める市街化区域に人口の約8割の方が居住しております。

東日本大震災による被災状況

平成23年3月11日、市内の公立中学校で卒業式が行われたこの日の午後2時46分に、三陸沖を震源とする国内観測史上最大マグニチュード9.0の「東北地方太平洋沖地震」が発生し、いわき市においても震度6弱の激しい揺れを観測しました。

地震発生後に津波の第一波が到達、さらに巨大津波となった第二波によりいわき市沿岸部では17.75㎢もの広域な範囲が浸水し、沿岸部を中心に、関連死等を含む死者数が464名、建物被害が約9万棟を超えるなど、東日本大震災による被害は甚大なものとなりました。

いわき市では、震災当日に「いわき市災害対策本部」を設置し、避難所等への支援物資の配送や一時提供住宅の確保、市内における水道の復旧作業を行いながらの断水地区への給水活動の実施、罹災証明書の発行、さらには津波被災地区における瓦礫の撤去など、職員が担当部署の垣根を越えて市民生活の安定に向けた取り組みを進めました。

このような状況の中、震災から一か月後の4月11日にも、再び震度6弱の大規模余震があり、復旧した水道が再び断水するなど、市内の都市基盤やライフラインは著しい被害を受けま

津波被災状況（豊間地区）

被災状況（豊間地区）

した。

また、福島第一原子力発電所の事故により、同発電所の半径20～30km圏内のいわき市久之浜町などの住民に対し屋内退避指示の発令や自主避難が促され、原発事故に伴う風評被害もあり、一時はいわき市への物資輸送が滞り、ガソリンや食料などが不足するなど市民生活にも大きな影響を与えました。

当時、私はまだ前橋市役所に在職中で、発災直後からいわき市を中心に数百名の自主避難の方がこられ、前橋市として老人福祉センターなどに受入ました。

前橋市といわき市は、中核市であり、前橋市として公的に物資支援、人的支援を集中的に行いました。また、前橋市民によるボランティア組織が建ち上がり、私自身も事務局の一員として、いわき市の沿岸域への瓦礫撤去等のボランティアを、東京都に採用されるまでの間継続して行っていました。

復興事業計画の策定

いわき市では、未曾有の災害からの復旧･復興に向け、6月に「いわき市東日本大震災復興本部」を立ち上げ、国・県・市・関係団体等で組織する「復旧連絡調整会議」や「庁外検討組織」と連携を図りながら、9月には大震災からの復旧・復興に向けた考え方やプロセスなどいわき市の復興に向けた基本方針となる「復興ビジョン」を、10月には被災した公共施設や社会基盤等の復旧に係る工程を示した「復旧計画」を、そして、12月には復興ビジョンに基づく具体的な取り組みや主要事業を示した「復興事業計画」を策定し、復興事業の三本柱として、災害公営住宅建設事業・震災復興土地区画整理事業・防災集団移転促進事業を位置付けました。

被災者が安心できる住宅の確保（災害公営住宅建設事業）

いわき市は、震災からの復興まちづくりと並行して、津波被災者の応急仮設住宅・借り上げ住宅での生活から、一日でも早く安心して安定した生活が出来るよう、平成24年度には、約1,500戸の災害公営住宅を建設する計画を策定し、同年度から用地の確保を開始し、25年度内には、16団地の用地全ての手当てができました。

建設戸数については、被災者に二回のアンケートを実施し、最終的に、1,513戸としました。平成26年3月に最初の災害公営住宅が完成、被災者が入居し、平成27年度に全ての団地が完成し入居が完了しました。

平成24年当初に各団地の入居時期を一旦は公表していましたが、確保した用地の造成工事が想定以上に期間を要したため、プレハブ建築協会の協力を得て、中層住棟を全て、WPC（壁式プレキャストコンクリート造）とすること等で対応しました。一部団地の入居時期の変更はしたものの、全体としてほぼ当初計画の時期に被災者に入居していただくことができました。

東京都からは、災害公営住宅建設要員として6名の一級建築士が派遣され、中心となって災害

公営住宅の建設事業にあたりました。団地計画・住戸計画・住棟計画から、実施設計、発注、工事監理を一貫して中心的に担い、被災者の早期の入居に貢献できました。

震災からの復興まちづくり

いわき市の津波被災地区における復興まちづくりにあたっては、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、被害の最小化を目指す「減災」の考え方により、海岸保全施設の整備や市街地整備などの「ハード」と、避難訓練や津波ハザードマップの整備、土地利用や建築規制などの「ソフト」を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進しています。

ワークショップ（久之浜地区）

被災された方々へのアンケート調査や百数十回にわたる地域の復興協議会や役員の方々との打合せ等を実施するとともに、地区住民への説明会、個別面談などにより地区の皆様の意向を伺いながら基盤整備事業手法の検討を行い、地域コミュニティを維持しながら高台部に集団移転を行う「防災集団移転促進事業」、原位置において、海岸堤防の嵩上げ復旧工事や防災緑地の整備により、津波からの安全性を確保したうえで、道路、公園等の公共施設の整備と宅地の再配置を行う「震災復興土地区画整理事業」を実施しています。

被災直後から現在に至るまで、復興事業に関する説明会や個別面談などにおいて、被災者の方々の将来に対する不安や怒りなどが、基盤整備事業を担当する市職員に向けられた時期もありましたが、他自治体からの派遣職員の協力もあり、粘り強く協議を継続し、良好な関係を構築しながら、一日も早い被災者の方々の生活再建を目標に、職員と派遣職員が一体となり、事業の早期進捗に努めてきました。

なお、市内４地区で実施する「防災集団移転促進事業」については、平成26年12月に移転先の住宅団地が完成し、宅地の引渡しが概ね完了し、既に、約８割の宅地で住宅再建が進んでおります。

震災復興土地区画整理事業の概要

ここでは、前述したいわき市の津波被災地区における基盤整備事業のうち、市内５地区（久之浜、薄磯、豊間、小浜、岩間）で実施している「震災復興土地区画整理事業」について述べさせていただきます。

当該事業については、原位置における市街地の再生に向け、コミュニティの維持と津波防災・

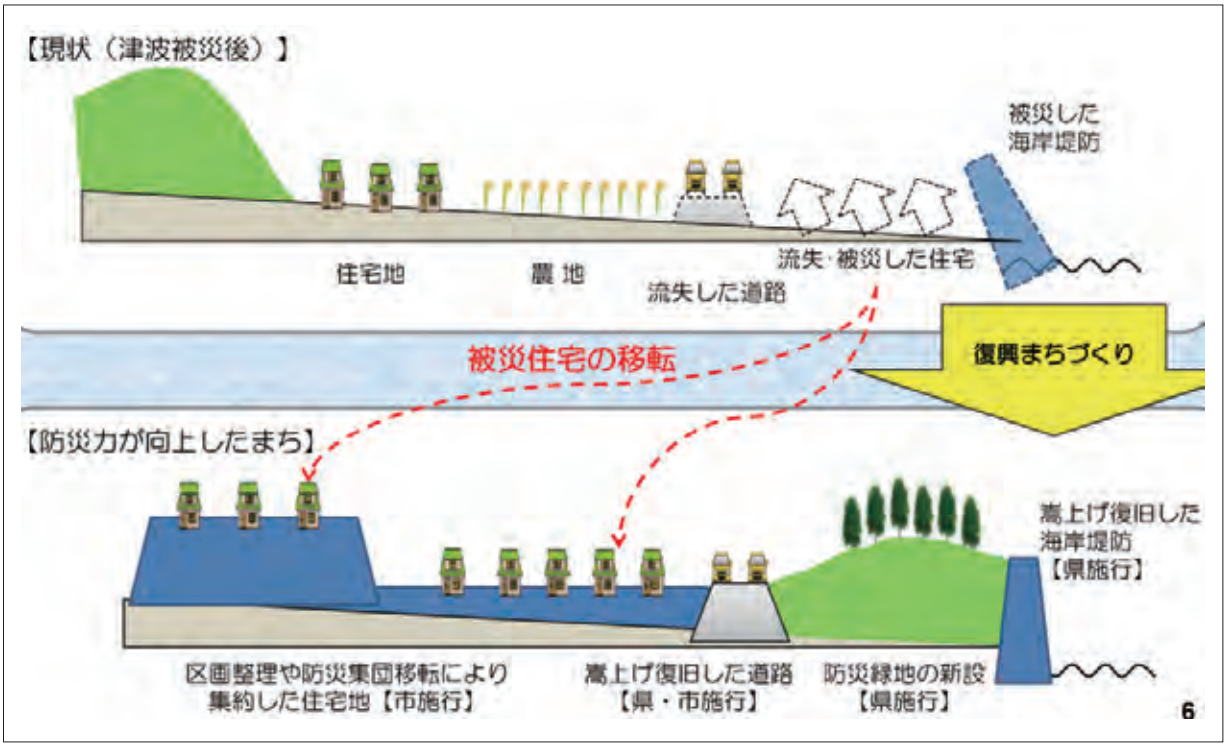

減災による安全・安心な市街地形成を図るため、津波防御施設として海岸堤防の嵩上げ復旧・補強を行い、その背後に津波防災緑地を整備したうえで、宅地の嵩上げ盛土などにより、防災性の向上と住環境の改善を図るほか、一部市街化調整区域の山林を住宅団地として造成したことなどが特徴となっております。

今回、通常の土地区画整理事業と大きく異なった点としては、津波災害を受けた地区であるため、地区界の確定に時間を要したことや、基盤整備に着手する前に、瓦礫の撤去、流出家屋の基礎撤去等を行わなければならなかったことでした。

基盤整備にあたっては、防災緑地や区画道路など施行後における公共施設面積が著しく増加することに伴い、不足する宅地面積を確保するため、隣接する高台部の山林を造成する必要があり、土工量が膨大となったこと、その残土を地区内の防災緑地や嵩上げ盛土等に有効に活用するための事業間流用に関する緊密な調整や、施行区域内に海岸堤防、河川堤防、防災緑地、水道、電気などの関連工事が輻輳し相互の工程調整が必要であったこと、また、被災した家屋等の移転補償交渉に不測の期間を要したため、移転未了の家屋が点在して残り、全面的な施工が困難であったことなど、工期の短縮が思うように図れない状況のなか、職員と施工業者が一体となって事業の進捗に努めてきました。

施工状況（薄磯地区）

また、事業当初から、応急仮設住宅や借り上げ住宅、災害公営住宅などの仮住まいに不便をされている権利者の方々から、宅地の早期引き渡しを望む要望が多く寄せられ、事業の遅れに関するお叱りを受けながらも、丁寧な説明に心掛け、御理解をいただきながら、着実に事業を進めてきました。

様々な課題をひとつずつ解決しながら事業を進めてきた結果、宅地造成完了の見通しがついたことから、権利者の方々が生活再建に向けた目標が立てられるよう、平成27年6月に、宅地引渡しの予定時期について、権利者をはじめ広く市民に公表したところです。

宅地造成完了箇所（久之浜地区）

既に、平成28年3月末には、被災市街地において県内初となる宅地引渡し（計54宅地）に着手しました。今後も、宅地造成が完了した部分から順次引渡しを行うこととしており、平成29年12月には全5地区の全ての宅地（計838宅地）の引き渡しを完了する予定です。

現在、公表した宅地引渡し時期に遅れのないよう、事業の進行管理の徹底を図っておりますが、今後においても、事業の進捗状況や今後の宅地引渡しの見通しなどについて、随時、権利者の方々への情報提供や個別説明を行うなど、きめ細かな対応に努めていきたいと考えています。

薄磯地区

宅地引き渡し後における早期住宅等の再建に向けて

平成27年11月に、権利者の住宅再建や土地利活用の意向把握などを目的としたアンケートを実施しておりますが、換地先に住宅再建を予定している方が約5割、その内3年以内に建築を予定している方が約7割という結果で、3年以内における住宅等の再建予測は約35%に留まっております。

その理由としては、震災から5年以上が経過し、約37%の権利者が既に地区外に住宅を再建していること、権利者の多くが高齢者で住宅資金の確保が難しいことなどが背景にあるものと考えられます。

震災復興土地区画整理事業については、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設を行う土地区画整理事業の手法を用いていますが、今回、震災復興事業として実施していることから、いわき市としては、換地処分後における「まちの復興・再生」までが当該事業の目的ととらえ、宅地への早期住宅建築と円滑な街並みの創出などにも取り組んでいかなければならないと考えています。

このため、宅地引渡し後における宅地利用の促進に向け、事業の進捗状況等を伝える「区画整理だより」の発行や個別面談、権利者や地区の皆様等に事業の進捗状況を見ていただく工事見学会の開催、さらには、地域の各種イベントにおける事業ＰＲなど、あらゆる機会を捉え権利者の住宅再建意欲を高めるための情報発信を積極的に行っているところです。

また、土地区画整理後の宅地に住宅を再建する方に対しインセンティブを与えるためには、生活利便施設の立地も必要となることから、一団の土地として活用が可能な街区については、生業やコミュニティの再生に向けた土地利用の誘導を図るため権利者や民間事業者の方々と協議・調整を進めているところです。加えて、津波被災地に事業所を新設する企業等を支援するため、いわき市独自の「津波被災地域企業等立地奨励金制度」や「復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除」などを積極的にＰＲしながら、震災前に地元に立地していた小規模な店舗兼住宅、民宿などの再建や生業の再生に資する企業などの立地を促しているところです。

一方で、震災以降、福島県相双地区の原発避難者の方等がいわき市に宅地を求め、宅地需要が依然高い状況にあることから、土地区画整理事業による造成宅地についても、新たに住宅建築を予定している地区外の方から一定程度の需要は見込めるものと考えており、宅地引渡し後における早期の住宅建築が進むよう、宅地の売却を希望する権利者と宅地を求めている方が円滑に取引を行うための仕組みづくりなどについて、不動産業界等関係団体の協力を得ながら検討を進めているところです。

しかしながら、被災市街地の再生は、既存のコミュニティを維持しながら住宅等の早期再建を図ることを当初の目的として事業に着手していることから、換地先に住宅再建を希望し再建時期等について検討している権利者の方々が、安易に宅地を譲渡し他地区に生活の場を求めることは、住宅建築が進む一方、コミュニティの形成にとっては課題が残るなど、諸刃の剣にもなりかねない、そのジレンマを抱えながらも、慎重な対応が必要であると考えており、地区の皆さんと協議

調整を行い、早期まちづくりに向けた方向性を探っているところであります。

また、今回の震災復興土地区画整理事業は、保留地がでる事業ではなく、減価補償地区の手法で行っています。地権者の意向を重視するため、事前に土地を換地調整用地として市が取得する手法を取っていることから、豊間・薄磯地区には、それぞれ２万平方メートルの市有地が換地されており、この土地を復興の資源として、早期に分譲することで、地域再生を早める取り組みを現在行っているところです。

また、最近では、地元の復興協議会やＮＰＯ法人が主体となり、地区内に住宅再建支援等の相談窓口の開設や、良質かつ低廉な住宅建築等に貢献することを目的とした市内の工務店による組織の発足など、民間による様々な取り組みも進められており、今後においても、一日も早く地域の再生が図られるよう、行政と地域、関係団体等が一体となった取り組みを継続していきたいと考えております。

いわき市の復興事業に加担して

さて、私自身のことを最後書かせていただきます。いわき市では、東京都から派遣され、災害公営住宅建設事業に携わり、それまで培ってきた様々なネットワークと経験を活かしきった仕事ができたこと、そして自治体での街づくりの経験があり、都市計画を自分のライフワークとしていることから、震災復興土地区画整理事業に３年半携わることで、少なからずお役に立てたと自負できる仕事ができたことは、大変幸せなことだと感じています。特に、担当した震災復興土地区画整理事業地区が、ボランティアで震災直後から一年以上、自宅のある前橋市から通ってきた地区であり、勝手知っていた地域であったことは、仕事をするうえで大変ラッキーだったと思っています。

この５年間、いや、震災直後から、約６年半の間、多くの方々と交わり、一緒に仕事ができ、新しいネットワークが出来たことはありがたいことです。

残念ながら、５年の任期切れで、いわき市を去り、新たな新天地に移住することとなりますが、

この間の絆を大事にし、被災地のこれからの変貌をおりにふれ見続けていきたいと思います。

最後に、この間関わらせていただいた、いわき市役所の職員の方々、市民の方々に感謝申し上げ、筆を下ろさせていただきます。

都市復興推進課課長以下の職場の仲間と

東日本大震災等における

平成29年度
東京都支援活動報告書

～7年目の記録～

第4部

監理団体職員派遣

災害公営住宅

いわき建設事務所
建築住宅部　建築住宅課

業務概要

〇組織の目的

平成 29 年度の福島県いわき建設事務所における業務運営の基本方針は、「被災者や長期避難者の生活再建を支援し、復興の着実な進展と地方再生を実感できる社会基盤の整備を進める」である。この基本方針のもと、長期避難者の居住確保、復興再生道路の事業推進や津波被災地における復旧・復興等、様々な課題に建設事務所全体で取り組んでいる。

〇規模・内容等

いわき建設事務所 計 175 名 （他県等派遣職員 17 名含む）	総務部	総務課
		行政課
		用地課
	復旧・復興部	河川・海岸課
		道路・橋梁課
	企画管理部	企画調査課
		管理課
	事業部	道路課
		河川砂防課
	建築住宅部	建築住宅課
	勿来土木事務所	総務課
		業務課
	鮫川水系ダム管理事務所	総務課
		管理課
	小名浜道路担当	

私が所属する建築住宅課は、16 名（うち自治法等派遣職員 3 名）で構成されており、平成 29 年度末までに全ての復興公営住宅を完成させることを目標に、総力を挙げて取り組んでいる。

福島県では原発関連で避難している方々を受け入れる「復興公営住宅」を整備している。

・整備目標（全体で４，８９０戸を整備）

年度		２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
整備戸数	県全体	５０９	６８６	２，２１１	１，４８４
	いわき	２５０	６７	２３１	１，２２０
累計戸数	県全体	５０９	１，１９５	３，４０６	４，８９０
	いわき	２５０	３１７	５４８	１，７６８

・復興公営住宅整備の進捗状況

県の整備計画では、平成 29 年度までに 4,890 戸の住戸確保を掲げており、そのうちいわき市内には約 1,760 戸の整備が計画されている。昨年度までに 548 戸が完成しており、今年度は残り 1,220 戸の完成に向け、総力を注いでいる。

また、県の事業だけで全てを整備することは困難であるため、ＵＲ都市機構や民間企業の協力を受け完成に向けて進めている。

福島県いわき合同庁舎

福島県

災害公営住宅

いわき建設事務所　建築住宅部　建築住宅課

本間　裕治（東京都住宅供給公社）

業務概要

主に東日本大震災からの復興で重要な位置づけである復興公営住宅の整備工事、県立高校の校舎改築工事、児童相談所の改築工事及び県立高校の改修工事の設計・工事監理業務を担当した。

また、実施計画に基づく既存県営住宅営繕工事等の設計・現場監理業務も同時に担当した。

・担当した主な物件

＜復興公営住宅＞

○四倉団地：住棟×４（１～４号棟）、集会所×１

構　造：ＰＣ造

規　模：地上５階建て　40戸×３棟、30戸×１棟

タイプ：３ＬＤＫ、２ＬＤＫ

竣　工：１～３号棟＝H29.9、４号棟＝H29.12

（特徴）

・１階は全て高齢者住宅（うち車いす住戸×１戸）で、２～５階が一般住戸になっている。

・屋外に各住戸用の物置が配置されている。

・構造は、基礎がＲＣ造、地上部はＰＣ造となっている。復興事業の集中による職人不足を考慮し、現場作業の縮減、全体工期を短縮するためにＰＣ造を採用している。

福島県いわき合同庁舎

＜こども未来局物件＞

○浜児童相談所（整備事業改築工事）

浜児童相談所は、県内に４ヵ所ある児童相談所の一つでいわき市内では唯一の児童相談所である。施設１棟を建て替える工事で、構造はＲＣ造一部木造地上２階建、規模は児童厚生施設と児童養護施設合わせて約 1,350㎡である。管理棟と一時保護棟の２棟で構成され、管理棟で一時保護棟への出入りを管理できる点に特徴がある。

竣工：H29.9

＜教育庁物件＞

○平商業高校（南校舎改築工事）

平商業高校は創立から 100 年を超えるいわき市を代表する伝統校である。

本工事は校舎１棟を建て替える工事であり、構造はＲＣ造地上３階建ての校舎棟で、規模は普通教室と特別教室棟を合わせて約 4,000㎡である。隣接する校舎を使用しながら工事を進めていくので、騒音、安全性に特に配慮する必要があった。

竣工：H29.12

○学校体育館（照明改修工事）

福島特定原子力施設地域復興交付金事業として、磐城農業高校、勿来高校、磐城高校、平商業高校の４校の体育館ＬＥＤ照明改修工事を実施した。

この改修工事により、体育館の電気代を大幅に軽減することができた。

竣工：H29.9 ～ H29.10

２　苦労したこと、工夫したこと

派遣職員の任期は派遣元により異なるが、１年以下の短期間で入れ替わる事が多い。着任時のオリエンテーションや引継は充実していたが、慣れない書類作成や異なる積算システムが上手く使えず、スムーズに業務をこなす事ができるまでには多少時間がかかった。

また、派遣元では主に電気設備工事を担当していたが、福島県では、機械設備、電気設備の両方の業務を担当する事が多かった。機械設備の設計や工事監理等を初めて経験することで多くのことを勉強することができ、良い経験となった。

工事監理の面では、復興公営住宅整備工事の４棟それぞれが同時に契約されたため、電気設備・機械設備の計８社と打ち合わせを進める必要があった。ＰＣ施工で進捗が早い事もあり、質疑に対してスピード感のある対応が求められた。

また、高等学校の改修工事では、夏休み期間を利用した施工を希望する学校が多く、工程管理が大きな課題となった。

３　印象的なエピソード

いわき市にある「スパリゾートハワイアンズ」のフラガールショーは、県の復興のシンボルとなっており、夏には行政職員も率先してアロハシャツを着て、「フラガールが生まれた街·いわき」のイメージ定着を図っている。 いわき建設事務所でも積極的にアロハシャツを着て業務に取り組んだ。今年のいわきオリジナル·アロハシャツは第 10 弾を迎え、色味を５色に増やして販売している。

夏には「第 64 回いわき花火大会」が開催され、前夜祭として「いわきおどり小名浜大会」が行われた。本年は音楽と花火をシンクロさせた創作スターマインをはじめとした花火約 1 万 2 千発が打ち上げられ、目の前で見た花火はとても感動的であった。

また、福島県では祭りやイベントが多く、私も県職員の方の案内で初めての登山（安達太良山）を経験できた。登山に行った日には、安積国造神社の秋季例大祭が行われていて、みこしが繰り出し競い合う様子を楽しむ事ができ、とても印象深い思い出になった。

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

いわき建設事務所への復興公営住宅整備を目的とした職員派遣は、平成 26 年度から始まり丸４年が経過した。今年度で全ての復興公営住宅の完成を迎えることができたことは、福島県職員と歴代の派遣職員が一丸となって復興事業にベストを尽くしてきた結果である。その一員として携われた事をとてもうれしく思っている。

一方、今年度でいわき建設事務所への派遣が終了する寂しさもある。

派遣期間は 1 年ではあったが、今回の派遣で得られた経験は、これまでの公社の業務では経験出来ない事も多かった。また、新聞やテレビ等の報道を通じてしか知らなかった福島県の現状を肌で感じられた事や、復興事業に直接関われた事はとても貴重な経験になった。

今回の派遣で得た経験を、視野を広げるきっかけにして、今後の公社の業務に活かして行きたい。

埋蔵文化財

公益財団法人　福島県文化振興財団
遺跡調査部調査課

業務概要

福島市内の出向先事務所

公益財団法人福島県文化振興財団（以下「福島県財団」）は、福島県における芸術文化の振興と文化財等の研究調査、保存や活用を図るため、多様な活動を総合的に展開している組織である。埋蔵文化財事業を行う遺跡調査部は福島市山下町分庁舎にある。職員は 30 名（内、教員派遣 3 名、財団間出向職員 2 名）からなり、福島県教育委員会から業務を受託し、県内遺跡の分布調査（試掘・確認調査）及び記録保存のための本調査、県内市町村埋蔵文化財調査への技術協力等を実施している。本年度は常磐自動車道・阿武隈川上流河川改修・一般国道 115 号相馬福島道路・県道広野小高線整備の 4 事業と前年度事業の報告書作成が実施された。特に復興支援事業である常磐自動車道と相馬福島道路では、山形県、東京都の各財団から 2 名の出向職員の応援により、集中的に発掘調査を実施して、道路の早期復興に努めている。

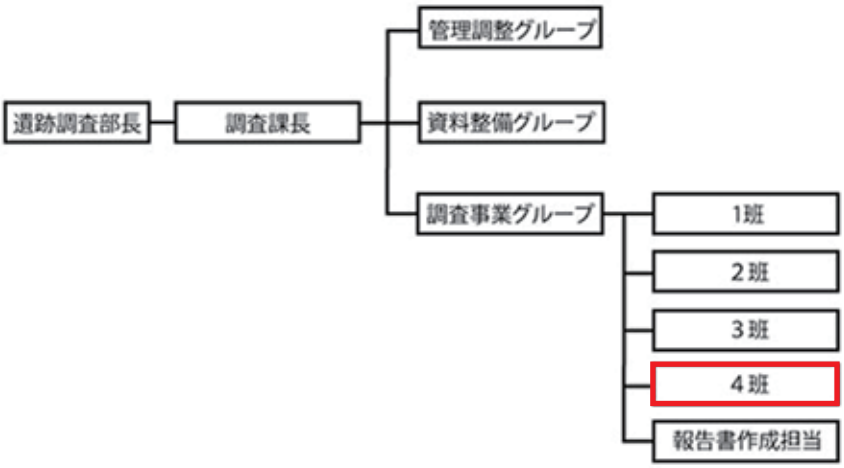

遺跡調査部組織図

福島県

埋蔵文化財

公益財団法人　福島県文化振興財団
遺跡調査部調査課

及川　良彦（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）

1　担当業務の概要

大谷上ノ原遺跡全景
写真左は常磐自動車道ならはパーキングエリア

私が所属した遺跡調査部調査課調査事業グループ４班は、「常磐自動車道建設事業の調査及び調査計画、報告書作成に関すること」を業務とした。具体的には常磐自動車道ならはスマートインター建設予定地内に位置する、大谷上ノ原遺跡（おおやうえのはらいせき）（双葉郡楢葉町）の発掘調査と整理作業、いわゆる「記録保存」を担当・指導した。平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災とそれにともなう大津波によって、福島県浜通り地方の沿岸部地域は甚大な被害を受け、その後の原発事故により避難を余儀なくされた。福島県では、被災地の復興事業には交通網の整備が最重要課題であるとして、常磐自動車道の全線開通を急ぎ、平成 26 年度に片側一車線ながら運用を開始している。全線開通した常磐自動車道であるが、災害等への対応、復興への支援、観光来訪促進による地域活性化、救急医療活動の支援、恒常的な渋滞の緩和を目的に、スマートインターの設置が望まれていた。また、今後も県内の汚染土の中間貯蔵施設等への搬出入に伴う交通量の増加も見込まれること、地元民の復帰のためにも安定した人とモノの流れを確保することも目的となっている。

大谷上ノ原遺跡はこれまで常磐自動車道関連の工事で発掘調査が行われ、旧石器時代、縄文時代、平安時代を中心とした遺跡として把握されていた。昨年実施された第５次調査はスマートインター建設に伴うもので、本年度の第６次調査は、その延長部分にあたる 9,300㎡を対象に発掘調査を実施した。

発掘調査は班長以下３名の職員、発掘支援会社雇用の作業員・オペレーター等 30 名体制で実施した。現地調査担当職員の平日は、基本的には４泊５日の出張である。出張先では近くの宿泊地に滞在し、発掘現場へ公用車で往復する。月曜の朝、分庁舎から公用車に分乗し楢葉町へ向かい、週末の金曜日は福島市内の分庁舎に戻るというサイクルであった。土日は福島市内で借り上げのアパート生活であった。

遺跡現地での業務は、調査課専門文化財主査という立場で発掘調査を担当し、復興業務としての調査の技術支援を行った。

2　苦労したこと、工夫したこと

連絡調整会議　県文化財課、ネクスコ東日本、
工事施工業者、福島県財団担当者

平成 26 年度に一度福島県財団への出向を経験していたため、業務の大枠は理解しており、泊まり込みの生活パターンも大きな戸惑いはなかった（注 1）。それでも業務上慣れなかったのは、東京都と福島県の契約と調査体制の違いであった。福島県では、教育庁文化財課（以下「県文化財課」）が今回の発掘調査の原因者であるネクスコ東日本と契約し、それを受けて県文化財課と当財団が委託契約を結ぶという流れであった。従って、財団

と原因者であるネクスコ東日本は契約関係にはないという点が特徴であった。東京都では教育庁と原因者と財団が三者協定を結び、契約は直接原因者と財団が結ぶ方法がとられており、頭では理解しつつも実際の対応ではとまどう部分が大きかった。

また、昨年度第５次調査に支援として参加した山田氏が指摘していた（注 2）、発掘調査作業員の雇用の問題も大きい。通常福島県財団では作業員を現地で募集し採用する現地主義をとっていた。作業員の募集チラシから始まり、面接を経て雇用契約を結ぶというものであり、出勤簿管理なども調査員の業務の一つとなっていた。発掘調査の機械化は一部で進められているものの、どの都道府県においても基本はマンパワー主力であることに変わりはない。調査員だけでは発掘調査は進めることは不可能で、土の掘削・運搬、土器や石器の掘り出しや写真撮影、清掃作業など、力仕事から繊細な作業まで多くの作業員が必要となる。ところが、楢葉町は平成 27 年９月５日に原発事故に伴う避難指示の解除が行われたばかりであった。震災のおきた平成 23 年３月 11 日時点の住民基本台帳の人口は 8,011 人、平成 28 年４月 28 日時点の住民基本台帳では 503 人であり帰還率は 6.8%であった（注 3）。明らかに住民の帰還が遅れていた。昨年度は現地での採用はほぼ不可能であった。近隣の町からの応募で 10 人弱の作業員をようやく集めるのが精いっぱいであった。平成 29 年３月３日時点の住民基本台帳では 818 名が登録されており、帰還率 11.11%と改善されていたが、作業員募集を行っても集まる見込みは極めて低かった。今年度はこの点を克服するため、作業員の募集から雇用までを民間の発掘支援会社に委託することとした。その結果、楢葉町とその南の広野町、さらに南のいわき市から作業員が集まることとなった。いわき市の作業員は大型バスによる送迎を行った。楢葉町と広野町からの参加者は昨年の調査にも参加していただいた方々も含まれており、発掘経験者が少なからずいる点は大きく、発掘現場の運営上のメリットとなった。発掘経験のない人々は作業動作や道具の使い方など戸惑うことが多く、その分事故発生の危険も大きくなる。経験者の存在は現場の見本となるだけにありがたかった。このおかげで、現場での作業着などの服装や安全靴や長靴といった履物、腰に下げた小物道具入れの発掘スタイルは直ぐに多くの人に影響し、また様々な個性を生み出すようになった。

仮設事務所前での朝の準備体操
大型バス送迎により集まった作業員の皆さん

３年前の出向調査の際、最も苦労したのは重機の確保とオペレーターの熟練度の問題であった。今回の発掘調査開始当時はオペレーターの交代が多く進捗が危ぶまれたが、徐々にメンバーが固定し、その後昨年度の調査で掘削経験のあるオペレーターを確保できたことで、この問題も解決することができた。重機の確保もスムーズであった。

３年前の報告では以下のような文章を記した（注 4）。

「一般的に発掘調査のイメージは、人力による手作業が主体的と思われがちであるが、パワーショベルやキャリーダンプなどを用いて土砂の移動を頻繁に行う必要があり、重機は必須である。通常遺跡は地下に埋もれている。そのため調査は、地表の土を除去したのちに開始される。この表土と呼ぶ土を除去するには、パワーショベルによる慎重な表土剥ぎが必要となる。調査を開始する面に達する深さは一定ではなく、数センチで面に達する場合もあれば、数 10 センチ、場合によっては 1㍍に及ぶことがある。そのため、地層を見極め、細心の注意を払いながら、時にはミリ単位の厚さで丁寧な重機操作が必要となる。しかも掘りすぎは遺跡の破壊に直結する

大型パワーショベルによる斜面の表土剥ぎ

ため、高度な運転技術が必要とされる。」

今回の発掘調査範囲は 9,300㎡という広さがあり、しかも尾根上平坦面だけでなく、谷の斜面も含まれ難度の高い遺跡でもあった。パワーショベルの運転に慣れたベテランオペレーターの存在が重要となる。

もちろんこうした作業には、調査員が重機の先に立ち、地層を確認しながら動作も交えて様々な指示を作業責任者に出し、それに合わせた重機操作が求められる。私の当初の作業はこうした技術指導であった。

地層の確認作業

宿泊場所の確保も３年前は大きな問題であった。およそ８か月の調査中に宿泊した宿は南相馬市４か所、相馬市４か所の合計８か所にも及んだ。

今回の楢葉町近隣では宿泊場所は少なく、買い物等の可能な町営のスーパーは１軒、コンビニは２軒あるのみ、食堂も町営食堂２軒以外数軒あるかないかという状況であった。そのため、近隣のいわき市四倉に宿を決めることとした。この宿は大熊町で食堂を開いていたご夫婦が原発避難ののち、あらたに生活再開のために始めた宿泊所であった。当初は宿が混んでおり連続的な宿泊がかなわず健康ランドに宿泊したりしたが、その後はここを定宿とし、12 月まで約８か月過ごすこととなった。一般のビジネスホテルや旅館とは設備等は異なるものの、あったかいご夫婦のサービスは何といっても快適であった。元魚屋で食堂を切り盛りしていたことで、食事は毎日絶品魚料理がふんだんに朝・晩とも食べられるという好条件であった。ご主人は話好きの気さくな方であったが、駄じゃれには毎日苦笑する日々であった。

３　印象的なエピソード

■　発掘調査の「華」

通常遺跡の発掘調査を行うと、現地を一般公開する場合が多い。とはいえ遺跡の中は、深い穴や段差があり、現場に慣れていない一般の方の立ち入りは危険である。我々素人が工事現場に入るのと同じである。どこが通路で作業場なのか区別もつかない。そのため、いつでも見学できるわけではない。　遺跡も通常は日を限って公開が行われることが多い。

私が担当した、大谷上ノ原遺跡では先にものべたように既に６回の発掘調査を行っているものの、工事との工程のすり合わせや、調査面積の関係から１度も現地説明会は行われてはいなかった。

現地説明会チラシ

調査の開始時に、地元の楢葉町教育委員会にご挨拶にうかがった際には、どちらからともなく見学会の話が出ていた。昨年の第５次調査が終了した際に、来年は大規模な発掘になるので是非地元町民向けにという話が出ていたようである。

福島県財団では発掘調査の進捗や工事との調整のための定期的な連絡調整会議を開いている。大谷上ノ原遺跡では県文化財課と工事の主体であるネクスコ東日本に調査担当の福島県財団と工事担当業者が参加するものである。

この会議の際に何度か遺跡現地説明会が議題となり、県文化財課からは地元からの要望があること、平安時代、縄文時代、旧石器時代と各時代に渡る楢葉町をはじめとする浜通り地方を代表する遺跡であることから、地元向けの一般公開が必要であることが示されていた。ネクスコ東日本のご理解もあり、晩秋ごろにと

いう共通理解が醸成されていた。

福島県財団では県文化財課の指示のもと調査と並行しながら現地説明会の準備を進めていた。工事との兼ね合いもあり、説明会のポイントとなる地点以外は工事側に引き渡し、工事の工程に遅れが出ないよう配慮した。

縄文時代前期住居跡（約 6,000 年前）の解説

12 月 2 日（土）に実施日が決まり、県文化財課との協業で案内チラシの作成がまず行われた。問題は来場者の駐車スペースの確保であった。福島県内の現地説明会の場合は駐車場の確保が第一である。都内のように公共交通機関が整備されているわけではなく、車利用の来場者が圧倒的である。最寄り駅である JR 常磐線の竜田駅からは歩いて 25 分ほどである。近接する楢葉町陸上競技場の駐車場を借りる計画もあったが、翌日の日曜日に町内のマラソン大会が予定されているためその後再検討し、ネクスコ東日本管理用地の一部を関係者の駐車場として利用可能となり、この問題は何とか解決した。また、ネクスコ東日本の御配慮で、ネクスコ職員と工事担当会社のほうから当日の交通案内・誘導員を配置していただけることとなった。人のやりくりに苦心していたところだけに大変ありがたい申し出であった。

遺跡の見学ルートの確定や展示遺物の抽出、配布パンフレットの作成などが調査と並行して行われた。こうした中、説明会入場者数の見込みには苦労した。帰還率のあまり高くないことから地元の方にあまり期待はできない。今回の遺跡のメインは旧石器時代 2 ～ 3 万年前の石器群とその工房跡である。旧石器研究者の人数もそう見込めるわけではない。そこでパンフレットの印刷部数はひとまず 150 部とした。11 月 30 日には新聞社の現地取材もあり、当日の朝刊に載せたいとのことであった。どうか写真入りで大きく掲載されますようにと祈っていた。新聞に載るか載らないかは集客力に大きく影響するからだ。

前日に安全確認をかねて予行演習も行い、不足する現地掲示や遺物展示やパネルの確認を行った。

約 20,000 年前の石器製作工房跡
土の柱の上から石のかけらが 200 点以上出土

さて、当日朝は冷え込んだものの快晴、展示室は作業員休憩所を使用し、最後の準備。遺物や写真パネルを中心とした遺跡のブース、ネクスコ東日本のブース、発掘調査支援会社のデモブースとにわけた。展示場は靴脱ぎで、気楽にお座敷風に見てもらえるようにした。

午後 1 時 30 分開始のところ、最初のお客さんは 12 時過ぎから車で来場。駐車場係が誘導する車もだんだん増えてきた。そうした中、私がびっくりする人の来訪が相次いだ。

最初のびっくりは、なんと普段宿泊しているいわき市四倉の宿の御主人Oさんと奥様が車で駆けつけてくれたのだ。宿の食堂に見学会のチラシを掲示させてもらったが、まさか御主人夫婦が来てくれるとは思わなかった。現地で驚かしてやろうと朝食の時も黙っていたのだという。

出土遺物をマシンガンのように解説し、
それを熱心に聞き入る参加者

次のびっくりは宮城県教育委員会に勤務している後輩のK君が駆けつけてくれたことだ。彼は前回 3 年前の南相馬市天化沢 A 遺跡の見学の際も常磐線と途中不通のため代行バスを乗り継いで原ノ町駅まで来て、そこから雨の中を遺跡まで約 5 キロの道のりを 1 時間ほどかけて見

学会に参加してくれた。今回も常磐線の浪江 - 富岡間は不通のためバスに乗り換え、最寄りの竜田駅から約2キロを歩いてきたという。仙台からはちょっとした旅となったようだ。案内チラシを見てきてくれたとのこと。

最後のびっくりは、3年前の南相馬市の天化沢A遺跡の発掘調査に地元募集で作業員として参加してくれた女性のNさんの登場であった。ご主人とともに来てくれた。3年ぶりの再会である。彼女は山形大学の数学科を卒業した才媛で、調査では測量図面の作成に協力していただいていた。その後、福島市内の歴史再発見事業の講演会にも南相馬からわざわざ出張ってくれた。どうして楢葉町の見学会のことを知ったかと聞くと、福島県財団のHPだという。私が今年から再び福島に舞い戻っていることもHPの職員紹介等で知っていたとのこと（注5）。HPを時々チェックしていてくれていたようだ。ただただ感謝である。

福島の職場の同僚はもちろん、東京の職場の同僚も遠路駆けつけてくれた。おかげで当日の参加者は75名に達した。

浜通り最古の遺跡
最後の現地報告会
楢葉
2019年3月末に完
成予定の常磐道・ならはス
マートインターチェンジ
（IC）の建設に伴い調査
されている旧石器時代から
平安時代の楢葉町「大谷上ノ原遺跡」の最後の現地報
告会が2日行われ、旧石器
時代の石器の工房跡や平安
時代の住居跡を考古学ファ
ンら（2日、楢葉町大谷で）
縄文時代の住居跡を見学する
ンらが見学した。
同遺跡は、約2万～3万
年前の旧石器時代の石器も
見つかる浜通り地方最古の
遺跡で、縄文時代、平安時
代も含めた複合遺跡となっ
ている。IC建設のため県
文化振興財団などが昨年度
から調査し、今年度は旧石
器時代のやり先に付ける尖
頭器など約700点が出土
したほか、約6000年前
の縄文時代前期の竪穴式住
居跡や、平安時代の住居跡
から、かまども見つかった。
遺跡はICの建設完了と
ともになくなる予定で、最
後の一般向けの見学会とな
った。いわき市から来た
は「な
くなってしまうのは残念だ
が、こんな場所にも人が住
んで、どんなことを考えて
いたのかなどとても興味が
わく」と話した。

現地説明会を報じる新聞　讀賣新聞（平成29年12月3日朝刊）より転載

見学会当日は発掘現場の見どころとして、4つのポイントを設定していた。その1は2万年前の旧石器時代石槍製作工房跡、その2は浜通り最古、3万年前の旧石器時代動物解体跡、その3は6,000年前の縄文時代前期の竪穴住居跡、その4は1,200年前の平安時代の良好に残るカマド跡である。加えて、一般の方は普段見ることの少ない実際の発掘調査風景を見てもらえるように、作業員さんに普段通りに発掘の仕事をしていただいた。

縄文時代の竪穴住居跡の調査風景

気がつくと3時、あっというまのタイムオーバーかと思ったら、遺物の展示場では石器を舐めるように見ている専門家の一団が、福島財団の職員と熱い議論をかわしている。誘導員として協力してくれたネクスコ東日本や工事担当会社の方たちも出土遺物の石器や土器を興味深そうに見ている。この雰囲気がたまらない。

やはり、発掘調査の「華」は「現地説明会」だと、私は思う。
後日確認すると、現地説明会を新聞3紙が取り上げていた。

もう一つ印象に残ったのは、地震と台風、北朝鮮のミサイル発射である。いずれも携帯電話の警報音で知らされたものである。音はいっぱいなるもののどうしたらよいのかわからない。ミサイル警報はいわき市四倉の宿舎及び公用車で宿泊所から発掘現場に向かう時である。8月29日早朝Jアラート、9月15日早朝Jアラート、近くに頑丈な建物などない。地震は休日の10月6日の深夜、福島市内のアパートにいたときである。震度4であった。普段発掘調査を行っていた楢葉町では震度5なので、これは助かった。台風は10月22日浜通りを直撃していた。これも福島市内のレオパレスにいた。東京都の総務局復興支援対策部被災地支援課福島県事務所からの緊急メール（安否確認）が個人の携帯に何度も入った。職場のパソコンにも確認メールが入っている。この一連の安否確認で私としては安心した。Jアラートが鳴り、安否を確認されても周囲に安全な建物は見当たらない。どうしようもないところであるが、当人もあわてているはず

なのに連絡を取ってくれたことがうれしい。担当職員の方々に感謝したい。

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

平安時代の竪穴住居カマド観察

遺跡の記録写真撮影の様子

前回の出向時も同様であったが、まず、多くの方々との交流が今後の事業に活かせる点は間違いない。職場の福島県財団遺跡調査部の皆さん、県文化財課の担当者、そして地元作業員との交流、さらに福島県へ派遣された各県の職員との交流と情報交換も行うことができた。東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議にも参加させていただいた。

また、これとは別に「ＩＭＦ」（アイエムエフ　岩手、宮城、福島の頭文字をとったもの）と名づけられた東日本大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る派遣専門職員交流会にも参加し、全国の支援職員との交流を深めるとともに、情報交換ができた。

東京都の配慮で、都監理団体の筆者にも月に１度帰任報告を行う必要があった。こうした帰任の際に上司へのレポート提出と口頭の報告を行うだけでなく、東京都財団職場 3F の調査部や 2F の経営管理課へ出向いて、立ち話でもいいから現状や近況を報告するように努めた。復興がまだまだ進んでいないこと、地元に帰れない人たちがたくさんいることを少しでも東京の職場の人々に伝えるよう可能な限り努力をした。少し心配なのは、職場内でも、福島における原発被害の記憶の風化が進んでいることだ。今回２回目の出向になったため、筆者の職場内での存在も風化しつつあるようだ。久しぶりに会う同僚から「あッ、そういえば福島に行ってるんだ。」といぶかしそうに見られることも度々である。

福島県財団の同僚たちとは、勤務時間以外でも交流を持つことができ、週末になると遺跡をはじめとした文化財見学に明け暮れることができた。この経験は大きな財産となることは間違いない。こうして培った人脈は今後も大いに役立つことは確かであろう。

次に、これも前回の出向時に感じたことでもあるが、東京都は福島県と比べ遺跡の発掘環境に恵まれていることを実態として感じることができた。一方、東京では時間に追われる業務をこなし続けていたことも、福島に来て改めて感じることができた。もっとも大きかったのは、朝夕合わせて４時間あまりの通勤から解放されたことであった。東京で働く場合の大きなデメリットを痛感した。

○　徐々に、徐々に

最後に、毎日公用車の窓からみた楢葉町の復旧・復興はほとんど進んでいないように見えた。多くの工事が進み、また新たな工事も増えているのだが、道々住民にあわない。工事関係以外の人をほとんど見ないことだ。地震で被害を受けた家屋の解体も続いており、そのままで傾いた家も多い。日没後明かりのつく家も多くはない。まだまだ復旧・復興に長い時間がかかることは誰が見ても明らかである。復旧・復興の動きは繰り返す波のように福島第一原発に向かっている。除染作業の工事や作業員、その宿舎も原発に向かって移動しており、コンビニもガソリンスタンドの立地も原発に向かうように徐々に伸びていく。防災工事や道路工事も原発のある方向に徐々に進む。帰還する方々も徐々に増え、その数も原発を中心にグラディエーションのように濃淡を見せている。福島県財団の復興調査も南相馬市、楢葉町、富岡町と近づき、来年度は富岡

町、浪江町がそれぞれ予定されていると聞く。福島県の分布調査、試掘調査はさらにその先に進んでいる。

早期の復旧・復興は望ましいところではあるが、急ぎ過ぎるのも問題だ。徐々に安全・安心を第一とした業務遂行を期待したい。

個人的には今後も福島県への支援と継続した交流が必要だと思っている（注６）。東京の職場の多くの職員が福島県での埋蔵文化財発掘調査支援業務の経験を積み、多くの人と交流し、東京の職場に持ち帰ることを願う。一人でも多く阪神淡路、東日本、熊本と続く被災地の復興と埋蔵文化財の保護の両立の流れを、行政の末端として現場で体験してほしい。明日来るかもしれない大災害は避けられない。それでも減災に備え経験を活かすことが大事だ。現地・現場が復興の第一歩なのだから。

注１　及川良彦 2015「埋蔵文化財」『平成 27 年度東日本大震災における東京都支援活動報告書』東京都
注２　山田和史 2017「埋蔵文化財」『平成 28 年度東日本大震災における東京都支援活動報告書』東京都
注３　楢葉町ホームページ　避難指示解除後の町内帰還世帯・人数について　2017 年 12 月７日閲覧データより
「http://www.town.naraha.lg.jp/information/genpatu/001261.html」
注４　及川良彦 2015
注５　福島県財団 HP　http://www.iseki.fcp.or.jp/B03/2017/f05.html
注６　及川良彦 2017「派遣職員の声３　復興と交流　支援と交流の ing（アイ　エヌ　ジー）」『東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護の取組（報告）－発掘調査の実施と活用への取組編－』文化庁文化財部記念物課

東日本大震災等における

平成29年度
東京都支援活動報告書

～7年目の記録～

第5部

現地事務所

業務概要

東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所（岩手県担当）
増田　美香
東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所（宮城県担当）
若林　孝介
東京都被災地支援福島県事務所
大隅　一暢

1　赴任当初の状況

●　岩手県・宮城県事務所（岩手県担当）

まだ肌寒い平成 29 年４月、蕾がうっすらピンク色になり、開花待ち遠しい石割桜（国の天然記念物）を見上げながら、岩手県派遣職員激励式に出席するため岩手県庁に向かった。県庁のある盛岡市内は、静かで落ち着いた街並みであった。

震災直後、何度か釜石市や陸前高田市の沿岸地域を訪れたことがあった。震災から６年が経過し復興も進んでいると思っていたが、現実は違った。赴任後に視察した、陸前高田市では、約１０メートルに嵩上げされた市街地が広がっており、車を走らせながら見慣れない光景に戸惑い、嵩上げの意味が理解できない自分がいた。また、沿岸地域では、いまだ様々な復旧・復興工事が急ピッチで行われており、更地は目立つが、新たな街の形が見え始めてはいたものの、復興は長期化しているように感じた。岩手県担当として、派遣職員のバックアップや、復興半ばの被災地の課題を本庁とも共有し、震災から７年目を迎えた今だからこそ、あらためてこれからできることを考えたいと思った。

写真左：陸前高田市の嵩上げ工事中の市街地（平成 29 年５月撮影）
写真右：大槌町の高台にある城山公園から観る市街地（平成 29 年４月撮影）

●　岩手県・宮城県事務所（宮城県担当）

４月に赴任した私は、まず沿岸被災地を中心に県内を視察した。その中で、４月に咲き乱れる桜、５月の田んぼの緑は美しく、東北の色彩を感じたが、最も印象的であったのは茶色であった。気仙沼市や南三陸町、名取市などでは土地区画整理事業や土木事業が同時進行しており、かさ上げ道路や土地造成のために数多のダンプが土煙を上げていた。行く先々でこれだけ多くの工事が同時に動いているのを見ることは都内ではまず無い。復興は途上であることを強く認識させられた。

一方、女川町や山元町の一部など、先行して整備が進んできている街もあった。こちらは、地元や計画者が復興後のあるべき姿を形にするために考え抜いたことが伝わってくる街並みであった。

この宮城（そして東北）では、復興のために膨大な人とエネルギーが動いている。自分もそのうちの１人になり、各地の人と良好な関係を築き、派遣職員をサポートしていこうと気を引き締めた。

写真左：南三陸町志津川中央地区（平成 29 年 4 月北向き撮影）
写真右：南三陸町志津川中央地区（平成 24 年 3 月南向き撮影）
かさ上げ、河川、橋梁等の工事進捗が窺える。2 枚とも中央付近に鉄骨が残った旧防災庁舎が見える。

● 福島県事務所

平成２３年３月１１日の東日本大震災では、福島県も地震と津波に襲われ、甚大なる被害を受けた。そして、翌１２日には福島第一原発の１号機で、１４日には３号機で水素爆発が発生した。福島県は、四重苦だと言われている。１地震、２津波、３原発災害、４原発災害による風評被害である。福島県は津波で家を流され、故郷を失った人がいれば、原発災害で家や故郷はあるものの、そこに帰れない人がいるといった多様な震災被害からの復興課題を背負っているのが、福島県の特異性であった。

私は、平成２８年４月から福島県庁に派遣され、この４月には被災地支援福島県事務所勤務となり、２年目の春を福島で迎えることとなった。

２年前に比べれば、復興公営住宅等のインフラ整備が進み、避難指示区域も徐々に解除され、原発事故によって失われた地域の産業基盤再生を目指す「福島イノベーション・コースト構想」が本格的に始動しており、福島県の復興・再生は着実に一歩ずつ進んでいるように思えた。しかし、原発災害による風評被害が県産農林水産物の流通事業や観光事業に影を落とし、避難者数もピーク時の１/２以下となったとはいえ、震災から６年が経ち、いまだ約７万９千人が避難している状況であった。そして、今なお避難指示が解除されていない地域では、６年前の震災当時のままの姿を見ることができた。

光と陰、その明暗が、より一層強く交錯している福島がそこにはあった。

写真左：広野駅東側開発状況・馬場医院周辺（平成 29 年 4 月撮影）
写真右：国道 6 号線沿線の帰還困難区域の様子（平成 29 年 4 月撮影）

2　被災地支援事務所の業務概要

（1）組織の目的

東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県から物的・人的支援をはじめとする支援ニーズ等を把握し、的確な被災地支援に結びつける。

（2）規模

① 岩手県・宮城県事務所：所長、課長代理（岩手県担当）、課長代理（宮城県担当）
② 福島県事務所：所長（復興支援調整担当部長兼務）、課長、統括課長代理

（3）業務内容

① 被災地の課題・情報等の収集、現況報告等
- 県や市町村の各部署からの情報収集
- 復興事業の進捗等を被災現場にて状況確認
- 視察に訪れた都議・都職員に対して現場説明　など

② 県や県内市町村の支援ニーズの把握、効果的な支援に向けた調整
- 自治法派遣に関わる派遣先、業務内容、居住地確保等に係る被災自治体との調整
- 平成 30 年度以降の派遣に関する調整を実施
- 被災地の農林水産物等風評被害対策や、販路回復対策に関する調整　など

③ 各局が行う支援事業のサポート
- 事業実施に向けた県庁及び関係機関との調整
- 都庁各局が実施する被災地支援事業等の県庁記者クラブへのプレス投げ込み　など

④ 派遣職員のバックアップ
- 定期的に生活や業務状況をヒアリング（派遣業務ヒアリング）
- 必要に応じた日常生活に関するサポート
- 病気、けが、事故等のトラブルに関する対応　など

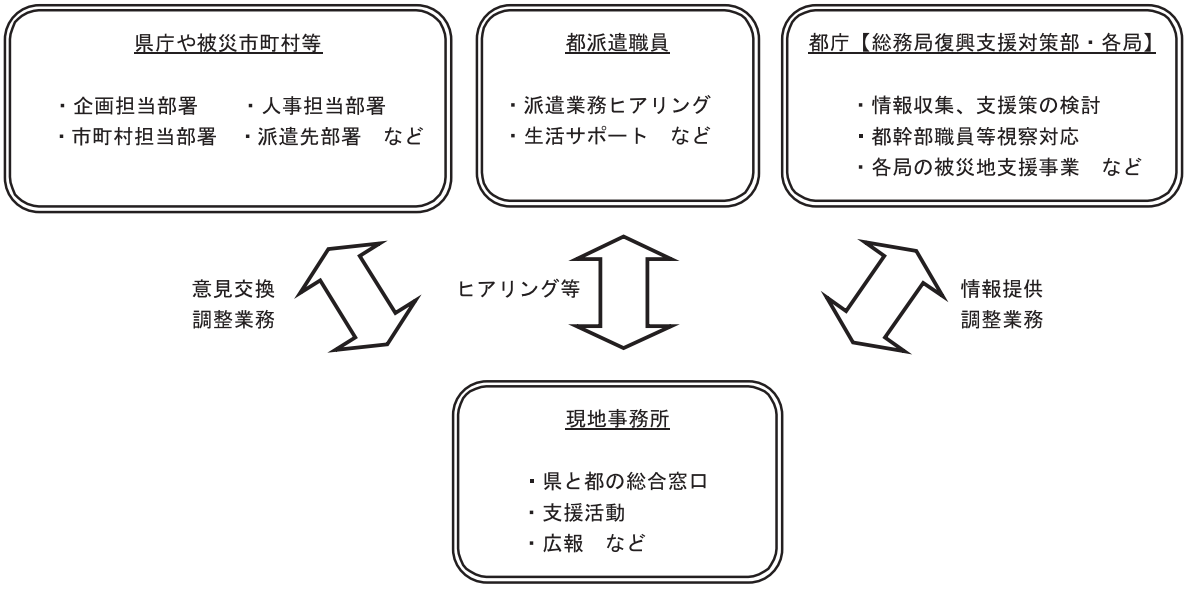

【現地事務所の業務イメージ】

3　成果・実績

（1）県主催の各種会議等への出席

● **岩手県・宮城県事務所（岩手県担当）**

- 東日本大震災津波復興推進本部会議（概ね３ヶ月に１回）
- 岩手県主催派遣職員メンタルヘルスケア研修（29/6/15）
  岩手県主催メンタルヘルス講習会（29/6/15）
- 現地復興推進連絡会議（29/9/8）
- 被災市町村人財確保連絡会議（29/4/28、29/11/27）
- いわて復興未来塾（29/6/24、29/9/16、30/1/27、30/3/17）
- いわて三陸復興フォーラム（東京　29/12/9・盛岡市　30/1/26-27）

● **岩手県・宮城県事務所（宮城県担当）**

- 市町村震災関係職員確保連絡会議（30/2 予定）
- 復興まちづくり事業勉強会（29/4/28、29/12/21）
- 復興応援・復興フォーラム 2018in 東京（30/2/17）

● **福島県事務所**

- 新生ふくしま復興推進本部会議（不定期開催。概ね月２回）
- 福島県市町村スポーツ担当者会議及び東京オリンピック・パラリンピック関連事業連絡会議（29/4/21）
- 被災市町村職員確保対策連絡会議（29/6/8）
- 避難者受入関係都道府県連絡会議（29/7/21）
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック復興ふくしま推進会議＆ふくしま大交流会ミーティング（29/7/24）
- 他県等応援職員等メンタルヘルス講習会（第２回）出席（29/9/1）
- 地方自治法派遣職員等交流会出席（29/9/12）

（2）人的支援に関する調整

● **３県共通**

- 自治法派遣職員ヒアリング
- 任期付職員との面談（各県５月及び６月に２回実施）
- 任期付職員の退職及び再就職（マッチング）に関する連絡調整
- メンタルヘルス講習（岩手県・宮城県 29/6/28、福島県 29/7/12）
- 平成 30 年度向け派遣職員公募制人事説明会、面接、派遣説明会（29/11/2、29/12/8-13、30/3）
- 平成 30 年度向け職員派遣に関する連絡調整
- 北朝鮮ミサイル発射時の安否確認（29/8/29、29/9/15）

● **岩手県・宮城県事務所（岩手県担当）**

- 派遣職員による意見交換会（岩手県宮城県合同開催）（29/6/28）
- 岩手県派遣職員による宮城県内被災地視察（29/6/29）
- 岩手県派遣職員の安否確認訓練実施（29/7/19）

● **岩手県・宮城県事務所（宮城県担当）**

- 派遣職員による意見交換会（岩手県宮城県合同開催）（29/6/28）
- 県内自治体任期付職員採用に関する連絡調整（宮城県、沿岸４市町合同）
- 宮城県派遣職員の安否確認訓練実施（29/7/7）

● **福島県事務所**

- 派遣職員の担当現場、イベント視察
- 県庁、相馬港湾建設事務所、いわき建設事務所及び県文化振興財団派遣職員の職場訪問等による支援業務
- 県庁派遣職員対象赴任ガイダンス（29/4/3）
- 派遣職員に対する職場環境及び住環境に関するアンケート（29 年度及び 28 年度派遣職員対象）（29/5/2）
- 任期付職員における任期満了に伴う派遣先職場訪問（29/8/15、29/8/16、29/8/24）
- 地震発生時（震度５弱）の安否確認（29/10/6）
- 都派遣者を対象とした風評被害対策・原発災害現地視察（29/12/7、29/12/12）

（3）各局の被災地支援事業及び県主催のイベント、ＰＲ活動等に関する連絡調整

● **３県共通**

- 都知事と県知事との会談（岩手県 29/12/9、宮城県 30/2/17）に関する連絡調整
- 未来への道 1000km 縦断リレー事業実施の連絡調整とイベントへの参加（岩手県 29/7/27、宮城県 29/7/31、福島県 29/8/2）
- STAND UP SUMMIT（29/8/8 東京ビッグサイト）の開催に関する連絡調整
- 「スポーツを通じた被災地支援事業」に関する連絡調整
- 避難者向け情報紙「都内避難者の皆様への定期便」の原稿作成及び調整

写真左：未来（あした）への道 1000km横断リレー 2017　宮城県庁スタート式の様子
写真右：いわて復興フォーラムでの小池知事と達増知事

● **岩手県・宮城県事務所（岩手県担当）**

- 全国知事会時の派遣職員との懇談会（29/7/26）における連絡調整
- 岩手県内被災自治体視察（29/9/11-12）
- いわて希望チャンネル派遣職員出演（29/11/28）の連絡調整

写真左：全国知事会時の派遣職員との懇談会の様子
写真右：いわて希望チャンネル収録の様子

● **岩手県・宮城県事務所（宮城県担当）**

- みやぎの復興まちづくりパネル展（29/10/18-20）の都内実施に係る連絡調整
- 宮城県内被災自治体視察（29/8/24-25）
- 東京消防庁音楽隊の被災地訪問（気仙沼ふれあいコンサート 29/8/25-26）に関する連絡調整

写真左：東京消防庁音楽隊による被災地訪問演奏の様子
写真右：宮城県内被災自治体視察事業の様子

● **福島県事務所**

- 総務局公式ホームページ「ふくしま⇔東京キャンペーン」掲載による県担当部署との連絡調整
- 総務局復興支援対策部プロジェクトライン事業連絡調整【公益財団法人福島県観光物産交流協会】（29/4/24）
- ふたば医療センター（仮称）現地視察会連絡調整（29/7/12）
- 風評被害対策の現地視察（米の全量全袋検査所視察）（29/9/22）
- 第１回ふたばサイクルトレインの参加者募集について連絡調整【福島県相双地方振興局】（29/10/5）
- 再生可能エネルギー産業フェア（ＲＥＩＦふくしま 2017）のＰＲに関する連絡調整
- ヘブンアーティストの県内イベントに開催する連絡調整
- 産業労働局観光部事業打合せ連絡調整【県観光交流局、公益財団法人福島県観光物産交流協会】（29/12/20）

写真左：都派遣者を対象とした風評被害対策現地視察の様子（米全量全袋検査二本松第四検査場）
写真右：都派遣者を対象とした原発災害現地視察の様子（双葉駅構内）

（4）被災地視察等の対応（当日の説明、資料作成の他、事前の現場確認、視察先との連絡調整等）

日時	出来事	対応事務所・担当			主な視察場所
		岩手	宮城	福島	
H29.5.10	総務局復興支援対策部 都内避難者支援課 現地視察			○	【福島】特定非営利活動法人ビーンズふくしま / みんなの家、環境再生プラザ
H29.5.25～26	総務局復興支援対策部 転入者現地視察	○	○	○	【岩手】復興局 【宮城】震災・復興企画部、保健福祉局 【福島】南相馬市、双葉町、大熊町
H29.7.4	総務局主計部 現地視察			○	【福島】コミュタン福島、ふたば医療センター建設予定地、県営あずま球場
H29.7.21	総務局復興支援対策部 都内避難者支援課 現地視察			○	【福島】福島市内応急仮設住宅
H29.8.1	東京都埋蔵文化財センター　事務所訪問			○	【福島】被災地支援福島県事務所
H29.8.22	都市整備局 県庁訪問	○	○	○	【岩手】県土整備部 【宮城】震災・復興企画部、保健福祉局 【福島】企画調整部、避難地域復興局
H29.8.25	都市整備局 現地視察			○	【福島】ふたば復興診療所、富岡町、請戸漁港、南相馬市
H29.9.5～6	総務局復興支援対策部 現地視察	○	○	○	【岩手】釜石市鵜住居地区、陸前高田市 【宮城】南三陸町、石巻市日和山 【福島】請戸漁港、双葉町、コミュタン福島
H29.8.29～30 H29.10.3～4 H29.10.24～25 H29.11.8～9 H29.11.21～22	ふるさと復興の今がわかるツアー（5回開催）	○	○	○	【岩手】陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町 【宮城】石巻市、東松島市 【福島】南相馬市、浪江町、楢葉町、富岡町、広野町、いわき市
H29.11.9	産業労働局観光部 現地視察・県庁挨拶			○	【福島】コミュタン福島、観光交流局、公益財団法人福島県観光物産交流協会
H29.11.15～16	総務局長 現地視察	○	○	○	【岩手】陸前高田市防潮堤、新商業施設 【宮城】南三陸町さんさん商店街、新庁舎 【福島】コミュタン福島、双葉駅周辺
H29.11.16～17	都市整備局 現地視察・県庁挨拶			○	【福島】土木部、いわき市復興公営住宅
H29.12.18～19	都市整備局 現地視察・県庁挨拶		○	○	【宮城】山元町つばめの杜地区 【福島】相馬港湾建設事務所

日時	出来事	対応事務所・担当			主な視察場所
		岩手	宮城	福島	
H29.12.22	下水道局 現地視察		○		【宮城】山元町つばめの杜地区、千年希望の丘、荒浜小学校
H30.1.18～19	都市整備局 現地視察	○	○		【岩手】大槌町、釜石市鵜住居地区、陸前高田市 【宮城】国道398号線（南三陸町）

4　その他

①　現役職員の派遣状況（H30.1.1 時点）※東京都監理団体等からの派遣を含む

派遣県	岩手県		宮城県		福島県	
職種	事務	技術	事務	技術	事務	技術
派遣人数（人）	13	6	11	8	11	10

※福島県の技術には、調査研究職１名を含む。

②　任期付職員の派遣状況（H29.8.31 まで）

派遣県	岩手県	宮城県		福島県	
職種	土木	土木	建築	土木	建築
派遣人数（人）	8	1	3	3	2

③　物的（車両）の提供（H29 年度分）

提供県	岩手県	宮城県	福島県
提供車両（台）	3	3	5

岩手県

被災地支援岩手県・宮城県事務所（岩手県担当）

増田　美香

1　組織の体制、主な事務分掌（担当業務の概要）

現地事務所は、仙台市内の宮城県自治会館にあり、現地機能のうち岩手県と宮城県に関する業務を管轄している。なお、事務所の現在の体制は、所長（課長）、課長代理（岩手県担当）、課長代理（宮城県担当）、現地採用の臨時職員（1 名）の４名体制となっている。

岩手県担当の業務内容は、①都の派遣職員のサポート（平成 30 年 1 月 1 日現在 19 名）、②被災自治体の支援ニーズの把握、復興状況などに関する情報収集、③各種支援に関する都や被災自治体などとの連絡調整などである。

岩手県派遣職員激励式
代表挨拶をする都職員

咲き始めの石割桜（国の天然記念物）
岩手県庁となり盛岡地方裁判所構内

表　東京都から岩手県への派遣状況（自治法派遣職員はH 30.1.1 時点、任期付職員はH 29.8.31 時点）

派遣先	自治法派遣職員	任期付職員（平成２９年８月３１日まで）				
	岩手県	岩手県	大船渡市	大槌町	野田村	合計
派遣人数	１９	1	3	2	2	8

2　苦労したこと、工夫したこと

岩手県が都道府県で北海道に次いで２番目の面積の広さを持つということは知っていたが、現地事務所から、職員が派遣されている岩手県庁や沿岸市町村への移動は、公用車の場合、片道約３時間強かかり、赴任後、現地へ行くたびに、その広さを実感することとなった。常に効率的な業務を考え、レンタカーや新幹線も併用し行動する一方で、現地事務所と派遣職員や県庁等の関係部署との間に距離を感じることのないよう、電話やメールに頼らず、できるだけ直接会う機会を作り、信頼関係を築けるよう心掛けてきた。しかし、岩手県から離れた仙台にいるため、リアルタイムに情報を共有することが難しく、県庁の方や派遣職員に協力を得ることで、様々な課題を解決することができた。改めて感謝したい。

私は岩手県担当であるが、宮城県内の復興状況を目にすることが多く、「被災地」と一括りに言っても、地域によって被害状況も復興の進み具合も違うことを知った。岩手県に派遣されている職員にも、他県の状況を直接見聞きし、宮城県の取組と岩手県を比較することで、今後の職務の参考になればと思い、宮城県内

の被災地視察を実施した。震災の悲惨さや復興の現状を学ぶだけでなく、岩手県同様、魅力ある宮城県を楽しむという要素も取り入れた視察になればと考え、被災され、いち早く再建された、いちご農家の方から話を伺う機会なども取り入れた行程とした。その方からも、「派遣されている県は違うけれど、派遣終了後も、家族や友達と一緒に東北に来てほしい」と言っていただき、面識のない私の依頼にもかかわらず、快くご協力いただいたことに感謝の気持ちでいっぱいである。

盛岡駅前ビルから見る自然溢れる盛岡市内

宮城県内視察の様子（宮城県山元町）

3　印象的なエピソード

８月末に、任期付職員の方々が５年間の任期満了となり、都庁で解散式が行われた。震災直後の混乱の中、派遣された職員の方の苦労は計りしれないことと思う。懇親会では、ＯＢの方にも来ていただき、派遣された当時のことを、エピソードを交えながらも、みなさん笑顔で振り返っていたことが印象深い。５カ月という短いお付き合いであったが、公私にわたり沢山のことを学ばせていただき、みなさまの優しいお心遣いに改めて感謝の意を伝えたい。

東京都の派遣職員は様々な分野で、復旧・復興事業に携わっている。職場はもちろんのこと、様々なイベントにおいても、明るく・楽しく・何ごとにも前向きに取組み輝いている姿を見て、派遣職員の母親のような気持ちになり誇らしく思った。初めて携わる分野でも、多くのことを吸収しながらスキルアップしていく若手職員や、経験・技術を活かし、職場のまとめ役となっているベテラン職員の活躍を見ていて、私も岩手県派遣チームの一員として、少なからず復興事業に参画することができたのであれば幸甚である。

小池都知事と派遣職員との懇談会

いわて希望チャンネルに派遣職員出演
（下段中央　達増岩手県知事）

4　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

現地事務所は、復興状況等の情報収集、県庁等の連絡調整等、仕事内容が広範囲なため、いろいろな部署と横断的に接することが多かった。各部署とは、それぞれの立場や意見を考慮しながら、やりとりするため、相手の要望をきちんと聞き出し業務を進めることが必要であった。また、突発的な状況も発生し、柔軟に対応しなければならないこともあったため、常に変化していく情報を収集し、一方的な情報発信ではなく、相手の意を汲み取る、より深いコミュニケーションが不可欠であった。これから携わる業務においても、このことを常に意識して何事にも取り組んでいきたい。

被災地では、今も前例のない復興という目標に向かって、関係者一丸となった取り組みを続けている。岩手県の方をはじめ、東北の方々の温かみや優しさに触れ、たくさんの笑顔を見られたことは、一生の財産である。ただ、どうなったら復興と言えるのかは難しいところであるが、私も誰かに元気を与えられる人になりたいと強く思った。

私が過ごした１年は、復興の長い道のりのほんの一時であったが、「忘れない」という思いを持ち続け、「人と人との絆」と「つながり」を大切にしながら、これからも岩手県を応援していきたい。

岩手県主催の派遣職員激励式終了後の職員（岩手県民会館ロビーにて）

宮城県

東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所（宮城県担当）

若林　孝介

1　組織の体制、主な事務分掌（担当業務の概要）

当現地事務所は、仙台市内の宮城県自治会館にあり、現地機能のうち岩手県と宮城県に関する業務を管轄している。なお、事務所の現在の体制は、所長（課長）、課長代理（岩手県担当）、課長代理（宮城県担当）、現地採用の臨時職員（1 名）の４名体制となっている。

宮城県担当の業務内容は、①都や監理団体からの派遣職員のサポート（平成 30 年 1 月 1 日現在 19 名、派遣先自治体：宮城県、石巻市、塩竈市）、②被災自治体の支援ニーズの把握、復興状況などに関する情報収集、③各種支援に関する都や被災自治体などとの連絡調整などである。また、当職は、被災３県（岩手、宮城、福島）に配置されている現地事務所で唯一の技術職（土木）であり、３県の派遣職員の技術統括を担当している。

現地事務所のある宮城県自治会館

事務所内の様子

表　東京都から岩手県への派遣状況（自治法派遣職員はH 30.1.1 時点、任期付職員はH 29.8.31 時点）

派遣先	自治法派遣職員				任期付職員（平成２９年８月３１日まで）			
	宮城県	石巻市	塩竈市	合計	気仙沼市	南三陸町	山元町	合計
派遣人数	１４	４	１	１９	１	２	１	４

2　苦労したこと、工夫したこと

一点目は、派遣職員の安全確保である。４月の着任以降、北朝鮮からの弾道ミサイルが４月４日、16 日、29 日と立て続けに発射された。このため、宮城県総務部危機対策課と調整して、東北に被害が生じた場合に県へ情報収集を行うことを確認するとともに、派遣職員への安否確認訓練を実施して有事に備えた。その後もミサイル発射は続き、ついに８月と９月には弾道ミサイルが東北上空を通過してＪアラートも発動したが、事務所として落ち着いた対応を取るとともに、派遣職員への迅速な安否確認を行うことができた。東北地方では今でも東北地方太平洋沖地震の余震が続き、近年は台風等の風水害も活発化していることから、非常時対応については、常に神経をとがらせることとなった。

二点目は、派遣職員のフォローである。都の派遣職員には比較的若い職員も多く、また、各被災自治体では多忙かつ他自治体からの派遣職員が多い混成職場となりやすいことから、職場の雰囲気や仕事の進め方に負担を感じる派遣職員もいた。このため、四半期ごとの定期ヒアリング実施に加えて、別件の出張時に極力派遣先にも顔を出して、こまめに派遣職員と話をするほか、ときには上司や周りの職員との接し方まで相談に乗ることで負担の軽減に努めた。さらに、派遣職員の意見交換会や後述のマラソン大会の企画など、職員交流の機会づくりを大事にした。その結果、秋のヒアリング時には各職員からも「慣れた」「深刻でなくなった」との反応があり、一定の効果が得られたと感じている。

北朝鮮ミサイル発射直後のニュース

派遣職員意見交換会の様子

3　印象的なエピソード

８月 31 日に任期付職員の解散式が行われた。任期付職員は、平成 24 年９月から最長５年の任期で東北の各地被災自治体に派遣されており、この日、任期満了まで勤めた土木・建築職の１７名が最後の辞令を交付された。普段会いに行けば現場作業服姿でにこやかに現地のことを教えてくれたベテラン職員も、この日はスーツを身に纏い、鋭くやり遂げた顔つきをされていたのが印象的であった。大変な時期の５年間を支援された先輩方には同じ技術職員として尊敬するばかりである。なお、退職する任期付職員にはマッチングを行い、何人かは別の自治体を含む被災自治体に再度就職された。そうした方々とは、その後の都の視察にも快くご協力いただくなど、良好な関係を続けている。

11 月には、仙台リレーマラソンに参加した。本イベントには、派遣職員の交流や親睦を深めるため、都派遣関係者で震災以降毎年参加している。今年は、例年の５割増の参加人数を得て３県の現役派遣職員（現地事務所を含む。）からなる２チームと元派遣職員が中心となった都庁チームの計３チームで参加した。ランナーは『復興へ、襷をつなごう。東京↔東北』のロゴを入れたブルーのＴシャツを着て、復興を盛り上げる心意気を胸に走った。順位はご愛嬌、参加することに意義がある。

解散式で総務局長に代表で報告する任期付職員

リレーマラソン宮城チーム（あと２チームあり）

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

行政にとって、防災・減災は重要な仕事であり、私もこれまで防災や耐震に関する業務に携わる機会が多かった。しかし、行政における防災の範疇は、災害が起こるまでと災害直後の対応がメインとなり、その後の長い復興期間が事前にかつ重点的に扱われることは少ないと感じている。「震災発生から６年余りが経過し、」とは、この１年間幾度も耳にした言葉だが、時間の経過とそれに伴う復興の状況について、現地の方の話を聞き、現場を見ながらゆっくり考え、感じることができたことは私にとって非常に大きな経験であった。東北の各自治体は、復興の時機を逃さないよう急ぐこと、その一方で急ぐあまりに何かを見逃さないようにすること、そのバランスの中でそれぞれ最善を尽くそうと努めている。東京でいざ大地震が発生した際には、私はここで得た感覚を思い出して役立てていきたい。

そして、この１年間、東北の多くの方に大変お世話になった。ここでの私の仕事は、庶務係長兼営業職のような役割が強く、常に仕事相手に助けていただくことで成り立っていた。“人脈”とあえて硬く言わず、これからも仲良くしていただき、何かあったときにはまた助け合える関係でありたい。そして、彼ら彼女らのことを思い出しながら東北の復興を応援していきたい。

福島県

東京都被災地支援福島県事務所

大隅　一暢

1　組織の体制、主な事務分掌（担当業務の概要）

当現地事務所は、福島市内の福島県自治会館にあり、現地機能のうち福島県に関する業務を管轄している。なお、事務所の現在の体制は、所長（復興支援調整担当部長兼務）、課長、統括課長代理、現地採用の臨時職員（1 名）の 4 名体制となっている。

業務内容は、①都や監理団体からの派遣職員のサポート（平成 30 年 1 月 1 日現在 21 名、派遣配属先：福島県庁、いわき建設事務所、相馬港湾建設事務所、福島県立医科大学病院、福島県文化振興財団）、②被災自治体の支援ニーズの把握、復興状況などに関する情報収集、③各種支援、視察等に関する都や被災自治体などとの連絡調整などである。

現地事務所のある福島県自治会館

事務所内の様子

表　東京都から岩手県への派遣状況（自治法派遣職員はH 30.1.1 時点、任期付職員はH 29.8.31 時点）

派遣先	自治法派遣（都庁現役職員）				任期付職員（平成２９年８月３１日まで）			
	福島	いわき	相馬	合計	いわき市	広野町	浪江町	合計
派遣人数	１６	３	２	２１	２	１	２	５

※福島：福島県庁、福島県立医科大学病院、福島県文化振興財団、いわき：いわき建設事務所、相馬：相馬港湾建設事務所

９月地方自治法派遣職員等交流会にて福島県内堀知事と都派遣職員たち
（左から１人目岩村さん、４人目小笠原さん、６人目内堀知事、７人目北見さん、８人目大平さん）

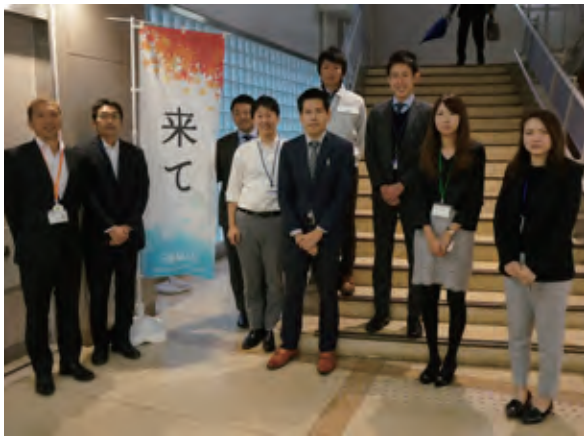

10 月都派遣職員と県庁にて

2　苦労したこと、工夫したこと

私は、平成 28 年 4 月から被災自治体への派遣職員公募により福島県保健福祉部地域医療課へ派遣され、平成 29 年 4 月からは庁内一般職員公募により、福島県事務所に赴任した。そのため、28 年度から引き続き福島県での勤務となり、1 年間の県庁経験が自分の強みとなったが、それは裏を返せば、2 年目の自分に対する周囲からの期待とも取れ、プレッシャーを感じることもあった。

2 年目の福島とはいえ、震災復興・再生の全体像や現場を十分知っているわけではなく、さらにその状況は刻々と変化しているため、まず「福島の今を知る」ことからはじめた。さらに『被災地支援事務所は現地常駐であり、東京都の組織の中で最も県に近い存在である。』という事を常に意識し、その存在として、何を、どう行動すれば良いのかを自問自答しながら業務に当たった。

例えば、東京都の部局視察アテンド業務では、県や避難地域 12 市町村等の動向を常に注視し、その部局にとって、現時点で視察ポイントとすべき場所はどこなのか、日々、民報・民友・河北の地方紙や県庁のプレス発表をチェックした。そして、気になるポイントがあれば、その詳細を県等の担当部署に聞きに行き、そのポイント（現場）へ必ず足を運んだ。

さらに次のステップとして、現場で見てきた自分の思いや考えを、その県等の担当部署に再度出向き、視察の御礼を兼ね、担当者と話をする機会を設けた。その視察ポイントについて、県職員等とディスカッションすることは、担当者の本音やそのポイントの復興状況の深層を少しでも垣間見えることができた貴重な機会となった。

ホームページに載っていることを説明するのであれば誰にでもできることだと思う。現地常駐ゆえの機動性を活かし、福島県という土地を知り、人を知り、東京都として何を伝え、アテンドすれば良いのかを常に心がけた。

次に、東京都からの福島県派遣職員のサポート業務では、まず年度が始まって一段落した 5 月に、都派遣職員に対して職場環境及び生活・住環境に関するアンケートを行った。また、このアンケート対象を昨年度の福島県都派遣職員に広げた。自分自身も昨年度の福島県派遣職員のひとりであり、自分なりの思いはあったが、昨年度の派遣職員からの回答は非常に参考になった。

その中に「都に戻って疲れがどっと出ました。派遣期間中は特に問題はないと思っていましたが、身体的、精神的にストレスがかかっていたことに気付きました。」という回答があり、気を張り詰めて派遣期間を全うした職員の姿が容易に想像でき、今年度の派遣職員に対して、きめ細かな対応を心掛けようという思いを改めて強くした。

また、福島県事務所主催で都派遣職員を対象とした風評被害対策や原発災害の現地視察を企画した。これは、都派遣職員は各配属先において福島県の復興支援業務に携わっているが、普段では触れることのできない風評被害対策の現場及び原発災害の現状を見ることを通じて、福島県の復興・再生の状況の理解をより一層深めてもらいたいと考えたためであり、「現地を見てみたい」というアンケート結果の要望にも応える形となった。

風評被害対策では、福島県農林水産部や福島県農業振興公社の協力をもと、福島県におけるお米の全量全袋検査等の取組現場を視察し、原発災害の現地視察では、国道６号線沿いを浪江町から広野町まで南下し、双葉町及び大熊町の帰還困難区域にも入域し、現状を視察した。

これは YouTube の福島県公式チャンネルに掲載している 1000 を超す動画を、より見やすく、わかりやすく、目的の動画をすぐに見つけられるようカテゴライズした動画サイトです。

原発災害の現地視察では、視察ポイントのほとんどを業務として都派遣職員が携わっていたため、それぞれ職員が参加者に対して現地の状況を説明する形をとった。このことにより、改めてお互いの業務内容を知り、その質の高さと濃さに互いが感化され、復興支援業務に携わっている仲間意識がさらに強くなったようであった。

今回のアンケート対象者を昨年度まで広げた一番の意図は、派遣期間の一年間を振り返って寄せられた回答が、今年度の派遣職員へのサポート業務に活かせること以上に、今年度だけでなく、来年度以降も続くであろう福島県への都派遣職員のために何か良いものを残していきたい、という思いがあったからである。

都派遣職員は身分上併任であり、都の身分だけでなく県の身分も併せ持つため、県と伴に職員対応をしていくことになる。そのため、このアンケート結果を県の派遣受入担当部署に説明させていただき、今年度だけではなく来年度以降の都派遣職員のために良い環境整備への道筋を作れるよう努めた。

7月 都派遣職員との桃狩りツアー

7月　福島県事務所にて都派遣職員との昼食会

12月 都派遣職員向け風評被害対策現場視察として全量全袋検査場を視察
（現地事務所主催。協力：県農林水産部水田畑作課、県農業振興公社）

3　印象的なエピソード

11月のある日の夕方、他県へ出張中の自分の業務携帯に東京都の観光事業を担当する部長から電話が入った。初めての福島県視察であり、県内視察後、県庁観光交流局（観光事業担当）へ挨拶に行くため、自分も同席して欲しいとの内容で、視察予定は3日後であった。すぐさま福島に戻り、翌日、視察に来県する都側の担当者に連絡を取り、視察行程の内容を詰めた。その行程の中で、県内視察後、福島県現地事務所において福島県の復興状況をレクして欲しいとのオーダーがあったが、いつもは鈍い自分の嗅覚がこの時ばかりは反応した。

『福島県の状況は、今後、時間を作ればいつでもレクできる。折角の来県であるため、県庁の観光担当部署のほかに、県観光物産交流協会にも挨拶してもらい、都と福島県のパイプをより多く作ってもらいたい』と。

すかさず都の担当者に自分の意向を伝え、了承を得たのちに、福島県観光物産交流協会に出向き、理事長はじめ幹部職員の方々のアポを取った。部長から電話をいただいた翌日の、視察予定日の２日前のことであった。

視察当日は、都、県及び県観光物産交流協会ともに有益な時間を共有していただいたと感じている。その後も都担当部署と県観光物産交流協会とは、所管事業において連絡調整を行っていると聞いており、先日もその打合せの場に同席させていただいた。

こうした顔と顔との繋がりを持つ機会を設けようと思ったのは、都と福島県のパイプ役となることが現地常駐である被災地支援事務所の大きな役割のひとつではあるが、福島県の観光事業を拡大していくことは福島県の復興・再生の一つの柱であり、その「観光復興」において東京都の事業支援や、さらには都と福島県との事業連携といった事業展開の広がりにもつながっていくのではないかと考えたからである。

しかし、このように嗅覚が反応し、フットワーク良く対処できたのも、自分がこの４月から県観光物産交流協会に足を運び、誼を結ばせていただき、急なお願い事もできる心安い間柄となっていたからではないかと思っている。気づけば４月から、県庁各部署以外にも市町村及び関係団体に人脈をつくることを心掛け、300 枚以上の名刺を配っていた。

11 月　都と福島県観光物産交流協会との打合せ

福島県観光物産交流協会幹部職員と都職員

４　今後の都政に活かせること・活かしたいこと

「被災自治体支援とは、どのようなものですか。」「被災自治体支援について、どう思われますか。」と聞かれることがあると、自分はあるスポーツに例えて説明する。

「サッカーの試合だとします。自分が投入される時間帯は、前半なのか、後半なのかはわかりません。それは、復興という終点が明確になっていないためです。でも、どの時間帯であっても確かなことは、県市町村等の職員の方々は試合開始から走り続けています。自分は体力があるので走り回れます。でも、自分ばかり走っていたのでは、ボールは回ってこないし、ボールに触ることすらできません。自分が投入された時のチーム状態、試合の戦術、試合の流れ、さらに相手の状態、そして自分の役割。それらを瞬時に判断しなければなりません。そうすることによって、自分の動きがスムーズになり、自然とボールが回ってくると思います。良いパスが出せます。結果として良い試合ができ、チームに貢献できると思います。

そして、１年間という派遣期間が終われば、ピッチを去らなければなりません。その時、自分は何を思い、何を感じるのか。その答えが良いものであるのか、そうでないのかはその職員によってだと思いますが、確かなことは、ピッチ上にいた自分がその答えを出してくれる、ということです。」

この３月に自分もそのピッチを去ることになるが、先日、ある県幹部職員の方が自分に話してかけてい

ただいた言葉が今でも胸に迫る。

「震災から既に６年以上も経っている今、確かに県職員は復興業務に疲弊している部分があり、復興という意味すらも薄れていることがあります。しかし、毎年全国から応援しに来てくださる派遣職員に触発され、県職員が奮起することも確かです。遠慮せず、走り回ってください。パスをどんどん出してください。

震災は福島県にとって悲劇でした。でも、こうして大隅さんのような東京都職員の方々と出会えたことは、福島県にとって財産です。」

この言葉に値するほどの仕事を自分がピッチ上で出来たかは疑問ではあるが、倦まず弛まず、微力ではあるが、持てる力をすべて注いでいた自分がいたことは確かであり、28 年４月から２年間、福島にいた自分にとっての最大の賛辞だと思っている。

しかし、自分のような者が『仕事に対して常に真摯に向き合う』という基本に戻れ、ピッチ上でそれなりの成果を収めることができたのも、福島の方々の人となりの良さ、優しさゆえであり、今はただただ感謝の気持ちでいっぱいであり、それを表す言葉も見つからないほどである。

都に戻り、多忙な日々を過ごす中で、福島での忙しくもあり、楽しかった派遣生活や、福島の食、自然、そして人に思いを馳せることであろう。その時は、その想いのまま、ぜひ福島を訪れたいと思う。

昨年の秋、ある都幹部職員が来庁し、自分が関係部署への挨拶にアテンドした時のことであった。

別れ際、その都幹部職員が県部長（都でいえは局長）に、「大隅さんは東京都の人間ですが、福島のためにいる人間です。いろいろ使ってください。」と言うと、県部長が、「東京都の人間？　大隅さんはもう福島の人ですよ（笑）」

東京都職員であり、東京生まれ、東京育ちの自分に故郷といえる場所ができたようであった。

訪れたいと思う場所を故郷と思えることは、大変光栄なことである。

今後機会があれば、再びその故郷のピッチに立ちたいと思っているが、東京都に戻り、福島の現状を伝え、ピッチに立てる職員を育てることも、福島へ恩返しと思っている。

また、東京にいても、福島県産品（お米、野菜及び果物等）を購入することや、自分が見て、経験した福島の今を伝えることで、少しでも風評払拭に、福島の復興・再生に寄与できるはずである。

この３月に福島を去る身ではあるが、派遣期間で得た経験は自分の財産となり、繋がった人とのご縁は自分の宝物となった。それをこれからも大切にし、福島復興支援応援団の一員であり続けたいと思っている。

政府の復興・創生期間は 2020 年度（平成 32 年度）で終わり、復興庁に代わる新たな後継組織づくりが議論されている。東京都は、2020 年（平成 32 年）に開催される東京オリンピック・パラリンピックを復興五輪と位置付け、福島県も復興した姿を世界に発信しようと復興・再生に取り組んでいる。

2020 年まで後２年。それまでに、どれだけの復興・再生を果たせるのか。さらに、その先は。

原子力災害からの復興・再生にはかなり時間がかかることは言わずもがなであるが、福島県だけでなく、岩手県、宮城県でも残された課題解決への取組も必要である。

2020 年（平成 32 年）というターニングポイントまで、さらにその先の復興・再生支援について、東京都が果たす役割は非常に重要ものになるであろう。都職員として、また一個人としても、被災自治体に寄り添い、その復興・再生を見守り、これからも応援し続けていこうと思う。

東京都被災地支援福島県事務所の入口にて

東日本大震災等における東京都支援活動報告書

平成 30 年 3 月

登録番号（29）第 164 号

編　集　発　行　東京都総務局復興支援対策部
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号　〒 163-8001
電話　03（5321）1111（都庁代表）内線 24-183
03（5388）2368（ダイヤルイン）

デザイン・編集　株式会社モモデザイン
電話　03（5303）2790

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を
使用しています

VEGETABLE OIL INK

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。